

平成 2 9 年

## 第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 9 年 2 月 2 8 日開会  
平成 2 9 年 3 月 1 7 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

2 月 2 8 日

平成29年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成29年2月28日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第4 議案第1号 平成28年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第2号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第3号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第4号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第5号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第7号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第8号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 平成28年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第12号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第13号 北杜市小淵沢駅交流施設条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 北杜市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第18 議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 北杜市個人情報保護条例及び北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 北杜市林業休養センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 北杜市営子育て支援住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 北杜市財産区管理会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 峡北広域行政事務組合の共同処理する事務及び事務所の位置の変更に伴う峡北広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度北杜市一般会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度北杜市土地開発事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度北杜市明野財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度北杜市須玉財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度北杜市高根財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度北杜市長坂財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度北杜市大泉財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度北杜市白州財産区特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度北杜市武川財産区特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
- 日程第 5 2 請願第 1 号 中部横断自動車道(長坂~八千穂)の早期実現を求める請願書
- 日程第 5 3 請願第 2 号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願

2.出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	坂本吉彦	企画部長	濱井和博
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	浅川一彦	会計管理者	五味正
監査委員事務局長	横森弘一	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	篠原直樹	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	手塚清作	小淵沢総合支所長	岩波信司
白州総合支所長	神宮司浩	武川総合支所長	秋山広志
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長	植村武彦		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	高橋一成
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開会 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

議員ならびに執行部の皆さまには年度末を控え大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

平成29年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今月20日にNPO法人 ふるさと回帰支援センターが発表した平成28年の移住希望先ランキングで山梨県が2年ぶりにトップに返り咲きました。県内では相変わらず北杜市の人気が高く、誠にありがたいことでもあります。

移住といえば、かつては中高年のセカンドライフ移住が中心で自然環境がよいことが移住選択条件の第1位でありました。しかしながら平成26年に地方創生の動きが始まって以来、現役世代の若者の移住希望が増加し、これまでの田舎暮らしから地方都市に生活基盤のある地方暮らしという新しい要望が主流となりまして、現在では移住条件の第1位は就労の場があることに取って代わっております。

今後はこのようなさまざまな要求の変化を素早く、かつ的確に舵を切ることが地方には求められていると思います。

昨日、北杜市総合計画審議会が開催され、第2次北杜市総合計画前期基本計画の答申が市長に出されました。この中には社会経済状況の変化を的確に捉え、財政状況を見極めながら緊急度、優先度を踏まえて事務事業の推進に努めていただきたいとの意見が付されておりました。われわれ議会も超少子高齢化、また人口減少を目の当たりに北杜市の現状、将来を見据えた諸政策を執行部とともに進めていかなければならないと考えております。

さて、その中で本定例会は平成29年度の各会計の当初予算をはじめ補正予算や条例の制定、一部改正など数多くの議案が提案されており、一年の中でも最も重要な議会であります。

議員各位におかれましては健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして十分にご審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げます。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成29年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

最初に諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。

提出議案は報告1件、議案48件です。

次に本定例会において受理した請願は2件で、お手元に配布のとおりでございます。

次に監査委員から平成28年11月から平成29年1月実施分の例月現金出納検査、また定期監査および2月実施分の工事監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に2月2日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が甲府市において開催され、議員全員が参加いたしました。

次に2月8日に広報編集委員会行政視察研修が実施されました。

ここで広報編集委員会から研修報告をお願いいたします。

広報編集委員長 原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

平成29年2月28日  
北杜市議会議長 中嶋新様

広報編集委員会委員長 原堅志

広報編集委員会行政視察研修報告書

当委員会では、行政視察研修を行ったので次のとおり報告いたします。

日時 平成29年2月8日 水曜日 午前8時20分出発、午後5時着。

出席議員 委員長 原 堅志、副委員長 井出一司、進藤正文

委員 栗谷真吾、池田恭務、秋山真一、藤原 尚、志村 清、齊藤功文

議長 中嶋 新、副議長 保坂多枝子

また事務局3名。15名で研修に行っていました。

視察研修先

山梨県富士河口湖町（午前10時から11時30分）

町の概要

平成15年、1町2村が合併。人口2万6千人。面積158.40平方キロメートル。

次に山梨県身延町（午後2時から3時30分）

町の概要

平成16年、3町村が合併。人口1万2千人。面積301.98平方キロメートル。

研修テーマ 議会だより編集全般について。

研修の概要

1. 広報編集委員会について。
2. スケジュールについて。
3. 予算について。
4. 配布方法について。
5. 編集について。

細部につきましては、別紙報告のとおりです。

考察

富士河口湖町議会および身延町議会とも編集マニュアルを基本に編集作業を行って町民に親しまれる紙面作りを心がけている。

富士河口湖町議会では、自治会を通じて配布するほか町内のコンビニエンスストア、金融機関等の店舗に設置し議会だよりを読んでもらう努力をしております。

また身延町議会では、議会モニター制度を採用し町民の声を議会だよりに活かしております。今後の参考にしたいと考えます。

市民が議会活動をより身近に感じるよう、議会だよりを委員の皆さんで作りに上げていきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

ご苦労さまでした。

次に峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 福井俊克君、報告をお願いいたします。

○10番議員（福井俊克君）

それでは峡北広域行政事務組合議会臨時議会の報告を申し上げます。

平成29年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会報告書

平成29年第1回議会臨時会が1月30日に開催され、清水敏行議員、井出一司議員、原堅志議員、岡野淳議員、相吉正一議員、清水進議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席をいたしました。

審議しました議案の概要についてであります。

提出された議案は選挙案件1件、条例案件1件、補正予算案件4件、その他案件1件の計7案件であります。

まず、議長の選挙についてであります。

昨年11月に北杜市議会議員が改選されたことから議長選挙が行われ、指名推選により私、福井俊克が選出されました。

次に、条例案件についてであります。

議案第1号 峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

条例の内容は山梨県人事委員会の勧告に伴い、峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正するものであります。

次に、補正予算案件であります。

はじめに議案第2号 平成28年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,482万4千円とするものであります。補正の主な内容は、職員の給与改定および職員の人事異動に伴い給与等を増額補正したものであります。

次に議案第3号 平成28年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,817万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6,784万7千円とするものであります。補正の主な内容は、職員の給与改定に伴い給与および新庁舎建設事業に伴う電話移転工事費、備品購入費を増額補正したものであります。

次に議案第4号 平成28年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266万円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億9,484万4千円とするものであります。補正の主な内容は、職員の給与改定および職員の人事異動に伴い給与を減額補正したものであります。

次に議案第5号 平成28年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億151万円とするものであります。補正の主な内容は、職員の給与改定および職員の人事異動に伴い給与等を減額補正したものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第6号 工事請負変更契約の締結について（峡北広域行政事務組合 新庁舎建設工事）建

築工事))であります。

案件の内容は峡北広域行政事務組合 新庁舎建設工事費を増額する必要があることから請負契約を変更しようとするものであります。

以上7議案、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますのでご参照願います。

以上で報告を終わります。

○議長(中嶋新君)

ご苦労さまでした。

次に峡北地域広域水道企業団議会から報告があります。

峡北地域広域水道企業団議会 齊藤功文君、報告をお願いいたします。

○9番議員(齊藤功文君)

平成29年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会報告書

平成29年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会が2月27日に企業団事務所において開催され、池田恭務議員、秋山真一議員、藤原尚議員、志村清議員、加藤紀雄議員、坂本静議員と私の7名が出席しました。

今定例会では、昨年11月に行われた北杜市議会議員選挙後の議会構成の改変に伴い副議長選挙が行われ、指名推選により私が選出されました。

一般質問には北杜市選出の志村清議員が質問に立ち、塩川系水質の安全性について質問を行いました。

今定例会に企業長から提出された案件は承認案件1件、条例案件1件、予算案件2件、同意案件2件の計6件でありました。

まず、承認案件についてであります。

承認第1号 峡北地域広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

人事院勧告および山梨県人事委員会の勧告に鑑み、峡北地域広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を専決処分したことから、議会に報告し承認を求めたものであります。

次に、条例案件についてであります。

議案第1号 峡北地域広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

条例の内容は地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、峡北地域広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、予算案件であります。

はじめに議案第2号 平成28年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正予算は収益的収支においては収入を550万8千円増額し、総額14億6,590万8千円とし、資本的収支においては事業費確定に伴い支出を1億220万1千円減額し総額3億8,508万2千円とするものであります。

次に議案第3号 平成29年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算について

であります。

平成29年度予算につきましては、3条予算では収益的収入の予定額を14億3,173万9千円とし、これに対して収益的支出の予定額は12億5,984万6千円となっております。

また4条予算では資本的収入の予定額を1,988万5千円とし、前年度に比較すると860万4千円の減額となり、建設改良費と企業債元金償還分を合わせた資本的支出の予算額を3億9千万2千円とし、前年度に比較すると9,728万1千円の減額となっております。

次に、同意案件であります。

はじめに同意第1号 峡北地域広域水道企業団監査委員の選任については監査委員 工藤昇氏の任期満了に伴い、後任の選定について同意を求める必要があることから新たに山口光茂氏を選任したものであります。

次に同意第2号 峡北地域広域水道企業団監査委員の選任については監査委員 五味武彦氏の辞任に伴い、後任の選定について同意を求める必要があることから新たに金丸幸司氏を選任したものであります。

以上、今回渡辺企業長から提出されました議案等につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

次に山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 岡野淳君、報告をお願いいたします。

○13番議員（岡野淳君）

山梨県後期高齢者医療広域連合議会、報告をいたします。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年第1回定例会報告書

平成29年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、2月17日に山梨県自治会館1階講堂において開催され、私が出席いたしました。

提出された案件は条例案件2件、補正予算案件2件、当初予算案件2件の計6件であります。

まず、条例案件であります。

はじめに議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例の内容は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について条例を改正するものであります。

次に議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例の内容は後期高齢者医療制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から被保険者均等割額の軽減、所得の少ない者にかかる所得割額の軽減および被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減について見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、補正予算案件であります。

はじめに議案第3号 平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ増額、減額せず歳出予算の組み替えを行うものであります。補正の主な内容は公会計システム委託料を減額し、特別会計繰出金および基金積立金を増額して予算の組み替えを行うものであります。

次に議案第4号 平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ363万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を989億3,948万2千円とするものであります。補正の主な内容は保険事業費を増額し、国庫への償還金を減額するものであります。

次に、当初予算案件であります。

はじめに議案第5号 平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,938万2千円とするものであります。主な歳出は、派遣元市町村職員給与等負担金および特別会計事務費繰出金であります。

次に議案第6号 平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ993億6,870万2千円とするものであります。主な歳出は保険給付費であります。

以上6議案、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

報告は以上でございます。

○議長(中嶋新君)

大変ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(中嶋新君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

7番議員 井出一司君

8番議員 志村 清君

9番議員 齊藤功文君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月28日から3月17日までの18日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの18日間に決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)から日程第51 議案第48号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算までの49件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

改めまして、おはようございます。

平成29年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の冬は先月の大寒波をはじめ、大泉で1月の観測史上最大の風速を記録するなど異常気象が心配されますが、これまで大きな被害もなく安心しております。桜の時季、春の訪れが待ち遠しいところであります。

桜といえば昨日、武川町の宇宙神代桜の種子から育成した苗木を阪神・淡路大震災と東日本大震災で被災された兵庫県および福島県楢葉町、岩手県洋野町へ送る宇宙神代桜 子桜の苗木贈呈式を行いました。被災地の一日も早い復興を願うところであります。

さて国ではアベノミクス、三本の矢などの成果により名目のGDPが9%成長し中小規模事業者の倒産は26年ぶりの低水準となり、ベースアップが3年連続で実現、さらには史上初めて全都道府県で有効求人倍率が1倍を超え確実に経済の好循環が生まれたものとしております。

このような中で今後も地方の意欲的なチャレンジに対し、自由度の高い地方創生交付金によって後押しを行い、地方発意による地方のための分権改革を推進することとしております。

県においては後藤県政が3年目を迎え、総合計画や総合戦略などの実行を充実・加速する年と位置づけるとともに2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2027年の品川~名古屋間のリニア中央新幹線の開業、中部横断自動車道の全線開通などに向け、これらの効果を県の成長に生かし経済全体へ波及する活動に取り組むとしております。

本市では国・県の動向を注視する中で、関係機関と情報を共有するとともに第2次北杜市総合計画を柱に北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく施策の評価や改善を踏まえ、優先順位をつけ重点的かつ効果的に事業を実施し移住定住や地域の活性化などを促進することにより人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現と市民一人ひとりが輝ける“愛でつながる北杜市”を目指してまいります。

ところで、子どもたちをはじめとした市民や企業による多くの優れた活躍に大変喜んだところであります。

大泉町の八ヶ岳ロイヤルホテルが、全国の宿泊施設が提供する朝食の日本一を決める朝ごはんフェスティバル2016において審査員特別賞を、谷桜酒造の純米大吟醸サクラサクラがア

ジア最大級の国際品評会日本酒部門において最高賞を、武川町の小池まき子さんが健やか山梨21推進大会において県民の健康づくりに貢献したことが評価され、食生活改善功労者知事表彰を、長坂町の小粥隆弘さんがツイッター上で虫や鳥など1万5千件の質問へ回答を続けていることが評価され、環境省のグッド・ライフ・アワード特別賞をそれぞれ受賞されました。

子どもたちの活躍においては、高根東小学校が20年連続県大会優勝を誇る自転車大会への出場をはじめ長年にわたる交通安全教育の功績が認められ、第57回全国交通安全国民運動中央大会において交通安全優良校表彰を、高根清里小学校が毎年ポール・ラッシュ祭に参加し木工品の配布や栽培したピオラの販売などを通じて、観光客への優れたおもてなしを実践していることが評価され、おもてなしのやまなし知事表彰を、白州中学校が災害時に自立避難が難しい要援護者を把握するためのお助けマップを作成する活動が評価され、ぼうさい甲子園において奨励賞を、長坂小学校6年生、川名優子さんが食べてみたい夢のケーキを描くコンテストドリームケーキプロジェクトにおいて最高賞を、甲陵中学校3年生、佐藤瑞木さんが尾白川流域に住む動物の肩甲骨を研究テーマに第1回大村智自然科学賞をそれぞれ受賞されました。なお、共に受賞の葺崎高校3年生、小澤佳弘さんは武川町の出身と聞いております。

さらに甲陵高校2年生、林洋平さんと小澤公弥さんのチームが第11回全国高校生金融経済クイズ選手権エコノミクス甲子園山梨大会において優勝するとともに北杜高校3年生の北原仁さんがお薦めの本を紹介し、読みたい本を投票で決める全国高校ビブリオバトル2016決勝大会で優勝し、見事日本一に輝きました。

また、冬のスポーツにおいては県小中学生スケート選手権で泉中学校3年生の佐藤天海さん、2年生の石川愛実さん、小淵沢小学校6年生の小林咲喜さんがそれぞれ総合優勝し、県高校総合体育大会スキー競技では北杜高校2年生、佐藤大気さんが2種目で優勝するとともに第8回札幌冬季アジア大会スノーボード競技において、高根町出身の神野愼之介さんが銅メダルを獲得しました。

このようにさまざまな分野において頑張る多くの皆さまに拍手を送り、今後のますますの活躍を期待するとともに、子どもたちを支えていただいている多くの方々から感謝を申し上げます。

一方、国民保養温泉地に指定されている増富ラジウム温泉郷が温泉総選挙2016スポーツリハビリ部門第3位を受賞しました。疲労回復効果、自然環境を生かした湯治や農業体験の展開をはじめ武田信玄の隠し湯とされる伝統的な湯治場であることが評価されたものであります。

また毎年、高い評価をいただいております梨北米が平成28年産の食味ランキングにおいて5年連続して最高ランクの特Aの称号をいただきました。

これら関係する皆さまのたゆまぬご努力、ご苦労に敬意を表するとともに観光・農業施策を進めている本市にとって大変喜ばしく誇りに思うところであります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、地方創生への取り組みについてであります。

昨年採択されました地方創生推進交付金を活用し、須玉町増富地区の地域住民により構成されている増富地域再生協議会を中心に、ラジウム温泉を生かした地方における雇用の創出や人の流れによる地域活性化に取り組んでいただいております。

今月2日、その取り組みのさらなる推進に当たり、健康分野において高い知見を有する富士河口湖町の学校法人 富士修紅学院健康科学大学と市において、地域資源を生かした健康増進

等のプログラムの構築などを実現するため、連携協定を締結いたしました。

第一弾として10日から3日間の日程で、ラジウム温泉を活用した冷えに対する実証研究が行われ、一定の効果が表れたと伺っております。

今後も本市の地域資源を有効利用した新たな取り組みの構築・メニュー化などにより市民の健康増進等に期待するところであります。

一方で、経済団体や教育機関等で組織される北杜市雇用創造協議会により働く人・働きたい人にとってもより魅力ある市となるよう、さまざまな施策に取り組んでいただいております。その中で、今月から来月にかけて連続で実施されている事業主・創業希望者や求職者を対象とする各種講座などが好評を得ているところであります。

市としてもこれらの取り組みの後押しとなるべく、先月26日の市政報告会において北杜・イクボス宣言をいたしました。この宣言は生活と仕事との調和の実現を目指すことを目的としており、ふるさと北杜のさらなる創生につながるものと信じております。

このように地方創生にかかる新たな取り組みを始めたところでありますが先般、ふるさと回帰支援センターが発表した2016年移住希望先ランキングによると、山梨県が2年ぶりにトップへ返り咲くとともに移住希望者に高い人気がある雑誌ランキングで、北杜市が若い世代の移住希望先全国第3位という高い評価をいただきました。

大変名誉なことでありますので、引き続き総合戦略に掲げる各種施策を推進してまいります。次に、子育て世代包括支援センターについてであります。

本年度進めてきた市保健センターの改修工事が今月完了するところであります。同センター内には子育て世代包括支援センターを開設することから、4月1日には子育て中の親子もお招きし開所式を開催いたします。

今後は子育ての中心となる施設として多くの皆さまにご利用いただけるよう、ほくとっこ元気課を創設し各種事業の充実を図ってまいります。

なお、隣接するふれあい公園のトイレ整備を現在進めているところであり、子育て世代だけでなく幅広い年齢層の皆さまが集い、ふれあう場としてご活用いただきたいと考えております。

次に、保育園の状況についてであります。

平成29年度の保育園、認定こども園における受け入れ園児数については、市外への広域入所を含め1,137名で本年度と比べると少子化の影響から77名減少しています。しかしながら、保育料第2子以降完全無料化の実施により3歳未満児の入園率は増加しているところであり、出産後の早期の職場復帰など保護者が働きやすい環境づくりの効果が表れていると捉えております。

このような状況の中、市立保育園においては保育の充実や処遇改善の見直しによる保育士の確保を図るなど保育環境の整備を進めているところでありますが、施設面においては老朽化が進んでおり、平成29年度はいずれも保育園の建て替えのための実施設計等を行うとともに計画的な整備を図る必要があることから、北杜市立保育園施設整備計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通網形成計画の策定についてであります。

人口減少、高齢化が進む中で高齢者を中心とした移動困難な方の日常生活における足の確保がますます重要となっていることから、平成29年度は持続可能な公共交通の一体的な整備と活性化のための方策を示す北杜市地域公共交通網形成計画を策定したいと考えております。

計画の策定に当たっては、地域の現状を分析するとともに市民の意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、計画に反映させてまいりたいと考えております。

本市にとって望ましい公共交通網の姿をしっかりと市民の皆さまにお示しする中で、さらなる生活の足の確保に向け、持続可能な公共交通の構築に取り組んでまいります。

次に、地域包括ケアシステムについてであります。

高齢者が元気に住み慣れた地域で、いつまでも安全・安心に暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムの構築が求められています。

システム構築に当たっては、医療や介護だけでなく高齢者の移動・外出等の生活支援が喫緊の課題であり、その対応が急務となっていることから要支援者等に対する移動・外出支援などを効果的かつ効率的に行う組織、団体等の育成を目的としたモデル事業を平成29年度に実施したいと考えております。また認知症高齢者の増加が予測される中、認知症の方、ならびにその家族が気軽に集える認知症カフェを関係機関の協力のもと身近な場所で開催できるよう進めてまいります。さらに本年度、認知症の早期診断・早期対応を目的に認知症初期集中支援チームを甲陽病院に設置したところでありますが、平成29年度は塩川病院にも設置を予定しております。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援体制の整備に努めてまいります。

次に商工振興についてであります。

国の認定を受けて策定した北杜市創業支援事業計画に基づき、地域産業の活性化と雇用の創出を目的に創業促進支援事業を展開しております。

平成29年度は引き続き北杜市商工会、市内金融機関、やまなし産業支援機構、山梨県信用保証協会などと連携した北杜市創業支援ネットワークを活用して、特に創業という働き方を希望する女性や若者、移住者等を支援するため、経営知識を習得する講座の開催や女性起業家交流会などを計画し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また女性の雇用機会の拡大を図るため、女性の活躍支援事業として女性の活躍事例紹介パンフレットの作成や女子学生等の求職者に対し、北杜で働く魅力やライフスタイルに合った働き方などを伝える就活女子会を開催するほか結婚や出産、子育てを経て再び働きたいと希望する女性の就業を支援してまいりたいと考えております。

次に、公営アカデミーについてであります。

子どもたちの成長の過程においては学校での学習をはじめ、さまざまな人と接し日常生活の中で学び体験することが大変重要であります。このようなことから、平成29年度は公営アカデミーの取り組みとして、子どもたちの学習支援に協力していただける地域の方々や教員OB等による仮称、学習応援人材バンクを設立し、多彩な学びの場を創出してまいります。具体的には現在実施している放課後子ども教室において、豊かな自然を活用した遊びや地域住民との交流を一層図るとともに放課後児童クラブと連携し、学習面での応援にも取り組んでまいりたいと考えております。

また中学生を対象とした夏休みの学習応援をはじめ、生活に困窮する世帯や生活保護世帯の児童生徒に対して長期の休みを中心に自主的な学習を応援することにより、学ぶ喜びや達成感を感じる取り組みを行ってまいります。これらの公営アカデミーを推進することにより、子どもたちがふるさと北杜を身近に感じ北杜に住み続けたい、戻ってきたいといった愛郷心が深まるものと考えております。

次に朝ごはんプロジェクトについてであります。

北杜市の豊かな自然環境のもと育てられた農畜産物や食文化を次世代へ継承し、市民の健康を増進するとともに多くの人々に北杜市の食を届ける安全・安心日本の台所朝ごはんプロジェクトを行ってまいります。平成29年度は従来の中中学生を対象とした、おはよう朝ごはんコンテストに加え、プロ部門として市民や事業者等を対象に朝ごはんメニューを公募する朝ごはんグランプリを開催し地産地消、食育など食の情報発信やブランド化を推進してまいりたいと考えております。

次に東京オリンピック・パラリンピックについてであります。

2020年の東京大会開催に向けてスポーツ振興および交流、さらには人的・経済的・文化的な相互交流を図り、地域の活性化を推進するため事前合宿誘致活動を行っております。すでにIOC（国際オリンピック組織委員会）の公認キャンプガイドブックで、バレーボールについては市立白州体育館、BMXいわゆる自転車モトクロスについては長坂町小荒間の民間施設が紹介されており、東京からのアクセスの良さ、恵まれた自然環境など北杜市が合宿に適したまちであることが世界に発信されていますので、平成29年度は事前合宿誘致の実現に向けて本格的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、芸術文化・スポーツ振興事業についてであります。

ハケ岳やまびこホールでは、今月11日に山梨県警察音楽隊と皇宮警察音楽隊ジョイントコンサートを開催し両音楽隊の迫力ある演奏、県警女性警察官で構成するカラーガード隊の華やかな演技、皇宮警察隊の刀を使った力強い舞が観客を魅了いたしました。

スポーツにおいては先月5日に第64回峡北スケート大会を開催し、今回は長野県富士見町の本郷スケートクラブからの参加をいただく中で、小中学生154人が日ごろの練習の成果を競い合ったところであります。また、21日にはオリンピック・スピードスケート銀メダリストの黒岩敏幸さんを講師に招きスケート教室を開催し、小中学生の指導を行っていただきました。将来、市内の子どもたちの中から日本スケート界を担う選手が育ってくれることを願っております。

今後も市内に在住する芸術家、文化人、アスリートなどのネットワークも活用する中で、ふるさとに居ながらにして一流の芸術文化・スポーツに触れる機会を創出してまいります。

次に、被災者支援に関する協定についてであります。

大規模災害時には、市役所機能の低下が想定されることから北杜市業務継続計画により有事の際の対策を取ることとしております。しかし、災害の規模によっては通常業務を継続することが困難な場合が予測され、罹災証明書の発行などが遅れることも懸念されます。

このようなことを踏まえ、山梨県行政書士会から手続きの専門家である行政書士が災害発生直後から無料相談等の業務に携わり、市や被災者の支援のために協力したいとのご提案をいただきました。

市としても大変ありがたく災害時における行政機能を補完し、早期復旧につながる重要な業務であることから、今月1日に大規模災害時における被災者支援に関する協定の締結を行ったところであります。万が一、大規模災害等により市民が被災した際には、速やかに協力要請を行い相互に連携しながら被災者支援に当たってまいります。

次に、上下水道事業についてであります。

上下水道事業については、平成32年4月の公営企業会計への移行に向け業務の効率化と安

定した事業継続を図るため、本年4月から民間委託により料金徴収業務などを行う上下水道お客様センターを設置するとともに組織を再編し上下水道総務課、上下水道施設課および北部上下水道センターにより業務に当たってまいります。

また固定資産台帳の整備、施設の計画的な更新を進めるため、中長期整備計画およびアセットマネジメントの策定、公営企業会計システムの構築など地方公営企業法の適用へ向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

なお、下水道事業においては、処理場の統廃合計画に基づき処理場稼働率の向上と維持管理費の軽減を図るため、清里駅前処理場と下念場処理場を清里南部処理場へ統合する整備事業を進めてまいります。

次に、中部横断自動車道（長坂～八千穂間）についてであります。

先月28日、八ヶ岳やまびこホールにおいて北杜市議会議員中部横断自動車道推進の会主催による中部横断自動車道に関する意見交換会が約500人の参加者のもと開催されました。

私も会場の皆さまに市の考えを伝えるとともに意見交換の場にも立ち会い、ご意見をお伺いしたところであります。また今月8日には後藤山梨県知事と共に国土交通省に対し、市のこれまでの取り組みと併せ、この意見交換会の内容等を報告させていただきました。

今後も環境影響評価の手続きが速やかに進み一日も早く事業化が図られるよう、県および沿線市町村等と連携し地域の声を国に届けてまいります。

次に平成29年度の主な施策と予算について、第2次北杜市総合計画の8つの杜づくりの体系に沿いまして、ご説明申し上げます。

はじめに、教育・文化に輝く杜づくりについてであります。

原体験や実体験を重視した原っぱ教育のさらなる充実を図り、心身ともにすこやかで次世代を担う人材の育成と誰もが学びスポーツを楽しみ、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう生涯学習を推進します。公営アカデミーの一環として、新たに設置する学習応援人材バンクを活用した学習応援事業等を行う経費として233万6千円を高根地区3校の小学校統合に向け、校歌・校章の作成、児童等の事前交流を行うとともに本年度の2月補正予算に計上分と合わせて必要となる校舎、屋内プール、附帯施設などを整備することとし1億2,730万2千円をそれぞれ計上しております。

また本年度策定する小学校施設等中長期保全化計画に基づき、順次小学校の校舎や運動場の改修等を行う整備費として1億6,683万3千円を計上するとともに、中学校施設における中長期保全化計画も策定してまいります。

第2に産業を興し、富める杜づくりについてであります。

企業誘致等による地域経済活力の維持、安定雇用の確保をはじめ集落営農組織、新規就農者への支援、農業法人のさらなる誘致などによる農業振興を図るとともに本市の優位性をアピールした安全・安心日本の台所を推進します。

主な事業としては、山梨県農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を促進するため高根町小池・蔵原地区の基盤整備の経費として2億4千万円を、一定規模の投資および雇用条件を満たした工場等を新・増築する企業に対する産業立地事業費助成金として1,040万円を、市内企業の雇用と社員の定住を促進するため地域ニーズに合った市営住宅を白州町に整備する就業促進住宅の建築工事費として5億2,958万2千円を、また市内企業で働く女性によるほくと就活女子サポート隊を編成する中で、就活女子会開催などの経費として

350万円をそれぞれ計上しております。

第3に安全・安心で明るい杜づくりであります。

災害に強く安心して暮らせるよう地域防災力を強化するとともに、子どもたちを地域全体で支え誰もが充実した生活を送ることができる安全・安心のまちづくりを推進します。

主な事業としましては生活困窮者への支援を行うため、従来の支援事業のほか新たに学習支援と就労準備支援を行う事業経費として1,326万9千円を、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する住民主体の移動・外出支援などを目的としたモデル事業の経費として486万円を、子育て世代包括支援センターにおける利用者支援事業費として935万1千円を、子育て世代の住宅取得費用などへ助成する子育て世代マイホーム補助金として1億5千万円を、乳幼児を対象とした備蓄食糧品を整備する経費として207万9千円を、地域防災力の中核となる消防団へ女性消防団員を登用する経費として194万9千円をそれぞれ計上しております。

第4に基盤を整備し豊かな杜づくりについてであります。

市民が快適に暮らせるよう、社会資本の整備を進めるとともに公共交通ネットワークなどを検討し、魅力ある都市空間や居住環境の充実を図ります。

本年6月に完成予定の小淵沢駅の駅舎改築と9月に完成予定の駅前広場の再整備等を行う経費として3,119万6千円を、長坂駅のバリアフリー化整備の基本設計を行う経費として3,462万3千円を、空き家等対策事業において特定空き家等の認定、所有者などへの意向調査や指導・助言、勧告、命令等の行政行為を行う経費として856万3千円をそれぞれ計上しております。

第5に環境日本一の潤いの杜づくりについてであります。

世界に誇る水の山の基盤となる森林や水資源を保全・保護するとともに、資源循環型社会の構築を目指します。

平成29年度は従来の住宅用太陽光発電システムのほか、新たに家庭用太陽熱温水器など再生可能エネルギー設備の設置費用の一部を補助する経費として890万円を、再生可能エネルギービジョンに基づき、小水力発電地点調査業務委託や太陽光を利用したLED街路灯の設置などの経費として4,636万7千円をそれぞれ計上しております。また、南アルプスユネスコエコパーク推進事業では地域連絡会等と連携し、さらなる情報発信を行うとともに登山道整備等の経費として1,199万8千円を計上しております。

第6に交流を深め躍進の杜づくりについてであります。

八ヶ岳観光圏・定住自立圏などの地域間連携により、交流人口の増加を移住定住につなげるとともに企業、学校、金融機関等との連携をはじめ住民交流、国際交流などを推進してまいります。

主な事業としましては国際交流において韓国抱川市と職員の相互派遣、文化交流等に要する経費として509万5千円を、空き家バンク清掃費補助金として600万円を、結婚支援にかかる出会いサポートセンター運営事業費として601万7千円をそれぞれ計上しております。

第7に品格の高い感動の杜づくりについてであります。

本市の世界に誇る観光資源をブランド化するとともに一流の芸術・文化、スポーツに触れる機会の充実や文化財の調査保存等に努め次世代に継承してまいります。

平成29年度は世界に誇る水の山、北杜ブランドの魅力を周知するための情報発信活動等を

行う経費として2,079万円を、観光施設の安全かつ快適な利用により観光振興を図るため甲斐大泉駅前公衆トイレの整備、青年小屋公衆トイレへの太陽光発電設備の設置などを行う経費として7,524万5千円を、史跡梅之木遺跡の竪穴住居復元などを行う整備事業の最終年度として1億2,546万円を、共生ビジョンにおける文化芸術の鑑賞・体験機会の提供や演劇による文化芸術事業のほか、自主・共催事業などを行う経費として2,253万9千円をそれぞれ計上しております。

第8に連帯感のある和の杜づくりについてであります。

市民がまちづくりに参画する風土の形成と持続可能な行財政運営の確立、柔軟かつ迅速に対応できる行政組織づくりを目指します。

主な事業として北杜市の未来を語る集いについては既定予算での事業となりますが、地域団体や市民団体が集まる場所に私が出向いて意見交換をさせていただき、市政に役立てていくものであります。また、地域課題早期対応事業費1億円は軽微な道路修繕や看板設置・補修などハード面において、地域が抱えるさまざまな課題・要望に対してより迅速に対応できるよう、部局の枠を超え各総合支所で執行が可能となる新たな予算枠を創設するものであります。

さらに本年度策定する公共施設等総合管理計画に基づき、今後策定する施設ごとの個別計画の基礎資料とするため、市民アンケートなどを行う経費として247万6千円を計上しております。

以上、これら8つの杜づくりを政策の柱にこれまで以上に創意工夫を重ね、後世に誇れる北杜市を築いてまいります。

続きまして、提出案件の内容につきましてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は報告案件1件、補正予算案件12件、条例案件12件、平成29年度当初予算案件22件、その他案件2件の合計49案件であります。

はじめに報告第1号 専決処分の報告（損害賠償の額の決定）につきましては、地方自治法の規定により専決処分をしましたので議会に報告するものであります。

次に平成29年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

今回の予算の特徴を一言で表現いたしますと、予算規模を抑えつつ市民の一人ひとりが輝くよう子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツ、女性の活躍のそれぞれの分野に成長の種をまいた予算と言えるものであります。

平成29年度の財政状況を見ますと歳入面では地方交付税の段階的縮減が進む一方、市税収入は市民税・固定資産税ともに増加が見込まれ、引き続き財政調整基金の取り崩しを回避することができました。

歳出面では子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツ、女性の活躍の5つの分野の主要施策について重点的に推進するとともに、北杜市総合戦略および八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく少子化対策、定住促進に関する施策を積極的に実施するほか就業促進住宅の整備など本市の重要課題に的確に対応することとしております。

平成29年度は、こうした所要の財源を確保するとともに財政健全化の取り組みをより一層進めることとし、引き続き減債基金を活用して7億2千万円にのぼる市債の繰上償還を行うことといたしました。

その結果、平成29年度末の市債残高はピーク時の1,009億円から656億円に、基金残高は合併時の50億円から164億円に、全体の改善額は467億円程度となる見込みであ

ります。

努力と工夫を重ね限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることにより、市債の繰上償還を積極的に行いながらも3年目に入る交付税の段階的縮減に対応した予算としたところであります。

以上のような考えに基づき当初予算を編成しました結果、平成29年度北杜市一般会計予算の総額は279億2,491万9千円となっております。

次に補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第1号の平成28年度北杜市一般会計補正予算(第5号)については1億9,275万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344億4,784万5千円と定めるものであります。

主なものは歳入では市税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金などの増額と繰入金、市債の減額であります。

歳出につきましては国の経済対策補正に伴う高根統合小学校整備事業の増額、県支出金の内示に伴う農政関係補助金の増額、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致に向けた取り組みなどを計上しております。また公共事業等の事業費の確定による減額、不用額の整理などを行っております。

次に議案第2号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、事業額の確定に伴う不用額の精査等によるものであります。

次に議案第3号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、後期高齢者医療広域連合納付金および事務費納付金等の確定によるものであります。

次に議案第4号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、平成27年度の余剰金確定に伴い、支払準備基金への積立金を計上したものであります。

次に議案第5号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、国の追加補正に伴い、施設整備費を増額補正するものであります。

次に議案第6号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)および議案第7号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、いずれも額の確定ならびに不用額の精査などによるものであります。

次に議案第8号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第2号)につきましては事業の確定に伴い、基金への積立金を計上したものであります。

次に議案第9号 平成28年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)につきましては財源更正等を行ったものであります。

次に議案第10号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)につきましては事業の確定に伴い、基金への積立金を計上したものであります。

次に議案第11号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)につきましては事業費の確定に伴い、減額補正を行ったものであります。

次に議案第12号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては事業の確定に伴い、基金への積立金を計上したものであります。

続きまして、条例案件につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第13号 北杜市小淵沢駅交流施設条例の制定につきましては地域住民、観光客等の拠点施設として、小淵沢駅に設置する交流施設について公の施設として広く供するため

設置および管理について定める必要があることから条例を制定するものであります。

次に議案第14号 北杜市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては行政組織の見直しに伴い、審議会の庶務を行う課の名称を変更することから北杜市水資源の確保と保護に関する条例ほか3条例について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、本市から派遣されている職員の給与に関し勤務地での給与の均衡を図るため、地域手当を支給する必要があることから所要の改正を行うものであります。

次に議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、職員の育児休業等の対象となる子の範囲の拡大および介護休暇を分割して取得できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第17号 北杜市個人情報保護条例及び北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第18号 北杜市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に議案第19号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ひとり親家庭医療費助成の対象者の基準となる児童福祉法の一部改正に伴い、医療費を受けることができる者の根拠となる規定において所要の改正を行うものであります。

次に議案第20号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例につきましては北杜市立病児・病後児保育園の保育にかかる利用者負担額について、要保護世帯の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第21号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例につきましては、小淵沢駅前整備により小淵沢駅前観光案内所を駅舎内に移転することから、名称および位置について定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第22号 北杜市林業休養センター条例の一部を改正する条例につきましては、林業休養センターの附属施設である展示用住宅の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第23号 北杜市子育て支援住宅条例の一部を改正する条例につきましては、市内への定住促進を図るため、武川町内に建設している子育て支援住宅の名称および位置について定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に議案第24号 北杜市財産区管理会条例の一部を改正する条例につきましては日向矢窪山施業区恩賜林の一部を山梨県に返還することから、同財産区の管理委員の定数および財産を見直す必要があるため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、その他案件につきましても説明申し上げます。

はじめに議案第25号 峡北広域行政事務組合の共同処理する事務及び事務所の位置の変更に伴う峡北広域行政事務組合同規約の変更につきましては、同組合の共同処理する事務および事務所の位置の変更に伴い同組合同規約を変更する必要があるため、地方自治法の規定により構成関係市の議会の議決を求めるものであります。

次に議案第26号 市道路線の認定につきましては、県道駒ヶ岳公園線改良工事の完了に伴

い旧県道が市に移管されるため、市道路線の認定について道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時40分といたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

○議長（中嶋新君）

では休憩前に引き続き、再開いたします。

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております49件のうち議案第15号から議案第48号までの34件は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第48号までの34件につきましては会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次にただいま議題となっております報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、内容説明を担当部長に求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので報告するものであります。

提案理由は損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

報告案件は道路の管理瑕疵に係る案件1件であります。

2ページをお願いいたします。

専決第1号

道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日は平成29年1月10日であります。

損害賠償の額 8万4,056円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市須玉町在住の女性です。

損害賠償の理由 平成28年9月14日、午前4時50分ごろ、相手方の運転する車両が北杜市須玉町穴平5118番地2付近の市道東向・箕輪新町線を走行中に道路上の倒木に接触し車両前部のボンネット等を損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で報告第1号の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

日程第52 請願第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める請願書を議題といたします。

ここで紹介議員の趣旨説明を求めます。

21番議員、内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

請願第1号を朗読をもって説明いたします。

請願第1号

平成29年2月17日

北杜市議会議長 中嶋新殿

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める請願書

紹介議員

内田俊彦

千野秀一

相吉正一

加藤紀雄

清水敏行

秋山真一

保坂多枝子

1枚おめくりください。

請願者

住所 北杜市小淵沢町443

氏名 鈴木隆一

住所 北杜市小淵沢町5999

氏名 金丸正幸

住所 北杜市小淵沢町上笹尾2538-70

氏名 宮坂 清

住所 北杜市小淵沢町10097-3

氏名 高田一彦

住所 北杜市小淵沢町 3 6 3 0  
氏名 小林稔蔵

住所 北杜市明野町上手 4 2 5 6  
氏名 深沢 賢

住所 北杜市須玉町若神子 1 3 7 6  
氏名 松野弘太

住所 北杜市須玉町穴平 1 5 8 7 - 7  
氏名 大柴省一

住所 北杜市須玉町穴平 2 3 5 2  
氏名 坂本洸二

住所 北杜市須玉町穴平 2 6 0 6  
氏名 坂本 康

住所 北杜市長坂町長坂上条 2 3 4 9  
氏名 三井一公

住所 北杜市長坂町中丸 3 8 2 3  
氏名 井出敏子

住所 北杜市長坂町大井ヶ森 1 4 9 1 - 5  
氏名 伊藤玲子

住所 北杜市長坂町大八田 4 2 1 6 - 6  
氏名 永関英文

住所 北杜市長坂町長坂下条 1 5 1 4  
氏名 小林静明

住所 北杜市大泉町谷戸 3 7 3 8  
氏名 浅川 一

住所 北杜市大泉町西井出 8 2 4 0 - 2 2 6  
氏名 萩原英二

住所 北杜市大泉町西井出 8 2 4 0 - 9 2 3  
氏名 小針長男

住所 北杜市大泉町谷戸 3 8 0 0 - 1  
氏名 小池徳子

住所 北杜市大泉町谷戸 1 1 0 2  
氏名 松本達雄

住所 北杜市高根町長沢 2 1 4 2  
氏名 長田典美

住所 北杜市長坂町大八田 6 7 9 8 - 7  
氏名 長田春男

住所 北杜市高根町五町田 1 8 5 6 - 2  
氏名 田口富一

住所 北杜市須玉町大豆生田 5 0 1 - 1  
氏名 清水数章

住所 北杜市高根町箕輪3 1 5 2 - 1  
コーポドリモア1 0 1  
氏名 浅川 徹

住所 北杜市高根町村山西割9 6 9  
氏名 原 博司

住所 北杜市高根町村山西割2 1 2 7  
氏名 原 一元

住所 北杜市高根町村山西割2 1 2 7  
氏名 原富士子

住所 北杜市高根町村山西割2 1 1 3 - 1  
氏名 原 一志

住所 北杜市高根町村山西割3 2 5 2 - 3  
氏名 浅川 浩

住所 北杜市高根町村山北割1 4 7 0 - 2  
氏名 浅川浩美

住所 北杜市高根町長沢2 4 3 1 - 2  
氏名 輿水睦子

住所 北杜市高根町長沢6 4 0  
氏名 藤原 忠

住所 北杜市高根町長沢4 1 2 - 2  
氏名 長田正彦

住所 北杜市高根町清里3 5 4 5  
氏名 小須田稔

住所 北杜市高根町清里3 5 4 5 - 3 5 9 9 - 1 3  
氏名 桶本隆男

住所 北杜市高根町箕輪1 8 2 6  
氏名 清水春昭

住所 北杜市高根町村山北割3 2 6 8  
氏名 小島 久

住所 北杜市高根町村山北割3 6 8 6  
氏名 植松誠司

住所 北杜市高根町村山北割6 4 1  
氏名 浅川良一

住所 北杜市高根町五町田8 2 0  
氏名 小宮山ひろみ

住所 北杜市高根町清里3 5 4 5  
氏名 横森千恵子

住所 北杜市須玉町大蔵7 0 9 - 1  
氏名 櫻井一江

住所 北杜市長坂町長坂上条 2 0 7 5 - 1 8  
氏名 清水さゆり

住所 北杜市白州町白須 1 3 3 6  
氏名 大輪典子

住所 北杜市高根町清里 2 6 9 5  
氏名 浅川一紀

住所 北杜市小淵沢町松向 1 3 7 9 - 7 4  
氏名 櫻田春美

住所 北杜市高根町箕輪 1 7 2 5  
氏名 清水 武

住所 韮崎市藤井町駒井 3 5 5 0 - 2 6  
氏名 山口留美

住所 北杜市高根町下黒澤 1 6 0 8 - 2  
氏名 深澤智彦

住所 北杜市高根町箕輪 6 1 8 - 1  
氏名 仲田邦男

住所 北杜市高根町清里 3 4 6 6 - 7 1  
氏名 浅川克美

住所 北杜市須玉町穴平 5 4  
氏名 窪田千恵子

住所 北杜市長坂町長坂上条 2 0 9 2 - 3  
ラッキーハイツ 1 0 1 号室  
氏名 正露直己

住所 北杜市高根町村山西割 2 1 6 1  
氏名 原 絲代

( 請願の趣旨 )

中部横断自動車道(長坂~八千穂)の早期実現に向け、次の事項について必要な措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定による意見書を国会及び関係行政庁に提出していただきますよう請願します。

請願事項

- 1 中部横断自動車道(長坂~八千穂)間について、山梨県・長野県一体での環境影響評価の手続きを速やかに進め、事業の具体的な説明及び早期整備着手を図ること。
- 2 道路整備計画に当たっては、北杜市の恵まれた自然環境と景観に配慮し、地域の活性化に資するものであること。

1 枚おめぐりください。

( 請願の理由 )

中部横断自動車道は、災害発生時の鉄道、一般国道等が機能を発揮できかねない状況下において、「命をつなぐ道」として緊急輸送路としての役割を担うことは、東日本大震災及び熊本地震の教訓であり、今後想定される東海地震や富士山噴火等大規模災害時には、住民の安全・安心の確保に大きな期待が寄せられております。

また、首都圏、中部圏、近畿圏とも身近となり、地域の産業・経済の発展にとって静岡県から長野県まで全線開通することによる効果は大きなものであります。

しかしながら、長坂～八千穂間については、平成27年4月に計画段階評価が終了し、環境影響評価の方法書手続きに進む段階とのことであり、今後、より一層の進捗により、一日も早い全線開通を待ち望むと同時に、北杜市の魅力でもある景観等の自然環境に最大限配慮した整備計画が重要であります。

つきましては、国及び関係機関におかれましては、中部横断自動車道長坂～八千穂間の早期実現に向け、必要な措置を講じてくださいますようお願いするものであります。

以上でございます。ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります経済環境常任委員会へ付託します。

○議長（中嶋新君）

日程第53 請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

1番議員、栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

請願第2号

2017年2月17日

北杜市議会議長 中嶋新様

請願者

甲府市増坪477

生活クラブ生活協同組合山梨

理事長 上野しのぶ

紹介議員 栗谷真吾

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願

（請願の趣旨）

北杜市議会において、原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書を、政府、山梨県及び福島県に対して提出していただくよう請願いたします。

（請願の理由）

福島第一原発の事故は、発生から間もなく6年を迎えようとしています。しかし、現在も事故の収束の見通しも立たず、政府の原子力緊急事態宣言はいまだに解除されていません。

政府の原子力災害対策本部は、一昨年6月「復興の加速化」のもとに、避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りという、原発事故被災者に困難を強いる方針を出しました。福島県が公表した「被災者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、低い補償率で、わずか2年間で終えようとするものです。避難者にとって住宅はまさに「命綱」です。子どもが安心して毎日を送るた

めにも欠かせません。

多くの区域外避難者＝自主避難者、特に小さな子どもを持つ親たちは避難の継続を希望していますが、福島県による「住まいに関する意向調査」においても、打ち切り後の住宅がまだ決まっていない避難者も数多くいます。打ち切りの決定を受けて、全国の地方議会では避難者へ住宅無償提供期間の延長を求める意見書が次々と採択されています。さらに、避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体でも、住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めています。

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、原発事故子ども・被災者支援法）では、原発事故による被災者が居住、避難、帰還のいずれを選択する場合においても、「自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」と定め、国の責務として、避難先の住宅の確保に関する措置を定めています。

被災者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき保障されるべきことです。同法で想定されていなかった長期にわたる放射性物質による汚染・被ばくという原子力災害の特性に対処するため、原発事故子ども・被災者支援法に基づく抜本的な対策や災害救助法ではない新たな法制度が必要です。

原発事故からの生活再建には長い時間が必要であり、自主避難者はすでに避難地域で生活の基盤を築いています。経済的に厳しい状況におかれながらも懸命に生きている人たちの生活を支え子どもたちの未来への希望をつなぐために、意見書を提出くださるよう心よりお願いいたします。

（請願の項目）

- 1 原発事故による被災者向けの公営住宅や民間賃貸住宅などに引き続き入居を求める方々への無償住宅支援の延長を行うこと。
- 2 各自治体の公営住宅の空き家募集の際には優先的入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援すること。
- 3 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのため国の責任を定めた、「原発事故子ども・被災者支援法」を順守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

以上、朗読をもって説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります経済環境常任委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月10日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後12時00分

平成 2 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 0 日

平成29年第1回北杜市議会定例会（2日目）

平成29年3月10日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第1号 平成28年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第2号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第3号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第4号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第5号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第6号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第7号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第8号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第9号 平成28年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第10号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第11号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第12号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）

2.出席議員（21人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	13番	岡野淳
14番	相吉正一	15番	清水進
16番	野中真理子	17番	坂本静
18番	中嶋新	19番	保坂多枝子
20番	千野秀一	21番	内田俊彦
22番	秋山俊和		

3.欠席議員

12番 原 堅志

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26人)

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	坂本吉彦	企画部長	濱井和博
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	浅川一彦	会計管理者	五味正
監査委員事務局長	横森弘一	明野総合支所長	篠原直樹
須玉総合支所長	中田二照	高根総合支所長	植松広
長坂総合支所長	武井武文	大泉総合支所長	手塚清作
小淵沢総合支所長	岩波信司	白州総合支所長	神宮司浩
武川総合支所長	秋山広志	総務部次長	石井悠久
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	高橋一成
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお12番議員 原堅志君と小石農業委員会事務局長は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

ここで諸報告をいたします。

峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合 福井俊克君、報告をお願いいたします。

○10番議員（福井俊克君）

峡北広域行政事務組合議会からの報告を申し上げます。朗読をもって行います。

平成29年第1回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

平成29年第1回議会定例会が3月1日に開催され、清水敏行議員、井出一司議員、原堅志議員、岡野淳議員、相吉正一議員、清水進議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

審査しました議案の概要についてであります。

提出された議案は条例案件4件、予算案件7件、人事案件1件の計12案件であります。

まず、条例案件についてであります。

はじめに議案第7号 峡北広域行政事務組合人事行政の運営等の公表に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員法および地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、峡北広域行政事務組合人事行政の運営等の公表に関する条例、峡北広域行政事務組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例および峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正するものであります。

次に議案第8号 峡北広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

休職等、育児休業および派遣により所属において常時勤務しない職員を定数外とすることに伴い、峡北広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するものであります。

次に議案第9号 峡北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、峡北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例および峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に議案第10号 峡北広域行政事務組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

組合庁舎の移転に伴う峡北広域行政事務組合消防本部および葦崎消防署の住所を変更する必要があることから、峡北広域行政事務組合消防本部および消防署の設置に関する条例の一部を

改正するものであります。

次に予算案件についてであります。

はじめに議案第11号 平成28年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ854万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億5,930万4千円とするものであります。補正の主な内容は各委託業務の契約および高規格救急自動車購入契約等の金額が確定したことから差額を減額するものであります。

次に議案第12号 平成28年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,839万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億644万5千円とするものであります。補正の主な内容は施設内の節電による電気料および新ごみ処理施設建設事業が年度内に各種委託業務に着手できないことによる減額であります。また余剰財源については財政調整基金積立金に積み立てるものであります。

次に議案第13号 平成28年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ289万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,861万1千円とするものであります。補正の主な内容は施設機械の修理等契約およびし尿処理施設整備基本計画策定業務委託等の金額の確定による減額であります。

次に議案第14号 平成29年度峡北広域行政事務組合一般会計予算についてであります。

一般会計の予算の総額は7,474万2千円で主な歳出は議員活動費、事務局職員の人件費、人事給与および情報ネットワーク管理事業および財務会計システム管理事業であります。

次に議案第15号 平成29年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計予算についてであります。

常備消防特別会計の予算の総額は13億9,753万5千円で、主な歳出は消防職員の人件費のほか高規格救急車および消防ポンプ自動車購入等であります。

次に議案第16号 平成29年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計予算についてであります。

ごみ処理特別会計の予算の総額は14億9,419万2千円で主な歳出は可燃処理施設、不燃処理施設の運営事業費、新ごみ処理施設建設事業費および可燃処理施設等の公債費であります。

なお、新ごみ処理施設建設事業について地域との協議が遅れている理由について質疑があり、現在のところ協議中であるため詳細についてはお示しできないとの回答でありました。

このことから議案第16号 平成29年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計予算についての付帯決議が北杜市選出の内田俊彦議員から提案され、当該予算の執行に当たり 龍岡町塵芥焼却場対策委員会との協定を平成29年11月30日までに締結すること。協定書の内容については事前に議会に報告および説明し承認を得ることの2点について、付帯決議を付して議決されました。

次に議案第17号 平成29年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計予算についてであります。

し尿処理特別会計の予算の総額は9,283万6千円で、主な歳出は職員人件費およびし尿

処理施設の運営事業費であります。

次に人事案件、峡北広域行政事務組合監査委員の選出についてであります。

峡北広域行政事務組合監査委員 中山禎夫氏の任期が平成29年3月31日で任期満了になることに伴い、後任者の選任について議会の同意を得る必要があるため提出されたものであります。新たに佐野政利氏を監査委員に選任したものであります。

以上12案件、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上をもって報告とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

ご苦労さまでした。

以上で報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し込みがあり、これを許可いたしましたのでご了承願います。これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 議案第1号 平成28年度北杜市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

それでは説明させていただきます。

議案第1号 平成28年度北杜市一般会計補正予算書（第5号）をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,275万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を344億4,784万5千円とするものでございます。

次に10ページをご覧ください。第2表 繰越明許費補正でございます。

追加といたしましてまず2款1項総務管理費、民事訴訟に係る弁護士業務委託32万4千円は北杜市立介護老人保健施設 しおかわ福寿の里にかかる損害賠償請求事件において訴訟の長期化が予想され、年度内に結審する見込みがないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項個人番号制度事業439万8千円は、個人番号カード作成について国の追加方針に伴い年度内での事業完了が困難となったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項支所財産管理事業9,218万9千円は高根総合支所における庁舎屋根、外壁防水改修について、設計工事の全体工期より年度内完成が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に6款1項農業費、農業施設管理事業1,440万6千円は高根クラインガルテンの体験棟増築工事において、関係機関等との調整に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項農業振興事業3億7,470万1千円は、補助事業者が行う対象施設等の整備について年度内での事業完了が困難となったこと、県補助金の内示が年度内での事業完了が困

難な時期であったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項畜産振興事業321万5千円は、県補助金の内示が年度内での事業完了が困難な時期であったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項県営土地改良事業1億3,005万5千円は、関係機関等との調整に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に7款1項商工費、観光振興事業2千万円は市が負担する清里ピクニックバスの購入費用について、全国的なバス需要の増加により事業実施主体への年度内の納車が困難となったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項観光施設管理事業5,928万8千円は、尾白川渓谷駐車場整備工事および川俣川渓谷獅子岩橋整備工事において、関連施設の移設や関係機関等との調整などに不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に8款2項道路橋梁費、道路維持補修事業560万円は旧市道金ノ手・花水線落石防護柵設置工事において対策を要する工事箇所の拡大等により、年度内の完成が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項市単道路新設改良事業6,570万円は、市道須玉東向7号線ほか4路線の道路工事において、用地交渉等に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項防災・安全社会資本整備交付金事業(交安)424万円は、市道台ヶ原白須2号線道路工事において、用地交渉などに不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款5項都市計画費、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業10億8,509万9千円はJRに委託して実施する駅舎改築等において、関係者との協議に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に10款2項小学校費、高根統合小学校整備事業7億4,905万6千円は国庫補助金の内示が年度内での事業完了が困難な時期であったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款5項保健体育費、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業345万5千円は誘致相手国の決定に向けた事前交渉に相当の日数を要すると見込まれ、年度内での事業完了が困難であることから繰越明許費を設定するものでございます。

11ページをご覧ください。

変更といたしまして6款1項農業費、団体営土地改良事業の2億6千万円を1億9,890万円増額し4億5,890万円とするものは須玉町前堰水路改修工事において関係者等との協議に不測の日数を要したことから繰越明許費を変更するものでございます。

8款2項道路橋梁費、防災・安全社会資本整備交付金(修繕)の1億4千万円を250万円増額し1億4,250万円とするものは中央自動車道にかかる歩道橋の修繕において関係機関との協議に不測の日数を要したことから繰越明許費を変更するものでございます。

11款1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業の2千万円を1千万円減額し1千万円とするものは国の災害査定の結果、工法等が変更となったことから繰越明許費を変更するものでございます。

次に12ページをご覧ください。第3表 地方債補正でございます。

変更といたしまして合併特例事業債を9億8,380万円増額し限度額を49億5,180万円に、過疎対策事業債を8億8,960万円減額し限度額を2億5,790万円とし、臨時財政対策債を9億9千万円全額減額するとともに緊急防災・減災事業債を890万円減額し限度額を1億5,800万円とし発行限度額の計を53億6,770万円とするものでございます。

各事業債の増減は今回、計上した高根統合小学校整備に合併特例事業債を充当すること、当初予算において過疎対策事業債を充当していた須玉小学校大規模改修事業について合併特例事業債へ財源更正を行ったことおよび事業費の確定、不用額の整理に伴うものでございます。また臨時財政対策債につきましては、今年度の事業に充当する一般財源の総額を市税などの臨時財政対策債以外の財源で確保できる見込みとなったことから、その全額を減額するものでございます。

次にお手数ですが2ページ、3ページにお戻りください。

歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたします。

はじめに歳入でございます。

1款市税における1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税の増額、6項入湯税の減額、合わせて5億3,449万8千円の増額につきましては決算見込み額による補正でございます。

3款1項利子割交付金200万円の増額および6款1項地方消費税交付金2,346万7千円の増額は交付金の決定見込み額に伴うものでございます。

9款1項地方特例交付金407万7千円の増額は交付額の決定に伴うものでございます。

10款1項地方交付税2億8,963万9千円の増額は、普通交付税の交付額の決定に伴うものでございます。

12款1項分担金4,765万1千円の増額は県営土地改良事業の受益者分担金の増によるものでございます。

13款1項使用料284万3千円の増額は、高等学校就学支援金などの学校使用料の増などによるものでございます。

14款1項国庫負担金1,154万3千円の減額は障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金の減などによるものでございます。

2項国庫補助金2億723万6千円の増額は、小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業に充当する社会資本整備総合交付金、高根統合小学校整備事業に充当する公立学校施設整備費補助金の増などによるものでございます。

15款1項県負担金2,571万1千円の減額は保育所運営費負担金、後期高齢者保険基盤安定負担金の減などによるものでございます。

2項県補助金1億2,262万4千円の増額は、産地パワーアップ事業費補助金などの農業費補助金の増などによるものでございます。

3項県委託金1,096万3千円の減額は圃場整備換地委託金、参議院選挙費委託金の減などによるものでございます。

16款2項財産売払収入382万4千円の増額は不動産売払収入でございます。

17款1項寄附金446万1千円の増額は個人や企業からの指定寄附金などでございます。

18款2項基金繰入金12億9,959万2千円の減額は、減債基金と公共施設整備基金の取り崩しを可能な限り抑制するため当初予算計上額から減債基金を約9億円減額、公共施設整備基金を約4億円減額することなどによるものでございます。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

1 9 款 1 項繰越金 1 2 億 3 2 0 万 8 千円の増額は決算剰余金の確定に伴うものでございます。  
2 0 款 1 項延滞金、加算金及び過料 3 7 0 万円の増額は市税の滞納金でございます。5 項雑入 4 7 5 万 6 千円の増額は、市町村振興宝くじに関する交付金の決定に伴う増などによるものでございます。

2 1 款 1 項市債 9 億 4 7 0 万円の減額は高根統合小学校整備への合併特例事業債の充当、当初予算において過疎対策事業債を充当していた須玉小学校大規模改修事業について合併特例事業債への財源更正、臨時財政対策債の全額の減額、事業費の確定、不用額の整理などによるものでございます。

次に 6 ページ、7 ページをご覧ください。歳出でございます。

2 款 1 項総務管理費 4 , 4 8 4 万 9 千円の減額は庁舎の屋根、外壁防水改修により高根支所費が増となった一方で、自治体情報システム強靱化などのシステム関係経費や市民バス運行費が減となったことなどによるものでございます。

4 項選挙費 3 , 0 3 4 万 5 千円の減額は参議院議員選挙費、市長・市議会議員選挙費の不用額でございます。

3 款 1 項社会福祉費 8 , 7 4 3 万 1 千円の減額は、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計に対する繰出金や障害者福祉費の減などによるものでございます。

2 項児童福祉費 8 , 1 0 1 万 5 千円の減額は児童手当支給費や保育所費の減などによるものでございます。

4 款 1 項保健衛生費 2 , 2 6 1 万 4 千円の減額は感染症予防事業費の減などによるものでございます。

6 款 1 項農業費 1 億 6 , 1 6 3 万 1 千円の増額は、道の駅こぶちさわ駐車場整備に関する食育推進費や農業集落排水事業特別会計への繰出金が減となった一方で、県営土地改良事業費や県支出金の内示に伴う農政関係補助金が増となったことによるものでございます。

2 項林業費 1 , 1 8 8 万 5 千円の減額はニホンジカ、イノシシの捕獲頭数の減少に伴う林業総務管理費の減などによるものでございます。

7 款 1 項商工費 3 , 6 3 9 万円の減額は事業費の確定に伴う観光振興費や指定管理施設費の減などによるものでございます。

8 款 2 項道路橋梁費 1 億 3 , 6 4 4 万 8 千円の減額は事業費の確定に伴う市単道路新設改良費、交付金道路新設改良費の減によるものでございます。

4 項住宅費 2 , 5 0 2 万 7 千円の減額は事業費の確定に伴う住宅計画策定費、住宅維持補修費などの減によるものでございます。

5 項都市計画費 1 , 8 7 8 万 7 千円の減額は下水道事業特別会計繰出金の減などによるものでございます。

1 0 款 2 項小学校費 6 億 3 , 7 1 0 万 2 千円の増額は、事業費の確定などにより小学校施設整備などが減となった一方、国庫補助金の前倒しに伴い高根統合小学校事業費が増となったことによるものでございます。

3 項中学校費 1 , 6 9 0 万 8 千円の減額は事業費の確定などにより中学校施設整備費などが減となったことによるものでございます。

4 項社会教育費 2 , 8 5 7 万円の減額は事業費の確定に伴う社会教育施設費の減などによる

ものがございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

5項保健体育費1,950万9千円の減額は東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業が増となった一方、各給食センター費の不用額の積み上げにより減となったことによるもの  
でございます。

6項高等学校費1,710万3千円の減額は甲陵高等学校費の授業費確定に伴う不用額  
でございます。

12款1項公債費1,362万1千円の減額は市債借入額の確定に伴う償還利子の減など  
でございます。

13款2項基金費723万3千円の増額は芸術文化・スポーツ振興基金への寄附金などの積  
み立てが553万6千円の増、環境保全基金への寄附金などの積み立てが114万8千円の増、  
明野永井原太陽光発電設備基金が336万7千円の増となったことなどによるものでございま  
す。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

予算書の53ページ、54ページなんですけど2款1項8目支所及び出張所費、この中の13節  
委託料258万3千円、15節工事請負費8,924万2千円、合わせて9,182万5千円  
が計上されているわけですよ。これが高根総合支所の天井と外壁の修繕だという説明は分か  
ります。一方で繰越明許として、ほぼ同額の9,218万9千円が設定されているわけです。  
理由が年度内完成が困難というのは当たり前ですよ、3月に補正を盛って年度内にできるわ  
けがないので。単純になぜこの時期に補正でやらなくてはいけないのかということが不思議な  
んです。1週間後には当初予算の審議があるわけで、これは予定ですけども通るわけですよ  
ね。なぜ来年度当初でやらないのか。補正でやるのと当初予算でやるのとで何がどう違うのか、  
何がどう変わるのかというのがよく分からないんです。そこを教えていただけないかなと。

それからもう1点はこういうやり方というのは、会計処理のやり方として普通なのかどうか  
というのをちょっと教えてください。

○議長（中嶋新君）

説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

ただいまの岡野議員のご指摘につきまして補正と当初の違い、それから通常のやり方なのか  
どうかというご指摘でありますので、私のほうから答えさせていただきます。

予算は基本的に諸課題に対して適時適切にやるというのが基本的な考え方でありまして。今回、  
対象になります高根総合支所、これは言うまでもなく多くの市民の皆さまが日ごろ利用されて  
いるということ、それから災害時におきましてもその機能をしっかりと果たすべき大変重要な

施設だというふうに認識しております。

しかしここ数年、経年劣化に伴いまして雨漏りが発生をしております。支所においては職員が自ら浸水防止の処置を手作業でやったり、あるいは漏電防止ということでブレーカーを下げて遮断したりといったような対応を取りながら、平成27年は一部シートを張って経過観察をしながら、どうした対応が望ましいのかということと専門技術者と一緒に検討してまいりましたが、いよいよ屋根に全面的なシートを張らなければならないという結論を先般、得たところであります。

この雨漏りは見栄えが悪いということに留まらず、当然ご案内のとおり電気系統に接触した場合には漏電につながって、場合によっては市民あるいは職員への感電事故ですとか、それから、これはないことをあれなんですけども最悪の場合は火災の発災も懸念しなければいけない、大変危険な状況だというふうに認識しております。

補正予算と当初予算の関係では、発注の関係でいきますと1カ月ぐらいの差にすぎないとお考えになるかもしれませんが、さりとて一日でも早くそういった対応を取りたいという考えと、それから全体の工期でいきますと来シーズンの凍結するような、氷点下になるような時期より前になんとか工事を終わらせたいというような考えで、今回補正予算に計上させていただいたところであります。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

ほかに。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

同じく高根総合支所の修繕についての質問なんですけれども、今のご説明で大変、雨漏りとか緊急なものが必要だということは分かったんですけれども、例えば今現在、案ですけれども公共施設等総合管理計画の中で例えば集会施設などの場合、大規模改修とかがあったときに利用圏域を考慮した上で、統合とかいろいろなことをこれから考えていかなければいけないということがあると思います。例えば高根でしたら農村環境改善センターの集会所と支所を今後どうしていくかということも含めた中で大規模改修というのが行われるべきなんではないかと考えているんですが、そのあたりのことをご説明願えればと思います。

○議長（中嶋新君）

説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

ただいまの野中議員のご指摘にありますように抜本的な見直しを含めたもの、これはご指摘のとおり公共施設総合管理計画等において今後、不断の見直し等を図っていくと、これは変わってはいないんですけども、今回のものにつきましては日常の管理の範囲内において、目の前ですでに危険が察知されているといったような状況であり、そうした事故防止の観点から行う予防保全の、管理事業の一環として捉えております。

今の農村環境改善センター、その他、公共施設のあり方については公共施設総合管理計画に基づいて来年度以降も引き続き検討していくというような考えでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

ほかに質問はありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

先ほどの質問と重複する面があるんですが、今回、高根総合支所の大規模改修、屋根の防水工事が厳しいということで、今回3月補正にやむを得ない理由で盛ったと思うんですが本来、明許繰越とは地方自治法で定められていまして、最終予算経費のうち予算成立後の事由について年度内にその支出が終わらなかった場合、その場合と2つの理由があるんですね。予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができるとしています。今回、3月補正で9,200万円余り計上して、歳出で、明許繰越でしたのは本来的にはちょっと好ましくないと思うんですが、ただやむを得ない理由で、先ほど雨漏りが激しいということでしたというそういう理解でいいかどうか、そのへんについて答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

ただいまの相吉議員のご指摘であります。ご指摘のとおり原則として予算というものは単年度処理ということが言われているわけですが、今回のように気象状況の激しさですとか経年劣化という、まさにこれから抱えようとする老朽化の問題から出てきた他動的な要因によりまして、やむを得ず補正予算に盛るものと理解しております。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

北杜市一般会計補正予算書（第5号）について質疑を行わせていただきます。

2つの観点から質問をさせていただきます。

まず1点については、これは財政課に聞くべき話かなと思います。今回の補正予算、平成28年度は320億円を超える当初予算から始まったわけでございます。そしてそれらを運用、社会情勢に対応しながら、また国・県の支出金やそれぞれの確定、それらを考えながら最終的に、これは平成28年の精査をしながら補正をするということが今回の補正予算の目的であるというふうに考えております。またそれによろしいかということでございます。

そしてこれらをよく見てみますと、まず市税が当初より5億3千万円ほど多かった。固定や法人税、また市民税というふうに思っているところでございます。そして地方交付税が2億8,900万円ぐらいでしょうか。あと補助金等や支出金等がついたわけでございます。そして一番大きいものは決算剰余金が確定による120億円の繰越金が出てきたわけでございます。そしてそれらを考えたときに、私が思うに繰入金を約12億円減らしているわけです。この繰入金というのは基金を、簡単に言うと貯金を取り崩して、取り崩すことをやめたということで基金の取り崩しを回避したはずなんです。そしてその内容は減債基金、将来にわたって平成29年

度には減債基金を積んでおくことによって繰上償還もすぐできるような、可能にするためにおそらく繰入金の減額を図った。そしてなおかつ臨時財政対策債も約9億円ですか、それも回避したということは、柔軟な財政運用を、28年度、29年度またぐ中でやってきたという目的の中でやったと思うんですが、そのへんの見解について、1点目はお伺いするところでございます。すみません、繰り越しについては12億円ですね。繰り越しについては訂正してください。12億円でございます。

○議長（中嶋新君）

はい。訂正を認めます。

○21番議員（内田俊彦君）

そしてなおかつ先ほど来、いろいろな事業をやって繰り越しをしているわけでございます。繰り越しの要件というのは県支出金や国県の支出金がついたということで、平成28年度内の予算措置をしないと、当然29年度の補正に計上すべき案件ではないということでここは盛り込んできていると思うわけです。そして先ほど支所費の問題があったわけですが、支所については間違いなく、今どうしても緊急修繕という形だと思っております。これは計画修繕ではなくて、計画修繕というか計画的に5年とか10年とか先を見据えた管理計画の中でやるものではなくて、これは間違いなくどうしてもここをやらなければならなかった。そうしたところを平成28年度の中で、一般財源として振り分けられる約9千万円のお金があったのでそれを充当し明許繰越にしたというふうに私は考えているんですけども、そういった考えでよろしいか。

またこの明許繰越につきまして、いろんな皆さんお考えがあるとは思いますが、28年度中に仮に一般財源を繰り越せば決算剰余金として、次の年にはその金額が塩漬けになってしまうわけでありますから、28年度内に有効な予算として提出したと私は考えているんですけども、そういうお考えでよろしいか、お伺いをするところでございます。

○議長（中嶋新君）

説明を求めます。

植村財政課長。

○財政課長（植村武彦君）

内田議員の、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の補正についての剰余金の処理の考え方についてかと思えます。

今回の補正にあたりましては、決算見込み額によりまして市税や地方交付税、それから昨年から繰越金などの増額計上を行い、またさらに議員ご指摘のとおり不用額の精査等を行った結果、当初予算に計上しておりました約10億円の臨時財政対策債については全額減額をすることができます。また将来に向けて持続可能な財政運営を行うために減債基金を約9億円、また公共施設整備基金を約4億円と可能な限り取り崩しを回避したところでございます。併せまして高根総合支所庁舎の屋根・外壁の防水改修工事など、緊急を要する経費にもこの財源を有効に活用するとしたところでございます。

先ほどの繰り越しの関係でございますが繰越予算、地方自治法の213条に歳出予算の経費のうちその性質上、または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものということでございまして、まさしく先ほど来、話のございます高根総合支所の工事につきましては緊急性のあるその性質上、この時期に計上をせざるを得ない、また計上した中でこの事業の性質上、どうしても繰り越しをせざるを得ないということで、この地方自治法に

基づいて繰り越しをするものと考えております。こうした補正での剰余金の処理をする結果、有効にこの財源が活用できるものと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第1号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第2 議案第2号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第3号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第4号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）

の以上3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

それでははじめに議案第2号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）をご覧ください。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億307万円を減額し、歳入歳出予算の総額を74億6,894万3千円とするものであります。

2ページ、3ページをご覧ください。はじめに歳入でございます。

1款1項国民健康保険税3,416万7千円の減額は、被保険者の減少などに伴う減額にな

ります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金213万2千円の増額は普通調整交付金および特別調整交付金の確定によるものです。

4款1項療養給付費等交付金5,461万7千円の減額は現年度分交付金の確定によるものです。

5款1項前期高齢者交付金2,858万8千円の増額は交付金の確定によるものです。

6款県支出金、2項県補助金1億523万2千円の減額は調整交付金の確定によるものです。

7款1項共同事業交付金7,270万円の減額は高額医療費共同事業交付金および保険財政共同安定化事業交付金の確定によるものです。

9款繰入金、1項他会計繰入金1,686万8千円の減額は保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金など事業費確定による一般会計からの繰入金の減額によるものです。

2項基金繰入金1億304万4千円の減額は事業費確定に伴い財政調整基金からの繰入金を減額するものです。

10款1項繰越金2億4,400万9千円の増額は27年度繰越金を全額充当するものでございます。

11款諸収入、4項雑入1千万円の増額は一般被保険者第三者納付金の増額に伴うものです。それでは4ページ、5ページをご覧ください。歳出になります。

2款保険給付費、2項高額療養費5千万円の増額は退職被保険者等高額療養費の見込み額の不足分を増額するものです。

3款1項後期高齢者支援金等7,917万4千円の減額は後期高齢者支援金の確定によるものです。

7款1項共同事業拠出金7,786万5千円の減額は高額医療費共同事業および保険財政共同安定化事業の拠出金の確定によるものです。

11款諸支出金、3項繰出金396万8千円の増額は、塩川病院の医療機器整備および甲陽病院の救急医療体制整備に対する国からの特別調整交付金を病院事業特別会計に繰り出すものです。

続きまして議案第3号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算書(第1号)をご覧ください。

予算書、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ299万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億7,842万1千円とするものであります。

2ページ、3ページをご覧ください。歳入になります。

1款1項後期高齢者医療保険料919万6千円の増額は被保険者の増加などに伴う増額になります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金1,228万7千円の減額は広域連合共通事務費および保険基盤安定繰入金の額の確定による減額になります。

4ページ、5ページをご覧ください。歳出になります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金299万6千円の減額は、後期高齢者医療広域連合への事務費納付金などの額の確定による減額になります。

続きまして議案第4号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算書(第3号)をご覧

ください。

予算書 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 2 7 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 2 億 3 , 5 9 6 万 5 千円とするものであります。

次に 6 ページをお願いいたします。第 2 表 繰越明許費になります。

1 款総務費、6 項地域介護・福祉空間整備費等補助金 1 4 4 万 9 千円につきましては介護保険施設等の防犯対策を強化するための国の二次補正予算により実施するもので、年度内の事業執行が困難なことから繰越明許費を設定するものでございます。

2 ページ、3 ページにお戻りください。歳入になります。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金 4 8 0 万円の減額は地域支援事業交付金 6 2 4 万 9 千円の減額と地域介護・福祉空間整備等交付金 1 4 4 万 9 千円の増額によるものです。

4 款 1 項支払基金交付金 2 6 6 万円の減額は地域支援事業支援交付金の確定による減額になります。

5 款県支出金、3 項県補助金 3 1 2 万 4 千円の減額は地域支援事業交付金の確定による減額になります。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 3 1 2 万 4 千円の減額は地域支援事業繰入金の確定による減額になります。2 項基金繰入金 3 , 7 7 4 万 3 千円の減額は事業費確定に伴い財政調整基金からの繰入金を減額するものです。

8 款 1 項繰越金 5 , 9 7 2 万 9 千円の増額は 2 7 年度繰越金を全額充当するものでございます。

次に 4 ページ、5 ページをご覧ください。歳出になります。

1 款総務費、6 項地域介護・福祉空間整備費等補助金 1 4 4 万 9 千円の増額は防犯対策の強化として介護保険施設が設置する防犯カメラ等に対する補助金を増額するものです。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費 9 5 0 万円の減額は介護予防・生活支援サービス事業費等の確定による減額になります。

3 項包括的支援事業・任意事業費 9 9 3 万 5 千円の減額は生活支援体制整備事業費および認知症総合支援事業費の確定による減額になります。

6 款 1 項基金積立金 2 , 6 2 6 万 2 千円の増額は事業費確定に伴い剰余金を介護給付費支払準備基金に積み立てるものでございます。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 2 号から議案第 4 号までの 3 件は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第4号までの3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5 議案第5号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第6 議案第6号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第7 議案第7号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第8号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第2号)

の以上4案件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

はじめに議案第5号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算書（第2号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正により歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,898万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億9,162万2千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 継続費補正でございます。

変更といたしまして2款1項水道施設建設費、簡易水道統合整備事業において事業費が確定したことから平成28年度の事業費を2,600万円減額し、継続費総額を2億4,679万6千円とするものでございます。

次に第3表 繰越明許費でございます。

2款1項水道施設建設費、事業名 水道施設整備事業については国の補正予算により補助金の追加内示があったことから平成29年度で計画する事業を前倒して計上する事業費1億6,250万円の繰越明許費を設定するものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表 地方債補正でございます。

変更といたしまして、国の補正予算による補助金の追加内示により簡易水道事業債を8,320万円増額し限度額を4億3,820万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

1款1項使用料2,480万円の増額補正につきましては水道使用料現年度分でございます。

2款1項負担金288万円の減額は新規給水にかかる加入負担金の減によるものでございます。

3款1項国庫補助金290万8千円の減額は、国の補正予算による追加内示もありましたが国庫補助金総額の精査によるものでございます。

5款1項繰入金4,425万3千円の減額は、維持管理費等の経費削減による基金繰入金等の減額でございます。

6款1項繰越金1,832万3千円の増額補正は平成27年度からの繰越金でございます。

7款3項雑入730万円の減額は県道路工事にかかる補償費の減額でございます。

8款1項市債8,320万円の増額補正は、国の補正予算による事業費の増額によるものでございます。

次に4ページ、5ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項総務管理費100万円の減額は事務諸費の不用額でございます。

同じく2項施設管理費999万円の減額は施設維持補修費の不用額でございます。

2款1項水道施設建設費7,081万円の増額補正は、国の補正予算による事業費の増が主なものでございます。

4款諸支出金、1項基金積立金916万2千円の増額補正は簡易水道事業基金へ積み立てを行うものでございます。

以上でございます。

続きまして議案第6号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計補正予算書(第3号)についてご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正により歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,200万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億1,617万6千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 地方債補正でございます。

変更といたしまして下水道事業債を1,290万円減額し、限度額を6億4,840万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

1款1項分担金1,463万9千円の減額は、下水道への新規加入者の減によるものでございます。

3款1項国庫補助金140万円の減額は事業費の確定によるものでございます。

6款1項繰入金1,843万6千円の減額は、施設管理費の減および事業費の確定などに伴う一般会計からの繰入金の減額によるものでございます。

7款1項繰越金1,536万6千円の増額補正は平成27年度からの繰越金でございます。

9款1項市債1,290万円の減額は事業費の確定によるものでございます。

次に4ページ、5ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項総務管理費2,990万9千円の減額は、入札差金および排水処理施設の電気料の減などでございます。

2款1項事業費210万円の減額は事業費等の確定によるものでございます。

以上でございます。

続きまして議案第7号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算書(第2号)についてご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正により歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,446万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億5,378万8千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 地方債補正でございます。

変更といたしまして下水道事業債を990万円減額し、限度額を2億5,600万円とするものでございます。

2ページ、3ページにお戻りください。歳入歳出予算の補正内容であります。

はじめに歳入でございます。

6款1項繰入金3,084万円の減額は、事業費の確定などに伴う一般会計からの繰入金の減額であります。

7款1項繰越金1,304万6千円の増額補正は平成27年度からの繰越金でございます。

8款1項雑入1,636万1千円の減額は県道工事に伴う補償費の減額などでありまして。

9款1項市債990万円の減額は事業費の確定によるものでございます。

次に4ページ、5ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項総務管理費1,349万9千円の減額は、入札差金および処理施設の電気料の減な

どによるものでございます。

2款1項事業費3,096万3千円の減額は、工事請負費の入札差金および事業費確定によるものでございます。

続きまして議案第8号をお願いいたします。平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算書(第2号)についてご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正により歳入歳出予算の総額に1,010万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,118万円とするものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。歳入歳出予算の補正内容でございます。

はじめに歳入でございます。

7款1項繰越金1,010万9千円の増額補正は平成27年度からの繰越金でございます。

次に4ページ、5ページをお開きください。歳出でございます。

4款1項基金積立金1,010万8千円の増額補正は、新エネルギー事業基金への積み立てでございます。

以上、議案第5号、議案第6号、議案第7号および議案第8号の各特別会計補正予算の内容説明でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第8号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第8号までの4件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第9 議案第9号 平成28年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第10号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第11号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)

以上3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長(平井光君)

それでははじめに議案第9号 平成28年度北杜市病院事業特別会計補正予算書(第1号)をご覧ください。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正は資本的収入および支出についての補正になります。

はじめに収入になります。

第1款病院事業資本的収入、第1項企業債6,020万円の増額は塩川病院の医療機器整備にあたり病院事業債を充てることから増額するものです。

第2款介護老人保健施設事業資本的収入、第2項補助金18万円の増額は防犯カメラ設置にかかる介護保険特別会計からの補助金になります。

第3款訪問看護事業資本的収入、第2項補助金4万8千円の増額は訪問看護用車両の購入に伴う県からの補助金になります。

次に支出になります。

第2款介護老人保健施設事業資本的支出、第2項建設改良費36万1千円の増額は介護福祉施設の防犯対策として、しおかわ福寿の里に整備する防犯カメラ等の設置費になります。

2ページをお願いします。起債の限度額の変更になります。

塩川病院医療機器整備事業に充てる病院事業債を6,020万円増額し、限度額を1億1,820万円に変更するものです。

次に議案第10号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算書(第1号)をご覧ください。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,489万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,318万8千円とするものであります。

2ページ、3ページをご覧ください。歳入になります。

1款診療収入、1項外来収入140万円の減額は介護保険診療報酬の収入見込み額の減少による減額になります。

4款繰入金、2項基金繰入金1,238万円の減額は事業費確定に伴い財政調整基金からの繰入金を減額するものです。

5款1項繰越金2,868万3千円の増額は、27年度繰越金を全額充当するものでございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出になります。

3款諸支出金、1項基金積立金1,489万5千円の増額は事業費確定に伴う剰余金を基金に積み立てるものでございます。

続きまして議案第11号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計補正予算書(第1号)をご覧ください。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ18万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億985万円とするものであります。

6ページをご覧ください。第2表 地方債補正になります。

事業費の確定に伴い過疎対策事業債を150万円減額し、限度額を970万円とするものでございます。

2ページ、3ページにお戻りください。歳入になります。

1款診療収入、1項外来収入700万円の減額は国民健康保険および後期高齢者医療保険診療報酬の収入見込み額の減少による減額になります。

5款1項繰越金829万2千円の増額は27年度繰越金を全額充当するものでございます。

7款1項市債150万円の減額は事業費確定に伴い、過疎対策事業債を減額するものです。次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出になります。

2款1項医業費140万円の減額は事業費確定による減額になります。

3款諸支出金、1項基金積立金121万1千円の増額は事業費確定に伴う剰余金を基金に積み立てるものでございます。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第11号の3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第11号の3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第11号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第12 議案第12号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

篠原明野総合支所長。

○明野総合支所長（篠原直樹君）

議案第12号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算書（第1号）についてご説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

今回の補正は歳入歳出にそれぞれ3,276万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,144万1千円とするものです。

次に2ページ、3ページをご覧ください。はじめに歳入です。

5款1項繰越金3,276万円につきましては、前年度からの繰越金を全額計上するものがあります。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出であります。

1款1項管理費3,276万円の増額につきましては、財産区運営調整基金への積立金であります。

説明につきましては以上です。よろしくご審議の上ご議決いただけますよう、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第12号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月15日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時32分

平成 2 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 5 日

平成29年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成29年3月15日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

とにもあゆむ会	野中真理子君
公 明 党	進藤正文君
日 本 共 産 党	志村 清君
明 政 ク ラ ブ	相吉正一君
ほくと未来	加藤紀雄君

2. 出席議員（22人）

1番 栗谷真吾	2番 池田恭務
3番 秋山真一	4番 進藤正文
5番 藤原 尚	6番 清水敏行
7番 井出一司	8番 志村 清
9番 齊藤功文	10番 福井俊克
11番 加藤紀雄	12番 原 堅志
13番 岡野 淳	14番 相吉正一
15番 清水 進	16番 野中真理子
17番 坂本 静	18番 中嶋 新
19番 保坂多枝子	20番 千野秀一
21番 内田俊彦	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(46人)

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	坂本吉彦	企画部長	濱井和博
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	浅川一彦	会計管理者	五味正
監査委員事務局長	横森弘一	明野総合支所長	篠原直樹
須玉総合支所長	中田二照	高根総合支所長	植松広
長坂総合支所長	武井武文	大泉総合支所長	手塚清作
小淵沢総合支所長	岩波信司	白州総合支所長	神宮司浩
武川総合支所長	秋山広志	総務部次長	石井悠久
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦
地域課長	宮川勇人	防災調整監	中田治仁
税務課長	清水能行	管財課長	早川昌三
市民課長	八巻弥生	介護支援課長	三井ひろみ
健康増進課長	浅川辰江	福祉課長	平島長生
子育て支援課長	小澤章夫	環境課長	中山晃彦
下水道課長	小尾民司	林政課長	堀込美友
観光・商工課長	清水博樹	まちづくり推進課長	坂本孝典
住宅課長	中澤貞夫	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	中山雅史	学校給食課長	宮川雅人
中央図書館長	花輪栄一	甲陵中・高等学校事務長	溝口健一

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長 高橋一成  
 議会書記 清水市三  
 " 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお執行部、小石農業委員会事務局長は体調不良により本日の会議を欠席する旨、届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承ください。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 ともにあゆむ会、75分。2番 公明党、30分。3番 日本共産党、30分。4番 明政クラブ、30分。5番 ほくと未来、30分。6番 北杜クラブ、90分となります。

本日は5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、16番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

平成29年第1回北杜市議会定例会の、ともにあゆむ会の代表質問を4項目にわたって行います。

まず最初の項目は第4次北杜市行財政改革大綱からです。

高齢化の進行による社会保障費や公共施設の維持更新費用の増、税収の伸び悩みや地方交付税の段階的縮減など今後の行財政運営が一層厳しさを増すと見込まれる中、今後3年間の北杜市の行財政改革の指針を示す大変重要なものとして受け止め、以下質問いたします。

第4次行財政改革大綱（案）へのパブリックコメントは何通で、内容はどのようなものでしたか。

歳出の抑制、特に公共事業費の抑制について。

施設の更新や新設等、公共事業は住民の安心・安全のため、また住民サービス向上のために必要なものであると認識しています。しかし財政の厳しい本市においては、公共事業をしないだけでなく事業内容の精査や無駄な経費の削減が必要です。例えば小淵沢駅前広場に設置されるオブジェやベンチの金額はいくらなのでしょう。それは必要不可欠の支出なのでしょう。またサービス向上という観点から、ゴールデンウィークや夏休み中の小淵沢駅への車両乗り入れはどのようになっているのか伺います。

受益者負担の適正化について。

適正化には利用料の値下げで利用者増を図り総収入を上げることも考えられますが、受益者負担の見直しは放課後児童クラブ利用料と下水道受益者分担金のみなのでしょうか。

公共施設等マネジメント機能の強化について。

今定例会の市長所信で本年度策定する公共施設等総合管理計画に基づき、今後策定する施設ごとの個別計画の基礎資料とするための市民アンケートなどを行うとありましたが、どのようなアンケート調査を行うのでしょうか。

北杜市公共施設等総合管理計画（案）の目標とする総延べ床面積の3割削減は誰もが総論賛成各論反対で、それぞれの地元の施設がなくなることへの抵抗は非常に大きいと想像できます。個別計画ももちろん重要ですが、全体の配置や地域のバランスを示して住民の理解を得ていかなければならないと思いますが、スケジュールや調整方法をどのように考えているか伺います。

行政組織の見直しについて。

市役所の構造改革とスリム化のための組織や分掌の見直しとして、各部の課長の1人が部長を兼ねることなどありますが、行政組織の見直しの方向性をどのように考えているのでしょうか。

総合支所、出張所のあり方の検討について。

合併以来のテーマであります総合支所、出張所の存続を求める市民の声は大変大きいものです。各支所での確定申告相談日が急きょ大幅に追加されたことも支所単位での行政サービスの必要性を表した一例ではないでしょうか。あり方の検討はどのような組織、方法で行われるのでしょうか。

指定管理者制度の検証について。

住民へのサービスを維持、あるいは向上させながら指定管理料の削減と納入金の増加を図ることは行財政改革に大きく貢献するものと考えますが、導入から10年以上経た現段階で導入効果等の検討する目的について伺います。

定員適正化計画の管理・推進について。

定員適正化計画での平成28年度目標人数は570人、29年度は566人です。しかし28年度当初予算での人件費計上人員は576人、29年度は578人です。この差についての説明と今後の定員適正化計画の管理・推進について伺います。

人事評価制度の促進について。

評価とともに心身のケアも含めた人事管理が大切と考えますが、人事課を設置する考えはありますか。

特定事業主行動計画の推進について。

計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であり、すでに約1年が経過しましたが取り組みと課題はなんのでしょうか。またイクボス宣言との関係は。

再任用・嘱託職員等の活用について。

これまでの再任用の実績と今後3年間の年度ごとの任用予定数を教えていただきたいと思えます。また再任用によって、嘱託職員・臨時職員の総数はどうなるのでしょうか。

2項目めは、子どもたちのすこやかな育ちのためにと題して質問いたします。

前期基本計画は、市の最上位計画である総合計画の政策を具体化した行政からのマニフェストとも言える重要な計画です。この計画に対しての市民の声と計画の中の学校教育の充実、地

域福祉の充実、子育て支援の充実の項目から子どもたちのすこやかな育ちのための施策について伺います。

前期基本計画（案）に寄せられたパブリックコメントの件数と内容は、どのようなものでしょうか。

いじめや不登校の児童生徒の心の問題に対応するための支援を強化するとありますが、具体策はどのようなものでしょうか。カウンセリングほか、不登校の児童生徒が気軽に集える居場所をつくる考えはありますか。

地域の農産物等を取り入れた学校給食の実施とありますが、食材の市内自給率はどのくらいでしょうか。また、どの程度を目標にしているのでしょうか。

甲陵高校の考える力、表現する力は素晴らしいものがあります。スーパーサイエンスハイスクールの成果の1つとも思いますが、これらのことを市内の小中学校の教育に生かす考えはありますか。

困窮が連鎖しないよう子どもの未来に希望が持てるよう支援しますとありますが、まず実態把握はどのように行われるのでしょうか。また支援の具体的内容は、どのようなものでしょうか。

平成27年度からの病児・病後児保育園の利用状況と今後に向けた課題はなんのでしょうか。

平成28年度からの保育所型認定こども園の成果と今後に向けた課題はなんのでしょうか。

総合的な相談や支援をワンストップで提供する子育て世代包括支援センターが設置されますが、現状での相談件数はどのくらいあるのでしょうか。

上記のセンターは、例えば子育て世代マイホーム補助金等の相談にも対応できるのでしょうか。

北杜市立保育園整備計画の策定は、どのように考えられているのでしょうか。平成29年度当初予算にいずみ保育園建築事業がありますが、整備計画での位置付けはどのようになっているのでしょうか。ほかの老朽化した保育園の整備は、どのように考えられているのでしょうか。

3項目めは、減災のための取り組みについてです。

私たちともにあゆむ会は今年1月、宮城県南三陸町と名取市に会派で視察に行きました。東日本大震災という大災害を経験し、その復興と今後の減災に取り組む現地の様子を見て、また職員の方々から直接、話を伺えたことは大変意義深く学ぶことが多くありました。これら得てきたことと北杜市地域防災計画を併せて、以下質問いたします。

北杜市の防災対策からは行政と地域住民がどのように連携・協力していくのかが見えてこないという印象を持ちました。行政と地域住民との体制づくりが非常に重要と考えますがいかがでしょうか。

今のことに関連しますが避難所の開設・運営において、行政と地域住民の連携・協力はどのように行われるのでしょうか。ご参考までですが、南三陸町では避難者がカギの管理人の到着を待たずに迅速に利用できるようカギシステムを、また名取市では避難所となる公民館ごとの協議会、避難所を利用する複数の区が参加し市と協議するものをそれぞれ震災後に立ち上げました。

自主防災組織の育成、消防団と自主防災組織の連携等は実際には行政の後押しがないとなかなか進まないのではないのでしょうか。具体策をどのようにお考えでしょうか。

災害対策本部の組織についてはどのように考えているのでしょうか。南三陸町では震災後、災害対策本部組織の改変を行い、発災後初動時の編成を明確にしています。

視察に行った宮城県名取市では避難行動要支援者に対して、特に高齢者世帯ですが家具転倒防止事業を行っていたことが減災につながったとの説明を受けましたが、市としてこの事業を行う考えはありますか。

学校での備蓄はどの程度行われているのでしょうか。引き渡しは基本だと承知していますが、学校に留まらざるを得ない児童生徒も出てくるのではないのでしょうか。そのときに子どもたちを守る体制になっているのでしょうか。

帰宅困難者の対策はどのようにお考えでしょうか。観光シーズンに首都圏で災害が発生した場合、鉄道・道路状況によっては北杜市から首都圏に戻れない多くの人が出るのが予想されますが、その対策は取られているのでしょうか。

食料や物資の販売店との物資調達協定はどのようなものなのでしょうか。どの程度の物資が調達できると考えているのでしょうか。災害発生と同時に店の物資が北杜市に優先的に配布されるのであれば、個々の市民生活への影響も大きいはずですが、市民への周知も重要と考えますが見解を伺います。

最後、4項目めは地上設置型太陽光発電施設についてです。

以下の質問はそのほとんどが昨年12月の定例会、またそれ以前から繰り返し取り上げてきたことです。北杜市の景観や自然環境と再生可能エネルギーとの調和を図るために極めて重要なことと考えていますので、改めてここで質問させていただきます。

市内の地上設置型太陽光発電設備の設置状況および導入予定の件数と面積について伺います。また、そのうち森林が伐採された、また伐採予定面積はどのくらいでしょうか。

この現状を市はどのように考えているのでしょうか。

北杜市森林整備計画との整合性はどのようにお考えでしょうか。

市はすでに認定情報を閲覧できますが、その情報をどのように活用しているのでしょうか。情報をもとに市内太陽光発電設備地図を作成する考えはありませんか。

4月以降、認定情報は誰でも見られることになり、住民から説明会の開催や地域との合意形成を求める声が一段と高まると考えられますが、市としてはどのように対処していくつもりでしょうか。

市は現行の条例や指導要綱に基づく監督・指導で対応するとの立場を貫いてきましたが、新聞にも取り上げられた八ヶ岳高原ライン下の違法伐採による太陽光パネルの設置は、なぜ防げなかったのでしょうか。またパネルの撤去はされるのでしょうか。

4月からの改正FIT法施行で、自治体の条例を含めた関連法令の順守が義務付けられます。また国のガイドラインづくりも進んでいます。これらの国の動きに対して北杜市としてはどのように対応していくのでしょうか。

上記の国の動向を踏まえ、北杜市景観計画変更のためにまちづくり審議会を開催する考えはないのでしょうか。

北杜市景観計画の景観形成基準にセットバックやパネルの高さ制限などの数値を盛り込んで基準を明確にする考えがあるか伺います。

最後に太陽光発電設備に関わる北杜市の独自条例をつくる考えがあるかどうか伺います。

昨年11月2日の山梨日日新聞の北杜市長選特集記事には、渡辺英子氏の考えとして地域環

境との調和を図るため事業者が留意すべき事項を定めた条例整備を進め、指導要綱などに基づいた調査・指導を行うとありますが、市長の条例整備についての考えを伺います。

質問は以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

減災のための取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市の防災対策における行政と地域住民との連携・協力についてであります。

市では地域住民との連携を強化するため、毎年重点地区を設定して総合防災訓練を開催し各地域では消防団と地域住民の連携による訓練が行われております。

重点地区では災害対策本部と地元消防団、地域住民が連携して安全な経路等を再確認しながら避難誘導・安全確認訓練を行い、さらに避難所開設・運営についても防災情報の共有化を図っているところであります。

災害時の被害を軽減するためには行政、地域、住民の連携は欠かせないことから相互協力できる体制をさらに確立してまいります。

次に、災害対策本部の組織についてであります。

市では大規模な災害が発生し、または発生する恐れがあるときは北杜市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置するとともに約400名の職員が本庁舎および各総合支所に参集し迅速に災害対応への体制を取ることとしております。

また、これらの体制を整えるまでの間は、本庁舎から徒歩20分圏内に居住するあらかじめ定める職員および防災関係職員により初動対策部を設置して情報収集や応急対策を実施し、災害対策本部につなげる体制を構築しているところであります。

次に、地上設置型太陽光発電施設における市独自の条例をつくる考えについてであります。

本市の豊かな自然環境を守り、地域環境との調和を図ることと地球温暖化対策としての再生可能エネルギーを導入することの両立は大変重要であるため、太陽光発電を取り巻く関係法令整備など状況の変化を的確に捉え、情報収集に努めるとともに市長会等を通じ国や関係機関に法整備を再度要望しているところであります。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

子どもたちのすこやかな育ちについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、いじめや不登校等の児童生徒の支援強化についてであります。

市教育委員会は平成26年に北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を施行し、協議会を立ち上げて各関係機関や団体と連携を図っており、学校においてはいじめ防止委員会を設置し組織的な対応に努めているところであります。

また、いじめ・不登校対策事業として市内小中学校全児童生徒を対象に学校生活意識調査を

年2回実施し、いじめの発生防止に努めるとともに当該調査の結果によりスクールカウンセラーを派遣して教職員と連携し相談に応じております。

なお、不登校の児童生徒を支援する公的機関として県が運営する適応指導教室こすもす教室が不登校の児童生徒に対し、仲間との触れ合いと学習補充への援助をとおし再登校できる意欲を持たせることを目的として蕪崎市内に設置されております。

今後は県の適応指導教室に代わる市単独での適応指導教室の設置を考えており、平成29年度に準備検討委員会を立ち上げ、不登校の児童生徒への支援の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校給食の食材の市内自給率についてであります。

市では生産者の顔の見える安全・安心な食材を給食に取り入れる地産地消を推進するため、地元産食材購入費として1食当たり約13円を補助しているところであります。

地産地消率については、野菜10品目と米を重量ベースで45%を目標に取り組んでおります。平成27年度は、夏場の猛暑により作物の生育が思わしくなかったことから39.2%でありました。

地産地消率につきましては地元の野菜の最盛期には夏休みと重なってしまうこと、また冬場には野菜が品薄になってしまうことが地産地消率を上げる上での難しい要因であります。

今後も地産地消を推進するとともに、児童生徒が給食をとおして地域の風土の中で培われた食文化や農作物を生産している人への感謝の気持ちを育む食育に努めてまいりたいと考えております。

次に甲陵高校のSSH(スーパーサイエンスハイスクール)の成果を生かす考えについてであります。

甲陵高校のSSHは本年度、最終年の5年目を迎えた中、併設の甲陵中学校における総合的な学習において各学年で実施するほか高校の理数系の教員も協力し、校外学習等も積極的に行っております。

また、5年間の甲陵中学校でのSSH課題研究発表会では代表プレゼンテーションを通じまして生徒の人間力・探究力・プレゼンテーション能力の成果が表れております。

こうしたSSHの活動状況は、市内の小中学生に対してSSH通信による報告や甲陵だよりなどの配布を行い活用しております。

これからも小中学校にSSHの成果を生かすよう、資料の活用に留まらず小中学校を対象とした体験学習や教員等の活用など効果的な対応について検討してまいります。

次に、減災のための取り組みにおける子どもたちを守る体制についてであります。

各学校では防災備蓄品としてヘルメット、頭巾、ラジオ、医薬品等を保管しておりますが統一的に食糧備蓄品の貯蔵は行っておりません。食料等につきましては、各総合支所を中心に市内13カ所に分散して備蓄品を配備しており、災害時には学校などの避難所へこれらの物資を最優先に搬入することとなっております。

児童生徒の安全確保につきましては市防災指導マニュアルに基づき、第一に安全な場所への避難誘導、次に保護者への連絡、引き渡し、人数確認と応急手当を実施し引き渡しができるまでの間、一時保護を行い児童生徒の安全確保を第一に考えた体制づくりに努めてまいります。

○議長(中嶋新君)

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えをいたします。

第4次北杜市行財政改革大綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに定員適正化計画と当初予算の人数の相違、今後の管理・推進についてであります。

当初予算における人件費計上人員は予算編成時での計画人員であることや市長、副市長等の特別職や他自治体からの派遣職員等の人員も含まれております。定員適正化計画での計画人員は一般職の正規職員のみを対象としていることから差異が生じております。

また定員適正化計画の管理・推進については行財政改革アクションプランにおいて毎年、進捗管理が求められていることから将来的な職員の年齢構成の偏りを検証し、短時間の再任用職員や嘱託職員・臨時職員を活用しながら今後も適正な定員管理・推進に努めてまいります。

次に人事課設置の考えについてであります。

本市では地方公務員法の一部改正等を受け、人事評価制度を平成28年4月から実施をしており、評価者や被評価者の研修等を重ねる中で公正・公平な人事評価に取り組んでおります。

また職員の心身のケアを含めた人事管理は大変重要であることから平成20年度から産業カウンセラー1名を任用し、職員の心身の健康維持を支援するとともにメンタルヘルス研修や各種講座を開催するなど市独自のメンタルヘルス対策を推進しております。

現在、産業医や産業カウンセラーと連携しながら総務課の人事担当で人事管理を行っておりますが、人事課の設置については市全体の組織再編も含めた中で検討をしてみたいと考えております。

次に特定事業主行動計画の取り組みと課題、イクボス宣言との関係についてであります。

北杜市特定事業主行動計画では育児休業や部分休業の取得率、時間外勤務時間の上限設定など具体的な目標を掲げておりますが、これらを達成するためには職員一人ひとりのさらなる意識改革が必要であることから、本市のイクボス宣言における職員の仕事と私生活の両立の実現につなげられるよう、管理職員や一般職員に対する研修や情報提供等にも積極的に取り組んでまいります。

次に再任用の実績、今後3年間の任用予定者数、嘱託職員・臨時職員の総数についてであります。

再任用職員については、平成27年と28年のそれぞれ4月1日現在において5名を任用しており、平成28年度末の定年退職者で平成29年度に再任用を希望している職員の数は現在6名であります。

再任用は行政需要や職員構成等の状況を踏まえ、さらには希望する職員の意向なども考慮する必要があることから、平成30年度以降の再任用職員の予定数について正確な数を把握することは難しい状況であります。

また、現状において嘱託職員については保育士・栄養士など資格を有する者を、臨時職員は一定期間に特定の業務量が発生する場合に事務員などとして任用することとしており、現職の経験等により職務を行う再任用職員とは業務内容を異にしており、嘱託・臨時職員の総数には影響を与えないものと考えております。

次に減災のための取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、避難所の開設・運営における行政と地域住民の連携・協力についてであります。

避難所の開設は北杜市地域防災計画に基づき避難所開設班により開設準備を行い、市の直営

施設は当該施設の管理者、指定管理施設は災害時における施設利用の協力に関する協定に基づき指定管理者が施設の開放を行う体制となっております。

しかしながら大規模災害時には発災直後の混乱の中、管理者による迅速な開設が困難な場合が想定されることから、平成29年度県においてモデル的に作成する避難所運営マニュアルをもとに既存の避難所開設・運営マニュアルの見直しの検討を含む中で、施設管理者や地域住民との連携体制を図ってまいります。

次に自主防災組織の育成、消防団と自主防災組織の連携に対する行政の後押しの具体策についてであります。

市では北杜市自主防災組織育成推進実施要綱に基づき自主防災組織設立の支援を行うため、必要に応じて地域に出向き説明会を随時開催しております。

自主防災組織は主に既存の住民組織を主体として設立されており、消防団員が構成員に含まれる場合も多く、また地域ごとに実施されている防災訓練において、すでに連携した取り組みが行われております。自主防災組織と消防団の連携については、さらに強固な連携を図られるよう支援をしてまいりたいと考えております。

次に、避難行動要支援者世帯への家具転倒防止事業の実施についてであります。

避難行動要支援者の命を守るためには、家庭や地域における自助・共助の取り組みを強化していくことが重要であり、特に大規模地震の際には家具の転倒防止対策は効果的な減災対策であると考えております。

これらの対策においては、市内の地域防災組織が高齢者住宅へ設置する取り組み事例もあることから市としてもさまざまな減災対策について継続して市民に啓発を行い、防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、帰宅困難者対策についてであります。

観光シーズンには多くの観光客が北杜市を訪れており、災害が発生した場合にはこのうちの一部の方々は、自力で帰宅することができない帰宅困難者となることが予測されます。

帰宅困難者対策については災害の種類や帰宅困難者の発生場所等にもよりますが、警察やネクスコ中日本、JR東日本など関係機関と連絡を密にしながら被災者の安全確保に努めてまいります。

また一時的な避難所の確保対策として、市内のホテル等と締結している災害時における施設等の提供協力に関する協定により帰宅困難者避難所を開設し、適切な支援を行うこととしております。

次に、食料や物資の販売店との物資調達協定についてであります。

民間事業者と締結している食料・物資調達協定については、大規模災害発生直後において市の備蓄庫が被災し、または備蓄品が不足する場合に市からの要請により店舗内の物資の提供を受けるものであります。

提供される物資の量については店舗の規模によって異なりますので、相互に協議しながら決定することとなっております。

災害発生直後は物資が届くまで時間がかかることを想定し、各家庭による最低3日分の備蓄を呼びかけているところでありますが、いつ起こるか分からない災害への備えについては、引き続き市の広報紙やホームページ等で周知を図ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

第4次北杜市行財政改革大綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、パブリックコメントの結果についてであります。

第4次行財政改革大綱のパブリックコメントについては、1月20日から2月20日まで実施しましたが提出はありませんでした。

次に、受益者負担の適正化についてであります。

行財政改革大綱では、受益者負担の適正化について第1次大綱から継続し取り組んでおり、これまで火葬場使用料や温泉使用料の見直しなど、7項目について取り組んできたところがあります。第4次大綱ではこれまでの取り組み結果を踏まえ、引き続き取り組む必要がある2項目を掲げたものであります。

次に、公共施設等マネジメント機能の強化についてであります。

公共施設等総合管理計画では、計画期間である30年間の目標として建て替え時期を迎える公共施設の延べ床面積を30%程度縮減し、さらに耐用年数を迎える前の段階から類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡を進めるとしてあります。

アンケートでは、市の現状をお示しする中でこの目標を前提とした具体的な方策についての住民意向調査を行いたいと考えております。計画の概要については、市広報紙等を活用し市民に周知していくこととしてあります。

また、スケジュールについては個別計画等のロードマップを策定中であり、検討会の設置および住民説明会や市広報紙等による情報発信を通じ調整していきたいと考えております。

次に、行政組織の見直しについてであります。

行政組織については新たな行政事務や住民ニーズへの確に対応するため、行政組織や分掌事務の見直しを行っております。課長が部長を兼ねることについては課長職、部長職のそれぞれが重要な役割を担っているため考えておりません。

次に総合支所、出張所のあり方の検討についてであります。

総合支所、出張所のあり方については第2次北杜市総合計画前期基本計画に記載のとおり北杜市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、複合化・多機能化や類似機能の集約等について庁内組織で検討してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度の検証についてであります。

指定管理者制度の検証については、平成27年8月に国が示した地方行政サービスの推進に関する留意通知に基づいて、公共施設等総合管理計画を踏まえつつ施設管理のあり方について検証し、より効果的・効率的な運営を図ることを目的に行うこととしたものであります。

次に、子どもたちのすこやかな育ちにおける前期基本計画案のパブリックコメントについてであります。

パブリックコメントには12名から101項目の貴重な意見が寄せられたところがあります。内容は総合計画にかかる意見等が44件、具体的な事業提案等が57件でありました。

総合計画にかかる意見では、8つの杜づくりに基づき第1章から8章まで全般にわたり意見をいただき、統廃合後の学校教育施設等の有効活用など5項目について意見を反映し、ほかの

意見等については、実施計画等の参考意見とさせていただくこととしました。

よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

子どもたちのすこやかな育ちについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子どもの貧困の実態把握についてであります。

平成27年4月に始まった生活困窮者自立支援制度において福祉相談窓口を設置し、困窮した世帯からの相談に努めるとともに子どもの貧困対策連絡調整会議を庁内に設置し、スクールソーシャルワーカー等からの情報により個別の事案についてケースを検討し、支援に結びつけております。

平成29年度、県においては各市町村や教育、福祉の関係者でつくる協議会を設置し、子どもの貧困全県調査を実施し、地域ごとの支援策のニーズを把握する予定であるため、市でも協議会へ参加し調査に協力して実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に具体的な支援について保護者の支援も不可欠であるため、家計相談支援、就労支援を行うとともに子どもに対しては長期休業期間に学習支援を行ってきたところであります。

平成29年度は公営アカデミーの仮称、学習応援人材バンク等を活用し、学習の習慣化や基礎的な学力の向上を目的とした学習支援を実施してまいりたいと考えております。

次に病児・病後児保育園の利用状況と課題についてであります。

病児・病後児保育園については開園後、これまでに165名の登録をいただき昨年度は7名、本年度が38名の受け入れを行っており、ぜんそくや風邪などのお子さんをお預かりしている状況にあります。

職員の配置については、保育士は常勤しているところでありますが申し込みが利用の間際であること、また月平均3件程度の不定期な受け入れであることから受け入れに必要な保健師、看護師等は臨時職員で対応しており、その手配に苦慮しているところであります。

また保護者等からは利用当日の受け付けを可能にしてほしい、受け入れ可能な病気の範囲を拡大してほしい、半日の料金設定を考えてほしいなどのご意見をいただいていることから検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、認定こども園の成果と課題についてであります。

認定こども園の開設により保護者の就労に関係なく、多くの子どもたちの受け入れができる環境が整備できたところであり、現在の幼稚園部門への入園園児数については3園で17名であります。

年度途中に保護者が就労した場合においても、園を変わず同じクラスの保育園部門に移行できることから、保護者の就労しやすい環境づくりに効果があるものと考えております。

開園して約1年が経過したところでありますが、円滑な受け入れを行っており保護者の皆さま等からは、ご意見や苦情などは寄せられていない状況にあります。

次に、相談業務の現状についてであります。

平成29年度、子育て世代包括支援センターへ移行する相談業務の件数については現在、子育て支援課の家庭児童相談が受けている児童虐待、DV、ひとり親等の相談は本年度はこれま

で15人から延べ185件であり、その他子育てに関する相談を含めると延べ761件、またつどいの広場、保育園などから利用者支援事業基本型に寄せられた相談が延べ123件であります。

一方で、健康増進課で行っているお産の悩みや母乳ケアなどの利用者支援事業母子保健型の相談が259件、母子健康手帳交付、予防接種や育児などの総合相談は460件であります。

次に、子育て世代包括支援センター業務以外への相談対応についてであります。

子育て世代マイホーム補助金を含め子育てに関する相談・受け付け等は子育て応援課、ほくとっこ元気課、どちらでも対応するとともに子育て応援課へも子育て総合窓口を設置することから2課で連携して子育て支援を総合的に取り組んでまいります。

次に、保育園の整備についてであります。

市立保育園15園の園舎については、今年度末には建築後30年以上を経過する建物が全体の6割を占め施設の不具合や機器の故障が年々増加している状況にあり、園児の安全を第一に部分的な修繕で対応しているところであります。

このような状況の中、各園舎の施設面、設備面について今後の老朽化を踏まえた詳細調査を実施し、計画的な整備を行う必要があることから北杜市立保育園整備計画を策定するものであります。

一方、いずみ保育園においては建築後40年を経過していることから建物本体の劣化が著しい状況であります。また当該保育園は毎年入園数が増加傾向にあり、保育室等が不足することが考えられることから早急な対応が必要であると判断し、整備計画の策定を待たずに整備に取りかかることとしたところであります。

その他の園舎については、昨年度実施した建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査によると、いずみ保育園と同時期に建築した小淵沢西保育園、白州保育園・西部こども園などは建物に影響を及ぼす緊急性が高い修繕箇所が多いと判定されている状況にあることから、今後策定を予定している整備計画において実施する詳細調査の結果を踏まえ、計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、森林伐採の現状をどのように考えるかであります。

市内には山林の維持管理が困難な所有者等もいることや所有したまま放置され、活用されない山林もある中、太陽光発電設備の導入は土地の有効活用を図るための方法の1つだと考えられます。しかし、課題もあると認識しておりますので自然や地域の環境保全、土地の有効活用等において調和を図っていくことが重要と考えております。

次に、北杜市森林整備計画との整合性についてであります。

北杜市森林整備計画は、森林の有する多面的機能を図りながら適正な森林施業および健全な森林資源の維持造成を図るための計画であることから、整合性を図るものではないと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

はじめに、第4次北杜市行財政改革大綱における小淵沢駅の整備と車両の乗り入れについてであります。

小淵沢駅前広場整備計画については、地域住民の意見や要望を取り入れる中で観光客や地域の皆さまがくつろげる場として、駅舎の東西2カ所へ東屋とベンチを整備いたします。すでに発注済みで請負金額は約2,700万円であります。

オブジェについては、北杜市観光協会小淵沢支部において馬の町というブランドの確立を目指し、東側のロータリー内に馬のオブジェの設置を検討しているところであります。

また、車両の乗り入れについては新駅舎運用時から全体運用開始までは西側から進入し、Uターンして戻るルートを想定しておりますが、車両の混雑が予想されるゴールデンウィークやお盆の時期については、西側から東側へ一方通行での対応を考えております。

なお、大型バスの運行については、駅前の地形が狭小であることから安全運行を第一に利用客の皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げるとともに小淵沢駅バスプール運営協議会とも検討を行っているところであります。

次に地上設置型太陽光発電施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地上設置型太陽光発電設備の設置状況についてであります。

経済産業省公表の平成28年10月末現在の設置状況については稼働済件数1,443件であり、3,414件が未稼働となっております。

北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届け出からは、平成29年2月末現在で届け出件数847件で面積は194.9ヘクタールとなっておりますが、実際に今後設置される面積の把握については難しい状況にあります。

また伐採届および林地開発行為によって伐採された面積は、平成29年2月末現在で111.3ヘクタールとなっております。

次に認定情報の活用、市内太陽光発電設備地図の作成についてであります。

認定情報は法令や条例に基づく事務のために資するものとして提供を受けるものであり、これに基づき活用を行っております。

地図の作成については、これまでの北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届け出やパトロールなど現地確認の実施に加え、地図上へのポイントの落とし込み作業を行っております。

次に、認定情報の公表による市の対応についてであります。

これまで、市内のどこに太陽光発電設備が設置されるのかという市民からの照会については北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届け出情報による案内でありました。しかし本年4月以降、認定情報は市民においても直近の認定情報まで広く確認が可能となることから、事業者においては国民負担の上に成り立つ事業であることをよく理解して事業を行っていただくとともに市としても北杜市指導要綱、北杜市景観条例をはじめ山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインおよび現在策定中であります国の事業計画策定ガイドラインに基づ

き、引き続き指導等を行ってまいりたいと考えております。

次に、八ヶ岳高原ライン下の違法伐採による太陽光パネルの設置についてであります。

市としては当該地が砂防指定地等に該当する恐れがあることから、事業者に対し所管である山梨県に相談し指示を仰ぐよう指導いたしました。このような結果になったことは誠に遺憾であります。

県においては砂防設備である堆砂域を確認し、事業者に必要な措置を講じるよう指導を行ったところであります。

なお、すでに設置されている太陽光発電設備にあつては砂防設備内に該当しないことから砂防指定地内における許可を要しない軽易な行為に該当すると山梨県では判断しております。

次に、国の動きに対する市としての対応についてであります。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国の事業計画策定ガイドラインについては、今月中に策定されるものと考えております。これを受け山梨県においても太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを見直すとのことでありますので、市としてもこれらの内容を十分精査・確認する中で北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次にまちづくり審議会の開催、景観形成基準に数値を盛り込むことについてであります。

太陽光発電施設は北杜市景観条例に基づく届け出の対象行為として9カ月が経過し、これまでに74件の届け出があり、事業者に対してできる限り低く、できる限り後退するよう指導しており、一定の成果はあったものと考えております。引き続き検証を行っていくとともに関係法令、特に規制法令が整備された際にはまちづくり審議会を開催し、ご意見を伺いたいと考えております。

なお、数値については、多くの法律の規制に関し景観の観点を上乗せするものであり、また検証を行っていることから現時点においては考えておりません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ここで、ともにあゆむ会の答弁が終わりましたが時間が経過しております。ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（中嶋新君）

それでは再開いたします。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは1番目の第4次北杜市行財政改革大綱からということについて再質問いたします。項目が多いので、この丸印に従って質問したいと思います。

まず の歳出の抑制、特に公共工事費の抑制についてでありますけれども、小淵沢駅舎東西2カ所に東屋とベンチを造る。その費用に2,700万円をかける必要があるのか。芸大の先

生が関わっていると聞いているので芸術的なものなのかもしれませんが、以前質問した小豆島の石垣もそうですけども、北杜市に、また小淵沢駅舎に本当にそれが必要なのか。事業内容が精査できなかったのかということについて、まずお尋ねしたいと思います。

また車両の乗り入れですけれども、もともと新しい小淵沢駅舎は西側からの一方通行で設計されているはずですが、Uターンして戻るとということに対する混乱が非常に大きいのではないかと。例えば迎いの車なんかは駐車することになると思いますので、そういうことに対してどうふうにかえられているのか。

それからバスの乗り入れに対して、バスプール協議会というような名称があったかと思うんですけども、それがどういうものなのか教えていただければと思います。

それと3番目の受益者負担の適正化についてですが、ここの通告書にも書いたとおり受益者負担の適正化というのは何も値上げだけではなく、値下げによって総収入を増やすということも当然あると思います。特に温泉の費用については、特に市外料金が非常に高くて使いづらい、もう行けないみたいなことを多く聞いておりますので、そういうことも含めて受益者負担の適正化ということを検討したほうがいいのではないかとということで、ここについて答弁を願いたいと思います。

4番目の公共施設等マネジメント機能の強化についてですけれども、これについては本当に各地区から施設がなくなることへの地域の方の抵抗は非常に大きいと思います。私も一市民としてみれば自分の地区、近くにあったものがなくなるということに対しては抵抗するのではないかと。ただ、そのときに全体の計画が示されて、例えばここの地区にはこれがなくなるから隣の地区、それぞれやっぱり旧町村の意識というもの高いから、それも利用しながらこの地域のここはなくなるけど、こっちは隣を利用して、ただここは残しますみたいな全体の計画を示さないと、なくせるものもなくせないのではないかと考えます。そういう意味で、今までお示しいただいたものがみんなそれぞれの個別計画なり、それからその計画、それを周知するというようなことだけでしたので、全体計画をどのように考えているか改めて伺いたいと思います。

それと総合支所、出張所のあり方ですけれども、公共施設等管理計画を読むと複合化とか、それから機能は大変重要だということが書いてありますので、基本的に8地区にこの行政庁舎の機能を残していくのかなとは読み取れるんですけども、そういう方針自体を明確に市民に示すことはできないのでしょうか。

また高根総合支所が今回、大規模改修が入りますけれども、この間の本会議でも申し上げましたけれども、隣の農村環境改善センターとの複合化というようなことも視野に入れながらの設計なり工事ということができないのかなということについてご答弁願いたいと思います。

7番目の指定管理者制度の検証ですけれども、今のご答弁ですと国からの何か通知がきたからみたいなお話でしたけども、もともと私もずっと指摘してきましたように決算の資料を見てもこれでは本当に精査はできないな、書式やその報告の内容を変えるだけでもいろんな精査ができるということは指摘し続けてまいりました。このことも含めて、検証の方法をどのように考えているか、改めて伺いたいと思います。

8番の定員適正化計画ですけれども、カウントの方法が違うということはお答弁で分かりました。ただ、29年度の人員が2名増えております。定員適正化計画がずっと少なく、だんだん少なくしている計画にもかかわらず、2名増えていることに対しての答弁をお願いしたいと思います。

あと9番目の人事評価制度についてですけれども、総務課の人事担当で心身のケアも含めて、すべての人事管理を行っているというのは大変なことだと思います。例えば県内の市では甲府市に人事課があり、甲斐市も300人程度ですけれども人事課というものを設置しているようです。そういうことも含めて人事課の設置について考えを改めて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

まず定員適正化計画でありまして、2名増員になっているというようなご質問だと思いますけれども、平成29年につきましては商工・食農課、ほくとっこ元気課の創設や子育て、高齢者対策として保育士、保健師を増員することなど計画値を上回る予定になっておりますが今後、期間であります5年間の中で適宜、調整をしてみたいというふうに考えているところでございます。

また人事課の設置について、改めてのご質問をいただきました。メンタル不調者の増加や平成28年度から実施しています人事評価制度の処遇反映、職員の個々の能力や特性に配慮した人事配置、時間外勤務の縮減への取り組みなど人事管理や労務管理の充実はますます重要であると認識をしております。

しかし県内、先ほどご質問がありましたように13市においては人事課を設置している市は本市より人口規模の大きい甲府市、南アルプス市、甲斐市の3市に留まっている状況であります。また1課を新設することは職員増にもつながり、定員適正化計画に基づく計画的な職員採用を行っている現状においては、他の組織再編等と併せていく中で検討していくことが望ましいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

野中真理子議員の再質問について、いくつかいただいております。

まず1つ目、番の受益者負担の適正化についてであります。このことについてはご指摘の点もなくはありませんけれども、趨勢というか今後、人口減少ですとかマーケットが小さくなっていくという、これは客観的な事実だろうというふうに考えておりますので、そういった点を踏まえて一つひとつ各分野ごとに精査が必要だろうというふうに考えております。

それから 番の公共施設等マネジメント機能の考え方についてであります。

今、全体計画とおっしゃいましたが、今、私たちが示しているのは基本的な計画ということでありまして、今後の人口減少あるいは議員からも冒頭ご指摘がありましたように地方交付税の縮減、一方では高齢化の進行に伴う社会保障費の増、公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増というのは、これも今、事実として捉えられているところですので、基本的には延べ床面積の30%縮減に向けた取り組みを進めていくということで、来年度から市民の皆さまに情報を市広報紙等を通じてお示ししながら丁寧に進めていきたいという考えであります。

それから次に5つ目の総合支所の観点であります、これについてもご指摘がありましたように複合化ですとか機能の集約ということは今、公共施設等総合管理計画に位置付けております。これに基づいて議論を進めることにしておりますので、ご指摘の内容になるかというふうに認識いたしました。

それから最後、指定管理制度の検証について何をするのかということにつきましては、これは国がそういうふうに示したからということだけではもちろんありませんで、私たちは不断のチェック、評価をしてきております。ご参考までに国の地方行政サービス改革の推進に伴う留意事項、これにつきましても今、議論等しております経済の状況、財政の状況というものを鑑みて、常日頃また指定管理制度自体がそういった行政サービスのオープン化、アウトソーシング化につながるものであるけれども、いま一度検証してほしいという通知でありましたので改めて項目に位置付けまして管理運営基準、今、定めております、それによって毎年項目ごとに点数をつけて評価しておりますけれども、それを続けながら、またご指摘の点も踏まえながらしっかりと整理をしていきたいというふうに考えるものであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。東屋、ベンチが必要不可欠かということと精査をしたかということでございます。

小淵沢駅は北杜市の観光の玄関口であり、八ヶ岳観光圏の玄関口でもあります。今回の整備については駅舎・駅前広場を一体的にデザインしたものであり、完成後は地域活性化に大きく寄与するものと期待しております。そのため一般的なものではなく、統一したデザインの中で今回の東屋にしたものでございます。

また広場において人々が集える屋外スペースを設けることは、まちに広がる歩行者の動きを生み出すことにもつながり、駅とまちを拠点として屋外スペースがまちの活性化の観点からも重要な要素だと考えております。

それから今回につきましては、特注になります積算にあたりましては建設物価本の価格や見積もりの聴取を行い積算しておりまして、価格は適正であると考えてございます。

続きまして、車の乗り入れの関係でございます。

新駅舎運用時から全体の運用時開始までは2名以上の誘導員を配置し、安全の確保を図りたいと考えております。現在の駅舎を利用しながらの工事のために今、切り替えから全体の完成までの時期はこのような運用しかできません。利用者の皆さまにはご理解とご協力をお願いいたしますとともにバスプール協議会とも十分な協議・検討を行ってまいりたいと考えております。

それからもう1点はこのバスプール運営協議会でございますけれども、これにつきましては現在、小淵沢駅に乗り入れております。サントリー、それからリゾナーレ八ヶ岳、アルソア、八ヶ岳ロイヤルホテルなどで構成されている組織でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは1項目めの質問に対して再々質問を行います。

まず の歳出の抑制、特に公共工事費の抑制の中での小湍沢駅舎のことについてですけども、今のデザインでの発注で2,700万円が適正だということは分かります。しかし、この財政が厳しい北杜市にあってそのデザインにこだわるのか、それからあと維持管理費のことも含めて、そういう抑制のためにどういうことができるかということを考えなければいけないと思いますけれども、そこについてもう一度ご答弁を願いたいと思います。

それから3番の受益者負担の適正化ですけども、今、マーケットの縮小ということをおっしゃいました。マーケットの縮小だからこそ、それぞれの施設の取り合いというものは非常に厳しいものだと思います。温泉施設の場合、長野県のすぐ近くのところにも、県境にもいくつかあって競争が厳しくなっている中で、どれが適正なのかということは当然、議論されるべきことだと思いますので、そこについていま一度ご答弁願いたいのと4番のマネジメント機能の強化についても全体計画というのが先ほど私が申し上げた、いろんな地域のバランスも考えた、それをみんなに示していただけるのかどうかということをお願いしたいのと、6番目の総合支所のあり方については、先ほどご質問しましたけれども8地区にそれぞれ行政支所という行政庁舎を残すという方針を明確に表す、市民にまだ提示していないと思うんですけども、そういうことができるのかどうかということをお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

まずは3番目の受益者負担の適正化について、マーケットの縮小もあれば施設の多寡ですとか、それから富士見町との関係ということでどのような考え方というご指摘であろうかと思われました。

ご指摘の内容もおおむねそのとおりだというふうに考えておりますけれども、そうであればこそ、やはり単に受益者負担のみ着目するのではなくして、それぞれの施設をどのような形で残していくのか、そしてどのようなサービスの向上を図っていくとするのか、そしてそれを誰がやるのかといったことも併せて、総合的に慎重に議論していかなければ適正な姿というのは見えてこないだろうというふうに思いましたので、今、この総合的な受益者の適正化を判断することだけではなくて、さまざまな関係者、担当部署ともしっかり議論しなければいけない課題だろうということでありまして、今、適正なのはどうかというふうなことをお示しすることはできない状況です。

それから 番の公共施設のマネジメント機能の強化ということで、早く示してほしいというお気持ちはよく分かりますけれども、これにつきましてまず今の現状といたしましてはハード面、もっぱらハード面での更新に当たって、どのくらい費用がかかるのかということシミュレーションし、基本的には延べ床面積の縮減ということを示したわけでありまして、来年度以降、個別の分野ごとに議論を重ね個別計画をつくっていくスケジュールとなっております。そうした中では一義的に、一方的に市当局が決めることでもありませんし、またそれをご利用な

さる方、そしてまたそれを維持管理される事業所の方々、それからそれを支える地域住民の方々、さまざまなご意見を踏まえながら整理をしていかなければならないという状況にあります。つきましては、そのあとに示されることになるだろうとは思いますが、今、この時点でこのような姿を示すということもお答えのしようがありません。

それから総合支所の関係につきましても同様でありまして、今、支所は義務、あるいは義務的に残す施設という位置付けを公共施設等総合管理計画では示しております。優先順位としてはそれ以外のその他の産業系の施設ですとか、そういったものから順次やっていくことになると思いますので、庁舎の関係はまたその次ということになるかと思っておりますので、今ここで断定して言うものでもないというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

今回の東屋、ベンチにつきましてはデザインは当然でございますけれども、素材につきまして耐候性、耐久性等も考慮しまして設計等をしてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは2項目めの子どもたちのすこやかな育ちのためについて再質問させていただきます。

これについても番号で、例えば2番のいじめや不登校の生徒に対する対応ですけれども、ご答弁で市単独の適用教室の設置を考えているというご答弁があったかと思うんですけども、現在、その公的なものとは別に市内にはさまざまな自主的なグループ、不登校の子どもたちを支援するグループや活動があると思っておりますけれども、それらとの連携とか支援についてはどういふふうにお考えがあるか、まず伺いたいと思っております。

それから5番の困窮が連鎖しないようにという、子どもたちの貧困についてでありますけれども、子どもの貧困調査を県の協議会に参加する形で行うということでしたけれども、その協議会というのは調査のためだけのものなんでしょうか。それとも今後の子どもたちの貧困に対するいろんな対応策を考えるということまでつながる協議会なのか、協議会の内容を教えていただきたいと思っております。

また子どもの貧困に関して、これは教育委員会への質問になりますけれども日々、子どもたちに接して学校の先生方はそれなりに子どもたちの様子や実態を感じたり、知ったりすることが多いけれども、なかなかその対応に苦慮しているというような報道があったかと思っております。北杜市としてはそういうことに対して先生方はどのような対応策を取られているのか、ここで伺いたいと思っております。

それから6番の病児・病後児保育園についてですけれども、これは当初からご指摘申し上げているとおり親御さん、保護者の方の求めるものと市ができることというのが非常にギャップが大きい事業で大変難しい事業だと思っております。例えば受け入れ可能な病気の範囲を拡大

するためには、北杜市であれば甲陽病院の中に設置するというような抜本的なことを考えないとなかなか保護者の方の意向に沿うことができないのではないかと思うんですけども、その抜本的な見直しまで含めて、そういう検討をされるのかどうかということ伺いたと思います。

それと9番、マイホーム補助金等の相談ですけども、なかなか補助金制度が難しいもので実際にいろんな、何回も書類を提出に来なければいけなかったとか、窓口を何度も行ったり来たりさせられたみたいなことを実際に聞いております。そういうことへの対応、今回、2つの課に分かれるということでそういうことの対応を改めて伺いたしたいと思います。

それと10番目の北杜市立保育園整備計画に関連してですけども、前の質問で特に老朽化した、これ小淵沢、白州、念頭に置いて質問したときにこの整備計画をつくり、策定したあとに考えるということだったと思います。そうした中で今回、平成29年度の当初予算にいずみ保育園の整備計画、建築計画が出てきたわけです。やはりこれはどんなに緊急性があるとはいえ、やっちはいけないというそういうことを言っているわけではないですけども、あまりにも計画性がないのではないか、それを露呈しているのではないかと思いますけども、そこを改めてご答弁願いたいのと小淵沢や白州の保育園、大変老朽化しています。そのことについてどういう優先順位でやっていくのか、特に小淵沢については東西の保育園を統合というような話も計画の中にあっただかと思えます。統合保育園を建てるためには今の敷地ではなく、別な敷地を設けてそこに建てて子どもたちは普通の生活を送りながら、それができた段階でそこに移動するというような方法が一番ベストなのかなと思いますけども、そういうことも含めてどの程度まで考えられているのか。特に合併特例債、32年度までの期限がありますので、そういうことも含めてこの保育園の整備計画について、小淵沢、白州の保育園の建て替えについて伺いたしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

教育委員会につきましては2点、お伺いしたと思います。

最初、市内のフリースクールのような形での運営している団体との連携というふうなことだと思います。

フリースクールにつきましては義務教育、それから教育委員会などに縛られない自由な活動が各自で行われているというふうに認識をしているところであります。このため学校、また教育委員会との連携も十分とは言えないというふうなことで捉えているところであります。

こういった状況も踏まえて昨年になりますけれども、12月に国において教育機会の確保等に関する法律ということが施行されたところであります。この中で不登校の児童生徒に対しては無理な通学は状況を悪化させるというふうな懸念があるため、休養の必要性といったことも認めています。また不登校の状況を学校側で継続的に把握をする、その中でその子どもや保護者にはフリースクールなどの民間施設の情報を提供するようにということも求められたということでございます。こうしたことを踏まえて国のほう、文科省のほうでもさまざまな民間に対する関係部署の連携をするための計画を今、作成をするという段階に入っているという状況であります。

今後こうしたフリースクール等の対応を行うために必要な情報の収集を進めるということが必要になるということでもありますので、民間施設と学校との連携の方法については検討を行うことが今後必要になるというふうなことで考えております。

次に貧困に対する学校現場での対応策、指導というふうなことだと思います。

貧困に関しては日常的に学校現場において、例えば毎日同じような服装をしているとか体を洗っていないということでおったりするということ、そういった日々の生活の中で学校の先生方に状況をしっかり把握するということをお求めているところであります。またそうした中で就学支援ということも現在も実施している状況でしたので、学校についての支援ということでは先生方にしっかり対応してもらおうようお願いをしているというふうな状況でありますけども、先ほど申し上げたとおり生活状況の変化がやはり目につくのは日々、接している先生方ということになりますので、そうしたことから情報をうちのほうでもいただく中で例えば必要に応じて福祉課とつなぐという対応はしていくということで学校のほうでは徹底をしているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

最初に病児・病後児保育についてでございます。

本来、働く親は子どもが病気のときこそ気兼ねなく休暇を取って看護をしたいというふうにご考えておられると思います。しかしながら社会的な環境整備が不十分で保護者がどうしても休まざるを得ない状況においては、この病児・病後児保育は子育て支援を行う上で有意義な事業であるというふうには考えております。

病児・病後児保育をはじめて1年が過ぎました。その中で保護者からは当日の受け入れや料金の見直し等のご意見をいただいております。また本市の行う事業は感冒や消化不良、ケガなどの児童が日常罹患する疾病でピーク時が過ぎ、急変する恐れがない児童を対象としており、登園や登校停止の疾患の児童は対象外としております。登園・登校停止されているインフルエンザや手足口病、おたふく風邪などは登園・登校できるようになるまでに1週間ほどかかり、保護者の就労に影響しているということから、保護者から病気の範囲の見直しを求められているところでございます。

今後この病気の範囲等、子ども・子育て会議や指導医、保護者等のご意見を伺いながら安心して預けられる施設にしていきたいというふうには考えております。

先ほど議員からも提案された病院等での受け入れということも、この病児・病後児保育事業を行うときに病院等とも検討はした中で、今の状況ではできないということで秋田分園で進めてきたところでございます。また、それらについても今後検討してまいりたいというふうにご考えております。

次に補助金等の対応についてでございます。

新年度から組織が編成されまして包括支援センターができるということで、2課ができることとなります。その2課の連携については万全を期して対応していく所存でございますけれども、なにぶんにも新たな所属の設置でございますので当初は若干の行き違いがあるようなこと

もあろうかと思えますけれども、職員一同、切磋琢磨しながら親切丁寧な対応を図ってまいりたいと思います。また市民の皆さま方のご意見やご要望に耳を傾け運営しながら、不都合などが生じた場合は速やかな改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから保育園の整備についてのご質問でございます。

いずみ保育園についてでございます。

いずみ保育園は、市立の保育園の中でも最も古く老朽化が著しく緊急性が高い修繕箇所が多い保育園でございます。いずみ保育園の整備については、近隣に子育て支援住宅が整備されたことなどにより、園児の増員により保育士の確保が厳しくなることや老朽化が著しい状況であるために早急に対応する必要があり、整備計画策定と並行して実施計画を進め早期着工ができるよう準備を進めることとしたところでございます。

それから小淵沢の保育園、白州の保育園についてでございます。

小淵沢には西保育園と東保育園がございます。この保育園はいずみ保育園と同様、老朽化が著しく特殊建築物等定期調査による緊急性を要する修繕箇所が多いと判定されている状況でございます。第2次北杜市保育園充実プランでは、各地区に複数保育園がある地域においては単独での建て替えは原則行わないこととなっており、小淵沢地区の2つの保育園については統廃合を視野に検討する必要があると考えております。

なお、統廃合する場合は現在の両園の敷地においては難しいことから用地の確保などの課題がございます。この両園のあり方については保護者をはじめとする地域の皆さま方のご意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

白州保育園等につきましても、このいずみ保育園や小淵沢の2園のほかはこの特殊建築物等の定期調査において建物に影響を及ぼす緊急性の高いと判断された保育園は白州保育園、明野保育園、さくら分園、わかば分園等でございます。これらの園についても園児が毎日の生活を送る場所に関してはその都度、部分的な修繕を行っている状況でございますが、平成29年度策定する整備計画の中で詳細の調査を実施いたしまして、整備を行う施設の優先順位および整備方法について決めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の・・・。

○16番議員（野中真理子君）

答弁漏れがあります。協議会について。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

失礼しました。答弁漏れがございました。

県の協議会についてのご質問でございます。

子どもの貧困の実態調査について県の協議会で調査をするということでございます。経済的に厳しい状況に置かれている生活困窮者の自立に向けて、安定した就労による自立を目指すとともに子育てや生活に関するさまざまな課題に対応するために、一人ひとりに寄り添った支援策が重要であります。市におきましては今後、生活困窮者や生活困窮者の親や子に対する家庭

環境について把握をするとともにニーズに対応した支援策を展開するために、県が実施する調査に協力をいたしまして実態把握に努めてまいりたいと考えております。

県の協議会については今のところ具体的な内容は示されておりませんので、今後、県の動向を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

いいですか。野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは再々質問ですけれども、市立保育園の整備計画について、今、いずみ保育園のことをおっしゃいましたけれども、老朽化というのはいずみ保育園自体ももう分かっていたことで、子育て支援住宅ができることも何年か前から分かっていた中で突然出てきたということではやはり計画性が非常に乏しい、また小淵沢の場合、今おっしゃったように東西のそれぞれの敷地で統合保育園を造るのが難しいということであれば、なおさらその敷地の選定だとかそういうことに時間がかかるわけですから、特に32年の合併特例債の期限みたいなものを、それを見越してのことでしたら、ものすごく急がなければいけないかと思えます。そのことについてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

整備計画が非常に遅かったのではないかなというようにご質問でございます。

市におきましては公共施設整備管理計画を進めていたということで、その計画が策定されたのちに個々の計画を進めていこうということで進めておりましたので、ずいぶん遅れたような状況になってしまいましたが、合併特例債を見越した中で早急にこれから整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、3項目めの減災のための取り組みについての再質問を行います。

まず1番目と2番目に関連することですけれども、たしかに防災訓練等で地域の方たちとの連携を行っていることは私も承知はしております。しかし例えば実際に大きな災害が起こった南三陸町や名取市の状況を聞くと市の職員の方たちはもう本当にてんやわんや、特に東日本大震災は業務の最中であつたからすぐ対応できたけれどもという、それがあっても非常に混乱したということを知っております。そうした中で防災訓練みたいなものは市が全面的な協力をして住民といろんなことができるわけですけれども、実際の災害時には市の働きかけというのは非常に少なくならざるを得ない。そうした中で住民の人たちにいかに動いてもらえるか、ということも含めた住民と行政の対応が必要なのではないかなというふうに考えます。

そのための、例えば避難所の管理の人がいなくても何か住民ができるシステムを考える。また避難所を運営するときに、実際にはいろんな苦情が出たりして行政の対応は大変だったと聞

いています。そうした中で行政の区長さんとかの役割が非常に大きかったということを知っていますので、あらかじめ避難所を使う行政の区の区長さんたちの協議会を、そういう意味で連携ということが必要なのではないかということで質問させていただきました。これについて改めてご答弁を願いたいのと、それと4番目の災害対策本部についてです。今の地域防災計画を見ると本部組織というのは今の行政の組織に従って、いろんな役割分掌ができています。例えば避難所の開設については市民部も福祉部も教育委員会も関わっている。でもそういうので実際に本当にうまく動くのでしょうか。例えば南三陸町は震災前の災害対策本部というのはそれに基づいた確かに普通の業務の範囲の中でした。しかし震災後につくり直した新しい組織というのは避難所運営部、それは生涯学習課や各公民館が担当します。また物資部というものをつくって物資の調達とか物資の管理とか観光客の対応というもので、従来の組織とはちょっと違った、本当に即応できる、対応できる組織につくり直しています。私はやはりこの大きな災害を経験した市とか、そういうことのシステムというのは非常に参考になると思うので、そういうことも含めてどう考えているか、本部の組織について伺いたいと思います。

5番目の学校での備蓄ですけれども、災害時には混乱する、本当に支所から物資が届くのかというのは、優先的にとは言われても分からないわけです。例えば冬、マイナスになる状況下の中で子どもたちを守らなければいけないとなれば、本来であれば学校にそれぞれが備蓄していくことがベストだと思います。例えば児童生徒が最低限の防寒とか、食料などの備蓄品を持つことでその流用のルールさえしっかりしておけば別の避難者を助けることにもなりますし、学校での防寒や最低限の水や食料の備蓄を考えるべきではないかと思っておりますけれども、そこについて伺います。

6番目の帰宅困難者については、ゴールデンウィークや夏の観光シーズンの想定というのが・・・。

○議長（中嶋新君）

野中議員、7番ですね。

○16番議員（野中真理子君）

すみません、7番ですね。失礼しました。学校での備蓄が6番で帰宅困難者は7番です。すみません。

ホテルとの協定とかでは、とても足りないのではないかと思います。例えば首都圏で大きな災害が起こった場合に、小淵沢駅で帰宅困難になった方は小淵沢中学校に移動させるとか、それからそのほかのところで車で帰れなくなった方は、例えば高根体育館の駐車場に移動するかというような大きな計画がなければいけないのではないかと思いますけれども、そこについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

はじめに災害時の住民との連携ということでございますけれども、たしかに災害時においては連携が非常に重要だというふうに考えております。自主防災組織等も結成されておりますけれども、そういう組織の連携を図る中で進めていかなければいけないと考えておりますし、先進

事例等も参考にしながら運営マニュアル等も今後改定していく必要があるのではないかというふうに考えております。

災害本部でございますけれども、これもいろいろな何々班というようなことで組織がされているわけでございますけれども、議員おっしゃるとおりその先進事例等を見ながら、また29年度に県で市における運営マニュアル等が作成されることとなっておりますので、大雪のときの避難所の運営等も参考にしながら、先進事例等の内容を見ながらこのマニュアルを改定していきたいというふうに考えております。

それから帰宅困難者の関係でございますけれども、たしかに現在6軒のホテルと協定を結んでございます。たしかに災害の状況にもよりますけれども、大きな災害が出た場合にはこれだけでは足りないということもございますので、状況においては、指定の避難所や避難地等に誘導することも検討が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

学校での備蓄が必要ではないかというふうなことだと思います。

学校での備蓄ということに関しましては、例えばこの児童生徒を対象とした備蓄というふうな考え方に基づくのか、それとも避難をする際にその子どもたちも含めた周りの地域の方々の避難をした際の備蓄に関するものかということ、だいぶ考え方が変わってくるというふうに思っております。今の状態では地域住民が避難してくる場所の多くが小学校、中学校等の体育館というところになっているということから、市内13カ所からの食料等の申し込みを考えているという状況であります。

実際に学校での備蓄という部分では、施設面でなかなかそれに対応するような仕組みにはまだなっていないということもありますので、今後、食料等についての考え等については具体的な対象者をしっかり限定していく中で、防災担当部署とも相談した上で対応していくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

学校での備蓄の考え方なんですけれども、例えば子どもたち一人ひとりがアルミのシートで防寒ができるものとか乾パンなり飲料水を持つ、その程度であればランドセルのボックスぐらいに入るのかなと。そういうことで子どもたちにとっても安心であるし、先ほど申し上げたのはその流用のシステムとかルールさえつくっておけば、それがほかの避難者にも役立つことにもなるのではないかと、そういう考えができないかということでお尋ねしたので、もう一度そこをご答弁願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

野中真理子議員の再々質問にお答えしたいと思います。

対象者が児童生徒というふうな状況で考えた際には、例えば防寒対策といったもの、そういったものに対する対応というのは十分可能というふうには考えてございます。そういった点で学校の防災計画等もございまして、その中でどのような形で位置付けるのがいいのかというふうなことはまた学校長会等も踏まえて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは4番目の地上設置型太陽光発電施設についての再質問を行います。

のところで市の現状をどう考えているかというふうに伺ったんですけども、今ご答弁では森林が伐採されたことへの見解しかなかったので、市全体としての、どういうふうに考えていらっしゃるかということをごここで改めて伺いたいと思います。

3番目の北杜市森林整備計画との整合性はどういうふうに考えていますかというふうに私が伺ったので、答えが整合性は特に考えないというのもしかにはそれは答えなんですけれども、森林整備計画の中では水源涵養林だとか災害防止のための森林、それから景観の森林ということも、幅広く森林に対しての概念があって、それを整備していくという計画であると思います。当然、その計画と今の太陽光パネルの現状という、特に木を切って設置することについては関係があると思いますし、まったく整合性を取るということではなくてもこの計画に基づいてなんらかの措置など、危機感みたいなものが持たなければいけないかと思うんですけども、そこについて部長の見解を伺いたいと思います。

それと4番目の認定情報についてですけれども、認定情報の公表で発電設備の所在地が今回、しっかり分かるわけです。その時点で地図の作成ができるはずですが、届け出帳やパトロールをした上で、現地確認した上で地図に落とし込むのではなくて、その認定情報に基づいて地図の台帳というものがつくれるはずなので、またそれが必要なのではないかと思いますけども、その地図をつくるつもりがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

また5番目の市民の方たちがその認定情報を見られることになりますから、当然、自分の家の近くにこの番地に造られそうだとすることで市への問い合わせなり、それから相談というのは今後増えていくと思います。そうしたときに市側もそういう地図みたいなものを持っていれば住民の方にも示せるし、市でもすぐ把握できるわけです。例えば私が住んでいる地区は開拓の地区で10060番地というのが広大にあって、バラバラに番地が付いています。すぐに探すのは非常に難しい。そういうところであらかじめそういうものをつくっておけば、住民の方たちへの対応が迅速にできるし、また市としてもここにこういうものができるということをお認識できるわけですから対策なり対応策、それからそういうことを迅速にできるようになるはずですが、ぜひ地図の作成と活用を考えていただきたいと思いますので、そこについての見解をお伺いしたいと思います。

また6番の八ヶ岳高原ライン下の違法伐採についてですけれども、先ほど県に相談するように指示したということをおっしゃいました。この指示したのはいつの時点なんでしょうか。業者が窓口に来たときなのか、パトロールのときなのか。どういうことを市がこの件について対応したのか改めて伺いたいと思います。

それから7番の改正FIT法の施行に関連してですけれども、国のガイドラインには地域との関係構築という、ガイドラインが今現在、案ですけれども、その地域との関係構築の中に配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催や個別訪問など、具体的な対応策について自治体と相談するように努めることという項目があるわけです。これから4月以降、業者が北杜市に来て自分たちはどのような説明会、地域住民の範囲ってどこまでですか、説明会の開催をどういうふうにやったらいいんですかといったときに市はどのような説明をするつもりなんですか。またここに関連してですけども、今は要綱の見直ししか言っていません。部長は、先ほどの答弁で、けれども、条例化しておけばその指導や改善の命令がしっかりできるわけです。さらに国においても改正FIT法によって国の改善命令が行うことができるようになります。そういうことも含めて、条例と要綱の力の差というのはもう歴然かと思うんですけども、そこも踏まえて北杜市としてどう考えているか伺いたいと思います。

8番の景観、まちづくり審議会の開催ですけれども、国のガイドラインが策定された、先ほどのご答弁では規制法令ができてはじめて審議会を開催するということでしたけれども、ガイドラインって非常に国のつくるもの、大事だと思います。そういうことを踏まえて県も動くわけですし、市としてもそれに対応するにはどうしたらいいかということも当然、景観計画の中でも考えなければいけないと思いますので、まちづくり審議会の開催は必要だと思うんですけども、そこを伺いたいと思います。

9番目ですけれども、これは市長に特に伺いたいんですけども、山日新聞に掲載された市長のコメントを通告に書かせていただきました。私は渡辺市長の陣営とは別なところで市長選に関わっていたわけですけれども、やはり山日新聞、多くの有権者の方が読むということで候補者、それぞれ真剣にこの120字のコメントを書いたと思います。そのコメントの中に市長は「条例整備を進め」という文言を入れたんです。この条例整備って何なんですか。それを市長に伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

森林整備計画のご質問でございますが、森林整備計画は規制するものではございません。先ほど答弁をしたんですけども、森林の有する多面的機能の確保を図りながら適正な森林施業および健全な森林資源の維持・造成を図るための計画と考えます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、森林伐採以外の設置状況および導入の件数として市はどのように考えているかということでございます。

これにつきましては、森林は先ほど産業観光部長の答弁のとおりでございます。それ以外の部分につきましては建設部まちづくり推進課において、これを踏まえまして担当課の分掌事務

において取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に認定情報での地図の作成が必要ではということでございます。

これにつきましては、認定情報に基づき地図を作成することについては認定情報自体が法令や条例に基づく事務のため提供を受けているものであり、また市民への公表を前提とするものではないことから引き続き届け出帳やパトロールの実施などにより作業を行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、迅速に対応できるのではないかとということでございます。

これにつきましては、現在、提供を受けている認定情報は条例に基づく事務のためにのみ提供を受けているものであることから開示はできないものと考えております。このため本年4月以降、経済産業省が公表する認定情報による影響を勘案する中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして高原ラインの関係でございます。これにつきましては、昨年5月に事業者より太陽光発電にかかる手続きの問い合わせがあり、景観計画区域内行為届出書にかかる指導を行っており、6月に設置場所について河川法、砂防法、土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等、該当の有無を山梨県へ照会を行い一部が該当する旨の報告を受けたあと県へ手続きを含め確認指示を仰ぐよう指導したものでございます。

続きまして指導要綱だけに留めるのかということでございますけども、国のガイドラインは法令に準拠するものではなく推奨事項であるとしています。このことから指導要綱において内容を十分精査、確認する中で指導要綱の見直しを検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、まちづくり審議会の開催でございますけれども、指導要綱につきましては北杜市まちづくり審議会条例に基づく所掌事務となっていないことから諮問案件にならないと考えております。

続きまして条例整備のことでございますけども、条例化や条例一部改正についてはすでにくつかの法令による規制があり、これらの法令に抵触しない範囲で保護すべき法的な利益を条例の目的に定める必要があり、また工作物の中で太陽光発電施設のみを規制する根拠を明確にすることや土地利用の制限を伴う条例を制定する場合には、財産権との整合を図る必要があることなど現在の法制度においてはさまざまな課題があると考えております。このため引き続き検証・研究を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは4項目め、地上設置型太陽光発電施設についての再々質問を行います。

森林整備計画、これは規制するものではないのは分かっています。あらゆるものがいろいろな、規制の法律がないということは分かっているんですけども、北杜市としてこういう森林というものを大事だということで、この計画をつくっているわけですから、そこと今の現状をどう考えているかということはお答え願いたいと思いますし、それから森林計画以外の、森林以外の現状についても、先ほどの建設部長のご答弁ではとても現状認識についてのお答えになっていなかったと思いますので改めてそこを問いたいと思います。

それと4番、5番に関連する認定情報の公表ですけれども、市民に公表するものではないとおっしゃいました。たしかに現状は自治体のみが見られることになっています。ただし4月からはそういう情報を市民が見られることになるわけです。今、4月以降考えたいみたいなお話でしたけど、それがもう分かっている時点で当然、それに対応することぐらいは今の時点で考えておかなければいけないんじゃないでしょうか。そういう意味でこの認定情報の活用、市民も見て、これからそれに基づいてたくさんの相談が市に来るはずですよ。それについての対応策ぐらいを考えておかないと、とても4月からやっていけないと思いますけれども、そこについて改めてご答弁願いたいと思います。

また7番のガイドラインは国の推奨事項だ、そういうふうにおっしゃいましたけども、そのガイドラインの中に説明会、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催について各自治体に聞きなさいという項目があるんです。当然、事業者はこのガイドラインを見て北杜市の担当部署にどこまでの説明会をしたらいいか、どういう方法でやったらいいかを問い合わせるはずです。そこについての明確な答えを持っていないと今後非常に困りますし、住民側もそれを求めているはずですよ。しっかりしたものをつくらなければいけないと思いますけども、そこについてのお答えをお願いしたいと思います。

あと9番の条例化について、私は市長に伺いました。市長が書いたことについて市長に伺っているのでぜひ市長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

森林整備計画と伐採計画についてというご質問でございます。

先ほども答弁させていただいたとおりでございますが、伐採については林地開発、それと伐採届により対応しているということで、森林整備計画につきましてはあくまでもその整備の計画を行うものということで認識しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

まず市の現状でございますけれども、本市は日照時間が長いなど本市地域特性により太陽光発電の適地として注目され、また太陽光発電施設設置に関してさまざまな課題についても注目されるようになりました。太陽光発電の導入と自然環境の保全、地域環境との調和を図っていくことが重要であると考えているところでございます。

続きまして認定情報の公表につきましては、先ほど申しましたように4月以降、20キロワット以上の太陽光発電設備について自然エネルギー庁のホームページで検索可能になります。こういう形で公表されますので活用していただければと考えているところでございます。

○議長（中嶋新君）

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

条例化についての市長の見解ということでございますけれど、私のほうから代わってお答えさせていただきます。

太陽光発電施設の設置に関する条例化につきましては、さまざまな課題もあることから引き続き太陽光発電を取り巻く状況の変化に注視し、市長会等を通じて再度、国等へ法制度の要望を行っていくとともに、これからも情報収集に努め研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○16番議員（野中真理子君）

議長、ガイドラインについての答弁が。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

申し訳ございませんでした。答弁漏れがございました。

たしかに国のガイドラインについては地域への配慮ということがございます。その配慮につきましても地域とのコミュニケーションに努めるものという形でございます。したがって、ガイドラインは法令に準拠していないものでありますので、指導要綱において内容を十分精査、確認する中で指導要綱の見直しを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後12時13分

再開 午後 1時40分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

執行の答弁が終わりました。

これで野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

ともにあゆむ会の代表質問の関連質問を行います。

まず第1項目めの第4次北杜市行財政改革大綱からという中で、何点が質問させていただきます。

まず、その中で行政組織の見直しとか人事評価制度の推進というような項目がございますけれども、先ほどのいろいろな質問の中で人事課の設置については当面考えていないというような答弁がございました。私もちょうど1年前ですか、平成28年の第1回の定例議会で市役所の職場環境とか機構改革についてというような代表質問をした経過がございますけれども、その中で疾病の方とか、いろいろおられるというようなことで産業カウンセラーを平成20年に

設置して今日に至っているというような、そういう話がありました。言ってみれば多くの人が、遡ってみますと平成21年から27年までに保健室へ相談に来ておられる方が大体、140件前後年間であるというようなことの中で、かなり職場のことについて相談に来ていると。人事評価、合わせて人事課とのそうした専門部署を独立させて今後やっていく必要があるかと思えます。

現在、総務部の総務課内には人事担当として4名が配属されていて、保健室には嘱託職員の産業カウンセラーが1名配属されていると。5名くらいの一応、人事担当の部署というふうに思いますが、今後はこうしたいろいろの悩みとか人事評価とかいろいろの面で、嘱託、病院まで含めれば千人規模の職員を擁しているこうした職場においては、人事担当部署を専属にして、ほかの部署とはちょっと専属的にやっていく、そうしたことが求められると思えますけれども、そのへんについてはどのようにお考えか、これが1点。

あと公共施設総合管理計画と本庁舎、総合支所、出張所のあり方についての項でございますけれども、本庁舎、総合支所の問題についても総合管理計画の中で位置付けているわけでありまして、先ほどの企画部長の答弁の中でも支所は義務的な施設だというようなことでもございますけれども、今後とも、今年も、先ほどの質問の中にもございましたけれども、住民から確定申告相談日が急ぎょ大幅に追加され、身近な支所でなぜこうしたことができないかというような、そうした住民の声がございました。そういう意味で総合支所の存在価値というようなものは当然、必要に迫られてくると思えます。これらについても併せてやはり検討していただきたいということ。

そして、あと本庁舎の問題についてもこれと併せて住民は関心を持っておりますので、総合管理計画との並行で進んでいくのか、本庁舎についてはどのように考えていくのか、総合支所との関連の中でお聞きしていきたいと思えます。

以上2点でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

齊藤議員のご質問にお答えをいたします。

メンタルヘルス等を含めて人事課の設置等が必要ではないかということでございます。

産業カウンセラーの職場の健康管理につきましては、平成20年度から看護師1名を配置いたしまして心身の健康管理にあたっており、その役割は年々浸透し効果が表れているものと感じております。

カウンセラーの大きな役割としましては、健康でなければしっかりとした仕事が遂行できないという考えのもとにおきまして健康診断の受診率を高め、精密検査等が必要な職員については専門医などの受診のすすめや生活指導を実施するなどフォローアップを行っております。また地方分権委譲事務等の増加により業務量が増えストレスを感じ、精神的な不調を訴える職員も増えつつあるのが現状であります。年間140件から150件ほどの話を聞いてほしいといった相談もございますので、必要に応じ専門医への受診をすすめたり、人事担当と連携をし人事面での対応を行っているところであります。

また定期的にメンタルヘルス研修を開催するなど、心のケアにも取り組んでいるところでござ

ざいます。産業カウンセラーが中心となり産業医や各職場の安全衛生委員、職員組合代表者で構成する安全衛生委員会を定期的に開催し職場巡視等、職場環境の改善に努め取り組みを実施しているところがございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、人事課の設置につきましては、定員適正化計画に基づき計画的な職員採用を行っている現状におきましては、組織再編等を含めた中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ここで答弁をいただく前に議長として議事の整理をいたします。

関連質問の中で本庁舎という質問がありますが、あくまでも通告については総合支所、出張所のあり方ということで本庁舎には踏み込んでおりません。基本的に関連は通告に基づいたとおりの中で質問をお願いいたします。

支所のあり方について、答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

ただいまの、齊藤議員の関連質問にお答えいたします。

総合支所の考え方につきましてであります。

これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり公共施設等総合管理計画におきましては複合化、あるいは機能の集約化を含めて検討していくということにされているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

先ほどの総合支所の関係につきまして、確定申告など相談日が急きょ増えたというような、そうしたことがありまして、大変支所へ来られた方が遠くに、支所がなくなれば困るなど。そんなご意見がございました。そんなようことで支所のあり方の検討についても、そのへんのことについても早く方針を示すことが求められているのではないかと私は思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

ただいまの、齊藤議員の関連質問の再質問についてお答えさせていただきます。

総合支所のあり方と確定申告の関連についてということであろうかと思えます。

総合支所につきましては、先ほど申し述べたとおりでありまして、またこれから設定していく個別の計画などの順番におきましては、あとの順番になろうかと思えますが、確定申告の状況もありますが、一方では職員のマンパワーにも限りがあるということをお聞きながら全体の

ものを、全体のあり方を整理していくという整理を今、させていただいているところです。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

栗谷議員。

○1番議員（栗谷真吾君）

野中議員の大項目の質問の2つ目、子どもたちのすこやかな育ちのためにに関して関連の再質問をいたします。

その中のいじめや不登校生徒の支援策と居場所づくりについてお伺いいたします。

現在、私は学校に通わないという選択をした子どもたちが伸び伸びと学べる居場所づくり、そういったものに取り組んでいるんですが、やはりそこにいると学校に行きたくないということで不登校になる子どもたちがいるという現状を実際、目の当たりにしています。市内だけに留まらず市外また県外からも見学に訪れる方があとを絶ちません。

現在、全国には10万人を超える子どもが不登校になっているというデータもあります。子どもが不登校になる要因はさまざま理由になり、その一つひとつをしっかりと見つけ、子どもたちがすこやかに楽しく育っていける環境整備が必要であると考えます。またそうした子どもたちにやさしい地域をつくるのが北杜の魅力を高めていくことにもつながっていくと思います。そういった思いから2点、質問をさせていただきます。

1点目です。来年度より泉小学校でコミュニティスクールが始まりますが、この取り組みが具体的にどういったものなのか教えていただきたいのと、この取り組みが全国の学校でどの程度行われているのか数が分かれば教えてください。この取り組みが要はいじめや不登校の解消につながるかどうかという考えがあるかというのをお尋ねいたします。

2点目です。先ほどの答弁の中で、今後市内でも葦崎にあるこすもす教室のような居場所づくりを検討していくということをおっしゃっていましたが、野中議員も言っていたように市内にすでに不登校の子どもたちが集う場所もあり、そうした居場所が増えることというのは大変歓迎いたすところではあるんですが、そもそも不登校になる根本的な原因を追究して、そしてそれを解決していくことも求められると思いますが、居場所づくりだけでない取り組みも検討しているのか見解を伺います。

また今の教育方針として不登校はよくないとか、学校は通わなければいけないということがどうもあるように見受けられるんですが、たしかに学校は社会の中で生きていくためにとても重要な場であることは分かるのですが、さまざまな個性を持つ子どもがいるのが現状で、当然、中にはどうしても学校になじめないという子どももいます。先ほど教育部長からも答弁がありました。昨年末に教育機会確保法が制定されました。その法律の13条には国および地方公共団体は不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童の状況に応じた学習活動に対する支援を行うことと記載があります。こうした法律のもと、今後フリースクールやホームスクーリングといった既存の学校以外での多様な教育スタイルも徐々に認められていくようになると思うのですが、具体的に教育委員会としてどのような取り組みを検討しているのかという答弁をお聞かせいただければというふうに思います。

以上の2点、よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

栗谷真吾議員の関連質問にお答えしたいと思います。

まず1点目のコミュニティスクールの取り組みということでございます。

これは本市の場合は、泉小学校につきましてモデル的にコミュニティスクールの取り組みを実施しているという状況であります。このコミュニティスクールにつきましては地域の方々が学校経営、学校運営に参画することでその地域の声を学校の経営に生かしていくということが大きな目的、地域で子どもを育てようということが大きな目的となっております。実質的には昨年、仕組みづくりについてさまざまな協議を行いまして、29年度、来年度から本格的に実施をするというふうな運びで考えてございます。

今後もそのコミュニティスクールの運営委員会の中で、学校運営に関する部分をいろいろ議論をしながら地域の意見を生かしていくというふうな取り組みということでございます。

2点目でございます。不登校に対する部分ということで、学校以外での取り組みというふうなことだと思えます。

先ほども答弁で申し上げさせていただいたとおり、教育機会確保法という、短くしてはいますけども、そういう法律が12月に公布されまして、その後2カ月を経過した段階で施行されるというふうな仕組みになっているということであります。

その中で今、議員がおっしゃったとおりさまざまな形でいろんな提案をしていくということが議論をされることとなります。ですが、まだまだその法律ができて文科省でもその対応に関しての指針というものが今後出てくるということになりますから、それを踏まえて学校における現場、また教育委員会、それからコミュニティスクールとの間でどんな取り組み、どんな連携ができるかということは今からの協議の中に入ってくるのかなというふうに思っています。

先ほど申し上げたとおり、法律の中でフリースクールの情報などを提供していくということも謳われております。その実際のところ、その学校との連携ということがなかなか不足している部分もあって、フリースクール自体の活動というものがどんな活動をされているかということもやはり教育委員会、学校サイドでもまだまだ熟知をしていないというふうな状況であります。学校としては、今までの教育方針というのが適応指導教室の場合は学校復帰を目的とした取り組みが中心になっていたということであります。

そうしたものが今後、今回の法律などによってどんな形を変えていくかということは先ほどから申し上げているとおり、今からの取り組みの内容によって検討していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

ぜひ子どもたちのために前向きに取り組みをしていただければと思います。

コミュニティスクールについて再々質問なんですけど、コミュニティスクール自体はやり方に

よってとても・・・。

○議長（中嶋新君）

栗谷議員。

発言の途中ですけども、通告の答弁に対する関連質問という。具体的に先ほどいじめや不登校ですね、フリースクールに最初に答弁がありましたので、それには関連質問ということですけども、あまり関連等が、最初の野中真理子議員の代表質問に関しましてあまり、通告外の判断といたしますので自粛していただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で。

○1番議員（栗谷真吾君）

ではコミュニティスクールのことで、いじめとかの防止につながるという趣旨での質問はもうできないということによろしいですか。

○議長（中嶋新君）

今、浅川部長の答弁に基づいた再々質問ですね。それに限定してお願いいたします。

○1番議員（栗谷真吾君）

ごめんなさい、ではちょっと質問を用意していた内容が違ってきてしまうので、ごめんなさい、質問に関しては以上で終わりにします。

○議長（中嶋新君）

用意するというか・・・。

○1番議員（栗谷真吾君）

答弁を聞いた上で、ごめんなさい、質問するものは特にありませんので以上で終了とさせていただきます。すみませんでした。

○議長（中嶋新君）

ほかに関連ありますか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

3問目の減災のための取り組みについて、2点ほど質問させていただきます。

関東大震災の教訓を忘れないために毎年、各地域で消防団と地域住民の連携による訓練が行われているとのことですが、自主防災組織の育成を兼ねて行政と消防団と自主防災組織の図上連携訓練することが大震災に対して迅速に対応できることと思います。このへんを実施する考えはございませんか。まず、これが1点目です。

2点目として、災害対策本部として災害に備え図上訓練をどのように行っているのか。この2点について、よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

原堅志議員の関連質問にお答えをいたします。

行政、消防団、自主防災会等での図上訓練というご質問だと思いますけども、図上訓練を実施することで得られる防災上の効果といたしましては、地域の強さや弱さを理解することができて、参加者同士が情報を共有して災害に対して共有の認識を持つことが可能になるというふうに考えております。

災害対策におきましては地域ごとにさまざまであると考えますので、継続性のある消防団におきましては、それぞれの地域における懸案箇所などについて、もう一度情報を掘り起こして点検を行いまして、これらをもとに訓練をするよう周知を図ってまいりたいと考えています。

次に大規模災害に備えての図上訓練ということでございましょうか。幹部職員、それから消防団の団長を含めまして図上訓練を実施しておりますので、今後も継続的に実施をしてみたいと考えています。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

再質問させていただきます。

26年度の大雪のときに、当時、渡辺市長、議長だったんですけども、そのときに北杜市議会における災害対策本部設置要綱というものを率先してつくっていただいたという経過がございます。そこで、今度は災害本部対策本部長として市長になったわけなんですけど、渡辺市長の指導力を発揮しまして自主防災組織の図上連携、先ほど言った図上連携組織ですね、これは地域防災の関係になりますけども、自主防災を兼ねて定期的にこういうことをやるのがこれからの災害に即刻対応できるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ市長のそのへんの見解をよろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

原議員の関連質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように図上訓練は非常に重要なことだと考えておりますので、消防団幹部等と相談する中で今後、検討してまいりたいと考えています。

○議長（中嶋新君）

ほかに関連質問ありますか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

太陽光発電関連で質問させていただきます。まず市長に伺います。

冒頭で市長は、地域環境と再エネ導入の両立は大変重要だと。その中で国などに法整備を要望していくんだという答弁でした。先ほどの代表質問の中にもありましたけれども、なぜ独自の条例整備という答弁が出てこないのかなと、やはり思いますのでこれは重複するのかもしれませんが、ぜひ市長の声でお答えいただきたいと思います。

それから産業観光部長の答弁の中で、やはり環境保全と土地の有効活用の調和が必要なんだというところがありました。でもそれができていないから小淵沢の訴訟とか大滝湧水、下黒沢の問題等が起きているんじゃないかなという気がします。調和が重要だということであれば、どうやってその調和を図るのか具体的にお答えをいただきたいと思います。

それから建設部長の答弁の中で、4月から認定情報が市民にも見られるようになったというふうにあります。そうすると自宅のまわりにパネルが張られるということが市民の中でどんどん分かるようになってくるわけですね。そうすると先ほど問い合わせが増えるだろうという話

がありましたが、同じようにトラブルも増える可能性があるということだと僕は思います。そうすると指導要綱やガイドラインで今まで起きていたトラブル、これが防げるようになるのかお伺いします。

それからもう1つ、仙人小屋の下のパネルの件ですけども誠に遺憾なことになったというふうにお答えになっていきますけれども、なぜこんな遺憾なことになったのか。つまり代表質問の中にもありますように、パネル設置を防げなかったのはなぜだということになると思います。今後、遺憾なことが起きないようにするためには市としてどのような対策が必要なのか、お答えを聞かせてください。

以上です。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

有効活用の調和ということで、調和が重要だということはどういうことかというご質問だと思いますが、現在、地域住民の理解、それと事業者への指導等について対応していくことが重要なのかと考えておりますが、現時点におきまして規制するものがないということが現状であります。ということで、国や関係機関に法整備を要望しているところが状況ということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

まず仙人小屋下の太陽光発電パネルの件でございますけれども、これにつきましては事業者より森林法に基づく伐採届、景観条例に基づく景観形成区域内行為届出書の提出があります。事業内容を確認する中で、事業区域が土砂災害警戒区域や砂防指定地域に該当する可能性があることから、市としても県ガイドラインにおいて立地を避けるエリア、また立地に慎重な検討が必要なエリアとなっていることから、山梨県砂防指定地管理条例に基づき権限行使可能な山梨県の所管部署の判断が必要として、事業者に対して所管である山梨県に確認を行うよう指導しました。また事業者から県へ相談に行き指導を受けていたことを確認し、届出書を受理しております。

砂防指定地内の設置については、条例の規定により砂防指定地内における行為は条例に基づき可能である場合は許可制、条例で定める簡易な行為については許可を要せず実施できる行為もありますが、県所管部署で確認をしておく必要があると考えております。

今回の事態については、事業者に対しても県に確認するよう市は必要な指導を行ったものではありますが、これまで以上に県と密な連携、指導体系を図っていく必要があるものと改めて考えるところであります。

続きましてトラブルのことでございますけれども、トラブルの発生についてはどのような要因によって生じるかさまざまなケースがあり、その解消方法もさまざまであります。このため

認定を受けた案件についても設置時期については、実施に着手しようとする30日前までに指導要綱および景観条例に基づく届け出をすることとしていることから、地域との協調が図れるよう指導してまいりたいと考えております。

続きまして条例制定につきましてですが、市が条例を制定して保護すべき法的な利益について既存法令とは別に定める必要があります。太陽光発電施設のみを原因として強制力を持つ条例で規定しなければ市民の財産、生命等は守れないという事態が生じているという事実関係や因果関係について、前述の関係法令等の整合性を含め検討していく必要があるものと考えており、条例化についてはFIT法の改正や県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの見直しなどの状況の変化もあることから、引き続き情報収集に努め国や県など関係機関との協議する中で研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

市長に答えてくださいとお願いしたんですが、それができないということですけど、市長、ご自分で語られたことに対してお返事がないというのはいかがなもののかなと思います。同じ内容なのかもしれませんが、答えていただくことはできませんか。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

太陽光発電施設の設置に関する条例化について、さまざまな課題もあることから、また法整備の要望を今、再度、市長会、国や関係機関などに要望しているところでございます。情報収集に努め研究してまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

次に公明党の会派代表質問を許します。

公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問をいたします。

まず最初に、財政基本計画の進捗について質問いたします。

政府は昨年12月22日に2017年度予算案を閣議決定し、通常国会に予算案を提出して今年度による成立を目指しています。国の基本的な予算規模を示す一般会計の総額は9兆7千4億5千47万円です。歳入は税収を26年ぶりの高水準と見込み、新規国債発行を前年度に比べ6兆2千2億円減らし、7年連続のマイナスとなりました。歳出は国の政策的経費である一般歳出が5兆3千05億円の5兆8億3千591万円で、最大の歳出項目である社会保障関係費は過去最大の3兆4千753億円です。具体策の中でも返済する必要のない給付型奨学金の創設

が盛り込まれたことは、約半世紀にわたって実現を求めてきた公明党の大きな成果であります。

さて市の平成29年度当初予算は279億2,491万円で、対前年度当初比で14.3%減の内容であります。歳入面では市税収が景気動向等で見込まれ歳出面では社会保障関係費、上下水道事業等の厳しい財政運営が予想されますが子育てと福祉、雇用、教育、スポーツ、女性の活躍の5つの分野の主要施策に取り組み、積極的に展開していく予算となっております。

しかし、毎年度の予算案はどの分野にどの程度の費用が計上されたかが焦点になりますが、それも重要ですが振り分けられた予算をどう使えば市民の生活に最も役立つかという視点や工夫が欠かせないと感じます。そこで以下、質問をいたします。

1. 財政基本計画の進捗確認とその対応はどのように行っているのかお伺いいたします。

次に認知症対策の取り組みについて、いくつか質問いたします。

今、日本は大変なスピードで高齢社会、そして超高齢社会へと突き進んでいます。現在65歳以上の高齢者は全国平均で人口の25%を超え、4人に1人が高齢者となりました。北杜市では35.7%と3人に1人が高齢者という、全国平均よりも10%以上高い状況であります。しかし過去の高齢者に比べてその健康度は高く活動的で勤労意欲も高い状況にあり、大変喜ばしいことでもあります。しかし年齢とともに体や心、あるいは記憶力の機能といったものはどうしても衰えてしまいます。特に75歳を過ぎた後期高齢者と呼ばれる人々は認知症の頻度も少し高くなっております。

さて認知症の患者数は2012年で約462万人、65歳以上の7人に1人になり、団塊の世代が75歳を迎える2025年は約1.5倍の700万人になり、65歳以上の5人に1人になります。さらに認知症の前の段階である軽度認知障害(MCI)の方々がおよそ400万人とも推定され、今後の人口の高齢化に伴って認知症、あるいはMCIの方々は急増すると推定されます。このような問題を背景として近年、認知症の予防が重要な国民的課題となってきました。そこで以下、質問をいたします。

1. 認知症総合支援事業の取り組みはどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

2. 認知症カフェの利用状況と拡張はどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

3. 認知症予防事業のスクリーニングの導入と周知はどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

次に給付型奨学金制度の取り組みについて、質問をいたします。

親の経済格差が子どもに受け継がれる貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもの可能性を開くには教育への支援が重要です。このため、公明党は昨年9月の党全国大会で発表した政策ビジョンにも教育の無償化を掲げるなど教育費負担の軽減を強力に推進してきました。これを受け2017年度からは負担軽減が前進いたします。日本は諸外国と比べて家庭の教育費負担の割合が高く、その負担の重さから大学や短大などへの進学を断念する子どもたちは少なくありません。専門家の推計では大学だけで8千人程度、短大・専門学校も含めると2万人程度にのぼります。

こうした現状の打開へ公明党が粘り強く取り組んできた返済不要の給付型奨学金の創設がついに実現いたします。住民税(市町村民税所得割)が非課税の世帯から大学などへの進学者のうち高校などの学校推薦を受けた約2万人に毎月2万円から4万円を給付いたします。公明党の提案で児童養護施設出身者などには入学時に24万円を追加給付いたします。

2017年度は約2,800人の枠で特に経済的に厳しい学生を対象に先行実施いたします。

北杜市でもその対象者は少ないかとは思いますが、制度の周知は大切なことと考えます。そこで以下、質問いたします。

給付型奨学金制度の周知とその方法はどのような方法で行うのか、お伺いいたします。

次に新生児聴覚検査の取り組みについて質問をいたします。

少子化が進む現状の中で、昨年生まれた北杜市の新生児は198人と初めて200人を割り込みました。子どもは未来への希望であり、大事な宝であることは言うまでもありません。輝く瞳やこぼれる笑顔、元気に飛び回る姿を見るにつけ将来を託す子どもたちが健康で夢に向かって育つことは私たち市民の願いであり、願望でもあります。そして素晴らしい自然環境の中で育った子どもたちは後継者と育ち、次の北杜市を築いていくことは間違いありません。

さて新生児検診の中で聴覚障害は早期に発見され、適切な支援が行われた場合には聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るためにすべての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要であります。新生児聴覚検査は短時間で安全に行われる検査で赤ちゃんが眠っている間に検査し、なんの痛みも感じず副作用も薬も使いません。検査費用は自費、希望者制ではありますが山梨県の一次聴覚検査の実績は平成20年から93%以上を維持し、平成27年では97%の実績です。そこで以下、質問をいたします。

1. 新生児聴覚検査の実施と公的費用負担はどのようなお考えなのか、お伺いいたします。
2. 新生児の聴覚障がい者への対応はどのような対応なのか、お伺いいたします。

次に、がん教育授業の取り組みについて質問をいたします。

がんは2人に1人がかかると推測される重要な課題であり、その実態は日本人の死因の第1位ががんで、現在では年間約36万人以上の国民が亡くなっています。そこで政府が策定したがん対策推進基本計画（平成24年6月）において、子どもに対しては健康と命の大切さについて学び自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、本年、平成29年4月からがん教育を実施するとの方針を固めました。小学生には患者・経験者などの話から健康・命の大切さ認識、中学・高校は教師と医師・がん経験者などの外部講師との二本立てとし、文科省の考え方も児童生徒へのがん教育については小学校段階から開始する方針であります。

そこで私の親族の中でも6年前、50歳のときに乳がんになりましたが、公明党が押し進めていただいた乳がんの無料クーポン券でがんを早期発見できました。この制度に感謝しております。そしてがん教育の良い二次的な副次効果として、がん教育授業を受けた生徒が命の大切さを感じ親を思いやる心でがん検診をすすめ、がん検診率が上がることも大きなことと考えます。そこで以下、質問をいたします。

1. がん教育授業の市の取り組みについてはどのように取り組むのか、お伺いいたします。
2. 県教育委員会との連携はどのような状況なのか、お伺いいたします。

次に年金納付期間短縮による受給資格者への対応について、質問いたします。

昨年、2016年11月に改正年金機能強化法が成立し、公的年金の受給資格を得るのに必要な加入期間（受給資格期間）を25年から10年に短縮する無年金者対策が成立しました。これにより約64万人が新たに年金の受給資格を取得いたします。

公的年金は支給すべき理由が生じた翌月分から給付が始まります。このため新たな対象者に対してはまず10月に9月分が支給され、以降は偶数月に2カ月分が一括支給されます。年金

額は加入期間に応じて決まり、自営業者らが加入する国民年金の場合、現在は保険料を40年間納めると年金は月額約6万5千円ですが、10年間では4分の1の約1万6,200円となります。

さて年金を受け取るには対象者が自身で請求手続きを行う必要があります。新たに受給者対象になると見込まれる人に対しては、日本年金機構が2月下旬ごろから7月上旬にかけて順次、請求手続きの書類を郵送する予定です。そこで年金を納めていたが25年に届かなくて諦めていた無年金者には、この日を待ち望んでいた、また年金がゼロと少しでももらえるのとでは全然違う、生きる希望がわいてきましたと喜びの声が聞こえます。そのことを考えますと本人の請求手続きが各総合支所で行えることが負担軽減と考えます。そこで以下、質問をいたします。

無年金者救済の周知と各総合支所での対応はどのように対応するのか、お伺いいたします。

次に図書館の対応について、いくつか質問をいたします。

わが市は雄大な自然環境の中で図書に親しむことのできる8カ所の図書館がそれぞれ特色を持った資料を収集しております。

1. 明野図書館は環境に関する資料を。2. すたま森の図書館は農業・林業に関する資料を所有しております。3. たかね図書館は高山植物・山岳・野鳥・馬に関する資料を。4. ながさか図書館は男女共同参画に関する資料を。5. 中央図書館の金田一春彦記念図書館は言葉に関する資料を所有しております。6. 小淵沢図書館は鉄道に関する資料を。7. ライブラリーはくしゅうは名水・水に関する資料を。8. むかわ図書館は桜・米に関する資料があり、それぞれ特色を持っています。また各8カ所の図書館は多彩なイベントも開催しております。

日本図書館協会は先月、全国の自治体の中央図書館に対して実施した調査結果を公表しました。図書館を設置している1,361自治体の4割近い497自治体で、まちづくりや地域振興を目的とした事業を実施していることが分かりました。

市図書館の活動を多くの人に知ってもらい図書館を地域活性化、まちづくりの一役として提供していくことが総合的な施設の活用と考えます。また子どもに親が最初に与えるのは本であります。心豊かな子どもに成長してもらいたいと市でも乳児が7カ月健診時にブックスタートを実施しております。渡辺市長が所信表明で紹介されました北杜高校を今年卒業した北原仁君がおすすめの本を紹介し、読みたい本を投票で決める全国高校ビブリオバトル2016で全国優勝を手に入れました。このこともおして、たくさんの方にたくさんの本を読んでいただきたいと思っております。そこで以下、質問をいたします。

1. 読書通帳を活用してはどうでしょうか、お伺いいたします。

2. 各図書館でビブリオバトルを開催してはどうでしょうか、お伺いいたします。

3. イベント開催の周知はどのように行っているのかお伺いし、質問を終わります。

ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

はじめに、財政基本計画の進捗と対応についてであります。

市ではこれまで3次にわたり行財政改革大綱を策定し、市財政の健全化および財政基盤の強

化を目指して取り組んできたところであり、現在策定している第4次行財政改革大綱においても取り組みを継続することとしております。

この財政についての基本計画とも位置付けられる行財政改革大綱の取り組み項目である健全化判断比率の改善、経常経費の削減、公共事業費の抑制、市債発行の抑制については数値目標を掲げた上で毎年度その進捗を確認し、行政改革推進委員会や市議会に対して報告するとともに市ホームページを活用して広く公表しているところであります。

また、行財政改革大綱には将来的に持続可能な財政運営を目指し、各年度の収支の状況などを推計した財政の中・長期見通しをお示ししておりますが、この見通しについても毎年度ローリングした上で同様に報告・公表しております。

さらに、第4次行財政改革大綱から新たに取り組み項目に追加した統一的な基準による地方公会計の活用による資産の状況や事業別・施設別の行政コストなどを市民に見える化し、公共施設の老朽化の度合い、1人当たりの行政コストの分析結果などについて分かりやすく公表してまいりたいと考えております。

次に認知症高齢者の状況と対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、認知症総合支援事業の取り組み状況についてであります。

本市では、認知症の疑いがある人への早期対応を担う認知症初期集中支援チームを昨年7月に市立甲陽病院に設置したところであります。これまでに7件の相談があり、そのうち4件が医療・介護等のサービスにつながるなど短期間で成果を得ております。平成29年度は新たに市立塩川病院に支援チームを設置し、2チーム体制で取り組むこととしております。

また、その他の認知症施策の取り組みとして本年度、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に1名配置したところであります。さらに増加傾向にある男性介護者の支援として男性介護者の集いを6回、認知症に関する市民向け講演会を3回、認知症サポーター養成講座を19回開催しております。

次に、認知症カフェの利用状況と拡張についてであります。

本市では認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い認知症の人を支援し、家族の介護負担の軽減を図ることを目的とした認知症カフェを推進しております。

認知症カフェの普及に向けた実証事業として昨年11月から本年2月までの間、長坂町農村環境改善センター内において週1回の認知症カフェを開催し、検証したところであります。この実証事業は交流、相談のほか認知症予防体操や認知症予防ゲームなどを取り入れたもので計16回開催、参加者数は延べ182人で認知症キャラバン・メイトなどのボランティアの参加人数は15人、相談件数は6件でありました。

利用者からは認知症に対する理解が深まり、接し方・声の掛け方などの対応の参考になったという声が多いことから、引き続き認知症カフェの普及に努めてまいります。

なお、4月からは民間事業者による認知症カフェが長坂町、白州町、武川町に開設される予定であります。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策の推進を図ってまいります。

次に、がん教育授業の取り組みについてであります。

がんの予防も含めた学校における健康教育については、児童生徒の健康の保持増進と疾病予防の観点からも子どものころから学ぶことが大切であり、親への啓発にも効果があることから

学校教育において、がんの正しい知識と理解を深め、がん予防を学習することは重要であると考えております。

児童生徒へのがん教育については現在学習指導要領により小学校6年生の体育、中学校3年生の保健体育の授業の一環としてリーフレット等を活用し、がん予防には健康に良い生活習慣を身に付けることが大切であることなどの指導を行っております。

今後は県教育委員会から情報提供を受ける中で、市校長会において、がん教育の先進事例の紹介を行い学習内容や指導方法の工夫、充実を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

はじめに、給付型奨学金制度の周知についてであります。

本制度の周知については具体的な資料や情報の提供はありませんが、平成29年度の高校3年生の段階で高校が推薦を行い平成30年度の進学者から本格実施すること、また特に経済的に厳しい状況にある学生を対象に、平成29年度の進学者から一部先行実施することなどが報道されております。

現在、甲陵高校では担当教員がさまざまな奨学金について生徒一人ひとりに親身に対応を行っておりますが、新設される給付型奨学金についても対象になる生徒の基準などの詳細が示された際は、今まで以上に学校の対応が求められることから県と連携し高校1年生から3年生の全学年に制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、がん教育授業における県教育委員会との連携についてであります。

県におきましては平成24年に山梨県がん対策推進条例を施行し、がんの予防および早期発見の重要性等に関する児童生徒の理解と関心を深め、がんに関する学習活動を推進するため、普及啓発リーフレットを作成し県内全学校に配布したところであります。

市教育委員会といたしましても、これらの冊子の活用を図るとともに本年5月に開催予定である県教育委員会主催のがん教育研修会に教員を派遣するなどし、県教育委員会と連携を図りながら、がん教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に地域活性化、まちづくりにおける図書館の活用についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、読書通帳の活用についてであります。

読書通帳は利用者が読んだ本の題名等を記録することにより、自分の読書の足跡を残すものでありますが、それ以外にも本の印象を記録する、保護者が子どもに読んであげた本を記録するなどの使い方があり、新たな読書の楽しみを提供できるものと考えられることから通帳の内容等を含め検討してまいりたいと思います。

次に、ビブリオバトルの開催についてであります。

ビブリオバトルは互いに面白く読んだ本を推薦し、聞き手の興味をひいた度合いを競い合う競技で、活字ではなく発表者自身の語りによって選んだ本の魅力を伝えることから、より効果的に提供することができます。

1月に北杜高校3年生の北原仁さんが全国高校ビブリオバトル2016で優勝したこともあ

り関心が高まっており、市内ではながさか図書館と長坂中学校・甲陵中学校・北杜高校・甲陵高校との連携により昨年7月にイベントを開催したところであります。

ビブリオバトルは活字離れ対策に効果的であり、図書館協議会のご意見を伺いながら市内図書館での開催について検討してまいりたいと考えております。

次に、イベント開催の周知についてであります。

図書館で開催するイベントの周知は市や図書館のホームページ、やまね便り・まなびの杜等により積極的に発信しております。また、先般開催いたしました図書館利用者懇談会では子育て世代にはSNSが有効とのご提案もいただいたことから今後、SNSの活用方法の検討や館外でのチラシ設置場所の開拓等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

はじめに認知症高齢者の状況と対応における認知症予防事業のスクリーニングの導入と周知についてであります。

認知症の疑いのある方を簡易に判定する仕組みとしてのスクリーニングテストは、認知症の予防につながる可能性のあるものとして大変有効であると認識しており、本市では3種類の取り組みをしております。

1つ目は昨年6月に認知症ガイドブックを作成し、その中で認知症予測テストを掲載しております。認知症ガイドブックは、市役所の窓口等に設置するとともに民生委員・児童委員に配布し、その活用を促しております。

2つ目は、昨年7月に市ホームページに簡単にチェックができる家族・介護者向けおよび本人向けの認知症簡易チェックサイトを開設し、1月末までに約6,200件のアクセスを得ております。

3つ目は、昨年10月にアルツハイマー型認知症の早期発見を目的としたタブレット型の機器を購入し窓口相談時、出前講座、はつらつシルバーのつどい事業等で活用しております。また、周知については高齢者が集まるはつらつシルバーのつどいや市広報紙等を通じて行っているところですが、さらに多くの市民に利用していただき認知症予防に役立てるよう広報活動に努めてまいります。

次に新生児聴覚検査について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新生児聴覚検査の実施と公的費用負担についてであります。

新生児聴覚検査については妊娠届の際、母子健康手帳交付と併せ新生児聴覚スクリーニング検査に関するパンフレットを渡しております。この検査は出産した医療機関において生後2日から4日の間に行われ、赤ちゃんが眠っている間に刺激音を聞かせ脳波を測定する方法と内耳から放射される小さい音を測定する方法があり、いずれも短時間に安全に行える検査で費用は医療機関により、およそ3千円から7千円となっております。新生児聴覚検査は任意検査であることから市の公費助成は行っておりません。

次に、新生児の聴覚障害への対応についてであります。

新生児聴覚検査を行った医療機関は結果を母子健康手帳に記載することとなり、再検

査となった場合には保護者の同意が得られた新生児については市に情報提供されます。市では、それらの情報をもとに再検査のための精密検査医療機関受診の有無の確認や確定診断の状況に応じては障害福祉サービスや早期療育機関への紹介を行っております。

次に、年金納付期間短縮における無年金者救済の周知と各総合支所での対応についてであります。

老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済み期間と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、将来の無年金者の発生を抑えていくことを目的に10年に短縮されたことにより、本年9月から年金を受給することができるようになります。

受給資格対象者には、日本年金機構から順次年金請求書が送付されます。

請求手続きについては、加入期間が国民年金のみの方は市役所市民課および各総合支所の窓口において年金請求書を受け付けることができます。

なお、国民年金以外の年金加入期間のある方については、竜王年金事務所での受け付けとなりますが、毎月市広報紙でお知らせしている長坂総合支所で開催される無料年金相談の会場においても年金請求書の受け付けを行うことができますので、ご利用いただければと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後3時といたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

進藤正文君の再質問を許します。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

それでは再質問させていただきます。

認知症高齢者の状況と対応について再質問いたします。3点お伺いいたします。

北杜市では65歳以上の認知症高齢者数は平成26年度は1,195人となり、94.3%が75歳以上となっております。在宅での認知症高齢者数は887人、施設入所者数は308人です。そのような状況の中で昨年、甲陽病院に認知症初期集中支援チームが設置されました。早期診断・早期対応の目玉の1つとして期待されていますが、この認知症初期集中支援チームとは具体的にどのようなことを行うチームなのでしょうか、お伺いいたします。

2点目としまして、平均寿命はさらに延びる状況の中で高齢化が進み認知症の方は今後ますます増加することが予想されます。認知症の方を家族で支えていくことにも限界があり、地域での支えも必要と感じます。

そこで認知症カフェは本音で話ができたり、さまざまな情報を受け取ることができ心理的な

不安の軽減や心の拠りどころとして期待されます。4月から民間事業による認知症カフェが長坂町、白州町、武川町に開設されることになり大変結構なことであると思いますが、やはり身近な場所にあることが利用する側としては大変ありがたいと思います。これからのことと思いますが、認知症カフェのない地域に対してはどのようにお考えなのか伺います。

3点目としまして、これまでの認知症対策は病状が悪化してから医療機関を受診する事後的な対応が中心でした。このため認知症になると自宅で生活することが非常に難しく、施設への入所や精神科病院に入院するしかないという考えが一般化しておりました。しかし5カ年計画ではこの考えを一変させ早期診断・早期対応に重点を置くことで、たとえ認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を目指すというものではないでしょうか。認知症もその前段階である軽度認知障害のうちに対応すれば入院することなく生活できますが、軽度認知障害は加齢に伴うもの忘れと似ているので、家族や本人は判別が非常に難しく放置しておくとも5年間で約半数が認知症に移行してしまうとの研究報告もあると伺っております。ましてや認知症は誰もが発症する可能性がある疾患ですので、軽度の認知症を早期発見することが最も重要なことではないでしょうか。そこでスクリーニングテストの導入を前向きに検討していただき、そのスクリーニングテストを総合健診の中の項目に加えていくのはいかがでしょうか、伺います。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

進藤正文議員の再質問にお答えいたします。3点であります。

まずはじめに、認知症初期集中支援チームについてです。

このチームは看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などの複数の専門職が認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問しまして、認知症の専門医による鑑別診断などを踏まえて観察評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うことで自立生活のサポートをするというふうなチームでございます。

2点目としまして、認知症カフェのない地域に対する対応ということですが。

やはり身近な場所にあることが理想でございますので、認知症キャラバン・メイトを中心に昨年から行ってきました認知症カフェ、この推進を積極的に行いまして将来的には各町単位で1カ所設置できることを目指していきたいというふうに考えております。

3番目の認知症のスクリーニングを総合健診の項目に取り入れることについての考えということでございます。

昨年の秋に須玉のふれあい館で行いました総合健診におきまして、認知症診断の機器の周知を目的に先ほど答弁の中で申しました3つ目のタブレット型の機器を健診会場に持ち込みまして、2日間、試行的に使ってもらったんですけども、認知症検査というイメージにかなり抵抗があると。また健診会場がオープンスペースというようなこともありまして、プライバシーが保てないということもあって3人の方がテストを実施したのみでございました。市の総合健診につきましては、指定の日時に指定した会場に来て検査項目ごとに目的の場所に移動するというふうなことは、すべてご自分でできる方が受診しているという状況でありますので、この結果を見た限りでは総合健診に現在の段階で導入するというところは考えてはおりません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質問はありますか。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

もう1点ですけども、年金納付期間短縮による受給者資格者への対応について再質問いたします。

無年金者救済の手続きが開始されております。2月下旬ごろから3月下旬を皮切りに7月下旬までに年齢が高い対象者から順次、5段階に分けて年金請求書が送付されます。また本人からの委任状があれば家族が代わって手続きすることも可能と聞いております。そのような状況の中で仮に手続きが遅れても9月分から遡って支給されるのか、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

年金の手続きが遅れた場合でももらえるのかということでございます。

請求の手続きは遅れても受給権が発生した時点で遡りまして年金はもらえるということでございますので、ご安心していただきたいと思っております。

ただし、手続きの時効は5年間ということでございますので、これを過ぎるともらう資格がなくなってしまうということで、請求書が届いたら速やかに申請をしていただくことがよろしいかというふうに考えます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質問はありますか。

（ な し ）

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、8番議員、志村清君。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

日本共産党の代表質問を4点にわたって行います。

はじめに市長の政治姿勢について質問します。

政府は今国会に組織的犯罪処罰法改正案を提出して、テロ等準備罪を新設しようとしています。2月28日にはその条文が明らかになったが、東京オリンピックのテロ対策という政府の宣伝に反して、当初は犯罪の要件にテロ目的という記載もなく批判を受けて、その後修正して2カ所だけテロリスト集団の文言を入れたというものです。

今朝の新聞報道によれば、この法案は自民党、公明党の与党がそれぞれ昨日、了承して21日にも閣議で法案として正式に決定される予定だとしています。実際に起きていない犯罪について2人以上で話し合い、計画しただけで犯罪とされるもので、金田法務大臣は法案が処罰の対象とするのは合意だとまで答弁しています。

法案の目的はテロ対策ではなくて、国民監視の法律づくりと言わざるを得ません。国民の内心を処罰する、合意だけで処罰するというものでこれまで3回廃案となった共謀罪そのものと私は思います。国民の日常会話が監視されて、警察の捜査権乱用が懸念されます。基本的人権や思想信条の自由をも脅かすものだとは北杜市民の間にも心配の声が広がっています。渡辺市長に市長としての見解を求めます。

次に須玉町内の産廃施設の対策、飲み水の水質安全確保についてです。

須玉町大蔵地内と東向地内の2カ所に積み上げられた産廃約2万立方メートルから昨年3月、致死量を大きく上回る硫化水素ガスが検出された問題、いわゆる佐田牧場の問題ですが、この解決が急がれます。産業廃棄物への対応責任は都道府県にあり、山梨県は今度の2月県議会で行政代執行という形でこれを片付けるという方針を固めて、補正予算ではまず基本設計などの予算約3,160万円を計上しました。もちろん全量撤去の措置命令を受けている当事者、佐田氏自身が自らが撤去して、その費用を負担するのが当然ですがガス流出などの事故が起きてからでは取り返しがつきません。私は県が代執行を決めたことは正しい判断だと思います。周辺の住民の皆さんからは驚きと不安の声が挙がっています。住民の安全・安心への責任を果たすために山梨県任せにせず、周辺の自治会や区民などを対象にした現状説明会の開催など市としての独自の努力を強く求めたいと思います。

次に峡北地域広域水道事業のうち、塩川系の飲料水の安全性についての検査と監視をこれまで以上に強化することを求めたいと思います。塩川ダム建設当時から建設地の地質上の特性からヒ素が基準値を上回って検出されてきた問題もありますが、特にかつてダムの上流に建設された日向、岩下の2つの民間産廃処分場からの影響についてです。現在の飲用水の水質検査項目や環境ホルモン等の結果は異常なく推移しているとのことですが、埋め立て開始から20年近くが経過をして、当時、産廃処分場などの専門家からも3キロメートル下流の塩川ダムまで地下水を通じて15年、あるいは20年かけて影響が出てくる、こう言われたものです。いよいよ影響が出かねないときを迎えていると私は考えます。当時は産廃廃棄物の処分に対する法律も不十分で何を埋めたかを記録するマニフェストもありませんでした。シートも敷かない素掘りの穴に医療廃棄物も含む、ありとあらゆる産廃が15万立方メートルも埋められたわけです。10年前に国と県が代執行で崩落と雨水防止の工事を行いました。その前、約10年間は雨水が廃棄物に染み込んでいるわけです。当時を知っている議員の一人として私は県や企業団だけでなく、市独自にも水質検査項目やその頻度を増やすなど塩川ダムからの水質の安全性について監視を強化して、その結果を住民に周知する努力を強めるべきだと考えますが見解を求めます。

3点目に住宅リフォーム助成制度の創設について質問します。

市長は2月28日に行った所信表明で地域産業の活性化と雇用の創出を目的に、創業促進支援事業を引き続き展開すると述べ操業促進事業に約990万円、産業立地事業に約1,040万円を当初予算案に計上しましたが、従来から市内で頑張っている個人事業者など中小業者を支援する制度については触れられませんでした。私はいわゆるひとり親方、家族で頑張っていらっ

しゃる市内の中小業者の支援策として、市として住宅リフォーム助成制度を創設するように求めます。この制度は家屋の小規模な改築、屋根とか壁、障子やサッシ、畳、水回りなどいわゆる住宅のリフォームの費用の一部を上限を決めて自治体が補助するというものですが、肝心な点、これはその仕事を請け負う業者を登録した市内の業者に限定することにあります。市内中小業者の仕事と収入が増え市への税金収入も増える。県内ではすでに9つの自治体の実施していますが、その経済効果、これは市町村補助額の10倍、20倍にもなったという例も県内や全国で生まれています。北杜市でも実施する考えはないか。また従来からわが党議員が提案してきた経過もありますので、実施に向けた検討や調査をしてきたのかも明らかにしていただきたいと思います。

最後に地上型の太陽光パネル設置問題、今日は小淵沢町下笹尾の例について、市の対応について質問します。

小淵沢町下笹尾の住民が住居に隣接して建設されたパネルの撤去を求めて裁判にまで訴えています。驚くことに同じ業者が新たにこの民家の隣接地にパネル設置を計画しています。原告の方は建設の差し止めの追加請求をして、さらに建設されれば家の周辺が3メートル近い黒い壁に取り囲まれてしまうと訴えています。市は民と民の問題という姿勢ですが、豊かな自然の中で暮らしたいといって移住してきた方々への対応はこれでいいのでしょうか。住民合意もないまま建設が進む状況を解決するためには厳しく規制する条例が必要だと、今日の午前中も議論が行われました。先日も高根町、いきなり3カ所の建設計画が始まったとの情報も入りまし、私自身、須玉町内で一度立ち消えになった計画が再燃したと相談を受けたところです。私は昨年夏まで記者としてさまざまな取材をしてきましたが、ペンションなどの経営者からこんなパネルを見に北杜市に来たのではない、来年からは来ないとお客さんから言われてしまったという話をよく聞きました。眺望権や財産権の侵害だと裁判にまで市民が訴えているこの問題への市の見解を求め質問とします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

はじめに政治姿勢、共謀罪についてであります。

今国会での提出が見込まれております組織的犯罪処罰法の改正については、見解を述べる立場にはありませんが今後国会の場において慎重な議論を重ねてほしいと考えております。

次に、須玉町内の産廃施設対策における周辺自治会・区民へ現状説明会など市独自の努力についてであります。

須玉町内の放置産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき山梨県において適切に対応しているものと捉えております。

市としましては、これまでも県と連携し地元地区役員への状況説明や北杜警察署および峡北消防本部須玉分署などとの情報交換を行い、地域住民の安全確保等に努めてきたところであります。

今後も住民の不安解消と地域環境保全等の観点から、県に対しまして生活環境に支障を生じさせないように、引き続き要請してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

飲み水の安全確保における、塩川水系の飲料水の検査と監視および結果周知の強化の考えについてであります。

塩川水系の飲料水検査については、市および峡北地域広域水道企業団においてそれぞれ検査を行い飲用水としての基準を満たしている状況であります。

また塩川水系の民間最終処分場にかかる水質調査は、平成13年度より旧須玉町が行っており、合併後には検査項目、採水箇所等を追加し、その結果を平成17年度から市ホームページに公表しており、今後とも引き続き実施してまいります。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

はじめに、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

現在、市が行っておりますリフォーム関係の助成制度については、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、耐震化の促進を図る木造住宅耐震改修支援事業の助成制度と移住定住促進のため子育て世代を対象にした子育て住宅リフォーム費補助があります。

本年度については、木造住宅耐震改修支援事業では平成29年2月末までに1件の利用がありました。子育て住宅リフォーム費補助については、30件の申請をいただいているところであります。

市としても市民の安全・安心な暮らしに直結する制度と子育て世代に対するリフォーム費補助を優先しており、一般世帯住宅のリフォーム助成制度の創設については現時点では考えておりません。

次に、小淵沢町地内の地上型太陽光パネルについてであります。

本件については、太陽光発電施設に隣接する住民らが施設を所有する事業者を相手取り、太陽光発電施設の撤去などを請求している係争事件であります。現在、係争中であることから見解など本件に関する発言は差し控えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

まず、市長の政治姿勢について再質問します。

国会で審議をされているから、それについて見解を述べる立場にないという答弁で大変残念です。今日はなぜ私たちの会派が毎回、議会で国の政治について市長の見解を聞くのかということについて先に一言説明します。

市長というのは、北杜市を代表する責任を持つ政治家です。憲法や平和を巡る政府の方針や動きは国の行方を左右する問題です。また消費税引き上げなど国の経済政策や医療・福祉制度の改編、これは市民の生活を直撃します。こうした政府の動きに北杜市を代表して市民の暮らしに責任を負う市長がどのような考えと見識を持っているかを市民が注目しているからです。場合によっては市民を代表して国にも県にも物を申す、そういう市長であるべきだと私は考えます。ですからこの問題は国会で議論されることという見解や答弁でなくて、国会で今、議論されようとしているときだからこそ、地方から意見を述べていただきたいと思うわけです。それを踏まえて、もう一度ぜひ市長の共謀罪に対しての見解をお答え願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

志村議員の再質問にお答えをいたします。

この組織的犯罪処罰法ということでございますので、いずれにしても法律に関するところでございますので国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

部長の見解を伺っているわけではないので、大変残念です。

次に佐田牧場問題について再質問します。

2カ所に山積みされたものから当初、確認された硫化水素の量は致死量、先ほど言いませんでしたが700ppmといわれています。それが4千ppmだったわけです。これもびっくりなんです。昨年9月の県の調査では表面から1メートルの深さで大蔵地内のものがなんと9万9千ppm、東向のは8万9千ppm、致死量の100倍以上、これが検知されています。すぐ脇には道路もあり、田んぼも耕作されています。大雨で崩れるとか獣が掘るなどしてガスが周辺に漏れ出す危険があるわけです。県は来年3月以降に行政代執行の撤去工事を行うと、2ついっぱいにするという計画で、とりあえず2カ所に「危険 立ち入り禁止」という立札を立てて、周辺の5つの区長さんには経過を説明したわけですが、事故が起きてからでは取り返しがつきません。区長さんだけで住民全体を集めて説明はしきれないわけです。ぜひ住民説明会を市がリードをして県を呼んで説明させるで結構ですから、そういう取り組みをぜひしてほしい。もう少し具体的な前向きな答弁、住民説明会をやるつもりがあるのかどうか答えていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

志村議員さんの再質問にお答えいたします。

須玉町地内の産業廃棄物の野積み事案の状況説明会ということですが、市としても昨年、県環境整備機関に要請しまして6月に関係する須玉町、また明野町の地区役員の方へ状況説明会をまずは開催したところであります。

なお、今月21日には山梨県の2月議会も踏まえ県環境整備課主催の状況説明会が須玉総合

支所にて開催されます。対象地域が須玉町、明野町と多地区となることや年度末の切り替え時期等を考慮した中で地区員、役員の方々を中心とした3カ所となるよう考えております。また、今、議員の質問の中にありましたようにこの今月21日の説明会の状況によっては、住民への説明会の開催も県のほうに要望したいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

志村清君。

○8番議員（志村清君）

ぜひよろしく願いいたします。

最後に、あとわずかな時間ですが太陽光パネル問題について再質問します。

係争中なため答弁ありませんということでしたがそれこそ残念で、市の対応がこうして遅れているから裁判に住民は訴えなければならぬということをよく認識していただきたいと思えます。住民からは県にガイドラインができて、市が指導要綱をつくって景観条例も改正したけども何にも変わらないと。指導しないという姿勢は変わらないという声が起きています。FIT法の改正で市の条例に反すれば認定が取り消される、いわゆる市がよく言っていた上位法がないということが解決に向かっているわけです。ですから午前中の議論と繰り返しになるかと思いますが、立地を規制するとか住民合意を条件にするとかという市の条例をつくるという考えがないのかどうか、もう一度確認したいと思えますので最後に答弁を求めたいと思えます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

志村議員の再質問にお答えします。

太陽光の条例制定ということでございます。

これにつきましては、先ほどともにあゆむ会にも発言していますが、市が条例を制定しまして保護すべき法的な利益について既存法令等は別に定める必要があります。太陽光発電施設のみを原因として強制力の持つ条例で規制しなければ市民の財産、生命等を守れないという事態が生じているという事実関係や因果関係について、前述の関係法令等の整合性を含め検討していく必要があるものと考えており、条例化についてはFIT法の改正や県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの見直しなどの状況の変化もあることから、引き続き情報収集に努め国や県など関係機関との協議をする中で研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

関連質問を行います。

まず太陽光パネルについて、高根町下黒沢地区内でのこの発電所は民家の脇、道路を隔てて設置されたことにより夏場夜間で室温が30度を下ならず体調不良となり、こうしたことが原

因でこの中での住民の方一人は転居しております。今回、取り上げた小淵沢のこの場所、自然景観を損なうと同時に、この工事は直接地面にパイプを打ち込んでいる工事で台風や強風など大きな災害で事故も起きかねません。危惧もされています。そのため裁判ともなっております。先ほど志村議員が追及したように同じ業者がこの場所を広げようとしています。市では市民の暮らしや安全・安心を守ることが責務ではないでしょうか。役割ではないでしょうか。こうした事態が起きていることに心痛まないのでしょうか。そのことをまず伺いをいたします。そして今後の対策、この点についてもどのように考えているか伺います。

2点目としては住宅リフォーム、新しく転入する世帯には予算計上をしています。しかしこのことはご説明のとおり地元業者の仕事を増やし地域の経済を活性化すること、これは先に実践している自治体で明らかとなっています。市民の要求の強いこの制度の実施を求めてまいります。ともにこの見解を併せてお願いをいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

清水議員の関連質問にお答えいたします。

先ほどの下笹尾の件でございますけれども、すでに司法の場に持ち込まれている事件であり不必要な影響を与えるような言動は慎むべきと考えております。

続きましてリフォームの関係でございますけれども、地元企業への対応等でございますけれども、市内企業活用につきましては子育てリフォーム補助金の制度説明資料を市内工務店各社へ送付してあります。リフォーム事業や新築については顧客から相談を受けた際には制度の活用を促すとともに顧客創出に活用していただけるものと考えております。また木造住宅耐震改修支援補助金の制度については広報等で周知を行っており、市に問い合わせがあった場合には、できるだけ地元の業者に発注するようお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

いいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

平成29年3月定例会に当たり、明政クラブを代表して大きく5項目について質問をさせていただきます。

最初に市長の公約と新年度予算に反映している施策についてであります。

渡辺市長の就任から3カ月が経過しましたが、公約である市民との対話はどう進めていきますか。併せて新年度予算に反映している主な施策について伺います。

1点目ですが市民参画のまちづくりとして幅広い市民の意見を集約し、北杜市の未来を語る事業費として地域団体や市民団体が集まる場所で市長と市民が意見交換を実施し、市政に役立ててとていますが具合的にはいつ、どこで、何をテーマにして意見交換を行い、施策にどのように生かしていくのか伺います。

2点目ですが地域課題早期対策事業費として1億円を計上、軽微な道路修繕など地域が抱えるさまざまな課題・要望に対して迅速に対応を行うとしていますが、その内容は何か伺います。

3点目ですが、公営アカデミー学習応援事業について。

公営アカデミーの一環として学習応援人材バンクを活用した学習応援事業などを実施する。また生活困窮世帯の児童生徒を対象とした学習支援、放課後こども教育推進事業として小学生、中学生を対象とした学習支援を行うとしていますが、具体的な内容について伺います。

4点目ですが、放課後児童クラブの入所要件について。

新年度から老齢などで保育ができない場合には、医師の診断書を求めていると聞いていますが診断書は3千円程度はかかります。毎年、入所のたびに提出することは金額的にも大変であります。保育所入所申請と同様に従来どおり地域の民生委員さんなどの実態調査で証明できるよう入所要件を緩和することはできないでしょうか。併せて児童帰宅時に家の人が留守の場合、児童の安全確保のため臨時に入所ができるようにできないでしょうか。予算的に困難であれば有料でもいいのでお願いしたいと思います。

5点目ですが総合戦略、企業と求職者のマッチング機会創出事業について。

若年者などの就業支援、Uターン・Iターン就職希望者などの就業支援など雇用施策の充実・強化に努めるとしてはいますが、その内容は何か。

次に大きな2項目めとして、FIT法（再生可能エネルギー特別措置法）の改正と施行に伴う本市の対応について伺います。

改正の背景には膨大な数の未稼働件数、景観や安全面での地域住民とのトラブルの発生、国民負担抑制のため、コスト効率的な導入などがあります。適切な導入を推進するために土地利用や安全性に関する条例を含む他法令の順守を明文化し違反に対しては改善命令、認定取り消しも可能となりました。また認定情報の公開、表示の義務化、これは20キロワット以上です。また電力会社との接続契約締結後の認定申請と大幅な変更となりました。

国においては、脱原発再生可能エネルギーとして太陽光発電を推進するも一部の事業者による防災、環境上の懸念を巡り地域住民との関係が悪化したりするなど、さまざまな問題が顕在化しました。その解決を図るため昨年5月に改正され、この4月1日から施行がされます。

こうした中、全国の多くの地方自治体で事業用太陽光発電施設を規制する条例の制定に動き出しています。

このことを踏まえ、本市においても改正の趣旨を理解して条例などの整備が必要不可欠であると考え、以下伺います。

1点目ですがFIT法が昨年5月に改正され、太陽光発電設備の設置にあたり関係法令の順守と地域社会との共生が求められています。今年4月1日から施行されますが、本市の実態に鑑み土地利用面から指導を強化していく考えはありますか、伺います。

2点目ですが須玉町増富地内において市内で最大級のメガソーラー、約36ヘクタールが計画されていますが、立地に対する市の考えは。今後、計画が進んだ場合には環境影響調査（環境アセスメント）が必要になるとは思います、市の見解を伺います。

3点目です。FIT法の改正に伴い、全国の多くの地方自治体で事業用太陽光発電施設を規制する条例の制定に動き出しています。主な内容ですが事業内容の周知、事前に住民との合意形成を図る仕組みづくり、説明会実施報告書の提出の義務付け、抑制する区域、禁止する区域の指定などです。本市においても改正の趣旨をよく理解して、条例などの整備が必要不可欠であると考えますが見解を伺います。

4点目ですが太陽光発電施設の適正な設置に関する条例化を提案すると、市の答弁は上位法（建築基準法）で太陽光発電施設は工作物として適用除外となっているので、条例では規制できないとしています。しかし本当にこのままでいいのでしょうか。このままでは廃墟のまち北杜市になってしまいます。FIT法の改正以降、市の条例化に対しての本気度が今、問われていますが見解を伺います。

次に事業用太陽光発電施設にかかる行政指導の現状について。

景観条例・指導要綱・県のガイドラインに基づき、どのように事業者を行政指導しているのか、行政指導の現状について伺います。

1点目ですが太陽光発電施設の設置について、事業者から付近の住民に説明もなく景観条例や指導要綱などに基づく指導がされていない場合には、市は現地を確認した上で事業者に対してどのような指導を行っているのか。

2点目ですが、大泉町西井出地内の砂防指定区域および土砂災害警戒区域内に太陽光発電施設を設置した事業者に対する市の指導について伺います。

3点目ですが、太陽光発電施設を山林1万平方メートル以上に設置する場合には林地開発で知事の許可が必要になります。ハードルが高くなります。しかし1万平方メートル以下の場合には林政課への伐採届け出、景観条例での設置届け出と指導要綱による確認だけで設置がされています。まちづくり推進課では景観条例、指導要綱等に基づき事業者をどのように指導しているのか伺います。

4点目ですが、太陽光発電施設設置にかかるトラブルに伴う改善命令など行政指導した事例はどのくらいあるのでしょうか。

5点目ですが指導要綱では別表、5条関係に事業者の責務として9項目にわたり具体的事項を掲げ事業者を指導していますが、市に提出する地区住民等に対する説明実施報告書（様式）が定められていないので、届け出の際の確認だけで指導が行き届いていないのが現状だと思いますが早急に整備する考えはあるか伺います。

次に4項目めですが、長坂駅の特急電車停車の廃止にかかる対応などについて伺います。

2月9日の山日新聞によるとこの春、3月4日のJRダイヤ改正に伴って、すでにダイヤ改正済みでありますけども、利用者が少ないという理由で現在、長坂駅に停車している上下線1本ずつの特急電車あずさの停車を廃止するとの報道がありました。さらに4月から長坂駅を無人化すること、すでに長坂駅にはお知らせ文のチラシがあります。このことについては事前にJRから市当局に話があったと思いますが、市はどのように対応したのか。今後、特急電車等の停車の復活に向け働きかける決意はありますか伺います。

過去の経緯ですが昭和44年、特急電車、当時は急行を長坂駅に停車させるのに地元長坂町長をはじめ関係町村長、地域関係者、各行政区長が何回も国鉄に請願、実現がするのが難しい状況でありましたが苦勞の甲斐があつて、昭和47年に長坂駅新ホームの完成を契機に実現した経過があります。私が言うまでもなく長坂駅は北杜市の中心的な玄関口、玄関駅であります。

少子高齢化が急速に進む中で公共交通が整備された生活しやすいまちづくりを目指し、人口減をなんとか食い止めようとしているさなか、これではますます過疎化が進行してしまいます。さらに無人化になると特急券、指定席券、長距離切符などが購入できず小淵沢駅が菰崎駅に行くこととなります。また計画しているエレベーター設置管理などの問題にも少なからず影響が出るのが心配されますが、市はどのように受け止め今後に対応していくのか伺います。

最後に5項目めですが、住民サービスのあり方について伺います。

2月16日から始まった住民税の申告(確定申告)今年から主たる申告会場が須玉のふれあい館に変更されました。各総合支所でも何日かに分けて行っていますが、従来の申告会場が大幅に変更になったため、1カ所に申告者が集中して大混乱を来しました。そのため、待たされた市民から苦情の声が殺到しました。2月22日のある高齢者からの話、「寒い中、朝8時に出かけたが待たされて終わったのが午後5時近くまで。丸1日かかった」また「受け付けの1時間前に行ったところ、混んでいるのでほかの会場へ行くように帰された」、「午後2時ごろに申告会場に着いたが、本日の受け付けは終了しましたとの張り紙。せっかく休暇を取ってきたのに残念」との声も。どうして昨年までのやり方をしないのかと声を荒げて不満を言っていました。市は市民の声を聞いているのでしょうか。市民の立場に立った申告会場の設定が望まれます。住民サービスのあり方について、申告はたまたま1つの事例であり、そのほかにもたくさんあると思います。合併して13年目を迎え、ますます市民から遠くなっている市役所、もう一度原点に立って考えてほしいとの市民の声がありますが、市長はどう応えていきますか。

以上で明政クラブの代表質問を終わります。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

公約と新年度予算に反映している施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市の未来を語る集い事業についてであります。

私が地域団体や市民団体が集まる場所に出掛け、現在行っている事業や平成29年度以降に計画している施策等について、市民に伝えるとともに意見交換会を行い今後の行政に役立てたいと考えております。

時期としては人事異動等、新たな組織体制が整った4月半ば以降からママサークル、集いの広場、公民館カフェなど子育てと福祉に関係する団体からはじめ場所についてはその団体が活動する場を基本とし、特にテーマにはこだわらず団体の活動内容に即したものと考えております。話すことで理解を深めるとともに、いただいたご意見は持ち帰り担当部局とも検討してまいります。

次に、公営アカデミー学習応援事業についてであります。

公営アカデミーについては地域の方々や教員OBの方々などにご協力をいただき、子どもたちの学習支援や多くの方々と接し、多彩な体験ができる学ぶ機会の創設を目指しております。

平成29年度は、その一環として子どもの学習支援に協力していただける教員OB等による仮称、学習応援人材バンクを設立し子どもたちの学ぶ機会を増やしたいと考えております。

具体的には夏休み期間中に中学生の自主的な学習を応援していただくことにより、学ぶ喜び

や達成感が感じられるような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また生活困窮世帯、生活保護世帯等の児童生徒を対象にした学習支援については主に長期休業期間を活用し、学習の習慣を身につけ基礎的な学力の向上を目的に個別の状況に応じた学習支援と昼食の提供を行うとともに、保護者においても生活習慣の改善がなされるよう支援してまいります。

さらに子どもたちへ放課後の安全・安心な居場所を提供する放課後子ども教室、放課後児童クラブにおいて、子どもたちに英語遊びを通じ英語を楽しむ機会、親しむ機会を創出するとともに地域の歴史や文化、環境を活用した機会も創出してまいりたいと考えております。

事業実施に当たっては人材バンクの講師の皆さま、また市内高校生にご協力をいただくとともに両事業ともコーディネーターやスタッフなど、地域の皆さまに支えられ実施しておりますので関係者の皆さまと調整を行い、よりよい内容で実施できるよう検討を進めてまいります。

公営アカデミーを通じ日常生活を送る地域の中で多くの方々と接し、さまざまなことを体験し10年後20年後を見据え、子どもたちがふるさと北杜を身近に感じ誇りを持ち北杜に住み続けたい、戻ってきたいと思えるような取り組みを進めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

住民サービスのあり方についてであります。

従来の申告体制を検証し、よりの確な申告事務を行うため今回、須玉ふれあい館をメイン会場、各総合支所および増富出張所を出張会場に設定させていただきましたが、申告者からは詳しい説明を聞くことができた、短時間で済むことができ良かったなどのご意見をいただいております。一方、混雑しており長時間待たされた、出張会場へ行ったがメイン会場への移動を案内されたなどのご意見もいただいているところであります。

来年の申告体制については、今回市民の皆さまからの貴重なご意見を参考に改善策を検討してまいりたいと考えております。

また、市職員の仕事は住民とのつながりが大切であることから第4次北杜市行財政改革大綱において積極的に地域に溶け込み、地域づくりに貢献できる職員の育成を重点項目に掲げて推進し、市役所が市民にとって、より近い存在となるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに、市長の公約と新年度予算に反映している施策における地域課題早期対応事業費の内容についてであります。

市民の皆さまと政策を共有し、心を通わせながらよりよい北杜市をつくっていくためには各地域で課題となっている事項について、身近な場所で要望などをお聞きした上でスピーディーに対応できる体制を構築することが重要であり、そのための財源的な裏づけとなる制度が必要

となります。

このため軽微な道路修繕や看板設置・補修など、ハード面において地域が抱えるさまざまな課題・要望に対して、より迅速に対応できるよう部局の枠を超え、各総合支所で執行が可能となる予算枠を創設するものであります。

次に、長坂駅の特急電車停車の廃止等の対応についてであります。

JRのダイヤ改正に伴う長坂駅の特急電車停車の廃止等について、市へは決定事項として報告を受けたものであります。これを受け、即刻JRに対して県の関係部署や市長自らが改正の中止を求め、申し入れを行ったところであり、国やJRへの要望については山梨県、長野県と中央線沿線自治体で組織する中央東線高速化促進期成同盟会を通じ毎年行っており、今回の改正の内容も含め、引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市長の公約と新年度予算に反映している施策における、放課後児童クラブの入所要件についてであります。

放課後児童クラブは保護者の就労、傷病等により放課後や夏休みの長期休業期間、ご家庭で保育ができない環境の児童をお預かりしております。そのため、入所時には保護者の就労等を確認する書類を添付し、申請していただいているところであります。

昨年度までは、保護者ご自身の傷病やご家族の介護を理由に入所を希望される場合は、地域の民生委員・児童委員から証明をいただいたところでありますが、委員の皆さまからは地域すべてのご家庭を把握しているものではなく、証明してもよいのか判断に苦しむとのご意見が寄せられているところであります。

このような状況の中、本年度からは保育園への申し込みと併せ、添付書類を改正させていただいたところであります。添付書類には費用を要するものもありますが、適正な受け入れを行うため保護者の皆さまにはご理解をいただいているところであります。

放課後児童クラブの運営は、国・県からの補助金を活用していることから利用に際しては認定を行う必要があり、ご家庭の状況に合わせ短期の利用も対応しているところであります。

認定を行っていない突然の受け入れについては対応できない状況にありますが、放課後の子どもたちの安全確保のため図書館、児童館の利用やファミリーサポートセンターをご利用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市長の公約と新年度予算に反映している施策における企業と求職者のマッチング機会創出事業についてであります。

本市では若者世代の大都市への転出や人口減少が影響し、企業等が人材確保に苦慮している

実情があります。これらの解消を図るとともに若者や女性、U・Iターンの就職希望者等の就職支援および定住促進を図るため、雇用対策事業をさらに充実して取り組んでまいりたいと考えております。

内容としては就職ガイダンスを市内外で4回開催するほか、市内企業で働く女性によるほくと就活女子サポート隊を編成する中で、本市で働く魅力やライフスタイルに合った働き方を伝える就活女子会を開催する等、女性の雇用機会の拡大に取り組んでまいります。

また、北杜市雇用創造協議会が行う求職者の人材育成セミナーや企業の人材活用セミナー等の事業も活用する中で、若者をはじめ女性やシニア世代など多様な人材の活躍を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

FIT法の改正に伴う対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、土地利用の面からの指導の強化についてであります。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる改正FIT法では地域との共生として関係法令等の順守を求めています。

本市では自然公園法に基づく自然公園、森林法に基づく保安林指定や林地開発行為などが該当するものと考えておりますが、太陽光発電施設は建築基準法上の工作物に該当しないことから該当する法令や条例に基づき指導してまいりたいと考えております。

次に、須玉町増富地内のメガソーラーの立地についてであります。

当該地は以前牧場でありましたが経済・社会情勢の変化により牧場経営が終了し、土地管理・有効利用対策として計画されたものであります。

当該地は立地制限エリアではないことから、該当する法令等を順守し設置されるべきものであると考えております。また、事業規模から山梨県環境影響評価条例に基づく届け出対象事業になるものと考えております。

次に、FIT法改正に伴う条例等の整備についてであります。

全国の自治体において条例制定は、必ずしもFIT法改正に伴うものばかりではないものと考えております。また国で策定中の事業計画策定ガイドラインに示す説明会の開催、地域住民とのコミュニケーションにおいても法令に依拠するものではなく、推奨事項としております。抑制、禁止区域の設定についても既存の法令に基づくものであり、FIT法によって抑制される趣旨のものではないと考えております。

次に、太陽光発電施設の適正な設置に関する条例化についてであります。

条例の制定については、依拠する法令がないことから本市ではいち早く北杜市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱を制定したことはご理解をいただいているものと考えております。

またこのような現状を踏まえ、地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書を平成27年12月市議会定例会において全会派一致で可決の上、国へご提出されたものと理解しております。

次に事業用太陽光発電施設の行政指導について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業者への指導についてであります。

届出書提出の際に事業者等の責務の実施状況について確認を行い、聞き取りなどを行う中で必要な指導を行っているところであり、パトロールなどの現地確認により届出書の提出がされていない事業者に対しては、届け出を行うよう指導を行っております。

次に、砂防指定地区域に設置した事業者に対する市の指導についてであります。

届出書提出の際に当該地が砂防指定地等に該当する恐れがあることから、事業者に対し所管である山梨県に相談、指示を仰ぐよう指導いたしました。

引き続き山梨県とも連携する中で事業者の動向を注視しながら、砂防指定地内へのパネルの設置を避けるよう指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、山林1万平方メートル未満の場合のまちづくり推進課の指導についてであります。

北杜市景観条例においては景観形成基準に沿って、また北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱においては該当する関係法令の確認、順守を促し事業者等の責務の具体的事項について順守するよう併せて指導を行っております。特に山林においては一時的な保水力の低下などの影響を考慮し、土砂の流出や水害の防止に努めるよう指導を行っております。

次にトラブルに伴う改善命令などについてであります。

トラブルに関してはその内容が公法上なのか、私法上なのかにより対応が異なるものと考えておりますが、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づき必要に応じ調整、助言・指導を行ったケースはあります。

なお、改善命令は法令や条例に基づく行政行為であることからこれまで事例はありません。

次に、説明実施報告書の整備についてであります。

地区住民等への周知や説明状況については、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届出書提出の際に事業者等の責務確認事項として事業者からの実施状況の記載、または聞き取りによる確認を行っており、説明会を実施した場合は時期、場所、参加者、内容等の記載事項を設けております。

次に、長坂駅の特急電車停車の廃止・無人化におけるエレベーター設置への影響についてであります。

JR東日本によると無人駅にエレベーターが設置されている駅もあり、その駅では警備員を配置し対応しているとのことであり、無人化による管理の実例があることから設置自体に支障はないものと考えております。

設置後における管理については、JR東日本と協議・検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで休憩といたします。

再開は4時20分といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時20分

○議長（中嶋新君）

それでは再開いたします。  
当局の答弁が終わりました。  
相吉正一君の再質問を許します。  
相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

それでは最初に市長の公約と新年度予算に反映している施策について、再質問をさせていただきます。

1点目ですが、市長の公約である市民との意見交換を、先ほどの答弁では4月半ばから始めるとのことですが、積極的に各地に出向き地域行政区や幅広い市民団体、市民グループと対話して市の施策に反映してほしいと思いますが見解を伺います。

また市民が気軽に市長を訪問し、対話することができるような身近な市長室にする考えはあるかどうか、伺います。

2点目ですが、地域課題早期対策事業費は軽微な道路修繕などが各総合支所長の判断で速やかに対応ができる制度だと思えますが、基本的には各区長をとおして、また緊急を要するものについては市民からの通報でも即対応するという理解でいいのか。この制度は、私は大変良い制度だと思えますので、広く市民に周知するとともにどこまでの範囲を基準とするのか、できればマニュアル、要領等の作成の考えはあるか。2点、伺います。

3点目ですが放課後児童クラブの入所要件について、今年度から民生委員さんが今までは判断したのが変わって診断書がかかる、3千円とかかかるようになりましたが老齢等の理由で保育ができない場合、添付書類などの診断書などの経費について負担を軽減できる方法はないのか伺います。

また家の人留守の場合には、先ほどファミリーサポートセンターを活用してほしいとの答弁でしたが、利用の状況について伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。  
丸茂政策秘書課長。

○政策秘書課長（丸茂和彦君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

市長が地域に出て行って皆さんとお話するという機会ですけれども、答弁の中でもありましたが、ママサークルだとか、つどいの広場だけではなくて行政区であったり、あるいは地域の皆さんが集まる場所ももちろん考えております。

もう1点、身近な市長室ということで、市長が気軽に誰でも会えるような仕組みということだと思います。実際のところ、今、市長室を訪れる方たくさんいらっしゃいます。うちのほうで交通整理しながら、できるだけ市長にお会いできるようなことを設定しておりますが、なかなか100%とはまいません。ただ、そういった気持ちは市長ももちろん持っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

相吉正一議員からの地域課題早期対応事業についての再質問について、いくつかいただいております。

1点目は、この地域課題早期対応事業について各区長をとおして行うのか。緊急のものは市民からの通報でも受け付けるのかという点についてであります。

この事業は地域の中で課題となっている、例えば道路修繕などに対して簡潔、またはスピーディーに対応する事業にしたいというふうに考えているものであります。ついでには個人からの通報を受けて、そのまま対応するということはあまり想定はしておりませんで、あくまで各総合支所において地域としての意見を聞きながら、総合的に判断して対応するというところを考えているところであります。

それからもう1点であります、広く市民に周知をするべきだという点とマニュアル化についてのご指摘についてであります。

議員ご指摘のとおり本事業の周知、重要であると考えておりますので、今後、区長会などを通じて積極的に周知したいというふうに考えております。

もう1点のマニュアル化につきましては今後、各総合支所間で意見交換を行うなどして認識の共有化を図っていきたいというふうに考えておりますが、地域個々の課題に対して対応するという観点から現時点で統一的なマニュアルは考えていないところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

2点、質問いただきました。まず第1点目、放課後児童クラブの入所の要件について負担軽減できないかという質問でございます。

放課後児童クラブや保育園の入所においては、保護者やご家族が病気であったり介護をされていたりする場合は、昨年度までは民生委員・児童委員から証明をいただいていたところであります。委員が証明行為をすることもあまり好ましいことではないということ、委員が地域すべての方々の状況を把握していないというようなことから、委員は証明してよいのかということと苦慮しておられたことから、本年度、平成29年度の入所申請から改正をさせていただくところでございます。

市といたしましては、医師の診断書の写しなどの添付をお願いしているところでありますが、例えばご家族が介護認定を受けている場合は介護結果通知の写しなど状況の分かるもの、障がいであれば障害手帳の写しを添付していただくような配慮をしていきたいと考えております。

次にファミリーサポートセンターの役割について、ご質問でございます。

ファミリーサポートセンターは育児について、助けてほしい方と助けができる方が会員となって、市の職員がアドバイザーとなって連絡調整を行う組織でございます。

会員数は2月末日時点で依頼会員が397名、協力会員が53名、両方会員が15名となっており、利用状況については学校の帰宅後の預かりや学校休み時の援助など全体で793件の活用をいただいております。多くの子育て世代の支援を行っているところでございます。

今後も放課後児童クラブを利用していないご家庭には、放課後の子どもたちの安全な居場所

としてファミリーサポートがあるということを積極的に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ここで本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

ほかに。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

それでは2項目めのFIT法（再生可能エネルギー特別措置法）の改正と施行に伴う本市の対応について、再質問をさせていただきます。

FIT法の改正により土地利用や安全性に関する法令に違反していることが懸念される事例については、今回の4月1日から経済産業省は住民からの通報を受ける窓口を設定する予定になっています。また関係省庁や自治体より指導や命令がされ、改善されない場合には認定取り消しの対象となるとしていますが、市としての対応は考えているか。

2点目ですが、太陽光発電施設の適正な設置に関する条例についてですが今回、国のガイドラインが3月中に策定され、事前に業者が市のほうへ相談に来るような、そういうガイドラインになっています。そして地域の住民等の合意形成も事前という、そういう感じになって私もちょっとそこは読ませていただきました。かなり山梨県のガイドラインを加えた、なお濃い内容になっています。市長の答弁では国に上位法、建築基準法が特例として太陽光を進めるために特例除外だと。だから条例化できない。それで国に早く上位法を改正するように要望という答弁でしたけども、でもあと3,400件ですか、未稼働件数。この3月までに東電と契約すればものすごい数になる。先ほどの午前中の答弁では1,440件ほど稼働している。これもここ2年間に300が1,400になったんですよ。それで今、3,400残っているのがあと半分としてもすごい膨大な数になる。ですからここで今、食い止めないと大変なことになる。そうした意味で質問をさせていただいています。私も、明政クラブ、7回か8回していると思います。今度は国が正式に認めました。それでちょっと読ませてください。

去年の10月25日、衆議院内閣委員会での田嶋衆議院議員の質問に対する安倍総理の答弁から抜粋しました。各地方自治体において地域の特性を踏まえた条例などを作成するに当たって、事業計画策定ガイドラインが一定程度参考になるものであると考えている。ガイドラインにおいては、太陽光発電事業者が事業の開始前に地方公共団体に相談することや必要に応じて地域住民へ事前説明を行うことなどを求めることにより、地域との共生・共存が図れるよう促してまいりたいとの見解を昨年10月25日に示しているんですよ。市として、だから取り組んでほしい。今、2月10日までに国のガイドラインについてパブリックコメント、回答が遅れているから、3月、まもなく出ると思います。ぜひ、市長も副市長も担当部長もよく読んでいただいて、今、しなければ北杜市の自然環境、景観は守れないんですよ。ですから私も職員としてそういう担当をしたことはありますけども、見るに見かねて質問をさせていただいております。

そして今、国のガイドライン、またFIT法の改正によって改正が5月25日に改正されて、去年の。そして今度の4月1日から10カ月の経過措置を置いて、各市町村で条例化をしてくださいということで私も調べました、この件については、もう札幌市から兵庫県赤穂市、由布

市、佐久市、高崎市、富士宮市、真庭市、太田市、笠間市、つくば市、栃木市、軽井沢町、軽井沢町では自然保護のための土地利用公園の手続き等に関する条例、一種低層専用区域は全面禁止です。これは別荘等の区域です。そういうことをしている市町村があるんですよ。北杜市は軽井沢に負けない素晴らしい自然環境のまちだと思っています。茨城県はほとんどの市がしていますよ。土浦市、足利市、大津市、古河市、これらの市はF I T法の改正以降やっていますので、またぜひ研究していただきたいと思います。

例えば大津市ですが、ちょっと読ませていただきます。滋賀県の大津市、琵琶湖の付近ですが、メガソーラーなど太陽光発電施設の設置を巡る近隣のトラブルを避けるため、市内全域で許可制とする素案をまとめ4月1日から施行します。その中には設置を禁止する区域と抑制する区域を指定するほか、着工前に近隣住民への説明を義務付けるということで、ぜひそこは検討の余地があると思いますので、だから北杜市も条例をしなければいけないということです。

今まで週刊誌とか新聞とか全国的に北杜市、インターネットで調べればすごいですよ。環境破壊が進んでいる北杜市、ルポライターが書いています。ぜひそういうところも研究した中できちっと北杜市の素晴らしい財産を守っていかなければ、私はいけないと思います。

そうした意味で、今回、再生可能エネルギーは太陽光がほとんどで37%が太陽光です。そういうデータが出ていて、たぶん4月から20キロワット以上の太陽光についてはパソコンで個人でも検索ができるということになっていますし、4月からいろいろ認定情報をチェックする、地図化するでは間に合わないんですよ。だから今回、質問をしているんです。そのへんについて見解を伺います。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、ハードルが重くなったという見解でございますけれども、土地利用に関する防災上の懸念など、地域との共生として関係法令の順守を求めることとしたものであります。関係法令の順守はF I T法改正前から当然に順守すべき事項であります。改正点は関係法令を順守していない場合は、該当例のほかF I T法によって改善命令等ができる点で、関係法令を順守し適正に導入するようお示しするものと考えております。

2点目でございますけれども、条例で規制しなくてよいのかというようなことだと思います。

条例化や条例一部改正についてはすでいくつかの法令により規制があり、これらの法令に抵触しない範囲で保護すべき法的な利益を条例の目的に定める必要があり、また工作物の中で太陽光発電施設のみを規制する根拠を明確にすることや土地利用の制限を伴う条例を制定する場合は、財産権との整合性を図る必要があることなど現在の法制度においてはさまざまな課題があると考えております。このため引き続き検証・研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に大臣のほうの発言でございますけれども、これにつきましては大臣答弁からその内容を確認しておりませんが、条例等の制定についてはまず法令の範囲内において制定されるべきものであり、ガイドラインは参考になるものの条例制定にあたっての指針ではないものと考えております。

次に他市町村との条例制定でございますけれども、それについては近隣住民との説明という

ことでございます。

事前説明については指導要綱においても規定があり、合意形成が望ましい形であり、法令に根拠を求めることは難しいものと考えております。国の事業計画策定ガイドラインにおいても推奨事業としていることから国のガイドライン、県のガイドラインおよび指導要綱に基づき引き続き対応してまいりたいと考えております。

先ほど大津市の関係がございましたけども、この状況につきましては、トラブルがあることから対応方を模索しているところであり、大津市太陽光発電施設規制等に関する意見聴取会設置要綱により学識経験者から意見を伺い、規制に向けた内容を検討している最中と伺っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

それでは再々質問ですが、今の答弁だと国のガイドラインは推奨をしているだけで強制力はないという答弁だと思います。そして先ほど来、市長、副市長の答弁も国の上位法で整備を要請していくという、再度要望していくということで条例化は考えていないということだと思っておりますが、先ほども言ったようにもう、しているところがあるんですよ。まだ、では古河市とか・・・。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君に申し上げます。議長として。

繰り返しの質問となっておりますので、簡潔に質問事項を整理してお願いいたします。

○14番議員（相吉正一君）

繰り返しですが、上位法で規制しないのは国の責任であり市に責任はないのか、そのへんについて。どうしても上位法がないから国の責任というような答弁だと思うんですが、そのへん。やはりこのまま進めば本当に北杜市の自然環境はなくなってしまうのではないかと、そのへんについて、できれば市長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

他市町村が条例制定に動いているということでございますけれども、各自治体で実施条例として定めている再生可能エネルギー施設に対する条例については逐次情報収集をしたり、全国的に自然環境と再生可能エネルギー発電事業との調和等の語句を含んだ名称として制定しております。内容については、地上設置型太陽光発電施設を主に届け出対象としており、対象範囲は市内全域を対象にしたものから市内の一部を対象地域にしたものもあります。届け出対象規模については、出力50ワット以上や事業区域面積で500平方メートルから1万平方メートル以上を対象とするなどの自治体ごとに設定が異なっております。

また説明会の開催については開催しなくてはならないとし、開催内容の報告を定めている自治体が多く見られておりますが、住民合意については理解が得られるよう努めるものとするなどとし、事業者の努力規定となっており、施設設置を左右する必須項目になっておりません。引き続き全国の参考事例を調査するとともに、関係機関との連携を行いながら検討を行ってま

いりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に3項目めの、事業用太陽光発電施設にかかる行政指導の現状についての再質問をさせていただきます。

1点目ですが太陽光発電施設設置事業者に対して届けの際の確認、聞き取り調査だけでは十分な指導がされるとは言えないと思います。指導要綱に様式を定めて指導を強化すべきだと思います。併せて県や国のガイドラインに準じた市のガイドラインを策定する考えはあるのか。

2点目ですが増富地区の山のてっぺんに計画されている巨大なメガソーラー、これ36ヘクタール、清里地区の牧場の2倍近い大きなメガソーラーです。山岳景観を破壊する恐れと山津波の発生など災害対策をしっかりと事業者に指導しないと大変なことになり、将来に禍根を残すことになると思います。

私はここを探索してきました。雪が降ってしまして、本当に息切れがするようなところですよ。ぜひ現場を見ているかどうかも含めて、現場をしっかりと見た中で指導をしていただきたい。

そして該当する関係法令、それは牧場地で地目は畑なんですかね、でも大規模開発になると思うんです。もしくは林地開発に該当するのかどうか、そのへんについてお聞きします。

もう1点目、市の土砂災害ハザードマップに掲載されています・・・。

○議長（中嶋新君）

相吉正一議員、残り3分です。

○14番議員（相吉正一君）

先ほど砂防指定地の関係でちょっと質問がありましたけども、そのへんについて市の、ハザードマップに土砂警戒特別区域で指定されています。そして先ほど来、意見にもありました砂防指定地に太陽光を造ってしまった業者がいるんですよ。これについては新聞にも出ました。伐採したままになっている木を撤去するように指導したということで県がありますけども、これは現地はもう伐採した木は撤去してあるのかどうか。

そして今回の国のガイドラインで4月1日から、もしそういう立地を避けるべきエリアにした場合は、砂防法によって撤去命令ができると思うんですよ。ただ、その前にさっきからそのへんが微妙なところがあると思うんですが、そのへんやっぱりしっかりと指導しないと、だから条例化を求めているんです。そのへんについて、3点について伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

まず、説明会実施報告書の関係でございます。

事業者の責務確認事項という、これまでのチェックシートを作成したり、指導要綱第8条に規定する必要な事項は市長が別に定めるものとする、委任に基づくもので市ホームページにおいて掲載し、届出書と併せて提出を求めています。これは状況等の変化に対応する上で条項

に基づく様式ではその都度、要綱の改正が必要となり柔軟な対応が難しいためであります。説明会だけでなく、その他にも確認すべき事項もあるから行政指導であることを踏まえ、ある程度、事業者からの協力を求めやすいものとする必要があるものと考えております。

続きまして大平牧場ですね、増富のほうの該当する関係法令等でございますけれども、事業規模については15ヘクタールを超えることから、山梨県環境影響評価条例の届け出対象事業であるものと考えていると答弁しましたが、このほかに地域森林計画の対象となっている民有林である場合には森林法に基づく林地開発行為、土地の形状変更を行う場合には土壤汚染対策法などが該当になるものと考えております。

続きまして八ヶ岳高原ラインの関係でございますけれども、これにつきましては本件の違反事項は砂防施設内における許可が必要な1千平方メートル以上の木竹の伐採行為であります。しかし県においては行政処分でなく行政指導を行っており、また撤去の判断については県が判断すべきものであり、市が見解を示すことは適当でないものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に長坂駅の特急電車停車の廃止にかかる対応等について再質問させていただきます。

特急電車の停車までの過去の経緯を調べると、先人の皆さんが大変なご苦勞をして実現した中でJRから利用者が少ないから廃止にします。すでに決定事項として報告を受け、ダイヤ改正の中止を求めたとのことですが、なんとか復活できるよう最大限の努力をお願いしたい。

2点目ですが、駅の無人化により維持管理上のトラブルや事故があった場合、問題がないのか。エレベーターの設置に伴う管理については警備員を置いて対応しているケースがあるとのことですが、設置後の管理はどのように考えているのか。2点伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

相吉正一議員の再質問、長坂駅における特急電車の停車についての今後の取り組み、復活の取り組みについてのご質問であります。

今回、ダイヤ改正によりまして山梨県内で長坂駅のほかに上野原駅も停車の廃止となっております。こうした状況の中で山梨県においてすでに関係部署からもJRに申し入れ、また先刻、市長のほうからも復活の申し入れを行ったということであり、こうした状況ですので、また山梨県と連携を取りながら復活に向けた取り組みを、要望をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

設置後の維持管理については、ＪＲ東日本の資産となるためＪＲ東日本が行うこととなります。このことから先ほど答弁しましたとおり、今後、協議・検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

残り時間５９秒です。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

すみません、最後に住民サービスのあり方について再質問をします。

来年は申告会場の見直しを検討するとの答弁でしたが、住民税の申告会場の日程を大幅に変更するときは申告に携わった税務課、また関係職員の意見をよく聞いて混乱がないかどうか、よく考えた上で慎重に対応していただきたいと思います。ぜひ今回の教訓を今後に活かしてほしいと思います。

もう１点ですが、合併前の町や村は市民と職員とのつながりを大切にしたり、身近に役場があり親近感があり、苦情があってもすぐに解消ができた。１カ月にわたる住民税の申告は市民と職員が１年を通して触れ合う絶好の機会です。ぜひ今後は・・・。

○議長（中嶋新君）

９秒です。

○１４番議員（相吉正一君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

いいですか。見解を求めますか。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

今回の申告につきましては、職員も含め多くの皆さんからいろんなご意見をいただいておりますので、しっかりと検証をし来年の申告には改善を図ってまいりたいと考えています。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君の質問が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次にほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、１１番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

ほくと未来を代表して質問をさせていただきます。

北杜市の誕生以来のこの１２年間は、産みの苦しみを抱えての期間であったかと思えます。白倉政司前市長の情熱と経験、そして国や県はもとより産業界や教育界等への広いネットワークをフル活用し、そして住民の皆さまのご理解とご協力、また職員の皆さまのたゆまぬ努力に

よって北杜市が将来へ向かって大きく発展していく基盤を築いてきたことと思います。その努力の成果は市内の至るところに大きな足跡、実績として表れてきております。

10年余り多くの市民の皆さまと共に築いてきたこの北杜市を継承し、一人ひとりが輝く“愛でつながる北杜市”をキャッチフレーズに誕生しました渡辺市政も早4カ月を過ぎようとしております。

渡辺市長は子育てと福祉、産業と雇用、教育、スポーツ、そして女性の活躍の5つの分野を市民の視点から、また女性の視点から捉え、現在策定中の北杜市第2次総合計画との調整を図り推進していくと年頭のあいさつで力強く述べておりました。

安倍総理も通常国会の施政方針演説において、一億総活躍の国づくりの中で女性の活躍について触れております。平成11年に施行されました男女共同参画社会基本法をきっかけに女性の力、役割等について社会的理解が一層深まり理想とされる社会、すなわち男女共同参画社会の実現に向けて社会が大きく変革してきております。

このようなときに県下初の女性市長、渡辺市長の誕生であります。市民の皆さまはもとより県内外から注目され、その手腕に期待するのは大きいものがあるかと思っております。

白倉市政、前市政12年間で築いた盤石な北杜市の基盤の上に女性の視点を加え、そして市民の皆さまの参加と協働、そして男女の共同参画により北杜市への将来への発展のために最善の努力を渡辺市長にお願いしながら市政の主要施策4項目について順次、質問させていただきます。

まず1項目めではありますが、若者が定住したくなる魅力あるまちづくりについてであります。

今年の北杜市の成人者数は478名であります。一方、昨年、28年に北杜市で生まれまして赤ちゃんの数は198名であります。20年間で半分以下と大幅に減少しております。これが現実の姿であります。少子化問題は全国的な現象ではありますが、市政の施策の最優先課題として取り組まなければならない重要かつ喫緊の課題であります。北杜市ではすでに子育て支援を重要施策として位置付け保育料第2子以降完全無料化、子育て支援住宅の整備、子ども医療費の無料化など多くの事業を先進的かつ積極的に実施し、成果をあげてきております。特に男女共同参画社会へ向けて社会が大きく変革する中で、それを支えるための乳幼児の受け入れ先であります保育園はますます重要な施設となってきております。

市では保育士の充実や確保、それらに積極的に取り組む一方、保育士の処遇改善にも取り組み、そしてまた施設面においても老朽化が著しい保育園については順次、計画的に整備を進めていることは少子化対策は北杜市の将来の存亡にも関わる重要な問題として捉え、それに積極的に対応していこうという渡辺市長の前向きな姿勢の表れであるかと思っております。

このことを踏まえ、以下2点についてお伺いします。

1点目ではありますが、実践型地域雇用創造事業への取り組みについてであります。

若者が住みたくなる地域の条件として生活のための収入を得ること、いわゆる働く場の確保は必須条件であります。市では地元企業への支援と雇用の場の確保を目的とし、国の地方創生事業の一環として厚生労働省所管であります実践型地域雇用創造事業に全国のモデル自治体として指定され取り組んでおります。28年度から新たに立ち上げた北杜市雇用創造協議会が事業実施主体となって推進しておりますが、この事業は厚生労働省からの委託事業であり、1億円を超える事業費は100%国が負担する有利な事業であり、複数年にまたがる事業であります。

市では今までも地域の雇用創造を目的とする事業に積極的に取り組んできておりますが、今回取り組んでおる実践型地域雇用創造事業は、今まで取り組んだ事業とどのような点が違うのか。またどのような特徴があるのか、お伺いいたします。

また、この事業により北杜市の雇用創造等について将来へ向けてどのような展望を描いているのか。そしてそのために実施する事業等はどんな内容か、お伺いをいたします。

2点目ではありますが甲陵中学校、甲陵高校の教育方針についてであります。

北杜市は市立で県下ではトップクラスの進学校、それも中高一貫教育を持っていることは地域の誇りであり、子どもたちの教育を考えると若者の居住の促進につながる一つの要素になるかと思えます。

特に文部科学省の特別指定校として自然科学、自然技術に対する興味・関心を高め、未来を担う科学技術系の人材を育てるための教育システムの開発を目指すスーパーサイエンスハイスクール事業に取り組んでいることは特筆に価するところであります。

そこでスーパーサイエンスハイスクールは1期5年が本年度で終了し、現在2期目の指定に向けて申請中ではありますが、このスーパーサイエンスハイスクールのコンセプトは地域との連携であり、この点について文部科学省の評価が高いと伺っております。それらを推進する中で生徒が取り組むテーマが多岐にわたるため、現場では講師等の確保に大変苦労している状況下にあると聞いておりますが、2期目の採択の可能性とそして教育委員会および行政のスーパーサイエンスハイスクールについての対応策と、その支援策についてお伺いいたします。

大きく2項目めではありますが、広域連携についてであります。

長野県との県境に位置する北杜市はまちづくりのため、地域の活性化のためには隣接の長野県の町村との連携が必要かつ重要であるかと思えます。そこで広域連携について、以下4点伺います。

1点目ではありますが長野県富士見町、原村との広域連携により八ヶ岳観光圏事業を含む八ヶ岳定住自立圏事業に先進的にすでに取り組んでおりますが、今までの実績と成果、そして今後の取り組みに対する方針についてお伺いをいたします。

2点目ではありますが、高齢ドライバーによる暴走・死亡事故が増加しております。死亡事故に至らなくても事故件数は年々増加し、社会的に大きな問題となってきております。高齢者の運転免許証の自主返納を呼びかけても、都市部以外に住む地域の住民にとっては運転免許証の返納は通院や買い物等、日常生活の足をなくすことになり生活が極端に不便になるため、分かっているにもかかわらず返納に踏み切れないのが実態であるかと思えます。このことは北杜市にとっても同様な深刻な問題となってきておりますし、今後、高齢化社会から超高齢化社会へと変遷していく中で放置できない大きな問題であります。

このため行政はもとより地域や個人等がそれぞれの役割を担う、いわゆる自助・共助・公助を基本とし、場合によっては規制緩和等も視野に入れた広域的な視点から、その新システムの構築とその運営方法等を検討していく必要があると思えますし、また急ぐ必要がありますが市の現状と今後の方針についてお伺いをいたします。

また対象の範囲を市内に限定せずに、八ヶ岳観光圏事業や八ヶ岳定住自立圏事業を連携して取り組んでいる隣の長野県富士見町とのバスの乗り入れについても検討していく必要があると思えますが、その方針についてお伺いをいたします。

3点目ではありますが、小淵沢駅は北杜市はもとより八ヶ岳観光圏を含めた広い範囲の玄関口

として今、整備が進められております。6月には駅舎のオープンが、また秋には駅前広場等を含め全体が完成する予定で進められておりますが、開業時期が迫ってくるにしたがって利用者であります住民等から施設の概要、また利用方法やその内容、機能等について関心が高まってきております。そこで駅広場が完成後の車の流れはどうなるのか、人の動線は、タクシーの位置とその営業内容、観光案内所等の位置はどこになるのか、全容についてお伺いをいたします。

また駅舎2階に設置されます地域住民と観光客等との交流拠点施設の活用方針について、お伺いをいたします。

4点目ではありますが、中部横断自動車道長坂～八千穂間34キロの整備促進についてであります。

中部横断自動車道については、長野県南牧村と川上村との連携により推進が図られてきております。これも広域連携の大きな事業であり、北杜市市議会議員の志あるメンバー15名で北杜市市議会議員中部横断自動車道推進の会を設立し、その推進の核となり行政および地域の各種団体等との連携のもとに今、進めております。

本年1月28日には、この会の主催による中部横断自動車道長坂～八千穂間に関する意見交換会が八ヶ岳やまびこホールで開催されました。夜分にもかかわらず多くの市民の皆さま方の参加はもとより長野県の南牧村と川上村からは両村長さんをはじめ議会議員の皆さま、そして多くの住民の皆さま方にも参加をいただき、会場あふれんばかりというか会場があふれるほどの500人を超える皆さまに参加をいただき、この会は盛大に開催されました。

第1部ではパネルディスカッション、2部では会場の皆さまとパネラーとの意見交換が行われ、会場全体が一丸となり中部横断自動車道の早期着工・早期実現へ向けて大きく前進した有意義な意見交換会であったと思います。

そこで住民の皆さまがその早期実現を強く望んでおります中部横断自動車道の早期実現へ向けての行政としての今までの取り組み状況と今後の取り組み方針についてお伺いいたします。

大きく3項目めではありますが国家プロジェクトとの関連と地域への影響についてであります。

平成38年度を目標年度とする第2次北杜市総合計画が策定され、平成29年度、来年度を初年度としてスタートすることになっております。その期間中の3年後の2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が、また総合計画の目標年度であります平成38年ごろには北杜市にとって待望の中部横断自動車道の開通が想定されております。また平成39年、2027年には品川～名古屋間のリニア中央新幹線の開業も予定されております。

このような大型の国家プロジェクトによって、北杜市の行政運営や地域社会等にも大きな影響が想定され、またその効果が期待されるところであります。

そこでそれぞれのプロジェクトを北杜市の将来の発展の中で、どのように位置付けていくのか、その方針についてお伺いをいたします。

大きく4項目めの職場環境の改善についてであります。

渡辺市長は就任早々に職場環境の改善を重要課題として捉え、1月26日の市政報告会の席で多くの市民の皆さま、そして職員、議会議員の前で声高らかにイクボス宣言を行いました。イクボス宣言の目的は部下の家庭環境に配慮し、仕事でも成果を挙げることのできるように職場環境を改善していくことであると思います。このことは私が1項目めでも触れたように若者が定住したくなる魅力あるまちづくりの視点からも必要であり、素晴らしいことであるかと思っております。しかしこれを実行し成果を上げていくことは、大変な覚悟と努力が必要であるかと思

います。このことにチャレンジしようとする市長の積極的な姿勢に心より賛美を送り、そして期待をしております。

そこで職場環境の改善について、以下4点お伺いいたします。

1点目ではありますが、イクボス宣言の対象は市役所での取り組みをきっかけとして市内の企業や団体等にも協力を求め拡大していくことであるということではありますが、その方策等についてお伺いいたします。

2点目ではありますが、市役所の中での推進体制はどのように考えているのか。

3項目ではありますが、市の職員の職務は、その目的は住民サービスの向上であります。イクボス宣言により住民サービスの向上にどのように配慮し、発展させていくのかお伺いをいたします。

4点目ではありますが、北杜市職員組合より職場環境等の改善要求書が毎年、市長宛てに提出されていると思います。今年度の要求書にも多岐にわたる要求事項が羅列されております。各項目を熟読すると職場環境を改善し、職員が働きやすく明るい職場にすることを目標とするイクボス宣言の内容と重なる部分が多く見受けられます。白倉前市長の時代も職員組合の要求事項については常に真摯に受け止め、前向きに改善策を実施してきており、職場環境も徐々に改善をされてきておりますが、しかし職員組合が、また組合員の皆さまが満足できる状況には至ってはおりません。

そこで渡辺市長として将来のある、そして北杜市の将来を担うであろう若い多くの職員で組織している北杜市職員組合と、その職員組合の要求事項等に対し、どのように対処しているのか、その基本姿勢とその方策についてお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

はじめに、若者が定住したくなる魅力あるまちづくりにおける実践型地域雇用創造事業についてであります。

これまでの取り組みは市が中心となり北杜市商工会等、関係機関のご意見・ご協力をいただき事業を実施してまいりました。実践型地域雇用創造事業は商工会、企業交流会、金融機関等が北杜市雇用創造協議会を組織し、市内の雇用について横断的に取り組み、企業と求職者を結びつける専門の推進員を配置して事業を実施しているところであります。

各種団体や組織が主体となり、地域の特性を生かした雇用対策を横断的に考え計画し、事業を実施するところがこれまでの事業との違いでもあります、目玉でもあります。

この事業の将来展望については若者世代の転出者の拡大やシニア世代の転入者の増加、各企業の人材不足など地域課題を解決するため、安定的な雇用創出や企業のニーズに応じた人材育成、多様な人材の活用、ライフスタイルに合った働き方の普及を目指しております。

事業実施については本市の基幹産業である農業、商工業、観光を重点事業分野に設定し雇用拡大メニューとして事業主向けの経営力革新セミナー等、人材育成メニューとして求職者向けの仕事力向上セミナー等、就職促進メニューとして市内企業の情報発信や市民と企業の交流事

業等であります。

また、雇用機会の創出を図る実践メニューとして北の杜フードバレー実証事業や地域資源特産品開発事業等に取り組む計画となっております。

次に、広域連携における八ヶ岳定住自立圏についてであります。

八ヶ岳定住自立圏は平成27年7月の本市と長野県富士見町、原村の3市町村長による協定調印、翌8月の定住自立圏共生ビジョンの策定以来3つの政策分野、27事業の推進により圏域の定住人口の確保と地域の活性化に努めております。

これに先駆け八ヶ岳観光圏は平成22年に観光庁の認定を受け、以降、日本を代表する観光地として八ヶ岳圏域をさらに充実させるため、民間レベルでの連携が主体となる観光振興に取り組んでおります。

これまでの観光圏事業への支援に加え、重点道の駅候補への選定および外国人観光客案内所カテゴリー1にも認定されている道の駅こぶちさわの駐車場整備や南アルプスコネスコエコパークの関連事業等にも定住自立圏が形成されていることで取り組むことができ、その相乗効果として宿泊者数や外国人観光客も増加したところであります。

また二次交通としてNPO法人清里観光振興会の運営により、八ヶ岳エリアを周遊している清里ピクニックバスが老朽化したため、市においてバスの更新支援を行ったところであります。これによりさらなる観光誘客につながるものと期待しております。

一方、移住定住施策の一環として実施している3市町村を会場とした婚活イベントでは15組を超えるカップルが誕生いたしました。

また、道の駅こぶちさわ観光案内所内に臨時開設した移住定住相談窓口にも多くの移住希望者が相談に訪れ、広域連携の手応えを感じているところであります。

これらの事業は圏域に人を呼び込む早道と考えており、引き続き実施していくこととしております。

今後も圏域住民を対象とした交流事業等の推進により、3市町村のさらなる連携を深め圏域全体で三大都市圏の住民に対し、ライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供しながら住んでよし・訪れてよしの本市への人の流れを創出してまいります。

次に職場環境の改善におけるイクボス宣言の市内企業や団体等への拡大についてであります。

若い世代、労働力人口の減少は地域経済を衰退させ地域の活気を喪失させることから、この対応策として安定的な雇用の確保、介護やメンタル不調等による離職の抑制、また長時間労働の抑制などの業務効率化等により、地域経済の衰退を抑える一つの取り組みとして北杜イクボス宣言をいたしました。

この取り組みは特効薬ではありませんが、宣言の趣旨を市内企業等にあらゆる機会を通じて広く伝えていくと同時に北杜市雇用創造協議会と連携する中で、これらの取り組みに特化した事業主向けのセミナー等も開催をしております。また、地方創生推進交付金等の活用により企業等に対する新たな支援も検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

若者が定住したくなる魅力あるまちづくりにおける甲陵中学校、高校の教育方針についていくつかご質問をいただいております。

はじめにSSH（スーパーサイエンスハイスクール）の事業を推進する中で、講師等の確保と2期目の採択の可能性についてであります。

SSHの研究には科学分野における専門的な知識のある研究を推進するため、市内企業等の経営者や研究者による講義のほか、甲陵高校の理数系の教員により日々の研究に取り組んでいます。

市内企業の方々につきましては、関係者の協力をいただきながら確保を図っておりますがSSH研究校の核となる教員の通常授業の代替となる外部講師の確保が課題となっていることから連携先である山梨大学などをお願いしてまいりたいと考えております。

また現在申請中のSSH指定校の採択については、本年度末に公表されるとの見通しと伺っております。甲陵高校SSH再申請につきましては全国からの応募数も増加し、枠が狭まり厳しい状況となっておりますが、文部科学省中間評価では高い評価を受けていることから採択を期待しているところであります。

次に、教育委員会および行政のSSHについての対応策とその支援策についてであります。

甲陵高校が引き続きSSHを推進していくには、他機関との連携が不可欠であります。市内には優れた経営者や最先端の研究を行っている企業等が数多くあり、こうした企業の協力を行政や教育委員会が支援することで、生徒が実際の職場における体験や講義を通じて探求力や課題解決力が養われております。

また国や市の関係部局との事務的な対応などにつきましては、市教育委員会の指導主事が学校と連携することにより、研究に当たる教員の負担軽減を図っております。

今後もSSH研究に必要な対応や支援については、行政・教育委員会・学校が協力しながら引き続き企業等との連携を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

職場環境の改善について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市役所内の推進体制についてであります。

今回のイクボス宣言は特別職のほか幹部職員等と併せて宣言し、市政報告会終了後の講演会をすべての管理職員を対象とする職員研修とし、その必要性を共有したところであります。また宣言文をそれぞれ部局に掲出し、職員全員が日ごろから話題にすることも心がけております。

今後はさらなる推進をしていくに当たり、現在実施中の管理職員の人事評価の評価項目にイクボスにかかる取り組みを設けることを検討してまいりたいと考えております。

次に、職場環境の改善におけるイクボス宣言と住民サービスの向上についてであります。

イクボス宣言では職員一人ひとりの私生活と仕事の両立が実現できるよう、職場内の意識改革や職員が共にともに支えあう風土づくりに取り組むとこととしております。

今後、イクボスの推進を通じて、より働きやすい職場環境を整備することにより職員一人ひとりの能力向上とともに組織力の強化を図り、公務能率を高めることで一層の市民サービス向

上の土台づくりにつながるものと考えております。

次に、市職員組合との関係についてであります。

働きやすい環境をつくり、市民サービスの向上につなげたいとする思いは市も職員組合と同様であり、定期的に意見交換を行うなど職員組合とは協調しながら風通しの良い関係を構築してまいりたいと考えております。

職員組合からの要求事項では、時間外労働の縮減や年次有給休暇取得に向けた取り組みなどイクボス宣言の推進と重なる部分も見られることから、これを真摯に受け止め可能な限り要求に応えられるよう努力してまいります。

また、職員の安全および健康の確保や快適な職場環境の形成を促進するため、本市では職員安全衛生委員会を設置しており、委員として安全衛生管理者や産業医に加え職員組合の代表者にも参加をいただいていることから、委員会における意見等も参考にさらなる職場環境の改善に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

広域連携における公共交通システムの構築についてであります。

国では高齢化などによる公共交通を取り巻く状況が厳しさを増していることから、地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり持続させることが必要としております。

市ではこれら国の方針に沿って、地域公共交通の活性化および再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画を平成29年度策定することとしており、広域的な視点での公共交通システムについて検討してまいりたいと考えております。

また、八ヶ岳定住自立圏事業の長野県富士見町とのバスの乗り入れについては北杜市北部と富士見町を生活圏とする地域で取り組むこととしており、既存の富士見町デマンドバスのエリア拡大による白州町大武川地区への乗り入れや小淵沢駅周辺と富士見高原病院周辺をつなげるバス交通について検討しているところであります。

次に、国家プロジェクトとの関連と地域への影響についてであります。

東京オリンピック・パラリンピックの開催、中部横断自動車道双葉～清水間の開通は第2次北杜市総合計画の計画期間中に予定されており、市の将来にとってその効果や行政、地域に与える影響は大きいものと考えております。

第2次北杜市総合計画前期基本計画では東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、スポーツ振興の面では合宿誘致や一流スポーツ選手との交流に取り組むこととしております。

観光振興の面では外国人観光客へ文化、芸術、歴史などの情報発信や受け入れ態勢の整備を行うこととしております。

また、中部横断自動車道の開通は災害時等の中央自動車道の代替ルートや観光、物流などさまざまな面で効果が期待できるものであり、前期基本計画では全線開通を目指し長坂～八千穂間の早期事業着手に向けた活動に取り組むこととしております。

一方、リニア中央新幹線については平成39年の開通を予定しており、第2次総合計画の計

画期間以降となりますので計画では触れておりませんが、リニア中央新幹線の開通は東京～名古屋間の時間距離を大幅に短縮するものであり、観光客の大幅な増加や首都圏への通勤圏となることなどが期待できるところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

広域連携について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに小淵沢駅の整備についてであります。

小淵沢駅舎については本年6月の完成を目指し進めており、また駅前広場整備については本年9月の完成を予定しているところであります。

なお、駅舎の供用開始日についてはJR東日本と協議を行っているところであります。

車の流れについては大型車両を含め一般車両は西側から入り、一方通行として東側に設置するロータリーから抜ける流れとなります。駅舎の中央付近にはタクシー、一般車両、身障者用の乗降場をそれぞれ設置し、ロータリーの一面にはバスプールも設置し、一般車両やタクシーと分け幅員も大きく確保いたします。また歩行者については東西両側から進入が可能であり、歩行者用スペースも大きく確保し、駅舎内においてもエレベーターを設置し、改札口からホームへの利用が便利になり、より利便性、安全性が向上されるものと考えております。

駅舎の構造については駅舎中央東側寄りに階段を設置し、階段より西側がJR施設で2階部分が改札口となり、1階部分は店舗スペースとなっております。

階段から東側が市の施設となり、1階には観光案内所を、2階には交流施設を設置し観光客をはじめ地域住民の皆さんが気軽にくつろいでいただけるよう、平常時は開放することといたしました。そのほか1階に多目的トイレなども設置いたします。駅舎の西側には時間貸し駐車場を、ロータリーの東側には駐輪場も整備いたします。

施設の運用については当面の間、市直営で行い将来的には指定管理を予定しております。

次に、中部横断自動車道早期実現への取り組みについてであります。

中部横断自動車道の早期実現・早期全線開通の取り組みについては昨年、県と連携して各町地域委員の皆さまや各種団体との意見交換、沿線自治体と連携しての国への要望活動など、市民の皆さまからいただいた声を国・関係機関に届け、強く要望してきたところであります。

また、先月8日には1月28日に開催された北杜市議会議員中部横断自動車道推進の会主催の意見交換会に市内外から500人以上が参加し、パネルディスカッションや活発な意見交換が行われたことを国土交通省に報告したところであります。

今後も国で決定された対応方針に基づき、本市の魅力である景観や自然環境に配慮した道路整備の促進に向けて、関係団体や沿線市町村との連携をさらに深め、一致協力して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

全項目につきまして詳細に、また前向きな答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

そこで1点だけ再質問させていただきたいと思います。

最後の質問の職場環境の改善についてのうち、市の職員組合との関係についてであります。

渡辺市長は市政の施策等について地域に足を運んで、地域の皆さまと語る機会をつくりたいと述べております。そこで地域の皆さまと語る機会をつくると同じように足元の職場内においても多くの職員の皆さまと語り、意見を聞くことは大切であると思います。それが職場環境の改善のきっかけになるのではないかと思います。特に幹部職員と市長とは接する機会が多いので語る機会が多いと思いますが、なかなか若い職員とは話す機会がない。特にこれは市長のほうから意識して積極的にその機会を設けなければ、なかなかそのチャンスが訪れてこないのではないかと思います。何事をするにも身近なところ、足元から着手すること、まず隗より始めよであります。特にこれには若く多くの職員で組織する職員組合は、このような面からは団体でありますので対処することは可能でありますし、市長の呼びかけは職員組合にしる、また組合の皆さんも喜んで参加すると思いますので、こうしたことにぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。そこで職員組合の皆さんに積極的に働きかけていただきたいと思いますが、その考え方についてお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

加藤議員の再質問にお答えをいたします。

職員組合と話し合いを設ける機会ということでございます。

現在におきましても職員組合とは賃金制度や労働条件の変更等に当たっては、委員長以下の執行部の皆さんと年に2、3回、話し合いの場を設けておりますけれども、いろいろな年齢階層の職員の話し合いの機会を設けて、職場環境などについて意見交換を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

それでは最後の質問、再々質問をさせていただきます。

今までの市長さんと総務部長の好意的な、また前向きな答弁でほぼ理解はしたわけですが、しかしながら職員との関係をより深めて、よりよい環境をつくることは職場環境の改善をしようという市長のこのイクボス宣言ともつながってくると思います。

そこで職員組合、また若手職員との話し合いの機会について、職員組合を超えても、なかなか若い職員とは接する機会がありませんので、市長のほうから積極的に若い職員等に接触をして語り合ったり意見交換をする方法、またそのスケジュール等、市長の考えもある程度あると思いますので、もしここでそれらについて触れていただけたらということと、あとその決意について、できたら市長から直接答弁をいただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を、渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

加藤紀雄議員の再々質問にお答えいたします。

就任して4カ月、職場の中で多くの職員と交流をするよう、今、努めてきておりますけれども、職員組合の皆さんの要求、それから生活改善に対する考え方に対しては真摯に受け止め、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかに若い職員に会って、しっかりとした考え方を述べていく時間を設けるべきではないかというご質問でございますけれども、北杜市、採用した1年目の職員、それから北杜盛り上げ隊とか、それから女性の子育てのママのグループもございます。そのような方たちとも積極的に交流をしていきたい。それと併せて職員全体としてやっぱり職員の誠意、熱意、そして意欲というふうなものを、それが必要なことであり、心を通わせていくことが住民サービスにつながっていくものと考えておりますので、積極的に職員とそのように心を通わせながら共に力を合わせながら、若い職員も、そして全体の職員と共に頑張ってもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

福井俊克君の関連質問を許します。

○10番議員（福井俊克君）

1点だけ関連質問をお願いします。

職場の環境改善についての関連質問ということでお願いします。

職員組合の要求に対しましては、要求事項については前向きに取り組んでいただいております。しかしながら全組合員が満足できる状況に至っていないというのも事実であります。例えば単純労働職員として採用された職員がおりますが、これらの方々については合併以降、単純労働職員の身分のまま一般職員と同様な職務を行っているケースが見受けられます。このような曖昧な雇用体系というものについては、やはり職員の意識の高揚上におきまして是正を望む声がやはり現場からはあります。そんな中で、そのものが一般職として能力のある場合においては十分な調査を行っていただき、一般職としての登用をすべきと考えられますが、これら職員の实態とその対応についてどのように考えられておられるか、最後にお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

福井議員の関連質問にお答えをいたします。

単純労働職員の行政職への移行についてというご質問だと思いますけれども、合併以降、単純労働職員につきましては、退職不補充ということで新たな採用は行っておりません。合併前に採用された職員で、単純労働職として業務に当たっている職員が現在18名おります。運転手、用務員等の業務が縮小されまして、行政職と同様に業務に従事している者もおります。職名と

実際の業務に食い違いが生じているというような支障もあることから、条例や規則等に抵触しない範囲で職名等については今後改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

また行政職の移行につきましては、本人の意向や採用時での選考方法や業務内容、それから職責等も勘案した中で試験等、適正な手続きを経て行政職への任用替えを行っている自治体もありますので、先行自治体を参考に今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

いいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月16日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時41分

平成 2 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 6 日

平成29年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成29年3月16日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 井出一司君

日程第2 一般質問

9番 齊藤功文君

13番 岡野 淳君

15番 清水 進君

6番 清水敏行君

19番 保坂多枝子君

2番 池田恭務君

5番 藤原 尚君

3番 秋山真一君

2.出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(43人)

市	長	渡辺英子	副	市	長	菊原忍						
総務部	長	坂本吉彦	企	画	部	長	濱井和博					
市民部	長	平井光	福	祉	部	長	茅野臣恵					
生活環境部	長	名取文昭	産	業	観	光	部	長	田中幸男			
建設部	長	赤羽久	教	育	部	長	堀内正基					
教育部	長	浅川一彦	会	計	管	理	者	五味正				
監査委員事務局	長	横森弘一	明	野	総	合	支	所	長	篠原直樹		
須玉総合支所	長	中田二照	高	根	総	合	支	所	長	植松広		
長坂総合支所	長	武井武文	大	泉	総	合	支	所	長	手塚清作		
小淵沢総合支所	長	岩波信司	白	州	総	合	支	所	長	神宮司浩		
武川総合支所	長	秋山広志	総	務	部	次	長	石井悠久				
政策秘書課	長	丸茂和彦	総	務	課	長	織田光一					
企画課	長	小松武彦	財	政	課	長	植村武彦					
地域課	長	宮川勇人	防	災	調	整	監	中	田	治	仁	
税務課	長	清水能行	管	財	課	長	早川昌三					
介護支援課	長	三井ひろみ	健	康	増	進	課	長	浅川辰江			
福祉課	長	平島長生	子	育	て	支	援	課	長	小澤章夫		
上水道課	長	井出良司	下	水	道	課	長	小尾民司				
農政課	長	小澤隆二	観	光	・	商	工	課	長	清水博樹		
食と農の杜づくり課	長	伴野法子	ま	ち	づ	く	り	推	進	課	長	坂本孝典
道路河川課	長	土屋裕	教	育	総	務	課	長	中山雅史			
学校給食課	長	宮川雅人										

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 高橋一成  
 議会書記 清水市三  
 " 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお執行部、小石農業委員会事務局長は体調不良により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いします。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

北杜クラブを代表し質問をいたします。

いよいよ本格的な渡辺市政が始まりました。市政の課題が多い中ではありますが、魅力ある北杜市づくりの実現を期待しております。

質問に入ります。

最初に1.市の特性を生かす産業振興について。

若者の職業観が変化してきており、お金より社会貢献といった理由で仕事を選択する人が増えてきています。その流れに農業が合っているという人も多くなってきています。しかしながら現実には若者の就業はあまり進んでいないのが現状であります。わが国の新規就農者は減少傾向で約半数は会社を定年退職し、実家の農家を継ぐ60歳以上が占めているのが現状であります。一方、農業法人などに雇用される形で農業をはじめた新規雇用の就農者や農家以外の新たに農業経営を始める新規参加者は40歳未満が半数以上を占めています。しかし両者を合わせても全体の1割に過ぎず、まだまだ少ないのが現状であります。関心の高さと現実のギャップがあるのは具体的な作業内容や資金繰りなど、職業としての農業を想像することが困難だからであると考えられます。

このような中、本市の農業の振興は喫緊の課題であります。一方、観光振興につきましては国は地域経済活性化の推進力と位置付けております。とりわけ今後の成長が期待されるインバウンドについては、受け入れ態勢の整備をはじめとした具体的な集客促進策の遅れが目立つので確かな対応が望まれています。

近年観光客の志向は団体旅行から個人の旅行へとシフトし、またユニークな地域資源の活用、ICTの活用による集客の可能性が高まっています。地域における観光、特にインバウンド振興の本格化に当たり自治体等のセクター、観光現場の民間セクターの役割の整備等、分担が必

要であり、自治体などのセクターは地域としての統一的な取り組みが求められ、プロモーションや誘致戦略に取り組み、観光現場の民間セクターは地域資源の発掘、活用とインバウンド対応に努めていかなければなりません。

今後、自治体と観光現場は役割分担を踏まえた意識共有と連携体制を構築し、観光振興に取り組んでいかなければならないと考えます。

本市の基幹産業は農業と観光であります。峡北地域は基盤整備された圃場、米の生産量が県下1位であり、食味のランキングで全国でもトップクラスの特A、ちなみに今年度も特Aの評価を得ております。しかし少子高齢化、人口減少、戦後70年間に变化した日本人の食生活はご承知のとおり激変し、米の消費は加速度的に低迷し米価は下落し続けております。家族営農では経費倒れ状態で引き継ぐこと自体が不可能な時代であります。市は後継者育成施策も積極的に行っておりますが、新規就農者や農業営農団体は10年後から20年後の次世代に引き継ぐ営農体制の構築を模索しており、国・県・市の指導や自ら関連団体としての協議会を創設して議論を重ねておりますとともに優良農地、遊休農地を活用し、また地元後継者を中心に営農育成が急務であります。

観光につきましては、4月より観光振興を専門に担当する観光課を設け本市の観光資源をしっかりと活用し、観光振興に力を入れていくことは他自治体との差別化および観光客誘致などからも急務であり、オール北杜の対応が望まれると考えられます。

そこで以下、伺います。

1. 継続可能な営農のための農業政策の取り組みは、

農業経営規模の拡大に対する必要な視点は、

中山間地域の転作奨励作物の利点と採算性向上は、

企業型農業生産法人の誘致実績と効果は、

イとして雇用状況は、ロ・協働によるブランド化は、ハとして地元農家への影響と連携は、

北の杜フードバレー構想は、

農業部門の地域おこし協力隊の活動と成果は、

小規模の営農集団に対する育成と支援策は、

大きな2として観光地づくりの取り組みについてですが、観光振興に資する新規事業展開は、

訪日観光客用外国語対応、通信環境整備は、

八ヶ岳観光圏事業に日本文化の紹介と体験振興を奨励する考えは、

各道の駅の直売所の状況と地域振興の強化策は、

観光部門の地域おこし協力隊の活動と成果は、

北杜市観光協会等、既存組織との連携と支援は、

次に2といたしまして、児童福祉の取り組みについて質問します。

ご承知のように児童福祉は従来は障がい児、孤児、母子家庭の児童を中心に支援を要する児童に対する施策を中心に行われてきましたが、近年は少子化が急速に進み、すべての家庭において児童が健全に育成されること、児童を生き育てやすい社会環境を整える施策が中心となってきています。少子化は結婚に対する意識、出産に対する意識、若い世代などの所得の伸び悩み、就労形態などによる家族形成状況の違い、依然として厳しい女性の就労継続、子育て世代の男性の長時間労働などが原因とされています。

しかし一方、家庭環境の複雑さもあり、虐待され被害にあう児童も多くなっているとの報道も多く目につくようになってきました。また子育て世帯の約1割が貧困状態にあり、経済的に苦しい親が忙しいため、一人で食事をする子どもが増え、栄養を考えなければ安価な即席めんや菓子パンで食欲を満たすことができるようになり、服も安く購入できる社会となり貧困は見えない、子どもの貧困が問題となっていることをニュースで見聞きしても実感がわからないという記事が記載されていました。

児童福祉は非常に難しい面もあり、行政・企業・地域と連携して進めていくべき問題でもあります。国においては子ども・子育て支援制度が4月施行され、平成28年4月からは新たに従業員のための保育施設を設置する企業、団体に対する助成制度、企業主導型保育事業もスタートし、従来の支援策に加え新たな支援策も出ています。市の子育て支援策は県も導入をした第2子以降の保育料無料化や子育ての支援住宅整備など先進的な施策に取り組んでいます。国の一億総活躍社会の構築には女性の社会進出が欠かせない条件であり、就業の障壁をなくす政策がこれからも強力に推進されると推測されます。

その反面、時代の兆候でもあると思いますがひとり親世帯の数も多く認められる時代であると言えます。本市の児童福祉に対する経済的支援や政策は充実しつつあると市民から多くの意見、評価を得ている状況ではありますが、政治の最たる目標でもある弱者救済の観点から子育て世代の支援・応援政策に関し、以下の点につきお伺いをします。

1．子育て世代の支援策について。

子育て世代マイホーム補助金の活用状況は。

ひとり親世帯への国、県の支援策と市独自の政策の充実は。

市の就学支援の状況は。

市生活困窮者支援と子どもの未来に希望が持てる支援は。

フードバンクへの取り組みは。

2といたしまして、保育園の運営について。

平成29年度さくら保育園とわかば保育園の入園希望幼児数と今後の対応は。

保育士の待遇は。

他市町村との保育士の待遇比較は。

3．放課後児童クラブについて。

放課後児童クラブの放課後児童支援員の待遇は。

他市町村との放課後児童支援員の待遇比較は。

次に3つ目の地域防災計画と自主防災組織の充実と活動についてお伺いします。

災害は忘れたころに起こるともいわれています。東日本大震災において自助、共助および公助が組み合わさって大規模災害の対策がうまく働くことがより重要と認識されたところであり、その教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法で自助および共助に関する規定が追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から市町村内の一定の地区の居住者および事業者が行う自発的防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されたところがあります。また災害や犯罪の被害にあわずに安心して暮らせる社会は多くの地域住民の願いであり、生活の基盤となるものであります。

災害や犯罪への不安感は依然として高い状況にあります。さらにそれぞれの地域が抱える課題は災害、犯罪だけでなく交通安全や景観、地域活性化、コミュニティづくりなどさまざま

す。地域住民の方々にとって住みやすく魅力的なまちにすることは結果として不安感をなくし、安心して暮らせることにつながります。

台風などの水害、予想される首都圏直下型地震、また東海地震、南海トラフといわれる東日本太平洋地殻変動、また過去に例のないほどの震度7を超えとさえいわれている大規模地震による被災時から市民を守るため策定されている北杜市地域防災計画は近年の国、県の指示のもと改定を重ねております。現在、市内行政区単位において自主防災組織の編成、育成、指導に努めていることは承知しておりますが、本市の防災力強化は本来絶え間なく行政に課せられた最重要課題であるとともに安全・安心のまちづくりについても地域防災、防犯力を高め対応していかなければならない重要課題であります。

そこで以下、お伺いをいたします。

1. 地域防災計画の周知と成果の取り組みは。

地域防災組織の組織率は。

地域防災組織の地域要望や補助金交付実績は。

平成28年度の移住定住の実績と流出口は。

地域防災計画への地域要望や補助金交付実績は。

既存組織がある地域での移住者に対する自主防災組織への受け入れ態勢は。

既存組織のない地域での移住者に対する自主防災組織の組織化の推進は。

2といたしまして、空き家有効活用と地域防災力の強化策はについてです。

空き家の調査結果と利活用は。

特定空き家への対応は。

相談窓口業務と空き家対策の職員体制の強化策は。

次に地域公共交通の充実と地域における支え愛について。

人が自立した生活を営んでいくには移動することは欠かせないことであります。モータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化など地域公共交通の現状は厳しさが増えています。車社会の普及により地域公共交通に頼らない生活が広がり、地域公共交通の利用者が減少し、路線バスの減便や撤退など、地域での地域公共交通の利便性は低下しています。しかし子どもや高齢者など車を利用できない人々は地域公共交通がなければ移動が制約をされ、不便な生活を強いられます。超高齢化社会を迎え、免許返納者など車を運転しない高齢者は増加していくと予想されています。一方、地域公共交通の維持改善はまちづくり、観光、さらには健康、福祉、教育、環境などの分野で大きな効果が期待できます。県下随一の面積を誇る本市は運行している行政サービスである市民バスに限定して考察すると公共交通網として南部、北部のダブル循環線の新設、幹線道路からバスの小型化による住宅が点在をしている市道への乗り入れ、バス停の増設等、進化を遂げ高齢者や学生など運転免許不所持の方々に市民の足として最大限の配慮をしていることは承知をしております。

しかし、本市は前例のない少子高齢化時代に突入しており、将来を予想した場合、独居となり得る世帯、一人住まいの方が劇的に増加する傾向であります。民間の輸送業者との協働を最大限配慮しつつ、市の公共交通の維持と充実は待ったなしの課題であります。

そこで地域における支え愛をテーマに地域力の発信、共助の心をおこし課題解決に取り組むことが必要と考えます。

そこで以下、伺います。

地域公共交通網計画を策定する目的は、

高齢者の足の確保がますます重要と考えるが、計画の実施により改善されるのか。

地域公共交通網計画に市民の意見をどのように反映していくのか。

地域公共交通網計画を策定するに当たり、審議はどのような組織で行うのか。

計画に基づく事業の実施時期はいつと考えるか。

国は地方自治体に対し地域公共交通網計画の策定でどのような姿を求めているか。

介護支援策として要支援者に対する移動外出支援を効果的に行うモデル事業を行うとしているが網計画との関連は、

網計画の策定により新たな公共交通の整備も考えられるが、事業の実施に当たって地域の公共交通事業者との連携は、

最後になりますが、高齢者福祉について、

多種多様な問題を抱えている今、特に継続的・長期的に直面しているのが超高齢化社会の問題であります。超高齢化社会の中では定年年齢の引き上げやそれに伴う若年層の雇用対策などさまざまな社会問題が生じています。そして直面するさまざまな問題の中で大きなウエイトを占めているものの1つとして、サポートを必要とする高齢者の増加があります。しかし一方、サポートできる人は減少し続けています。

国は法律や制度を変え、自治体や企業は介護サービスの充実を図る。個人は住まいや暮らしを変える。生活も産業もすべてが変化していかなければならない。年齢に関係なく生き生きと暮らし輝ける人生を送ることができる社会を構築していかなければなりません。誰もが生まれ育った環境の中で老い、その中で人生の終焉を迎えることが課題であります。

介護サービスが必要とされない、家族だけで高齢者を支えることができる社会であることが理想であります。平均寿命が延びる中で大切なのはいかに健康で長く生きるかです。せっかく長生きするならば、不自由な生活をするのではなく健康的に生活したいものであります。

本市ではこの面でもいろいろ取り組んでいますが健康寿命を延ばすには食生活、運動、考え方などが大きなキーワードとなっているといわれています。また自分の仕事や生きがいを持っている人も健康寿命が長い傾向があるといわれています。年を取っても仕事を継続したり、家の中で自分の役割をはっきり持っていたりすることが健康寿命を維持していくことと、理屈では分かっているにもかかわらず、現実には少子高齢化が数十年先まで進み続け、家族以外のサポートが求められます。それは地域であり、行政であり、介護事業施設等であります。北杜市総合計画では本市の高齢化率は全国平均より非常に高くなっていますが、要介護認定率は全国平均からかなり低い状況であり、不断の努力の賜物と認識していますが、人の明日は分かりません。また近年は生活困窮高齢者や独居高齢者も増加し、ニーズも多様化しており高齢者福祉は非常に難しさが増しています。

そこで以下、伺います。

- 1．介護を必要とする者の生活を支える計画的事業展開の進捗状況は、
- 2．要介護、要支援となっても必要な介護サービスを自ら選択、利用できるものの進捗状況は、
- 3．可能な限り自立した日常生活を送ることができる介護サービスの充実および制度の安定運営の進捗状況は、
- 4．本市の在宅医療の進捗状況は、

以上で質問を終わりといたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市の特性を生かす産業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、持続可能な農業政策における企業型農業法人の実績と効果についてであります。

市内には現在24社の企業型農業法人が進出を決定し、18社が経営を開始しております。

参入に当たり150ヘクタールを超える遊休農地等を活用され、地域の活性化に貢献していただいております。参入法人の雇用状況については本年2月現在で18社、合計531人が雇用されております。

協働によるブランド化については、情報発信能力が高い参入法人が多く協働によるブランド化の効果が大きいため、本年実施している北の杜フードバレー構想構築プロジェクトで北杜市をイメージするロゴ等を作成し、参入法人が販売する農産物等に統一して使用できるよう検討しております。

地元農家への影響と連携については、参入法人が地元農家の生産物を自社の農産物とともに首都圏に運び販売を行っている事例があり、農業経営の強化につながっていることから、この試みを市内全域に広げるよう検討しております。

次に、観光地づくりの取り組みにおける観光振興に資する新規事業展開についてであります。

観光地づくりの取り組みとしては、日本の顔となる観光地域を目指す八ヶ岳観光圏事業や世界的に認められた南アルプスユネスコエコパークの活用推進事業、本市の持つ地域資源を活用してブランド化を図る、世界に誇る水の山推進事業を柱に引き続き官民等で協働して事業に取り組んでまいります。

平成29年度新規事業として甲斐大泉駅前公衆トイレの建て替え工事や、みずがき山公衆トイレ改修工事の設計、世界に誇る名水等の資源のPRや発信を行う映像の制作、ユネスコエコパークの資産を子どもたちに伝える冊子の制作等を実施してまいります。

次に、児童福祉の取り組みにおける保育士の処遇についてであります。

本市の保育園においては年々3歳未満児の入園率が増加傾向にあり、ゆとりある保育には国が示す基準以上の保育士の配置が求められている状況にあります。

このような中、保育士のさらなる確保には処遇改善が必要であることから本年度、臨時職員から嘱託職員への切り替えを行い、日給から月給に改善を行うほか特別休暇の見直し、新たに保育補助員の配置を行ったところであります。

しかしながら全国的に保育士が不足する中、本市においても保育士の確保に苦慮する状況にあり、平成29年度に向け、さらなる処遇改善として嘱託職員における昇給制度の新設、勤続年数に応じた有給休暇の付与、早番、遅番、土曜日保育における時間外手当の支給等の改善を行うこととしたところであります。

処遇改善により長期雇用が可能となったことからフルタイム勤務職員の増加、また新たに12名の臨時職員を確保したところであります。

次に地域公共交通の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域公共交通網形成計画策定の目的についてであります。

面積が大きい本市では、路線バスでカバーできないエリアにおける高齢者等の足の確保が課題となっており、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成が必要であります。

このため本市の公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて地域全体の公共交通のあり方、市民・交通事業者・行政の役割を定めるもので、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとなる計画を策定するものであります。

次に、介護支援の移動外出支援事業と、この計画との関連についてであります。

高齢化の進展に伴い高齢者の移動・外出支援が喫緊の課題であり、その対応が急務となっていることから要支援者等に対する移動・外出支援等を効果的かつ効率的に行う組織、団体等の育成を目的としたモデル事業を平成29年度から実施いたします。

この事業は、地域における自立した日常生活を実現するため地域のボランティアによる移動・外出支援を検証するものであります。

モデル事業の実施に当たっては評価、検証および改善を繰り返していく中で、平成29年度に策定される地域公共交通網形成計画との整合性を図ってまいります。

次に、高齢者福祉における介護を必要とする者の生活を支える計画的事業展開についてであります。

本市では、日常生活圏域ニーズ調査および保健福祉に関する生活状況や意向を踏まえた第4次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に事業を進めているところであります。

認知症高齢者が今後増加していくことが予想される中、本計画に基づき新たに18人が入所できる認知症対応型共同生活介護施設が塩川・釜無川圏域である白州町に今月、開所されることとなりました。

また、日中・夜間を通じて定期的に巡回または通報により居宅を訪問して日常生活の世話、緊急時対応などを行う、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が平成29年度中に開設されることとなりました。

今後も高齢者ができる限り住み慣れた地域や自宅で生活できるよう、サービス提供の基盤整備を進めてまいります。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

児童福祉の取り組みにおける市独自の就学支援状況についてであります。

市では、経済的理由によって就学が困難と認められる小中学校の児童生徒に対して国の特別支援教育就学奨励費負担金等および要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に沿って学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費などの助成を行う就学援助を実施しております。

本年度の就学援助の内訳は小学校164名、中学校127名が認定されており、1人当たりの援助額は小学校で約6万2千円、中学校で約10万円となっております。

市独自には、自転車通学用のヘルメット購入補助や市民バス利用の際のフリーパス券の交付

等の支援も行っております。

また在校中、または帰宅後におけるケガなどに対処するため、学校災害賠償補償保険や山梨県PTA親子安全会に全児童生徒が加入し、その保険料を全額公費負担しております。

今後におきましても関係部局と連携しながら、子育て支援策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

地域防災計画と自主防災組織の充実と活動について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域防災組織の組織率についてであります。

災害時における自助・共助の精神をより現実的、また実践的に果たすためには自主防災組織をはじめとする地域で対応する力が重要であります。

市では住民組織の自主性を尊重しながら地域の実情に応じた組織づくりを推進しており、今年度は明野町で2組織、高根町と白州町で各1組織が設立され、市内の組織数は56となりました。組織はおおむね区単位で結成されており、組織率は4割程度となっております。

次に、地域防災組織の地域要望や補助金交付実績についてであります。

市内の自主防災組織からは、危険箇所について確認要望や防災に関する知識を習得したいという要望をいただいております。

地域からの要望については職員が直接出向いて状況説明や情報の共有を行い、知識の習得においては毎年県と共催で地域防災リーダー養成講座を開催し、実効性のある研修を行っているところであります。

本年度の研修には自主防災組織や地域の代表者約90名に参加をいただき、改めて防災意識の高さを感じたところであります。

また、災害に備えたさまざまな防災用品の購入要望に対しては、自主防災組織資機材整備費補助金を活用していただくこととしております。

なお、補助金の交付実績は平成21年度創設以来、現在までに32組織に対し530万円となっております。

次に、平成28年度移住定住の実績と流出人口についてであります。

平成28年4月から2月までの転入者は1,401名で、9月から実施している転入時のアンケート調査によると約6割の方が移住目的であります。また、転出者は1,227名となっております。

次に、地域防災計画への地域要望や補助金交付実績についてであります。

北杜市地域防災計画は上位計画である山梨県地域防災計画等を踏まえて、北杜市で起こり得るさまざまな災害に対する対応策を示しております。

市では地域防災計画の実施を進めながら必要があれば地域の代表者や学識経験者、指定行政機関等で構成する北杜市防災会議において、市民からの要望等を計画に反映してまいりたいと考えております。

なお、地区へ直接交付する補助金制度は設けておりませんが、防火水槽や防犯灯については

優先順位をつける中で地区要望に対応しております。

次に、地域での移住者に対する自主防災組織への受け入れ態勢および移住者に対する組織化の推進についてであります。

自主防災組織は自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織であることから、移住者の受け入れにつきましてはそれぞれの組織の考えもあるとは思いますが、加入についての要望があれば市としましても組織等に対し働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、移住者による組織化につきましては、すでに自主防災組織を立ち上げて活動を行っている地域もありますので、当該住民の意思により住民組織に準じる組織が結成される場合であれば、市といたしても結成に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

地域公共交通の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢者の足の確保が計画の実施により改善されるかについてであります。

本計画の策定により「自分たちの地域では、このような考え方で公共交通ネットワークを整備します」という宣言をすることになり、事業の位置付けが明確にされることから計画の実施により高齢者の足の確保の改善が期待されますが、持続可能な事業とするためには市民の皆さまの協力も欠かせないものと考えております。

次に、計画に市民の意見をどのように反映していくかについてであります。

計画の策定に当たっては、市民アンケートの実施のほか地域代表者や利用者との意見交換会などにより地域公共交通を守るための意思確認や地域全体としての問題提起を行うとともに、具体的なニーズを探り計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、計画を審議する組織についてであります。

計画を審議する組織は法定計画となるため国から示されており、公共交通事業者、道路管理者、警察署、利用者代表等および市を構成員とする北杜市地域公共交通活性化協議会で審議することになります。

本市の場合、現在組織化されている北杜市地域公共交通会議の委員に北杜市地域公共交通活性化協議会の委員も兼ねてお願いしております。

次に計画に基づく事業の実施時期についてであります。

計画は平成29年度中の策定を予定しており、財源等勘案した上で平成30年度から実施が可能な事業を優先し進めてまいりたいと考えております。

次に国が地方公共団体に対して、求めている姿についてであります。

人々が自立した生活を営む上で移動は欠かせないものであります。これまで公共交通計画は民間事業者を中心に検討されてきた地域が多いところですが、この枠組を見直し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となり、持続可能な公共交通ネットワークの形成を進めるよう国は求めています。

次に、地域の公共交通事業者との連携についてであります。

本計画は単一の公共交通機関の運行計画ではなく、地域全体の公共交通をネットワークとして総合的に捉えるものであります。鉄道、バス、タクシーなど各地域で活用できる公共交通機関全体の連携を強め、新たな公共交通のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

高齢者福祉について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護サービスの選択と利用についてであります。

平成27年4月より施行された改正介護保険法による新しい総合事業では、これまで予防給付として全国一律に給付されていた要支援者への訪問介護や通所介護が、市町村が実施主体となる介護予防・生活支援サービスに移行され、それぞれの地域の実情に合わせた、より多様なサービス体制の整備が求められることとなりました。

本市においては全国に先駆け平成27年4月より新しい総合事業に取り組み、緩和されたサービス、住民主体によるサービス、専門職による短期間のサービスなどを整備し推進しているところであります。要支援者に限らずチェックリストを活用した中で、事業対象者は新しい総合事業を利用できることとなっており、現在約370名がサービスを利用しております。

要介護者については、従来どおり居宅介護支援専門員により高齢者のニーズをアセスメントし、自立に向けたケアプランに沿って介護給付サービスを利用しております。

次に、自立した日常生活を送ることができる介護サービスの充実と制度の安定運営についてであります。

介護サービスについては、第4次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき平成27年からの3年間の介護サービス量を算定し、おおむね計画どおりに利用されております。

第4次計画の中で認知症対応型共同生活介護施設の開設が平成28年度中に、また定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所については平成29年度中に整備されることとなっており、サービスの充実に努めているところであります。

現在、基準月額保険料は4千円となっておりますが後期高齢者の増加、独居高齢者等の増加により平成37年度は6千円を超えることが見込まれております。

今後も介護予防事業に重点を置き、元気な高齢者を増やすことで介護給付費の抑制を図り制度の安定運営に努めてまいります。

次に、在宅医療の進捗状況についてであります。

第4次計画では終末期に自宅での療養を希望する割合は39.6%、次いで病院などの医療施設が24%となっております。しかしながら市内で24時間365日体制の診療を行う在宅療養支援診療所は3医療機関、訪問診療を実施する一般診療所は4医療機関、また24時間対応訪問看護ステーションは5カ所という状況であります。

在宅医療の推進には、在宅医療を担う医療機関や訪問看護ステーション等を確保すること。医療・介護等の他職種連携によるネットワークの構築と人材を育成すること。在宅医療や終末期医療について、市民へ啓発することなど多くの課題があります。

これらの課題は市単独では解決困難であることから県や中北保健所、医師会などとともに北

杜市在宅医療・介護推進連絡協議会を平成29年度設置する中で、在宅医療の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

児童福祉の取り組みにおける子育て世代の支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て世代マイホーム補助金の活用状況についてであります。

子育て世代マイホーム補助金については本年2月末で215件、約2億8,300万円の計画書の提出をいただいております、このうち156件、約2億300万円の補助金交付を行っている状況にあります。

申請者のうち市外からの転入者が54件、180名、市内アパート等から定住された方が73件、252名であり432名の移住・定住が図られたものと考えております。

補助金の内訳については新築が144件で最も多くリフォームが43件、建て売り・中古住宅の購入が28件であります。

次に、ひとり親世帯への支援についてであります。

現在、市内のひとり親家庭については児童扶養手当支給対象者が298世帯、受給児童数が471名であり毎年増加傾向にあります。

このような状況の中、国・県の支援策においては児童扶養手当のほか保護者が就労に必要な資格や技能の取得を支援する高等職業訓練促進給付金、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支援を行っているところであります。

このほか山梨県母子寡婦福祉連合会の事業である日常生活支援事業においては、ひとり親の疾病時や技能習得・活動を行う場合に家庭生活支援員を派遣し、児童の保育等のサービスの支援を行っており、またひとり親の精神的・経済的負担の軽減を目的としたひとり親医療費助成においては現在257世帯、669名の親子の支援を行っている状況にあります。

市の単独事業としては相談を中心に支援を行っており、ほくとハッピーワークによる就労支援、母子相談員や家庭児童相談員を設置し、さまざまな相談に当たっているほか北杜市母子・父子・寡婦福祉連合会に対し補助を行っております。

今後は子育て世代包括支援センターにおいて相談体制を強化することにより、気軽に相談でき必要とする支援に円滑につなげられる体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者支援と子どもの支援についてであります。

生活困窮者自立支援制度が開始され2年が経過し、本年度までに当事者世帯が抱えている相談に応じ支援に向けた調整を行う自立相談支援事業、離職により経済的に困窮し住居を失う恐れのある方に対して住宅確保給付金事業、相談者が自ら家計を管理できるように手助けを行う家計相談支援事業、住居を失った方に宿泊場所や衣食の供与等を行う一時生活支援事業を行っているところであります。

平成29年度からは雇用による就業が著しく困難な方に、一定期間の就労に必要な知識および能力の向上のために就労準備支援事業を行うこととしております。また、子どもに対しては

公営アカデミーの仮称、学習応援人材バンク等を利用した学習支援を実施してまいります。

子どものいる困窮した家庭には、これらの事業を組み合わせることで提供することにより自立した生活ができるよう支援してまいります。

次に、フードバンクへの取り組みについてであります。

平成27年9月から北杜市社会福祉協議会では緊急食料支援事業を行っており、さまざまな理由により、食料の確保が困難な世帯に生活が継続できるように世帯に応じた食料支援を原則として月に2回、3カ月間の支援を行っております。

市民からの遊休食料品の寄附を受けて実施している事業のため、食料品が偏る傾向にあることから今後も市民や企業に対して遊休食料品等の提供を呼びかけてまいります。

次に児童福祉の取り組みにおける保育園の運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめにしらかば保育園さくら分園、わかば保育園の入園状況と今後の対応についてであります。

しらかば保育園さくら分園の平成29年度の入園児数は新規入園希望が6名、継続入園が18名で24名の入園を予定している状況にありますが、0歳児および5歳児の受け入れがない状況にあります。

わかば保育園の平成29年度の新規入園希望は2名で、継続入園16名と合わせて18名であり、両園ともここ数年、20名前後で推移している状況であります。

本市では急速に少子高齢化が進み、保育園の受け入れ園児数も減少傾向にある中、子どもたちのすこやかな成長と子育て世代に魅力ある保育園づくりに取り組むため、第2次北杜市保育園充実プランを策定したところであります。

近年、保護者のニーズが多様化する中、保育園の充実には一定規模の園児数の確保が必要であると考えているところであり、プランでは継続的に園児数が30名を割り込む園については分園化を推進することとし、平成25年度には保護者の皆さまのご理解をいただく中、さくら保育園をしらかば保育園の分園としたところであります。

またプランでは、継続的に園児数が20名を割り込む園については地域の実情やニーズ、小学校の配置等を十分に配慮し、休園または廃園を検討することとしております。

現時点での両園の廃園は考えておりませんが、今後、入園数が減少する場合には保護者をはじめとする地域の皆さまのご意見をお伺いし、運営について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、他市の処遇の状況についてであります。

給与面においては、本市では嘱託1年目の年収が22万5,600円としたところであり、県内他市と年収ベースで比較すると平均的な水準に改善した状況にあります。

なお、休暇面においてはすべての市が同水準であります。

次に児童福祉の取り組みにおける放課後児童クラブについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、放課後児童支援員の処遇についてであります。

平成29年度の放課後児童クラブの支援員については、補助員を含め46名の雇用を行う予定であります。

支援員の処遇については平成29年度に向け保育士と同様に月給制の新設、賞与、有給休暇、

特別休暇等の改善を行ったところであります。

次に、他市との処遇の状況についてであります。

給与面において、本市では嘱託1年目の年収が158万7,600円としたところであり、県内他市と年収ベースで比較すると平均的な水準以上に改善した状況にあります。

なお、休暇面においてはすべての市が同水準であります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市の特性を生かす産業振興における農業政策の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農業経営規模の拡大に対する必要な視点についてであります。

本市は標高差が大きいため、多様な作物の作付けが可能な地域であります。しかし平坦地と比べ農産物の生産コストが高くなり、経営規模拡大を行おうとする場合、4つのポイントを考慮する必要があると考えております。

1つ目は農業機械の導入が生産コスト低減につながるため、経営規模に見合った能力の機械導入を行うこととあります。しかし近年、農業機械の大型化が進み価格が高額となり、個人経営では導入が難しいケースが多く、機械高度利用のため複数農家による法人化が必要となっております。

2つ目は標高など周辺環境に合った作物の選択、いわゆる適地適作が必要であります。

3つ目はリスク分散のために単一の作物に頼らない複合経営を行うこととあります。複合経営は、繁忙期を分散させる効用もあるのでコスト削減も行うことができます。

4つ目は農業経営の安定化のため、収益性の高い作物の選択と農産物市場の影響を受けにくい契約栽培への転換であります。

農家から経営規模拡大の相談があった場合はこれら4つのポイントを踏まえ、県等関係機関と連携し指導を行っております。

次に中山間地域の転作奨励作物の利点と採算性向上についてであります。

中山間地域の米栽培については、標高が高くなると反収が落ちることから標高に応じ大豆、ソバ、麦等の転作奨励作物を栽培することにより米を作付けした場合との所得差を埋める国の補助を受けることができます。併せて市としても転作作物振興のため価格補償を行っており、転作作物栽培農家には大きな利点となっております。

また、転作作物の採算性向上については、中山間地域のため法面の管理など農地の維持・管理に掛かるコストが多くなります。人件費等コスト削減のためには、経営規模に合った農業機械を導入し、経営農地の集積を行うなど作業効率を高めることが必要であります。

市としても農業法人の機械整備や農地集積については県、北杜市農業振興公社等と連携し支援に努めております。

次に北の杜フードバレー構想についてであります。

現在、国の地方創生加速化交付金を活用し北の杜フードバレー構想構築プロジェクトを実施しており、北杜市農業企業コンソーシアム、営農組織や新規就農者などの多様な担い手を有機

的につなげ、商工業者等と連携し地産地消を推進するとともに市外に向けて本市の情報を発信できる仕組みを検討しております。

次に、農業部門の地域おこし協力隊の活動と成果についてであります。

農業分野の地域おこし協力隊員については最長3年間協力隊員として委嘱し、農業関係の法人を支援機関とし、委嘱終了後市内で定住できるよう栽培技術等の研修を行っております。現在11農業法人等で13名の協力隊員が研修しております。これまでに11名が転出しましたが14名が市内に定住しており、地域活性化に効果を上げております。

次に、小規模の営農集団に対する育成と支援策についてであります。

本市の農業は水稻が中心であり、多くの個人農家が中山間地域等直接支払制度等を活用し地域ぐるみで維持・管理を行っております。しかし、少子・高齢化による担い手不足も懸念されており、小規模な営農集団等については組織の法人化を支援するとともに共同経理・共同出荷などを行い、効率的な農業経営ができるよう指導するとともに機械整備が必要な場合は県等の補助制度を積極的に活用し支援しております。

次に市の特性を生かす産業振興における観光地づくりの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに訪日観光客の外国語対応、通信環境整備についてであります。

訪日観光客の外国語対応については、昨年度地方創生先行型交付金で整備した通訳アプリの活用や八ヶ岳観光圏事業の中で観光庁や全国の観光圏と連携し、案内板の表記方法や設置について検討を行っております。

Webへの対応については、観光圏DMSのシステムを活用することで事業者が直接、英語・中国語・韓国語等の4カ国語に自動翻訳できる環境を整えております。

通信環境整備については市内全域において通信各社の通信環境が整っているため、観光関係施設や公共施設での光回線を活用したWi-Fi接続の無料化等を推進しております。

次に、八ヶ岳観光圏事業に日本文化の紹介と体験振興を推奨することについてであります。

八ヶ岳観光圏の事業戦略の中でも訪日観光客の誘客を図る上で日本文化への関心が高く、体験メニューとして提供できるコンテンツをつくるのが喫緊の課題となっております。

しかし、観光事業者等と事業化の検討を重ねているところではありますが、本地域で古民家等を活用している方からの意見によると、事業化の上では送迎の手配や外国語に対応したガイドの育成等、大きな課題があり引き続き観光圏全体の課題として検討しております。

次に、各道の駅の直売所の状況と地域振興の強化策についてであります。

道の駅の直売所は市内に3カ所あり、各指定管理者に管理運営をお願いしております。本市の豊かな自然環境のもとで生産された農畜産物を求める利用客が市内外から訪れており、その利用者数は増加傾向にあります。

各直売所には生産者組合が組織されており、講師を招いての農業技術講習会、新米をアピールするイベントの開催や対面販売など、品質の向上やイメージアップを図るさまざまな取り組みを行っている状況であります。

しかし、冬季における農畜産物の確保や農畜産物の知名度の向上が課題となっておりますので六次産業化による商品開発や食のブランド化などについて、農・商・工の連携により一層の地域振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光部門の地域おこし協力隊の活動と成果についてであります。

観光地域おこし協力隊の活動については、事業導入時から隊員の自らのスキルによって自由に活動していただくものではなく、支援する内容を限定して募集を行っております。

これまでの実績については、平成26年度は3名の隊員を委嘱し、観光協会等の観光PR活動を支援、平成27年度は5名の隊員を委嘱、観光圏や観光協会、ユネスコエコパーク地域連絡会等を支援、本年度は5名を委嘱し観光圏や観光協会、清里駅前活性化事業等の支援を行っております。

成果についてはこれまでに4名が退職し3名が市内に定住、1名が観光圏エリア内で観光関係業務に従事しております。また、支援先の団体で隊員それぞれのスキルで支援活動を行っております。

次に、北杜市観光協会等既存組織との連携と支援についてであります。

観光協会等既存組織とは、市内の観光案内や観光PRを主体に市と連携した事業展開を行うとともに事務局の人員費支援や観光PR事業委託、地域おこし協力隊の派遣による支援活動を行っております。

また、各種イベントの実行委員会についてはイベントの告知などの連携を図り、観光関係の発信先を活用したPRを行い、運営費についても一部を観光振興補助金で支援しているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

地域防災計画と自主防災組織における空き家の有効活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き家の調査結果と利活用についてであります。

空き家等実態調査については、昨年度から本年度にかけ住宅密集地を調査対象とし、区長などのご協力による所在地の把握や市職員による外観調査を実施したところ、空き家等の件数は491件でありました。これらは山梨県が作成した空き家実態調査マニュアルを活用し、損耗の程度によりAからDの4つのランクに区分したところであります。

なお、このうちAとBランクは利活用できると思われるもので257件、CとDランクは特定空き家等に該当する恐れのあるもので234件でありました。

AおよびBランクについては北杜市空き家等対策計画に基づき、意向調査などを踏まえる中で空き家バンク制度登録など、利活用対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、特定空き家への対応についてであります。

対応、措置については空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条に定められております。措置を講じるためには特定空き家等と認定することが必要であり、認定に当たっては北杜市空き家等対策審議会のご意見を伺いながら進めることとしております。

認定されたあとは、どの程度周辺的生活環境に影響を及ぼしているのかなどを勘案しながら法に基づき助言または指導、勧告、命令、代執行と措置を適用してまいります。

措置の適用に際しては財産権の制約を伴う行為を含むことから慎重な対応が必要であり、認定と同様に審議会にご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家相談窓口と職員体制についてであります。

北杜市空き家等対策計画において、新たに空き家に関する相談窓口を設置することとしております。利活用に関することについてはこれまでどおり地域課、総合窓口をまちづくり推進課としたところであります。

住民から寄せられる相談の内容は建築物の老朽化、敷地内のゴミ、雑草の繁茂、景観の阻害といった生活環境に悪影響を及ぼすものから、所有者自らによる管理の方法や利活用に関する相談までさまざまであり、まちづくり推進課が調整役として関係する部署や行政機関等と連携・協力して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは再質問をさせていただきます。

まず1の市の特性を生かす産業振興について、3点お伺いをいたします。

1の の企業型農業生産法人等、地元農家への影響につき参入法人が地元農家の生産物を自社の生産物とともに首都圏に運び、販売を行っている事例があると説明がありましたが、首都圏のどこで地元農家の生産物と自社の農産物をどのように販売しているか、まずお伺いをいたします。

1の ですが、小規模の営農集団に対する育成と支援につき組織の法人化を支援し、効率的な営業ができるよう指導するとの説明がありましたが、優良農地確保の面から10ヘクタールとか5ヘクタールの小規模でも必要と考えるが、この規模への対策指導を具体的にお伺いしたいと思います。

2の として北杜市観光協会等、既存組織との連携と支援についてであります。長年、地域に密着し観光に携わり地域を十分に知っている組織でありますので、今まで以上に連携を密にしていくことが必要であると思います。そのためには組織の強化・支援が必要と考えますが、いかがお考えかお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

井出一司議員の再質問にお答えいたします。

3つご質問をいただいたかと思いますが、はじめに参入法人が販売を行っている事例についてであります。

これにつきましては、明野町に進出した農業法人に出資している親会社が首都圏を中心に約80店舗の青果専門店を経営しております。このうち東京都、神奈川県内の10店舗におきまして、農業法人のトマトとともに市内地元農家の葉物野菜を中心とした農産物を販売しております。

2点目でございますが5ヘクタール、10ヘクタール規模の対策指導についてであります。

具体的な対策指導につきましては、経営作物については標高や採算性などにより作物の選択や共同経理、共同出荷など効率的な農業経営ができるよう指導しております。また農業機械の整備につきましても規模に応じた機械の選定などを県関係機関と連携し、指導・助言を行い併せて補助制度を活用した支援を行っております。

3点目の北杜市観光協会との連携と組織の強化策についてであります。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、観光協会には事務局への支援として地域おこし協力隊2名を派遣するとともに、本年度から観光PR等について市と連携を密にした体制での実施を始めております。

平成29年度からは観光協会の理事会、各種イベントの実行委員会等に市といたしましても積極的に関わらせていただく中で、組織体制等について意見交換を行う中で連携を強化してまいりたいと考えております。また観光協会には一般社団法人になったことから自立した団体となることを期待するところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

次に2つ目の児童福祉の取り組みについて、お伺いをいたします。

2の と3の 、一緒という形になりますが保育士の待遇、放課後児童支援員の待遇につき説明があったわけではありますが、この待遇で人員確保は可能かどうかをお伺いしたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

井出一司議員の再質問にお答えいたします。

保育士の処遇改善により人員確保は図られるのかというご質問でございます。

本市の保育園では経済状況の厳しい中、保育に対するニーズは高く、また保育料の第2子以降無料化の影響もあって、特に1、2歳児の保育利用割合が高まっております。その中で年度当初より入園を希望される方はほとんど第1希望の保育園に入園できている一方、年度途中により希望される方は低年齢児を中心に希望の保育園に入所できないというような傾向にあります。これは低年齢児は手厚い保育士の配置が求められる中で、年度途中における保育士の確保が困難であることが大きな要因の1つであります。また保育士の半数が臨時職員であり、給与

や休暇などの処遇面から十分な臨時職員の確保ができない状況でありました。このようなことから、臨時保育士の賃金については平成27年4月から一律ベースアップを実施したところですが、さらなる保育士確保対策として本年度からフルタイム勤務する臨時職員を嘱託職員として、その他の保育士についても行政職の職員給与表の改定に伴い時間給の見直しを行ったところですが、さらなる改善を行われなければ不足の解消につながらないことから平成29年度からは勤務評価に応じた段階的な昇給制度へ見直しを行ったところでございます。それから平成29年度においては国の示す保育士の基準は満たしている状況でございます。

また、クラスを持たないフリーな保育士の確保や保育士補助員についても配置している状況にあります。それから放課後児童クラブにおいても支援員の確保はできている状況であり、今後も充実した運営を行うために一層の保育士、支援員の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

次に大きな3つ目の地域防災計画と自主防災組織の充実と活動についての再質問をさせていただきます。

1の の関係でございますが地域防災組織の組織率、約4割というようなことでありますが、各種大災害等に対応し被害を最小限にとどめるためにも自主防災組織は必要と考えますが、今までの課題を踏まえる中で今後の組織化の対応はどのように考えているか。また補助金制度の期限がありますが、延長する考えがあるかどうかをお伺いしたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

井出議員の再質問にお答えをいたします。

自主防災組織の今後の組織化と補助金の延長はというご質問だと思いますけども、自助・共助という観点から自主防災組織は大変重要であるというふうに考えております。現在4割程度と組織率が低い状況でありますので、あらゆる機会を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

また組織化にあたりましては、これまで同様、職員が地域に出向きまして組織づくりの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また補助金につきましては期限が30年度ということになっておりますので、今後の結成状況等を見る中で援助については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

次に4番目の地域公共交通の充実と地域における支え愛についてという中で、3ですが地域公共交通網計画に市民の意見をどのように反映していくかにつき、費用対効果の観点から見て地域公共交通にかかる事業費が一定水準で推移していると思いますが、超高齢化等を考慮し、今後、緩和をしていく考えがあるかをお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

井出一司議員の再質問、公共交通に費やす事業費の水準を県下の情勢を踏まえて見直したらどうかのご指摘であろうかと思えます。

この公共交通事業費につきましては、これまで継続性の観点から一定水準を維持してきております。そうした中で自由乗降ですとか、路線の見直しなどを行って利便性の向上を図ってきたところであります。

しかしながら議員ご指摘のように今後、生活の足の確保を必要とする高齢者の増加も予想されているところでありまして、平成29年度において取り組みます地域公共交通網形成計画の議論の過程で必要だとされるようなもの、あるいは市民においてもこれは欠くことのできない事業だというものにつきましては、優先的に対応していくために予算の重点化もさせていただきたいというような考えを持っているところであります。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

次に高齢者福祉について、1ですが介護を必要とする人の生活を支える計画的事業展開について、認知症対応型共同生活介護施設開設後の課題は。また定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の開設見込みとサービスについて、お伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

井出一司議員の再質問にお答えいたします。2ついただきました。

はじめに認知症対応型共同生活介護の施設の開設後の課題ということでございます。

認知症対応型共同生活介護施設というのは、認知症のグループホームと呼ばれるものでございます。軽度の認知症の患者さんを自立させるためにつくられたものであり、課題としましては入所している人と共同生活を送るというようなことが必要なこととなりますので、共同生活が苦手な方には苦痛に感じるということもございまして、入居すること自体がデメリットになってしまうということもあるようでございます。

次に定期巡回随時対応型の訪問介護看護事業所の開設見込みとサービスについてということでございます。

この事業所の開設見込みですけども、先月、事業所の選定を行ったところでございます。選定の際の事業スケジュールで見ますと、今後は事業者において事業者の指定の申請、それと職

員募集などを行いまして、今年の秋には事業開始を行うというスケジュール見込みになってございます。

またこの事業所のサービスについてですけども、1日複数回の定期巡回と利用者さまからの通報によります随時対応で入浴、排せつ、食事などの介護や訪問介護を日中・夜間を通じて行うサービス事業所でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。

○7番議員（井出一司君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

井出一司君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を終結いたします。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は8人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

残り時間、割り当て時間をお知らせします。

最初にとともにあゆむ会、19分。次に日本共産党、14分。次に無会派 清水敏行君、15分。次に無会派 保坂多枝子君、15分。次に無会派 池田恭務君、15分。最後に北杜クラブ、60分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしく願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。

それでは随時、質問を許します。

最初にとともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

大泉総合支所・大泉総合会館周辺の整備と今後の地域活性化策等について、一般質問いたします。

大泉総合支所・大泉総合会館周辺は小学校、保育園、児童館、図書館など文教施設が集約さ

れていて、また子育て支援住宅大泉団地も整備され入居がすでに始まっています。子育てする上で環境の大変整った地域であります。

このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

(1) 公共施設の多機能化として、大泉総合会館の中に大泉総合支所が位置付けられてから総合会館の利用が以前にも増して多くなっております。町体育行事や小学校、保育園の運動会等では市道にぎっしり駐車ができる事態となっております。加えて今まで使われていた駐車スペースには放課後児童クラブの増築、泉小スクールバス車庫の新設などにより駐車スペースが大変狭くなってきております。また大きい会議なども重なることが多々ありまして、利用者から駐車場所を見つけるのに大変苦労したとの声を聞きますが、利用者の利便と交通安全を図る上で施設周辺に駐車場を整備することは喫緊の課題であります。実態を調査して早急に対応してほしいが、今後の見通しについてお伺いいたします。

(2) また総合会館・総合支所への進入道路は一部拡幅整備されつつありますが、南側・東側より来庁される施設の利用者は乗用車もすれ違いが困難の箇所もあります。小学校・中学校への通学路でもあり図書館、保育園、児童館、放課後児童クラブ、ワクワク教室などへの送迎の車も多く、交通安全の面からも早急に対応してほしいと考えるところであります。

また一級河川 泉川にかかる橋梁整備などは県との協議もあるわけですが、市道拡幅を含めた今後の見通しについてお伺いいたします。

(3) 全国には公共図書館が核になり、子育て・地域の魅力発信基地・市民の交流の場として地域活性化につながる施策を展開している自治体も数多くあります。本市ではこうした立地条件を生かし、今後、中央図書館を中核にしたさまざまな分野を含めた地域の活性化に北杜市の魅力あるまちづくりにつながる事業を総合的に展開していくお考えはないか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

9番、齊藤功文議員の大泉総合支所・大泉総合会館周辺の道路整備についてのご質問にお答えいたします。

大泉総合支所周辺には保育園・小学校・児童館等が集約されており、交通量や歩行者も多いことから、大泉谷戸20号線の歩道整備や大泉谷戸29号線の交差点改良など交通安全対策を進めてきたところであります。

平成29年度も継続的に実施している大泉西井出16号線の歩道整備を目的とした道路改良工事を計画しており、平成30年度の完成を目指しております。

今後も地域や関係者の皆さまからのご意見・ご要望等を踏まえ、一級河川 泉川の管理者である県とも協議しながら河川改修等と併せ、安全・安心な道路整備を計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

大泉総合支所・大泉総合会館周辺の整備と今後の地域活性化策等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、大泉総合会館周辺の駐車場整備についてであります。

大泉総合会館は、総合支所が併設されていることから大勢の方が社会教育活動や行政会議等で来館しており、本年度の利用者数は2千件余りで2万6千人を超える見込みであります。

当施設には88台の駐車スペースを確保しておりますが、周辺のいずみプール東側駐車場や大泉屋内スポーツ施設駐車場、放課後児童クラブ駐車場などには140台余りの駐車が可能でありますので、総合支所の会議や行事などと重なった際には、これらの駐車場を利用させていただくことがあります。

今後、総合会館周辺の駐車場を来館者に周知するとともに混雑が予想されるときには他の駐車場へ誘導するなどの対応を取ってまいりたいと考えております。

次に、中央図書館を中核にした地域活性化等につながる事業展開についてであります。

市内図書館はそれぞれに特色を生かしながら各種事業に取り組んでおり、郷土に関して学ぶもの・教養講座・家庭での読書を推進するものなど、さまざまな事業が北杜市の魅力を発信しております。これら事業の実施に際しては、図書館ボランティアの皆さまにご協力をいただいております。これら事業の実施に際しては、図書館ボランティアの皆さまにご協力をいただいております。地域との連携による事業を展開しているところであります。

今後も各種事業を通じて図書館が憩いの場、また子育ての情報交換の場などさまざまな交流の場となるよう、各関係部署とも連携してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

ただいまの答弁、3点ですね、ちょっと再質問させていただきましても、まず1点目でございますけれども、駐車場の整備についてでございますけれども、体育行事だとか学校の行事とか保育園の運動会、いろいろあるわけですが、実態を調査していただいて交通安全対策の上からも駐車違反だとか事故等が起こってからでは遅いので、そうしたことの実態を把握した中で所管課では調査して今後、検討していただきたいと思っております。これが1点、いかがお考えか。

2点目ですけれども、時間がちょっと切羽詰まっていますから少し早口になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

2点目につきましては、一級河川の泉川に架かる橋について県と今後協議して検討していくと、河川改修等を検討していくということでございますけれども、この泉川に架かっている、これは通称、新井橋と言っているんですけども、この件についても平成25年3月の定例会で私も質問しておりますけれども、同じような回答でございますが行ってみて調査していただければ分かるけれども、手すりとかがなく台風の際にも橋台の一部クラックが入っております。このへんについても事故があつてからでは遅いので、よく調査をして今後大変、早急に對

処してもらいたい。これが1点ですね。

あと3点目でございますけれども、日本図書館協会というのが公益社団法人であるわけですが、これが地域総合計画における図書館の取り組みの実態調査というのをしまして、この1月10日の山日の新聞にその概要と言うんですか、一部分が報道されましたけれども、言ってみれば先進的な図書館の地域振興事業例というようなことで、図書は貸し出したとか本を貸すとか返す、それだけが任務でなくて地域振興という視点でこれからは文化活動の中で図書館というものが役割を果たしていくというような、そういう視点がそれぞれの全国の自治体でも出ておるわけでありまして。そうした地域振興事例が出ておりますから参考に今後も取り組んでいただければと思っておりますけれども、知恵を出して北杜市に合った魅力のある事業を展開してもらいたいと思います。その3点についていかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

まず橋梁の点検等の改修でございます。

これにつきましては、市では平成19年度および20年度に目視による点検を実施しております。その後、道路法の改正により2メートル以上の市道にかかる市内483の橋梁について近接の定期点検が義務付けられたことから一昨年度より5カ年計画で専門業者に委託し、近接点検を順次行っているところであります。その点検結果を踏まえまして補修・補強等を順次計画的に実施しているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

まず最初に総合会館周辺の駐車場の実態の把握、それから整備ということだと思います。

実態と言いますよりは大泉総合会館、泉小学校周辺の駐車場の利用可能台数ということで申し上げますと、今現在でも240台が確保されているという状況であります。そうした中で総合会館で保育園、小学校等の施設利用者がイベントをする際、集中するといった場合には一時的に混雑するということはあると考えておりますが、今の現状の240台という数字自体は問題はないものだというふうに考えてございます。

ただし、駐車場が分散をしているということもございまして。そうしたことから駐車場への例えば誘導をするような仕組み、そういったものはやはり工夫が必要であると考えてございまして、そうしたものはまた実態なども把握しながら、総合支所とも協力しながら誘導等を考えていきたいと考えております。

次に図書館のほうの地域振興ということでもあります。

たしかに今からの図書館のあり方ということでさまざまな活用の仕方を提言されたり、また要望がされたりしているというふうな状況は承知をしております。

今後につきましてもさまざまな事業の活動、図書の本来の図書館の役割の充実ということが

欠かせないと考えておりますが、そうしたものと併せて地域の活性化に資するような事業を展開してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君の再々質問を許します。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

1点目でございますけれども、この駐車場のことで、今、駐車場はスペース的にはある程度確保されていると、分散をしているというようなことでございますけれども、小学校、運動会とかいろいろなイベントがありますけれども、皆さん行ってみたい。これからは誘導するというふうなことでございますけれども、主催者がそういう車、要するに市道へ停めないように誘導するには人が必要になります。そうした大変、労働的にもかかる、そうしたこともあるわけですが、今後のそうした経過を私もよく1年見ていきたいと思っておりますから、そのへんについての答弁はいいですが、このへんについては1年間、調査させていただきます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

質問です。よろしいですか、答弁は。

○9番議員（齊藤功文君）

いいです。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を終結いたします。

これで9番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次にともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

本日は、水道行政について一般質問を行います。

昨年の市長選の際、市民から水道行政について公開質問状が出されました。その内容と回答を踏まえ、また平成32年4月に予定されている地方公営企業法適用に向けた水道行政について以下、質問いたします。

はじめに、今後の水道料金改定について伺います。

市長は質問状の回答の中で水道料金の見直しは避けて通れない、給水原価をはじめ水道事業

の経営状況を市民に公開するとしています。

今後の料金改定のスケジュールや方法、水道事業の経営状況をどのように公開していくのか具体的にお聞かせください。

2番目、原価についてのお考えを伺います。

水道法および地方公営企業法では、水道料金は適正な原価に基づくものとしています。本市にはまだ46もの簡易水道がありますが、これらの原価計算はできているのでしょうか。また原価計算の内容は公開するのでしょうか。地方公営企業法適用に向けて46の簡易水道の扱いはどのように考えておられるか伺います。また原価の考え方として供給原価と総括原価がありますが何がどう違うのか伺います。市長は給水原価を公表するとおっしゃっていますが、原価計算の内容も公開するのか併せて伺います。

3番目、一般会計からの繰り出しについて伺います。

市長は一般会計からの基準外繰出を減らし、独立採算を目指すことは重要だとの認識を示しておられましたが、昨年は3億6,300万円の基準外繰出が計上されております。来年度当初予算にも基準外繰出は計上されていると思いますが、市の財政状況を考えれば基準外繰出を減らす努力は当然だと思います。この基準外繰出をどのように減らすのか、具体的にお聞かせください。

4番目、簡易水道事業の統合とは具体的にどのようなことを言うのでしょうか。何を統合させるのかお聞かせください。また可能な限り施設統合を目指すともおっしゃっていますが、施設統合とは具体的にどのようなことなのか伺います。

5番目、水利権について見解を伺います。

水利権はその地域の歴史であり財産と考えます。地方公営企業法適用に伴い、水利権をどのように扱うのでしょうか。また水利権を持つ地域の理解を得ながら施設統合を進めるともおっしゃっていますが、具体的にはどういうことを考えているのか伺います。

最後になります。水源の保護について伺います。

現在、水道の水源として多くの湧水、地下水、表流水が利用されていますが、これらの水源保護についてどう考えているのか伺います。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

地方公営企業法の適用に向けた今後の水道行政について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、今後の水道料金改定についてであります。

水道料金については、平成23年1月から経過措置を講じた中で段階的に料金改定を進め本年1月より新料金体系に改定したところであります。

現在、平成32年4月の公営企業会計への移行へ向けて整備を進めている財務諸表等により市民の皆さまへ水道事業の経営状況等をお知らせするとともに、北杜市簡易水道運営委員会にご審議をいただきながら、料金改定時期や内容については慎重に検討してまいります。

次に一般会計からの繰出金についてであります。

ライフラインである水道事業は、施設整備に要した費用の市債償還や維持管理経費などが水道料金収入のみでは賄えないことから一般会計から繰り出しを行い、現状の料金設定で市民の皆さまへ安全で安心な水道水を供給しております。

一般会計からの基準外繰出金を抑制し、独立採算を目指すことは重要であると考えておりますが、安易に料金に転嫁させるのではなく事業経営上、できる限りのコスト削減を図りながら公営企業会計への移行を踏まえ市民の皆さまに経営状況等をご説明し、ご理解をいただく中で利用者の皆さまにもその一部を担っていただくことで経営改善を進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

地方公営企業法の適用に向けた今後の水道行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、原価についてであります。

本市の簡易水道事業は、1つの特別会計により経営されていることから個々の簡易水道にかかる原価計算は行っておりません。

なお、経営状況や原価等の公開については、昨年の市広報紙10月号に公表しているところでありますが、今後の公開の方法や内容については、公営企業会計への移行に併せて検討してまいります。

次に、地方公営企業法適用に向けての46簡易水道の取り扱いについてであります。

本市の簡易水道事業は、平成22年4月に46簡易水道事業を1つの上水道事業に経営統合するため、水道法に基づく経営認可を山梨県知事から受けております。このことから地方公営企業法の適用により、46簡易水道事業は北杜市水道事業として1つの上水道事業へ移行してまいります。

次に、供給原価と総括原価の違いについてであります。

水道料金は、能率的な経営のもとに適正な原価を基準に決定されるべきであるという原価主義を基本としており、一定の料金算定期間内の総括原価をもとに決定していくこととしております。

総括原価とは営業上、必要な人件費・薬品費・動力費・修繕費・受水費等に水道施設の減価償却費を加えた営業費用に健全な経営を維持するために必要となる資本費用として支払利息や資産維持費を加えた総額であります。

供給原価とは水道料金の算定対象となる総括原価を年間有収水量で除した額で、水道水1立方メートル当たりの原価となります。

なお、本市では固定資産台帳を整備している状況にあることから、減価償却費の代わりに市債償還金を加えた総括原価を年間有収水量で除した額を公表しております。

次に、簡易水道事業の統合についてであります。

簡易水道事業の統合とは、経営上の統合と併せて施設的な統合も含むものであります。事業

統合へ向けては効率的な水道水の有効活用を図るため、可能な限り施設統合も進めていくことが必要であると考えております。

例えば送水管や配水管を連結することで水道水の有効活用を図り、重複する施設の削減や動力を要する施設の稼働時間を減らすなどの取り組みが考えられます。

現在、地方公営企業法の適用へ向け、取り組みを進めている水道施設の中長期整備計画およびアセットマネジメントにおいて、事業効果のある具体的な施設整備計画を検討しているところであります。

次に水利権についてであります。

水利権を有する湧水等の水源は、市の水道事業において重要かつ欠かすことのできない水源となっております。こうした湧水等の水利権は、先人から引き継ぎ守られてきた大切な権利で尊重すべき権利であると捉えております。

しかしながら、施設の統合を進めることは水道事業の継続性や災害時等において市民の皆さまの命を守る上からも重要であることから、水利関係者の皆さまにご理解をいただくための協議を進めてまいりたいと考えております。

次に水源の保護についてであります。

本市の水道事業は地下水、湧水、伏流水および表流水を水源としていることから安全で安心な水道水を供給していく上で、水源の保護や周辺の環境保全は重要であると考えております。

このことから関係部署において横断的な情報共有を図り、周辺環境の保全に努めるとともに地域や市民の皆さまにも環境保全に関心を持っていただき、市民の水道水源として保護や保全が図られるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

○13番議員（岡野淳君）

再質問をさせていただきます。

まず最初に料金改定の件ですけれども、北杜市簡易水道運営委員会でこれから検討していくんだということだと思っておりますけれども、実際にどういうスケジュールでやっていくのか、もし大まかなことが分かれば伺いたいと思います。実際に3年間で、すぐ時間が経ってしまいます。その間にまだ問題が山積していると思いますので、北杜市簡易水道運営委員会を早く頻発しないと間に合わないというような気もしますので、その開催スケジュール等があれば伺いたいと思います。

それから2番目ですが、簡易水道の原価計算をしていないということなんですけれども、個々の事情が違うから本当ならこれは46通りの原価があるはずなんです。ただそれは無理としてもせめて旧町村ぐらいの原価は把握していないといけないんじゃないでしょうか。そういうことをもとに全体の原価というものが出てくるんじゃないかなと思います。

それから総括原価というのは今伺いましたようにほとんど、あらゆる経費を見込んでということなんですけれども、水道管の布設費あるいは改修費というものも含まれるはずなので、それはちょっと念のために伺っておきます。もしそれが入るとなるとこの原価というのがとんでもなく跳ね上がると思います。そこらへんのこともちょっと確認をさせていただきたいと思います。

固定資産台帳の整備なんですけども、今まではこれがなかったから原価計算ができないというようなことなんだと思いますけども、これもやらないと正確な原価というのは出てこないわけですよ。固定資産台帳がいつならできるのかも併せて伺います。

それから次に一般会計からの基準外繰出、事情はもう当然分かりすぎるくらい分かります。これをやらなければ市民の水道料金がまた跳ね上がるということですから、よく分かるんですけども減らす努力という中で、コスト削減という一言で片づけていますけども、コスト削減というのは一体何なのか、どういうコストを削減するのか、分かる範囲で結構ですので例えばこういうものがあるんだというのを教えていただきたいと思います。

それから4番目の施設統合で今、答弁の中で送水管、配水管の連結ということをおっしゃいましたけども、これは今、ここに資料があるんですけども、この水道料金の改定の話が持ち上がったときの議会の、いつだったかちょっと忘れちゃったけど、議会の特別委員会があって、その中で当時の堀内誠さんが1個の上水道に統一するのは拙速だったという表現で、暗に水道管の接続は難しいのかなということをおっしゃっています。それから平成22年9月議会の議事録でやっぱり堀内さんが各町をつなぐ連結管については、多額の費用がかかることや水利権の問題等もあるから今回の計画では考えていないというふうにおっしゃっているんですね。それが今日の答弁ではつなぐという表現になっているんですが、一体これはいつどういうふうに決まったのかを説明していただきたいと思います。

それから水利権については、非常に重要な権利であるということで尊重すべきであるということをおっしゃっていただきましてありがたいんですけども、この水利権を持っている方々にご理解をいただきながら協議をするというのは、なんの協議をするのか。これを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野議員の再質問にお答えします。何点かあります。

まず料金改定スケジュールについて今の段階でということではありますが、答弁のほうでもお答えいたしました。今、地方公営企業法の適用に向けて固定資産台帳の整備や水道施設の中長期整備計画およびアセットマネジメントの策定を進めているところであります。

この公営企業会計の移行には、経営戦略の策定が義務付けられています。こうしたことから国が集中取り組み期間として支援策を講じる平成30年度中には経営戦略の策定を終えられるよう取り組んでいきたいと今、考えております。総合経営戦略には将来の事業環境、これは水需要の予測、また料金収入、施設組織の見直し等、また経営方針、それと財政計画、収支計画等であります。これらを検討し経営方針を示すこととなります。こうした内容を踏まえ、料金改定に向けて方針などを決定するというふうにご検討しており、検討を進めるにあたっては答弁と重複しますが経営状況等を市民の皆さまへお知らせし、北杜市簡易水道運営委員会にご審議をいただき経営戦略を策定してまいります。当然、随意、議会の皆さまに対しまして説明をし、ご意見を伺うこととなります。

次に町別の原価ということではありますが、町別の原価につきましてはまず46の施設につい

ては原価のほうは取らないということで、町別については一応、参考になることは出ます。しかしながら今後は答弁のとおり1つの水道事業ということでもありますので、原価についてはそのような考え方で捉えております。

次に水道管の工事費等が総括原価に入るかということですが、総括原価については先ほども答弁で申し上げましたが、営業費用として人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費等、またそれに本来であれば減価償却費、それと市債の利子、また資産の維持費、これが総括原価ということでありまして、現在、市では減価償却費の代わりに固定資産の整理をしている段階でありますから、市債の償還を入れているということで水道管の布設費というものについてもこれは入ると、そのように思っております。

次に固定資産台帳はいつ整備されるかということですが、29年、今までこれまで数年かけて固定資産を、上水道については台帳の整備をしております。次年度、29年度にはその補正を、過去に調査したものを補正します業務が29年度まだ残っております。その29年度で一応、予定としては固定資産台帳の整備がされるものと思います。

次に繰出金のコスト削減はどういうことかということですが、例えば当然のごとく、まずは経営改善に向けた経費削減の取り組みということであるかとは思いますが、まずは水道企業団から受水している水道水の有効活用を図り、深井戸など動力を要する施設の稼働時間を減らす取り組み、これによって、また電気料等の経費削減に努めているところであります。

また、地方公営企業法の適用へ向け料金徴収等業務の民間委託と組織再編により徴収率の向上や事務の効率化などによる経営改善にも取り組んでいるところであります。これについては費用対効果としては見込みとして約2千万円程度は見込んでおります。

次に施設統合の連結ということですが、これは答弁でも申し上げましたが、今後施設の統合を進める際には、当時の部長が連結については非常に難しい問題があるということですが、今後の水道事業の継続性や、いざ災害時等において当然、隣の町に大変な災害が、という可能性もあります。そのときには市民の皆さまの命を守る上からも当然、ここのことも理解をしていただくよう水利関係者に協議を進めていきたいと、そういう内容であります。

次に水利権についてという協議はどういうことかということですが今、申し上げたこととつながると思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○13番議員（岡野淳君）

議長、ちょっと漏れがあるんですけどもよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

確認をどうぞ。

○13番議員（岡野淳君）

原価のところ、原価計算のプロセスの公開を伺っているんですけども、そこがたぶん落ちているのではないかなと思うんですけど。

○議長（中嶋新君）

プロセス。

○13番議員（岡野淳君）

プロセスという言葉は使っていませんが、原価計算の内容は公開するんですかということを知りたいんですけども。

○議長（中嶋新君）

いいですか。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野議員の再質問に落としがありました。漏れということですみませんでした。

今後、答弁でも申し上げましたけども、公営企業会計へ向けて整備を進めております財務諸表等により、これが進み次第、経営状況等が市民の皆さまにお知らせすることができます。その上での原価というふうになります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

では再々質問をさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君、残り時間3分です。

○13番議員（岡野淳君）

承知しております。

まず最初に経営戦略の策定を平成30年に終わらせるということで、収支計画でもいろんなことがその中に盛り込まれるということなんですけども、この中で当然、そのころには新たな料金というものが視野に入ってくるのではないかなと思うんですけども、そこらへんの原案みたいなものもその中には入ってくるのかどうかをちょっとお聞かせください。

それから原価計算ですけども、46は個々には無理としても旧町村別にということをお願いしたんですけども、それも参考になるけれども結果的にはやらないということになると、想像ですけども46通りの相当、でこぼこした原価があるはずなんです。そういうものを試算もしないで、十把一絡げにしてどんぶり勘定で新しい統一した会計の水道の原価として考えていくのか、新たに原価としてつくっていくのかということになってしまっているのではないかと思います。そのへんの考え方をちょっともう一度教えてください。

それから施設統合で配水管、送水管をつなぐということなんですけども、それは災害の対応ということになると、たしかにそうかもしれません。しかし大泉に限って言わせていただければ、非常にここは長い間、水を守ってきた大泉の先輩たちが非常にこだわるところです。ここは仮にそうだと進め方は相当、慎重にやっていただかないと私は困ると思います。理解を求めながらということをおっしゃってくださっていますけども、どういう進めになるのか、ちょっとここで伺っておきたいです。そうしませんと、これは蒸し返すようで恐縮ですけども、最高裁までいった大泉の水道裁判というのがありまして、これがまた再燃しかねない問題になってきます。したがって、市当局には市当局の事情があることも承知はしていますけども、同じように住民側にも住民側の思いがあります。そこはぜひ丁寧に汲んでやっ

ていただかないといけないのではないかというふうに思っております。併せてもう一度ご答弁をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

まず最初の料金改定スケジュール等をご説明いたしました。その中でどのような案というか、料金について今の段階でということでありますが、先ほども財務諸表、それらが完成したあとに料金に関しては、先ほどこの経営戦略等を見越して今後は簡易水道運営委員会にご審議をいただき、また議会の皆さまに対してもご意見等を伺いということで、その時期については慎重に今後検討してまいりたいと考えております。

2つ目の8町村の給水原価等については、46については資料的に出すことはできないと。8町村については一応、参考となるものができ上がるわけですけど、繰り返しになりますけれど1つの上水道事業へ移行してまいります。それゆえ北杜市の水道事業として、1つの水道事業として捉えております。

3つ目の施設統合接続については今、岡野議員さんのほうから大泉のほうの湧水関係については歴史があると、慎重にということであります。答弁のほうでも当然、地元の水利権の皆さま方に当然、市の内容もお話して理解をいただいた上でいろんな課題について進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで13番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

この3月議会、4項目について質問をお願いいたします。

まずはじめに給食費無料化など、すこやかに子どもが成長できる対策についてお伺いをいたします。

今、子どもの貧困が深刻化している。そうした中、各自治体でもさまざまな対応策が取られております。以下の対策を求め、見解を求めます。

1. 小学校・中学校入学時の就学援助金支給4月実施を求めることとあります。入学前が一番お金がかかるときに活用できるように支給時期を改めるべきと考えます。国は今年度、2017年度要保護児童生徒の援助費補助金単価を、小学生では昨年の2万470円から4万660円に、中学生では2万3,550円から4万7,400円に2倍の予算単価として引き上げております。必要な時期に支給する必要があります。県では高校入学金支援を実施する、このように発表をしています。

2. 学校給食費の補助、全額支給は山梨県内では早川町、丹波山村が実施をしています。南アルプス市では3人の子どもさん、小学校、中学校に通学していると3番目の子どもは補助を受けられる、こうしたことが起きております。全国的にも学校給食費の無料化が拡大しています。義務教育費の無償化や子どもの貧困対策、保護者負担軽減などの観点から北杜市でも無料化を目指すべきではないか、市の認識をお伺いいたします。

3. 子どもの医療費の窓口無料の年齢拡大が進んでいます。12月議会でも取り上げましたが新年度南アルプス市、そして都留市では高校生は償還払いの中で高校3年生まで拡大する。甲斐市では今年の9月より入院費を18歳まで拡大すると報道をしています。国では就学前のペナルティを2018年度より廃止する、このような予定となっています。北杜市で高校3年生までの医療費窓口無料化の拡大実施を早期に求めてまいります。

4. 県では新年度に子どもの貧困対策として、全県的に貧困状況の実態を把握する調査を行うことを検討しています。北杜市での実態調査を早期に行うことを求めます。

次に水道事業について。責任水量買い取り制を是正することについて。また企業会計への移行について、水道料金はどのようになるのかお伺いをいたします。

県では大門ダム、塩川ダムが多目的ダムとして建設され水道事業にも利用されています。北杜市では企業団より責任水量買い取り制で買い受けるため、使用している水量より多く買い取っております。責任水量に対して平成26年度では76%、27年度では73.1%の利用であり、利用していない水に1億円以上支払っている、無駄ではないでしょうか。今後、人口減少も予測されてまいります。責任水量の買い取り制度を改め、使用した分に変更することを求めます。企業団が収入の不足となる分は、ダムを建設した山梨県に支払いを求めるべきであります。見解を伺います。

また水道会計を特別会計から公営企業会計へ移行することは、原則として水道使用料のみの収入とし、一般会計からの繰入金を認めておりません。今後、会計を変更した場合、現行の水道料をどのようにしていくのでしょうか。大幅な水道料金の値上がりについて市民合意ができないと考えます。またダム水系と武川・白州の水系と2つの料金体系がありますが、今後も維持されるのか、その点についてもお伺いをいたします。

次に免許返納者への支援を早期に具体化し実施することを求めます。

日本認知症学会や日本老齢医学会など4つの学会が今年1月に提言を発表しています。提言では今年3月の改正道路交通法施行前に高齢者の自動車運転をどのように支援するのか、運転中止者の生活の質をどのように維持するかは喫緊の課題であるとし、公共交通システムの再整備、自動運転者等の代替交通システムの開発、利用者負担の軽減、こうしたことを進めない限り法改正しても実効性は上がらないと指摘をしています。市では新年度に地域交通網形成計画策定を行う計画となっていますが、免許返納者への支援を早期に打ち出すべきではありませんか。その年度だけでなく、高齢者の生活が続くもので継続的な支援を行うことを求めてまいります。

また地域公共交通会議、今年度は年間2回の開催であります。今後、活性化と市民からの要望に応えるため、また普段運転ができなくバスを利用している方に参加してもらい、どのような支援を行うかなどを協議するためにも回数を増やすことが必要ではないか、改めて伺います。

最後に、いわゆるマイナンバー制度についての見解をお伺いします。

確定申告ではマイナンバーを記入することが求められていましたが、マイナンバー法第

14条、個人番号利用事務等実施者は（中略）で、本人または他の個人番号利用事務実施者に対し番号の利用を求めることができる、このようにできる規定になっており強制ではありません。マイナンバーを記入しなくてもよいのではないかと、この見解をお伺いいたします。

また5月以降、事業所で働く人が納める住民税の額を記した通知書を事務所に送ることになっております。総務省はこの通知書の書式を変え、名前、住所に加え新たに12桁のマイナンバーを記入する欄を設けております。通知書にマイナンバーを記載し郵送することは重大な個人情報的大量漏洩につながる、こうしたことが危ぶまれております。通知書に番号記載の中止を求めてまいります。見解を伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

免許返納者への早期支援の実施について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、免許返納者への支援策と継続性についてであります。

本市では、免許返納者への支援策として平成27年4月から北杜市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を施行し、65歳以上の高齢者が運転免許証を返納した場合、1回に限り1万2千円分のバス回数券を交付し、バスの利用を呼び掛けているところであります。さらに昨年9月からは韮崎市と共同運行するバス路線にも拡大し、市内すべてのバス路線に適用したところであります。これまで87名の申請をいただいております。

なお、継続的な支援については65歳以上の高齢者等を対象に安価で市民バス全線で1年間利用できる福祉定期券の利用促進で対応したいと考えております。

次に、地域公共交通会議の開催日数等についてであります。

地域公共交通会議は、道路交通法の規定に基づく法定会議であります。会議では地域の実情に即した公共交通のあり方を有識者等を交え大所高所から協議いただくもので、会議に諮るべき事案が生じた場合、必要に応じ開催しており、バスを利用する市民の意見等の聴取については平成29年度に予定している地域公共交通網形成計画策定の折に行うとしております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

給食費無償化など、すこやかに子どもが成長できる対策についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中学校入学時の就学援助金の4月支給についてであります。

経済的理由によって就学が困難と認められる小中学校の児童生徒に対する就学援助は、義務教育が円滑に受けられるよう、就学に要する経費に対して援助費を支給しております。

就学援助費の認定につきましては、前年の所得状況等を認定要件としておりますが前倒して4月に支給する場合は前々年の所得状況等で判断することになり、直近の経済状況を把握することが難しくなる等の課題もあることから、他市の状況等も調査しながら検討してまいりたい

と考えております。

次に、学校給食費無償化についてであります。

市では学校給食に対して、子育て支援および地産地消推進として年間約3千万円を給食食材購入に充てることにより小学生1食36円、年額約7,200円、中学生1食54円、年額約1万800円の上乗せ補助となっております。

こうした支援により学校給食費の保護者負担は小学生1食240円、中学生280円となり学校給食費は合併以降値上げを行わず低く設定することで、保護者の負担軽減を図っているところであります。また、要保護に準ずる家庭の給食費は就学援助制度により全額支給することで負担軽減が図られているところであります。

学校給食費の無償化につきましては、現在の保護者負担約1億7千万円と市の補助約3千万円の年間約2億円の恒久的な財源の確保が必要なことから実施は難しいものと考えております。以上でございます。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、確定申告書への個人番号の記載についてであります。

個人番号の記載は国税通則法、所得税法等の法律によって定められた義務であり、確定申告書は個人番号の記載を要する書類に該当するため、記載は必須であると考えます。

次に、個人住民税にかかる特別徴収税額決定通知書への個人番号の記載についてであります。

平成29年度分以降の個人住民税にかかる特別徴収税額決定通知書につきましては、地方税法施行規則第3号様式の改定により、個人番号を記載する欄が新たに設けられました。

地方税法第43条により、市は総務省令で定める様式に準じて特別徴収税額決定通知書を作成することとされており、本市といたしましては個人番号を記載して通知を行うこととしております。また発送については、漏えいを防ぐ対策を講じるなど適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

給食費無料化など、すこやかに子どもが成長できる対策についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、子ども医療費の窓口無料化の拡大についてであります。

国民健康保険の減額調整措置において、未就学児までの医療費助成には減額調整措置を行わない方針を国が示したことは承知しておりますが、高校3年生までの拡大については義務教育が終了する15歳以降、進学や就職など個々の生活に差異が生じてくるため、平等な子育て支援とならないことから現時点では考えておりません。

次に、子どもの貧困の実態調査についてであります。

平成29年度、県においては各市町村や教育、福祉の関係者でつくる協議会を設置し、子どもの貧困全県調査を実施する予定であることから、市におきましても協議会へ参加し調査に協力しながら地域の状況を把握してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

責任水量買い取り制の是正および公営企業会計への移行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、峡北地域広域水道企業団からの責任水量による買い取り制度の是正についてであります。

水道企業団は、独立採算で経営されていることから将来にわたり安定した水道水の供給が図られるよう、責任水量制が導入されているものであります。このことから水道企業団の構成市として責任水量に基づいた使用料を支払っているもので、廃止することは難しいものと捉えております。

次に、公営企業会計移行後の水道料金についてであります。

水道料金については平成23年1月から経過措置を講じた中で段階的な料金改定を進め、本年1月より新料金体系に改定されたところであります。

現在、平成32年4月の公営企業会計への移行へ向けて整備を進めている財務諸表等により市民の皆さまへ水道事業の経営状況等をお知らせするとともに、北杜市簡易水道運営委員会にご審議をいただきながら、料金改定時期や内容については慎重に検討してまいります。

また、現在の2つの料金体系については、料金改定に伴う条例改正の議会審議において附帯決議として2つの料金体系の維持を求める意見が付されていることから、これを重く受け止めながら水道料金の見直しを慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

○15番議員（清水進君）

それでははじめにすやかに子どもが成長できる対策について、お伺いいたします。

市長は所信表明でアベノミクスを評価しています。しかしアベノミクスとその考え方の根底にある新自由主義は国内市場の縮小、非正規雇用の拡大、賃金の低下、国内消費支出の抑制を招き貧困の拡大、深化は避けられません。新しくアベノミクスへと変換した内容となりましたが、その内容は社会保障費をさらに削減していく、そして軍事費は5兆円を超えております。こうした方向では残念ながら子どもの貧困、さらに深刻となっている、こうした事態となっています。市内でもその状況は子どもの学習権に関わる就学援助制度の受給者が増えている、このことにも表れております。

まず最初に健康で食の保障、それを進めていくためには給食費を無償化すること、このことは学校教育における福祉機能を拡充する課題として位置付けられると考えます。今、おいしい

食事は給食だけ、こうした子どももおります。おいしい食事を提供することは貧困対策において1番目に位置付けられるものであります。その点をまずお伺いをいたします。

もう1点、ひとり親家庭に支給されている児童手当が働いて収入が増えると減額される。こうした仕組みとなっていたことがあります。手当を受けて働けば収入は増えます。しかし働いた手当が減額する。こうなるので収入が一向に増えません。ひとり親世帯では働いても貧困という世帯が今、日本では過半数になる、こうした異常があります。あるお母さんは3つの仕事をトリプルでこなす。こうした家庭もあります。子どもの入学時に笑顔が見られる姿にするためにも入学の祝金、他の自治体、甲府市や市川三郷町、4月実施を行っております。せっかく予算化されているので市での前倒しの支給、このことを実現できないのか再度答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

清水進議員の再質問にお答えをいたします。再質問順でお答えをさせていただきます。

まず、給食の無償化というふうなことでございます。

先ほども答弁で申し上げたとおり、今現在も市のほうで給食費の値上げをしないということとで約3千万円の措置をしているというふうな状況であります。そうしたことを併せて今、保護者の方から年間1億7千万円というふうな給食費をいただいているということとであります。合わせると2億円の公共的な財源を今後も維持確保していくということは、やはり難しいものと考えております。

また、やはり答弁の中と同様になりますけども就学援助の対象となる方々につきましては給食費を全額支給しているというふうな状況になっておりますので、そうした制度も活用しながら今後も安定した給食運営をしていきたいと考えてございます。

次に就学援助の前倒しの支給ということでございます。

今年3月、甲府市で初めて就学援助の入学準備金ということで前倒しをするということで実施になるということは伺っております。甲府のほうにも問い合わせをするなどして、情報等も集めている中では、甲府でもやはり小学生ということで対応していることであって中学生まではどうも広げてはいないということ伺っております。

こちらの先ほどの質問の中にもあったとおり入学準備金に関しては、国のほうで今回、小学校は2万470円から約倍増するような形、中学生についても倍増するような形を取られています。これに関しては当然、国の要保護ということでそちらの方についても支援ということになっていきますけども、市でもやはりそれに準じて29年度は要保護、それから準要保護の世帯に対しても、こちらのほうの引き上げに対応する形を考えているということで対応してまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君の再質問。

○15番議員（清水進君）

それでは水道事業関係についてお伺いをいたします。

厚生労働省のダムを設置基準というのは人口80万人に対して1カ所となっていました。清里の大門ダムは当初、台風災害など治山治水の防災を主にした計画でありましたが、当時、高根町のとき清里地区で夏場の一時期、水が不足する、こうして県ではこの北巨摩地域に将来、人口が増える。そうした要因のもとで大幅に水が不足する。こうした机上の計画をつくりダムをつくり、そしてそのダムを多目的ダムに変えて水道水に利用する方向にと展開を行いました。この小さな人口の中で2つのダムがある。このこともひとつ大変な異常であります。そして八ヶ岳山麓では自然湧水は豊富であり、これまで水源としてきた湧水を止めダムの水に変えること、このことが求められます。そのため県は当時の各市町村ごと買い取りの水量を決めてまいりました。当時、大泉村ではこうした責任水量の買い取りに対して自然な湧水が豊富にあるため反対の念書を県に提出しています。こうした水道事業は歴史的な事業となっています。

先ほどの答弁の中では買い取り制の廃止は難しい、このように答えておりますが、今後、人口が減少する、そうすると市の持ち出しの金額がますます増えてまいります。改めてこの買い取り制を変える、このことについての市長の見解、市の見解をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

まず水道企業団からの責任水量による買い取り制度是正についての答弁でもお答えいたしましたが、責任水量に基づいた使用料を支払っております。廃止することは現実、難しいものと捉えております。また、水道企業団からの給水につきましては当時の歴史的な状況、今現在のお話をされたわけですが、水道企業団からの給水はこれは必要不可欠、必要であります。それで水道企業団のこの料金ですね、これについてはもし、仮に責任水量を廃止した場合は企業団では安定した給水を行うには当然のごとく同様な経費がかかってくるわけです。当然のごとくその費用は構成市、北杜市、韮崎市、甲斐市の構成市が負担するということになりますので、結果的にこの水道企業団を経営維持していくためには必要な経費というものはかかってくると、そのように考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

清水進君。残り時間2分です。どうぞ。

○15番議員（清水進君）

それでは残り時間がないので、まとめてお伺いいたします。

今の水道事業ですが県との交渉は行ってきたのかどうか。そのことを1点お伺いいたします。

次にマイナンバー制度について伺います。

広報ほくと1月号では、申告書にはマイナンバーの記載が必要だと記載してあります。そして申告会場ではマイナンバーの記入をしなければ当会で受け付けできません、こうした表示も行われておりました。国税庁や社会保険庁などマイナンバーを記入する申告書や書類について、マイナンバーの記入の有無についての確認では記入しなくても申告書は受理し不利益も

ない、こうした回答を寄せています。今回の市での対応、申告状況ではどのようにされたのかお伺いをいたします。

そして免許返納者への支援ということで、再度お願いをいたします。

たしかにバスのチケット、これがあることは12月の議会での質問の中で明らかとなっています。今、全国の各自治体では返納者を含め運転できない方にバス券やタクシー券、こうしたどこでも誰でもが使える、バスが通らない地域でも使える、そうした足の確保を行っております。市の積極的な支援策、そういう意味では新しいタクシー券なども広く検討する必要があるのではないかと、このことを併せて伺います。そしてこの課題だけでも早期に1年を待たずに対策を立て足を確保させる、こうした事業を進めてほしいと考えます。

以上の点についてのご答弁をお願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

清水議員の再質問にお答えをいたします。

申告書への番号の記載でございます。

国税通則法では税務署長、またその他の機関の長、またはその職員に申告書を提出する際には氏名、住所、または居所、または番号を記載しなければならないということになってございます。これに基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

清水進議員のご指摘でありますタクシー券の提供など、免許返納者への対策ということですが、タクシー券うんぬんについては今ここでどうこうというふうにお答えを申し上げることはできません。ただ、来年度の地域公共交通網形成計画の過程でさまざまな意見交換をしながら検討してまいりたいと、総合的な検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

清水議員の再々質問にお答えいたします。

市として山梨県にダムの関係で支払いとかを求める、そういう協議をしたことはあるかということによろしいですかね。それに関しては、市としてはそういう協議等はしておりません。大門ダム、塩川ダム、そこから水道企業団からは、市は給水しております。ただし県と協議する、今までの中では水道企業団、また県と市の上水道課のほうで例えば大門ダム、塩川ダム等の湖面的水質の安定というか、そこらについての協議とかということについては担当レベルで昨年より三者合同で、そこらの内容についてお話ししている経過があります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

清水議員、16秒です。残り。いいですか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで15番議員、清水進君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。

再開を2時45分といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

この3月11日で東日本大震災より6年、被災地の復旧、そして復興はまだ道半ばであり特に福島県は原発事故も加わり、より深刻な課題を抱えております。被災地を思いやること、それはその事実を忘れないこと、支援すべきことは心をつなげて支援していくことだと私は思います。

さて3月も中旬となり、春を実感するこの頃でございます。この春、新生活を始めるすべての人に心よりエールを送りたいと思います。そして県外へ出られた方には外から北杜市を見ていただき、そして魅力を知っていただき、将来一人でも多く戻っていただければ、そんな期待もでございます。そのためには私たち大人が本市の魅力を発信していくことが大切であると考えます。ふるさととは北杜である。そういう思いを持ってもらう。その一助となるよう通告に基づき大きく4項目、ご質問します。

1. 糸魚川大火から考える本市の防災・減災対策について。

去年の12月22日、新潟県糸魚川市で発生した市街地火災。この大規模火災は家屋の密集、強風という悪条件が重なり、住宅や店舗など約150棟が焼失するという大きな被害をもたらしました。木造家屋、特に古い木造家屋は耐火性が十分でないこともあり密集している場合、延焼拡大することになり、さらに自然条件が加われば甚大な被害は避けられないと考えます。

こうした大規模火災は本市においても起こり得ると思います。本市の地域防災計画による建物の情報によりますと本市における建物棟数は2万9,124棟であり、甲府市、笛吹市に次ぎ県下で3番目に建物が多いとあります。そのうち約4分の1の建物が1950年以前の木造住宅であり、その数は県下第1位であるとあります。よって、本市におきましても糸魚川市の大火をわがこととして捉え、平時より対策を考えておくことが重要と考えます。毎年秋に行われる防災訓練も含め、防災への取り組みが形骸化しないように行政も市民も意識していくことが大切であると考えます。本市の時間をかけて策定した地域防災計画も広く市民にあらゆる機会を利用し、知ってもらうこともその一助と考えます。

今、述べてきたことは火災事故が中心であり、今、最も懸念される地震による被害、それに伴い発生する地震火災など地震対策が喫緊の課題であることは言うまでもありません。今回の

大規模火災より本市の今の火災リスクを心配してという前提で以下ご質問します。

- 1 系魚川市の大火を受け本市の地域防災計画に変更・追加など反映させる点がありますか。
- 2 本市の家屋の密集地域において同様の大規模火災を想定したとき、消防車両数など消防体制はいかがでしょうか。
- 3 万一の場合、消防団の力は不可欠でございます。その消防団の備品整備に対する本市の助成の現状はいかがでしょうか。

項目の2 児童生徒の命を守る、通学路における交通事故対策について。

児童生徒の登下校時、その通学路における事故、特に四輪自動車によってもたらされる悲惨な人身事故が全国的に起きています。そうしたニュースに触れるたび、そのご家族の今後の生活はどのようにと心が痛くなるばかりであります。

私は今回、自分の命は自分で守る、そういう視点が大切であると考えております。東日本大震災から6年、あのときの釜石の事例、津波でんでんこの教えのように自分の命は自分で守る、子どもたちにそうした教育をしていくことが重要であります。市内の保育園で信号の見方、渡り方など交通安全教育をしているとのこと。青だから渡るではなく青だけど右・左見て渡る、そんな指導が必要であります。まさしく身を守ることになります。自動車の自動運転化も進みますが、今必要な取り組みは文字どおり今、必要なでございます。そこでご質問します。

- 1 市内の児童生徒の通学時における身を守る交通事故対策指導は、どのようにされていますか。
- 2 市内通学路の安全点検、改善箇所把握と対策の現状はいかがでしょうか。
- 3 万一の場合のドクターヘリ離着陸場の現状はどのようになっていますか。また、そのドクターヘリ離着陸場の場所の増設の考えはありますか。

3つ目の項目でございます。市内施設の統合について。

本市公共施設等総合管理計画案によれば、本市の保有する公共施設361施設を平成29年度より58年までの30年間のうちに更新時期を迎える公共施設の保有量（延べ床面積）を30%程度、縮減することを目標とするとありますがそこでご質問します。

- 1 本年度を含め更新時期ごとの対象施設数を中分類で教えてください。

また施設機能別の再編・再配置の考え方にも関係し、の再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設が148施設と最も多いと記載されております。そこでご質問します。

- 2 30%縮減施設選定方法はどのように考えていますか。
- 3 サービスの減少について、市民への周知はどのように考えていますか。
- 4 各中学校への今後の考え方をお示してください。
- 5 高根東小学校の統合進捗状況を教えてください。

最後の4番目の項目になりますが、所得税・市県民税申告会場集約化について。

国民の三大義務、それは勤労、納税、そして子どもに教育を受けさせることであると理解しております。これらは重要であると同時にこれらに関わることは慎重さ、配慮が必要であると考えます。

広報ほくと2月号に個人情報の管理をより徹底するため会場集約化と載っておりましたが、もともと個人情報は重要なものであり、日ごろも種々の個人情報の管理をしているはずであり

理由としてはいかがでしょうか。

何人もの苦情を聞いております。9時ごろ高根支所に行く。締め切られて須玉のふれあい館へ行った。帰宅は夕方の4時ごろになった。また、ある方は8時半、高根支所へ行く。帰宅は午後2時ごろになった。ほかにも何人かの方から同じような苦情を寄せられております。

三大義務の1つの納税、それは住民一人ひとりの言わば血税であります。それは私たち公務員の原資でもございます。そこに対するサービスの軽減には慎重さと十分な配慮が求められるのではないのでしょうか。寒い時期に行われる納税、暖かいご対応をと思いご質問します。

- 1．なぜ今回このように拙速に集約化したのでしょうか。
- 2．なぜ急に出張申告会場の日程が追加されたのでしょうか。
- 3．結果として高根地区は5日間となりました。来年度、住民要望の各地区での受付期間延長の考えをお伺いします。

以上、ご質問します。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、糸魚川大火から考える本市の防災・減災対策における地域防災計画への反映についてであります。

糸魚川市大規模火災においては焼失家屋150棟、鎮火までに30時間を要するなど延焼による火災の規模としてはかつてないほど大規模な火災であり、さまざまな要因が重なったものと考えております。

本市では地域防災計画において、あらゆる状況を想定しながら消防力の充実強化や防火対策を進めることとし、また不測の事態を想定し近隣市町村と消防相互応援協定を締結し体制強化を図っているところであります。

今後も上位計画である山梨県地域防災計画に準じた対応を取りながら、関係機関と連携を図り消防技術を向上させながら住民に対する防災意識の普及啓発を図ってまいります。

次に、市内施設の統合における30%縮減施設の選定方法についてであります。

公共施設等総合管理計画では、縮減の対象となる施設について計画期間の30年間で更新時期を迎えるすべての施設としております。

しかしながら対象となる施設に学校や保育園等が含まれるため、一律に縮減することは困難と考えており、管理計画で再編再配置や複合化・多機能化など重点的に管理形態を検討する施設と位置付けたその他施設の148施設については目標を上回る縮減が必要と考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

児童生徒の命を守る通学路における交通事故防止対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、通学時における交通事故防止対策の指導についてであります。

児童生徒の通学時には、防犯対策も含め市の専門交通指導員やスクールガードリーダーをはじめ地域やボランティアの方々に見守りをいただいております。

学校におきましては児童生徒等の安全の確保を図るため通学を含めた安全に関する指導、教職員の研修等、安全に関する事項について定めた学校安全計画を策定し、年間を通じて交通事故防止に対する指導を行っております。

日常的な交通安全指導といたしましては、小学校では通学班ごとの地区担当教員の配置や集団下校の際に一齐に交通安全指導を行っております。

また警察署やPTA等と連携しグリーンベルトなどの道路歩行や危険箇所についての指導、自転車の安全指導等の交通安全教室も実施しております。

次に通学路の安全点検、改善箇所の把握等についてであります。

市教育委員会では通学路の安全対策を推進するため国、県、警察署、PTA、代表区長、市の関係部局で構成する北杜市通学路安全推進会議を平成26年に設置し、毎年学校との合同点検を実施する中で通学路全般の交通安全の確保に取り組んでおります。

合同点検の結果から対策が必要な箇所につきましては、具体的な対策を推進会議の中で検討し、各関係機関へ要請を行うとともに推進会議のメンバーが連携しながら迅速かつ円滑に安全対策が図れるよう努めているところであります。

次に市内施設の統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各中学校の今後の考え方についてであります。

中学校につきましては法律等で設置が義務付けられている施設であることから、これらの施設は必要不可欠な施設として、その維持存続は最優先すべきであると考えております。

今後は北杜市中学校施設保全化計画を策定し、中学校施設の維持管理を図る一方、総合戦略等、市の政策との整合や生徒数の将来推移、社会情勢等の変化も視野に入れながら教育環境の整備に努めてまいります。

次に、高根統合小学校の進捗状況についてであります。

平成27年に策定いたしました高根地区小学校統合計画に基づき、平成31年4月に高根東・高根北・高根清里小学校の3校の統合が決定したことから、開校に向けて学校施設の整備などハード面の事業の実施とともに円滑に新しい小学校の開校が迎えられるよう、ソフト面の事業を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

糸魚川大火から考える本市の防災減災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、同様の大規模火災想定時における消防車両等の消防体制についてであります。

本市消防団の実団員数は1,757人となっており、県内最大の消防団組織であります。現在の組織規模は国の消防力の整備指針に基づいており、消防団には消防ポンプ自動車12台、小型動力ポンプ付き軽積載車105台が配備をされております。

北杜市においては、住宅火災だけでなく広大な森林における林野火災等も懸念されております。

すので、団員確保対策を講じながら万全の体制を維持してまいります。また、有事の際には常備消防と連携し対応してまいります。

次に、糸魚川大火から考える本市の防災・減災対策における消防団の備品整備についてであります。

先の東日本大震災において消防団活動の重要性が再認識され、消防団の装備の充実強化が求められているところであります。

本市においても消防車両の定期的な更新や防火水利の整備を進めながら、消火用ホース等の資機材と併せ、防塵マスクやヘルメットなど消防団に随時配備しているところであります。消防団の充実強化は市民の安全・安心につながることから、今後も継続して装備の充実を図ってまいります。

次に所得税・市県民税申告会場集約化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、会場集約化の理由についてであります。

今回の会場集約化については、以前から課題となっていた税業務に不慣れな職員の従事や困難事例への対応などを検証した結果に基づくものであります。

集約化の主な理由といたしましては、メイン会場に申告者の整理を行う案内係や複雑な相談案件に対応できる経験豊富な職員を複数配置するなど、職員体制を充実させることで申告事務の効率化を図ること、今回から申告書への記入および本人確認書類の添付が必要となった重要な個人情報である個人番号の管理徹底に細心の注意を払う必要があること、従来課題となっていた待合室や駐車場不足の解消等が挙げられます。

次に、出張申告会場日程追加の理由についてであります。

申告会場については、なるべく職員体制が充実しているメイン会場においていただくように周知を図ってきたところでありますが、申告日が近づくにつれ最寄りの支所での申告を希望する声が多数寄せられ、支所に申告者が集中することが予想されたため出張申告会場の開設期間を延長した次第であります。

次に平成29年度の各地区受付期間延長の考えについてであります。

平成29年度の申告受付体制については、市民の皆さまからいただいた貴重なご意見を参考に十分な検証を行い、改善策を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

市内施設の統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本年度を含めた各年度の更新対象施設数についてであります。

対象施設については、計画期間の30年間の合計で100施設であります。

各年度とのことでありますが、計画が30年の長期にわたるため5年ごとの施設数につきご説明いたします。

はじめに、本年度については更新施設はありません。平成29年度から平成33年度の5年間では観光施設2、学校1、市営住宅5施設。平成34年度から38年度の5年間では観光施設1、市営住宅5施設。平成39年度から平成43年度の5年間では観光施設2、武道場1、

学校 1、市営住宅 4 施設。平成 4 4 年度から平成 4 8 年度の 5 年間では庁舎等 1、集会施設 1、図書館 1、資料館等 1、幼児・児童施設 3、保育施設 2、学校 5、その他教育施設 1、市営住宅 8 施設。平成 4 9 年度から平成 5 3 年度の 5 年間では庁舎等 2、集会施設 3、資料館等 2、体育館 2、弓道場 1、屋内ゲートボール場 1、グラウンド・管理施設等 2、観光施設 2、農林施設 1、保育施設 6、学校 8、その他教育施設 2、高齢者福祉施設 1 施設。平成 5 4 年度から 5 8 年度の 5 年間では庁舎等 2、集会施設 1、資料館等 1、プール 1、体育館 2、弓道場 1、武道場 1、グラウンド・管理施設等 1、観光施設 2、農林施設 2、幼児・児童施設 1、保育施設 2、学校 1、高齢者福祉施設 1、医療施設 1、市営住宅 2 施設であります。

次に市民への周知についてであります。

公共施設等総合管理計画では、人口減少や人口構成の変化によりサービス水準の再構築が必要としており、施設保有量の減少により一概に住民サービスが低下するものではありません。

市民へは今後、市広報紙を活用し市が所有する公共施設の現状や今後の施設管理の目標等について周知していくとともに、計画の本編や概要版についても市ホームページに掲載し市民の皆さまに広く周知をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

6 番、清水敏行議員の児童生徒の命を守る通学路の交通事故対策における、ドクターヘリの離着陸場についてのご質問にお答えいたします。

ドクターヘリは、生命の危険がある三次救急患者を救急救命専門の医師と看護師がドクターヘリに搭乗し現場に到着後、直ちに治療を行い助かる命を救うため、平成 2 4 年 4 月より山梨県と山梨県立中央病院が実施主体となり運行を行っているもので、市内には現在 3 7 カ所の離着陸場が指定されております。

また、ドクターヘリの離着陸場は峡北消防本部がヘリ運行会社の専門スタッフと候補地の調査を実施し、調査結果から候補地として選定基準に適すると判断した場合、山梨県に推薦を行い県が土地所有者の承諾を得て決定されます。

ドクターヘリは運行から 5 年が経過し、市内で離着陸に必要な安全が確保できる場所はおおむね指定されていると思われませんが、新たな増設は可能であることから峡北消防本部から要請があれば積極的に協力してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

○6 番議員（清水敏行君）

2 項目めの、先ほど市内通学路の安全点検ということで推進会議がありますというお話をいただきました。特に四季を通して冬、凍結の時期、それから草木が繁茂する夏の時期、そういう季節の中でも特にそういう時期を重点的に点検していただきたいと思うのですが、そういうことはされているのかどうか確認だけさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

清水敏行議員の再質問にお答えをしたいと思います。

通学路の日常的な点検というふうなご質問だと思います。

たしかに日常的というふうな状況になりますと、なかなか難しいという状況ではございますけれども、市のほうとしては危険箇所について、義務教育振興実行委員会ですとか学校や保護者等から申し入れをいただいた改善が必要なルートについての、通学路の安全確保というふうな形で対応している状況であります。また日々の通学路等の安全等に関しては保護者、それから学校等で対応している中で例えば先ほどの質問の中のありましたとおり木が繁茂するというふうな状況については、それに応じてうちのほうで対応するものは対応していくというふうな考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

それでは次、再質問ということで2つ併せてお聞きして終わりにしたいと思います。市内施設の統合についてでございますが、実際に29年度は特にありませんと。29年度以降、そういう時期がくるわけですね。ですからもし可能であれば分かる範囲で結構ですので、具体的に30%縮減、具体的にどういうことを考えておられるのか、可能な範囲でもしお答えがいただけるのであればいただきたいと思っております。

それから最後の申告会場の集約化についてですけども、改善をしていただくと、改善をされるというお言葉でございますが、もう少し具体的にどのくらい期間の延長が可能なのか。もう少し踏み込んだ回答がいただけたら助かります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

清水敏行議員の公共施設の総合管理計画、30%の件についてのご指摘についてお答えさせていただきます。

可能な限り具体的にということでありまして、更新時期を迎える施設が30年度以降、徐々に該当になってくるわけでありまして、今の時点においてどの施設をという特定をし、あるいは特定されているような状況ではありません。ただ、過去を振り返ってまいりますと諸先輩の大変なご努力によりまして、先ほども答弁がありましたけども、小学校ですとか、あるいは給食センターの統廃合とか進んできた経緯、あるいは今回の総合計画でも庁舎、学校施設といった義務、あるいは義務的な施設というものではなくて、その他施設という産業系のものを中心に検討していくということになると思いますので、そうしたところを総務省が示した30年

というところを1つの目安として、あとは具体的に町内、あるいは市民の皆さんとも意見交換をしながら進めていくということになるかと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

清水議員の再質問にお答えをいたします。

確定申告の改善というようなご質問でございますけども、今年に限らず確定申告につきましては、どうしても前半のほうに集中するという傾向がございますけども、今回も3月以降についてはだいぶスムーズな申告というふうになってございますけども、そういう意味では地区割等を考慮する中で検討していく必要がございますし、そこらへんを期日等についても併せて検討、改善させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

保育の充実についてお伺いいたします。

少子高齢化の進む中、本市では少子化対策に多くの施策を施行しています。中学3年生までの医療費の窓口無料化や子育て支援住宅の建設、病児・病後児保育の実施や今回、ほくとっこ元気課を北杜市保健センターに設置し、本年4月には子育て世代包括支援センターを開設して子育てに関する事業や相談業務等を充実させるなど、さまざまな取り組みを行っています。

第2子以降の保育料の無料化は全国に先駆けたものでした。さらに保育園の入園基準も保育に欠けるものという基準が緩和されたこともあり、保育園を利用する家庭が増えています。また保育園に幼稚園の機能を持たせた認定こども園も市内に3カ所設置されています。保育園の持つ役割はますます大きなものとなってきています。

こうした取り組みを進める上で、特に保育園では保育環境を整えるため、保育士の確保が重要となっています。出生数が減少しているとはいえ未満児の入所が増加している中、認定こども園等の設置や幼い子どもたちを預かることには、しっかりとした体制を整える必要があると考えています。現状と今後どのような方針を考えておられるのか、伺います。

また保育の過程を終了しても給料や待遇などの関係で、都会に就職してしまうような話も聞いています。保育士が必要なこの北杜市にとって、これもまた大きな問題であると考えています。幼児期は人間形成の上で最も大切な時期であることから保育士の質の向上も重要であります。これには予算上の検討もありますが、現在抱えている慢性的な保育士不足を解消し地域の雇用にもつなげる保育士養成の奨学金制度を創設してはいかがかと考えます。このような観点から保育士の養成と確保を図る考えについて伺います。

1. 保育園の入園者数、これは過去3年間についてお願いいたします。それとそのうちの未満児の数についてお伺いいたします。
  2. 職員の数と今後の方針について何かお考えはありますでしょうか。
  3. 奨学金制度を創設する考えはありますでしょうか。
- 以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

保育の充実における保育士数と今後の方針についてご質問をいただいております。

はじめに現在の保育士数については、育児休暇中の職員を含め正規職員は81名で嘱託・臨時職員が76名であります。平成29年度の保育士数については育児休暇中の職員を含め正規職員は84名で、嘱託・臨時職員は80名であります。

今後、総合戦略の取り組みとして進める保育園の充実、また3歳未満児の入園率が増加傾向の中、ゆとりある保育の充実にはこれまで以上の保育士の確保が必要であると考えております。

このような状況において、本年度から保育士の処遇改善を図っているところでありますが新たな保育士の確保に苦慮しているところでもあります。県内外の保育士養成課程のある大学等を訪問し、積極的な保育実習生の受け入れの広報活動を行い、優良な新卒保育士の確保を図ってまいります。

広報活動に当たっては本年度、若手保育士により本市の魅力や保育園の特徴、実際に働く保育士の声をまとめたパンフレットを作成したところであります。多方面においてパンフレットを活用し、広く募集してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えします。

保育の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保育園の入園者数についてであります。

過去3年間の北杜市立保育園の入園者数は、他市町村からの受託園児を含め各年4月1日現在で平成26年度は1,022名、うち3歳未満児が256名。平成27年度は1,019名、うち3歳未満児が284名。平成28年度は1,001名、うち3歳未満児が283名であり、平成29年度は997名、うち3歳未満児が302名であります。

入園者数については減少傾向にありますが保育料第2子以降完全無料化の効果もあり、3歳未満児の入園率は増加傾向にあります。

次に奨学金制度の創設についてであります。

現在、専門職の奨学金制度においては、保育士の確保においても効果的であると考えているところでありますが、保育士の採用に当たっては看護師の採用とは異なり、行政職と同様、市の職員採用試験を受験し採用となること、また保育士においては行政職と同様に定員適正化計画の

対象であることから、現段階での奨学金制度の創設は難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

○19番議員（保坂多枝子君）

ではまず保育士の確保についてお伺いいたします。

この入園者のうち未満児の数、今お伺いしましたところ26年度は約25%、27年度は28%、今年度29年度は約30%とこのように増加しております。児童福祉法のうち保育士の配置基準を見ますと0歳児は保育士1名につき子ども3人、1・2歳児は保育士1名につき子ども6人、3歳児につきましては保育士1名について子どもは20人、4・5歳児は保育士1名につき子どもが30人というふうな未満児は非常に保育士の数が必要になります。また定員90人以下の施設には、この定員のほかに1名以上の保育士が必要となってきました。

保育士は、今のお話の中では市の職員採用試験を受験して採用となるということ。それから定員の適正化計画の対象となっているというお話でしたが、この保育士は専門的な知識も必要であり、また今、先ほどお示しましたように需要が増えているというふうなことから適正化計画も検討すべきではないかというふうに考えます。その点についてお伺いします。

それから処遇改善についてですが、正規職員とそれから嘱託臨時職員がほぼ同数、80人前後いるようでした。ただいまの答弁の中で今年度から保育士の処遇改善を図るということでございますが、この臨時職員や嘱託職員のうちで勤務経験の長い職員、それから短い職員という方がいらっしゃいます。当然、仕事の経験や処理能力が違いまして、この中で不公平感があったという現状も聞いております。

午前中の北杜クラブさんの代表質問の中で嘱託職員の賞与、それから有休ですね、それから時間外手当の支給もあるというふうなお話を伺っています。ちょっとしつこいようなんですが、これは職員の勤労意欲にも大変影響があると思いますので、勤務時間やこの勤務体制、それから報酬などが今度の処遇改善で反映されているというふうに私は理解したいと思いますが、それでよろしいかどうか、2点お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

保坂議員の再質問にお答えをいたします。

定員適正化計画を検討すべきではないかというご質問だと思いますけども、定員適正化計画の取り組みにつきましては、人件費の削減や行政組織のスリム化で一定の効果を上げておまして、今後も行財政改革の一翼を担うものであり、引き続き計画的な定員管理を推進する必要があるというふうに考えております。

しかしながらご質問のとおり本市に限らず、全国的に子育て支援を政策の柱に積極的に取り組む市町村が多くなってきておまして、保育士の資格を有する者の需要も増加をしております。したがって定員適正化計画を推し進めることにより、こうした行政需要にこたえていくことができないという、相反する状況にもなり兼ねません。

現在の定員適正化計画では病院を除く行政職、保育職、教育職等を対象として中期的な定員管理を行う見地から5年間を計画期間として策定をしておりますが、行政需要や組織改革等を踏まえ、定員適正化計画の対象者をどこまでにするかということも含めて必要に応じて見直しも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

嘱託職員と臨時職員の処遇改善についてということでお答えをさせていただきます。

まず嘱託職員については臨時職員として1年間勤務し、2年目以降を嘱託職員として任用していくこととしております。また嘱託職員は月給制として毎日、1日7時間30分の勤務が可能であり、また早番・遅番勤務をしていただける職員については昇給制度の対象とすることといたしました。

臨時職員については任用後1年以内の職員および週20時間未満の職員を対象としておりまして、時給での賃金を支給するものでございます。

嘱託職員、臨時職員の処遇内容が違ふことから職務内容において原則、嘱託職員においてはクラスを担任していただくこととしましたが、それ以外の臨時職員については複数担任での業務に当たっていただくなど、職員配置に配慮することとしております。

なお、土曜日保育や早番・遅番勤務における時間外勤務については嘱託職員も臨時職員も同様に割り増し賃金として支給をさせていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再々質問を許します。

○19番議員（保坂多枝子君）

では再々質問をさせていただきます。

市の職員の方、非常に頑張ってくださいますので、ぜひ市のほうでもそのご理解をいただいて今後あまり負担がないように、そしていい保育ができますようお願いしたいところでございます。

それから奨学金制度のことなんですが、ちょっと難しいというご答弁をいただいているんですが、せっかくこの教育課程を修了して卒業しても、先ほど申し上げましたが賃金待遇、それから都会がいいなんていう理由もあったりして、北杜市に残る方というのがちょっと少ないような気もしています。そして子育て支援も市の大きな目玉の政策だというふうに考えておられて、北杜市自体に魅力を感じてもらおうということも大切かなというふうに思います。市長が提唱なさっている、このイクボス宣言を実現するためにも保育士さんを確保して安心して子育て、そして仕事ができる環境づくりというのが大変重要なことだと考えています。

先ほどの説明の中で県外各自治体に出向いて説明会をすとか、いろんな施策を考えていらっしゃるようですが、それよりもっと積極的な施策も考えてはいかがかというふうに思います。今、子どもの出生率が減少している、そんなときだからこそ子育てや就労する若い世代を

北杜市に増やしていく取り組みということが重要だと思っております。財政の問題だとか、それからいろいろな課題もあることだとは思いますが、ぜひこの保育士を目指す若者を支援する方法として奨学金制度を考えていただけないかということで再度質問させていただきます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

積極的な保育士の確保を図るようというご質問でございます。

市は保育士の確保のために処遇改善や労働環境などの改善を図ってまいりました。現在、国が示す保育士の基準は満たしている状況であります。保護者が子どもを安心して預け働きやすい環境にしていくには保育を充実することが重要であり、そのためには一層の保育士の確保が必要でございます。議員の提案される奨学金制度による保育士の確保も効果的であるとは思いますが、市におきましては現在、先ほど市長から答弁も申し上げましたけれども、保育実習生の受け入れを行っているところでございます。多くの学生の皆さん方に保育実習で実践経験を積んでいただき、また北杜市の良さを知ってもらうことで北杜市への就職につなげていきたいというふうに考えております。

また今現在、市の保育士が本市の保育園の特徴を紹介した保育士募集の手作りパンフレットを作りましたので、今後このパンフレットを活用しながら県内外の保育士等の養成課程のある大学等を訪問いたしまして、本市の魅力を紹介するとともに実習受け入れの広報活動を行い、優良な保育士の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで19番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

3つの項目で一般質問をさせていただきます。

まず1点目、獣害対策について伺います。

地域を歩き皆さまのお話を伺っていると、かなりの頻度でサルの農作物への被害についてのお話がございます。さまざまな対策をこれまでも実施し、取り組みをしてこられたことと思っておりますが、多くの現場で効果が感じられていない様子であります。農地の農作物のみならず民家へサルが侵入したという事例も出たと耳にしております。また通学路にサルが大量に出没するため、子どもたちが歩いて通れず親御さんが送り迎えをしているお話も耳にします。威嚇してくるというような話も聞きます。まだ襲われたというような話は聞いたことがありませんけれども、私自身、サルがいますと車を停めて外に出るなどして追い払ったりするわけですが、現時点で距離を取るといぐらいで逃げようと思わない、そんな状況です。

そこで以下、伺います。

1点目です。2016年5月12日、毎日新聞であったんですが、山梨県自治体へアンケートを実施したところ、自発的に申し入れがあった被害をもとにしており、泣き寝入り、自給的農地、耕作放棄地などは反映されておらず被害状況を正確に把握できていないとの報道がありました。当市はいかがでしょう。

2番です。管理捕獲頭数が設定されていると思うんですが、その頭数の妥当性というのはどのように考えられていらっしゃるのでしょうか。また5年先、一定程度先を見据えた頭数管理のシミュレーションというのがあれば、お願いしたいと思います。

3点目です。専門家にお話を伺ったところ、効果的なアプローチとして次に申し上げるようなご説明がありました。また総務省ホームページでも同様のことが謳われております。

まずステップ1としまして現状把握するという。これは群れの調査を行ったりですか、おおよその分布状況の把握、またサンプル的に捕獲し、その個体に発信器を付けてそれぞれの群の行動圏を調査するという。そして集落に依存している群れがどこなのか、どれなのかというのを識別するという。また、そういったことと並行して先ほどの1と同様なことですが、効果検証のために被害状況を把握するという。

ステップ2ですけれども、把握した現状をもとに作戦を立案する。これはそれぞれの群れにどう対処していくのかと、そういった作戦になります。

ステップ3としまして、立案した作戦の実施ですけれども防除、追い払い、捕獲、これらを個別にするのか、組み合わせでやるのか、そういった作戦の実施。

そしてステップ4としまして、作戦実施後の効果分析。これは捕獲頭数というのは、効果を得るためのプロセスの中で1つの指標にはなるとは思いますが、効果の有無はあくまでも農作物被害が減ったか否かです。

ステップ5、作戦の見直し、チューニング。これは効果が出れば継続すればいいわけですが、効果が出ない場合はその要因を分析して、再度作戦を練り直すというようなことになります。

こういったアプローチに照らし合わせた場合、当市の取り組み内容と合致するところ、しないところ、いわゆるフィット・アンド・ギャップですがそういったところがあるか、ないかというのを伺います。

4点目、総務省のホームページを見ますと新潟県三条市ですか、岐阜県恵那市などの成功事例が紹介されておりました。現状を踏まえ今後、当市ではどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

2項目めです。人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現と地上設置型太陽光発電との関係についてということで伺います。

市長は第2次北杜市総合計画、北杜市総合戦略、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づき移住定住や地域の活性化などを推進することにより、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現を目指すとされています。

過去にも多くの市民の心配の声が議会へ届けられていると思いますけれども、これは市長が進めようとしている計画、戦略、ビジョンと無秩序な地上設置型太陽光発電設備の設置が相容れないものであり、このままでは移住定住への大きなブレーキ要因となることを心配されているのではないかと感じます。まさにアクセルとブレーキが同時に踏み込まれている状況であり、パネルの耐用年数が経過してくる10年後20年後には当市のエンジンが壊れてしまい、修復

不能になることを心配されているのではないかと思います。

私自身、現場を見て回りましたが地域住民にとって、あまりにもひどいと感じざるを得ない設置のされ方もあれば、きちんと配慮されていると感じる設置のされ方もありました。3.11のあと再生可能エネルギーの推進という流れの中では、設置を規制することの難しさもあったのではないかと推察いたします。また景観の良し悪しは主観による部分もあるため、判断の難しさもあったのだらうとも推察をいたします。そこで以下、伺います。

1点目です。地上設置型太陽光発電の無秩序な設置は、移住定住の促進に好影響を与えているとお考えでしょうか、根拠も含めて伺います。

2点目です。移住希望先として人気の山梨県ですが、関連イベントが多いことも功を奏していると聞きますが、これだけ心配の声があるわけなので、無秩序な太陽光発電設備の設置の移住定住への影響を定量的に分析すべきではないかと考えます。例えば移住後、隣の土地に太陽光発電設備ができる可能性があるが北杜市への移住希望度に影響はあるかといった内容でアンケート調査をされてはどうでしょうか。かなりの割合で北杜市が移住定住の選択肢から外れてしまうのではないかと懸念いたします。これが理由で北杜市を選択肢から外した方がいるということを目にしますが、その逆は寡聞にして知りません。

3点目です。相続税のことを心配される市民の声もあるため、伺いたいと思います。例えばですけども7,500平方メートルの畑を事業者へ貸し出した場合、畑として相続する場合とパネルを設置したのちに相続する場合、どちらの場合もお一人が相続すると仮定すると、それぞれの相続税はどの程度となりますでしょうか、伺いたいと思います。

3項目めです。天下りについて伺います。

国会では天下りが大変大きなテーマとして議論されており、市民の皆さまからも高い関心が寄せられております。北杜市の過去の経緯を考慮すべきだというお声もあれば、民間では当たり前前のことであって、公務員だけが市民からの税金で優遇されるのはおかしいとの声もいただきます。市民の納得感のさらなる醸成、また疑念をお持ちの方についてはその払拭のため、また今後も北杜市で天下りが発生しないことをしっかりと担保していくために以下、質問いたします。

1点目です。天下りという言葉はマスコミをはじめ、さまざまところで使用されていますが、市長はどのように定義をされますでしょうか。

2点目です。現在、北杜市ではどのような状況でしょうか。

3点目です。大阪市の条例が高く評価されているというふうに目にしますが、当市とのギャップはありますでしょうか。

4点目、ギャップがある場合、市民から見たときに天下りと捉えられる事例が今後も発生しないよう、制度として担保することが重要と考えますがいかがでしょうか。

例えば内閣官房のホームページでは、毎年の再就職状況が個人名と再就職先を含めて公開されています。北杜市においても同様に公表していくお考えはありますでしょうか。マスコミ、市民の健全なチェックを入れていただくことも可能になります。大阪市ではさらに徹底しており、全数調査を第三者の有識者の手を借りて行っているということがございます。

以上、大きく3つの項目でよろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩いたします。

再開を4時といたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 4時00分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を始めます。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

2番、池田恭務議員の一般質問にお答えいたします。

獣害対策における今後の取り組みについて、ご質問をいただいております。

今後の獣害対策は、現在のニホンザルのテレメトリーを用いた行動域調査や効率のよい大型  
囲い罠など、さまざまな方法を取り入れている中で被害対策について検証し、他地域の事例を  
参考にして、経済的かつ効率的な地区の状況などに応じた被害対策を図ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

2番、池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現と太陽光発電との関係について、いくつかご  
質問をいただいております。

はじめに、太陽光発電施設と移住定住促進への影響についてであります。

本市への移住定住希望者は山岳景観や豊かな水資源があること等に魅力を感じ、また子育て  
支援策の充実等に関心を寄せております。

首都圏等で開催する各種相談会や市の移住定住相談窓口に来られる方々も本市の気候や仕事、  
子育て等といった相談内容が中心となっております。

一方、太陽光発電等に関する質問をされる方もおりますので、今後も各種相談会や市ホーム  
ページ等を通じて、本市を希望される方々が求めている情報の提供に努めてまいりたいと考  
えています。

次にアンケート調査の実施についてであります。

昨年9月から本市への転入者に対し、転入アンケートを実施しております。その項目としま  
して移住か否か、移住を決めた理由、利用した移住支援策などのほか自由記載の欄も設けてお  
ります。

今後も転入時のアンケート等により移住者のニーズを把握し移住定住にかかる支援、要望等  
にこたえてまいりたいと考えております。

次に、畑として相続する場合とパネルを設置した場合の相続税についてであります。

相続税につきましては国税のため税務署の管轄となりますが、課税価格の計算方法が非常に  
複雑であり、個々のケースによって状況が異なるため市での税額を算定することはできません。

次に天下りについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、天下りの定義であります。

天下りの定義につきましては諸々の考え方があると思えますけれども、利害関係のある関係機関、独立行政法人、公益法人、民間企業などへ組織的に再就職の要請を行い退職後の公務員等、職員を要職に就かせることであると考えております。

次に、北杜市の状況であります。

平成25年に公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられたことに伴い、定年退職した職員について無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続が図られる必要が生じました。

このため本市では定年後も雇用を希望する職員には必要に応じ、市立病院での事務やホール・会館等の管理業務へ配置しております。また、公益性のある関連団体から要請を受けた場合には再就職の調整を行っております。

次に大阪市の条例とのギャップについてであります。

職員の倫理規範、任用、人材育成、人事評価、給与、職員定数、再任用等について当市では条例・指針等、おのおのに規定しておりますが大阪市ではこうしたものを職員基本条例として包括的に規定している点などに違いがあると考えております。

次に、制度としての担保の重要性についてであります。

地方公務員法等の一部を改正する法律および北杜市職員の退職管理に関する規則により、元職員からの働きかけの規制や働きかけ規則違反に対する監視を強化することとしていることから、これらに基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、再就職状況を公表する考えについてであります。

退職者の再就職活動に類するものであり、現在のところ公表する考えはございません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

2番、池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

獣害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、被害状況の把握についてであります。

農作物の被害状況は、農家の申し出により集計しております。なお、農家が申し出をしない場合もあることから被害のすべてを把握することは困難であります。

次に、管理捕獲頭数と頭数のシミュレーションについてであります。

管理捕獲の対象鳥獣はニホンジカ・ニホンザル・イノシシであります。毎年度の管理捕獲頭数は県が市の意見を聞きながら頭数が割り当てられることとなっており、平成28年度の割り当て捕獲頭数はニホンジカ2千頭、ニホンザル180頭、イノシシ140頭であります。また5年先においては現在と同頭数の計画と想定されますが、被害状況を勘案し県と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、専門家や総務省のホームページと市の取り組みとの相違についてであります。

現在、市では獣害対策の取り組みの1つとしてニホンザルにテレメトリーを用いた行動域調査を行っており、これは捕獲したサルに発信器を付けて群れの状況調査を行うものであります。この調査に基づいて群れが多く出没する箇所に大型囲い罠を設置したことにより、効率良い捕獲実績が得られた事例などから、本市の取り組み内容との相違はないものと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

○2番議員（池田恭務君）

まず獣害対策の件で再質問いたします。

まず1点目の状況を把握できているかどうかということなんですけども、経済環境常任委員会ではできていますという答弁だったわけですが、今日はより詳細に申し出のあったものにはできているけども、ほかはできていませんということで今日のほうがより詳しく正しいというふうに捉えますけど、まずそれでいいかということが1点目です。

2つ目です。管理捕獲頭数の妥当性ですけども、市の意見を県に伝え県で決めるということですが、市の意見の妥当性ということになりますので、そういうお答えだったんですね、なのでそこをちょっと確認したいと思います。

3点目です。効果的なアプローチとのギャップがあるかどうかということなんですけども、ギャップがないですということでありましたが、ここでは作成の見直しというようなこともありまして、効果が出ているかどうかというのはしっかりチェックするということになっているわけなんですけども、私が耳にする話を聞いていると、なかなか現場で効果が感じられていないという状況ですので、どこかにやっぱり大きな問題があるんじゃないかということが透けて見えるんですね。なのでこのステップができていのであれば、何かPDCAがまわっていないとかそういった何か大きな問題が潜んでいるように思います。実施できているということなので、効果の部分で先ほど私が冒頭で申し上げたようなお話というのは把握されているかどうかというところを確認させてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

池田議員の再質問にお答えいたします。3点いただいたかと思えます。

まず被害状況でございますが、先ほど答弁しましたとおり被害につきましては、農家の申し出の数を集計しているということで、被害が少ない、または届け出てもというところの方もいらっしゃると思いますので、被害が出ていない方も多数いるのかなという想定の中で全体の被害の状況の把握については、状況を把握することが困難でありますということでございます。

それから2点目の頭数でございますが、県のほうに申し出て、その妥当性ということでございますが、管理捕獲につきましては、県のほうで各市町村の意見を聞きながら割り当ての頭数を決めるということでございます。それにつきましては、県のほうでも専門家を入れた中で割り当ての頭数を決めるということでございますので、このあとの質問にもございますけど、被害が出ているから被害頭数をどうこうするというものではございません。全国的、それから県の管理捕獲頭数の計画の数でも生息数を適正なものにしていくという中で計画を持っておりまから、毎年どのくらいの頭数をということで割り当てられる数字でございます。

それから被害がということでPDCA、また農家の方の効果が出ているのかというご質問でございますが、鳥獣害被害につきましては、これといった決定的な解決策がないのが実情でござ

ざいます。地域の猟友会の皆さんにお願いしまして頑張っているという状況でございます。ただ、その中でも市の中でも補助事業がございまして、電気柵、それから地域で頑張っていたら補助金を出すという事業もございまして、それらをぜひ活用していただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君の再々質問を許します。

○2番議員（池田恭務君）

ご説明ありがとうございます。

まず2番の件ですけれども、やっぱり今、お話を伺っていますと管理頭数の妥当性というのは最終的な農作物の被害ではなくて生息数ということでしたので、必ずしもその頭数が妥当かどうかというのはちょっと難しいのではないかなというふうに感じます。

3つ目の効果的なアプローチに絡むところですが、経済環境常任委員会では市内に今、専門家はいませんというお話でした。私はやっぱりそういったところが効果的なステップの抜け漏れだとか、あるいはやってはいても効果的になっていないというようなところにつながっているのではないかなというふうに感じます。したがって、来年度もかなりの額の予算が積み重なっていたというふうに思いますが、例えば専門家を呼んでちょっと見てもらうですとか、何か変えないと私は状況が変わらないのではないかと心配いたします。ちょっとそこについてご答弁をいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

池田議員、今、獣害対策は再々質問ということになりますね。

○2番議員（池田恭務君）

はい。

○議長（中嶋新君）

確認で。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

池田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの頭数の関係でございますが、こちらにつきましては先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

次の効果的ということで、専門家が市内にいないということで専門家の対応とか、そのへんのことを、意見を聞いたらどうかというご質問でございますが、たしかに市内には専門家は少ないという状況でございます。ただ市の職員として猟銃の免許、それから罟の免許を持った方が2人いまして、市の職員と同じように平日、日常の見回りをしていただいていることはしております。もう1点、市内ではないんですけれども、市外の大学の先生の方がいらっしやいまして、前々からということで、先ほどテレメトリーの話をしていただいたんですけど、そのテレメトリーの関係で、大学の先生の意見とかテレメトリーを付けるときには大学の先生に来ていただいて、いろいろなアドバイスをいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

池田君、再質問。

○2番議員（池田恭務君）

それでは、2項目めの太陽光関係のほうで再質問をいたします。

まずアンケートの件ですが、先ほどいただいたご説明だと太陽光パネルがどれだけ移住希望度合に影響があるかというのは捉えられないだろうなというふうに思います。もしアンケート、効果的だということで先ほどご答弁いただいたのであれば、ぜひ例えば有楽町の、ちょっと正確な名前は忘れましたが、あそこですね、説明会とかよくやる、あそこで例えばアンケートを取ってみるとか、そういったことでぜひ定量的な情報をもって分析されるというのが市民にとっても安心ではないかなと思います。ですので、それができるかどうかということをお願いします。

3つ目の相続税です。おっしゃるとおり国税ですので、なかなか回答は難しいかなと思いつながら私も質問したわけですが、ご答弁をいただいたとおり私もいろんな税理士さん、会計士さん、確認してみました。そうしたところおっしゃるとおりで、まだ相続事例が非常に少ないということですが、あとさまざまな変数ですね、斟酌、割合がなんだとか周辺の状況がとかそういったことで、なかなか最終的に100%こうだというようない例を出すのが難しいということだったんですがいろんなそういったパラメーター、変数を設定して例えば1平方メートル当たり、さっきの例ですね、7,740円だとして、また相続時の残存期間が10年から15年ですとか、そういった設定をしてシミュレーションをしたところ、畑のままだったら74万円ぐらいの相続で済んだのが15倍ぐらいに跳ね上がるというケースもあり得ることなんですね。そうしたことがちょっと心配だということで市民から私ちょっとお話を伺っていたりします。ですので、国税なんですけども、もし市のほうにそういったことが心配だという相談があれば、受けていただけないかなというふうに思ったりもするわけですが、ちょっと難しいかなとは思いますが、そのあたりご答弁をいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

池田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど有楽町での相談会ということでアンケート調査の件でございますけれども、相談会、市役所での窓口につきましても太陽光に関わるような相談はほとんどございまして、北杜市で行っています子育て支援等の問い合わせが非常に多いということでございますけれども、有楽町でそのようなこと、太陽光についてどのようなお考えなのかということで聞き取りをすることは可能だというふうに考えております。

それから2点目の相続税の件でございますけれども、議員、たしかに先ほどおっしゃいましたように倍率とか、いろんな地区によって設定が定められておりまして、またほかに預貯金とか有価証券があるとか、また故人の葬儀費用のこの部分が関わってくるとかいろんな状況がございまして、なかなか設定というか税額を出すのが難しいというふうに思っております。たしかに北杜市のほうで税額が出るかどうかちょっと分かりませんが、基礎控除額として3千万円がございまして、その中で600万円という基礎控除がございまして、そこらへんにつき

ましては、また相談に来られたときには相談に乗りたいと考えています。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

残り8秒ですが終了してよろしいですか。

（はい。の声）

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、池田恭務君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、5番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

北杜市内における松くい虫の現状と対策についてを伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

全国の松くい虫被害量は昭和54年度の約243万立方メートルをピークに減少傾向になり、平成27年度の被害量は約48万立方メートル、現在はピーク時である昭和54年の5分の1になっております。高緯度・高標高地域等、被害量が増加している箇所も存在しています。現在も松くい虫被害は依然としてわが国最大の森林病虫害であり、平成27年度は北海道を除く46都府県で被害が発生しました。

北杜市は山梨県の北西部に位置し市北部に八ヶ岳、北東部にみずがき山、東部に茅ヶ岳、南西部に甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスといった全国有数の山々に周囲を囲まれ、総面積6,300ヘクタールと県下最大の面積を有しており、県有林を中心とした奥地は秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園、県立南アルプス巨摩自然公園に指定されており、その面積は1万7千ヘクタールに達しており、景観等のロケーションは最高であります。しかしながら現在、甲斐市宇津谷の北部に松くい虫の被害が拡大されており、最高のロケーションも危うくなっております。

北杜市内の赤松林は総面積6,300ヘクタールの森林面積の15%を占めており、赤松は北杜市の木にも選定された親しみ深いものでありますが、北杜市においては松くい虫被害は継続的に発生しているため、森林病虫害等防除法に基づき区域を指定し伐倒駆除・処理等の防除策を講じているとのことです。

このようなことから被害拡大を防ぐにはこの防除方法のほか、その被害木を処理しないとさらに松くい虫の被害が拡大してしまうので、松林の手入れを行うことが重要だと言われております。もし松くい虫の被害にあってしまったら、残念ですが被害木を元に戻すことができないからです。松くい虫やマツノマダラカミキリが媒介します、このカミキリの発生は5月ごろで6月のはじめから6月の終わりが発生ピークとなるそうです。なお、標高の高いところでは発生が遅くなるといわれております。

山梨県はありがたいことに、この枝虫の被害が少ない県です。ヒノキ造林の歴史が浅いためかもしれません。しかし一度、被害が激しくなると対応が難しい害虫のため油断は禁物であります。この害虫は枯れ枝から入るので枝打ちをよく行い、枯れ枝の数をなるべく減らすことが重要になることから森林の管理には労力が必要とされております。

また風倒木等が発生し県道の路上に倒れている場合、人身事故、車両事故等などや電線に触

れ切断したことにより企業やインシュリン投与の患者が就寝していて、この患者にインスリン投与ができなくなり死に至った場合の補償問題などが生じることがあるため、各支所における相談窓口の業務と松くい虫被害対策に関する職員の配置が急務と思われます。この職員の配置とともに例えばガスでLPガス集中監視を利用した見守りシステムによる独居老人見守り隊、高齢者安否確認のような北杜市版の森林管理見張り隊および道路管理見張り隊等を各地域に1名、北杜市より任命して情報の管理・提供をシステム化するために構築してはと考えております。森林管理は所有者自身による適正な管理が基本であり、必要なことから森林所有者が適正な管理ができる松くい虫の現状と対策について、次のとおりお伺いいたします。

1．松くい虫の被害状況について。

8町の被害面積・被害総額についてをお願いしたいと思います。

2．松くい虫の被害対策・指導内容について。

被害対策の予防と駆除とは。

3．風倒木等による対物・対人に対するの損害賠償・補償について。

4．各支所における相談窓口の業務と松くい虫被害対策の職員配置について。

情報の管理・提供をシステム化するための構築については。

各地区に松くい虫被害見張り隊の設置については。

5．松くい虫被害に対するの補助事業の内容について。

松くい虫被害対策事業とは。

ここ、すみません、カギ括弧の被害拡大防止松林とありますが、これ松林を森林に変えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

被害拡大防止森林において、県や市町村が進める樹種転換事業とは。

松林健全化整備事業とは。

以上の内容について、ご答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

5番、藤原尚議員のご質問にお答えいたします。

北杜市内における松くい虫の現状と対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、被害の予防と駆除および住民への指導内容についてであります。

被害の予防と駆除方法は薬剤処理とくん蒸処理があり、早期に駆除を行うことが予防につながるものと考えます。

指導内容については、市の広報紙やホームページなどで山林の所有者へ責任ある適正な管理を指導しており、また市で行っている里山整備事業や樹種転換事業などを紹介し、山林が本来あるべき健全な姿に転換されるよう促しております。

次に、各支所における相談窓口の業務と職員配置についてであります。

情報の管理および提供のシステム化については現在、支所と本庁で情報の共有化を図りながら担当職員が住民の相談や現地確認等を各支所と連携し業務を行っているところであります。

松くい虫の被害は市内の広範囲にわたり発生しておりますが、今後は調査体制について検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

5番、藤原尚議員のご質問にお答えします。

北杜市内における松くい虫の現状と対策について、いくつかご質問をいただいております。はじめに8町の被害面積・被害総額についてであります。

市内8町の松くい虫の被害面積・被害総額については、市内の森林面積が約460平方キロメートルと広大であることから把握が困難と考えます。ちなみに防除事業を行うために平成28年4月から12月までの私有林の被害調査を行い、駆除の対象とした被害本数は1,480本であります。

次に、風倒木等による対物・対人に対する損害賠償・補償についてであります。

風倒木による第三者への損害については、民法に基づき原則的に山林の所有者が負うものとされています。

次に補助事業の内容についてであります。

松くい虫被害対策事業は森林病虫害等防除法に基づいて実施しており、森林病虫害の駆除を行って松林の保全を図ることを目的としております。この目的を達成するため松林の保全を推進する造林衛生伐事業、また標高800メートル以上を基準とする高標高地域において、駆除を推進する非公共事業および区域を指定する要件はなく、全域で伐倒処理を行うことができる枯損木除去事業により国や県の補助を受けて、年3回程度実施しております。

樹種転換事業については、地区被害拡大防止森林において松くい虫被害森林の積極的な伐採を行うとともに松以外の樹種に変えることで健全な森林への転換を図るための事業となります。

この樹種転換事業は国・県合わせて約70%の補助を受けることができ、さらに北杜市里山整備事業を活用した場合には本市が独自に25%の補助金の上乗せを行い、補助率95%の補助事業となりますので森林所有者の皆さまには積極的にご活用いただきたいと考えております。

松林健全化整備事業については、保全松林健全化整備という国の補助事業で地区保全森林の対象区域の松林の健全な育成と保全を目的として、伐倒くん蒸または伐倒薬剤処理を行う事業であります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○5番議員（藤原尚君）

ございません。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで5番議員、藤原尚君の一般質問を終わります。

最後に北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

本年度予算も組み上がり、いよいよ渡辺市長の思い描く施政方針が実現する段階に入ってきました。渡辺市長の描く新しい北杜市への展開を期待しつつ、質問に入りたいと思います。

県内外を問わず少子高齢化、人口減少が叫ばれている中、市内定住者を増やしていくことはとても至難の業だと思います。

数年前から山梨県、特にわが北杜市は住みたい田舎ランキングで上位のランクに位置しており立地条件や北杜市民の人柄、市政の進めてきた市外へのアピールが功を奏した素晴らしい評価だと思います。高評価を受けているにもかかわらず、市民人口累計を見ても減少の一途を歩んでいるのはなぜでしょうか。このランキングには間違えてはいけない大きなポイントがあります。それは圧倒的多数の人々は利便性を求め都市部に田舎から移り住み、その人々が都市部以外で移住するなら、どこの田舎に住みたいかというランキングだからです。本当に移住を考えている人など、ほんの一握りではないでしょうか。

インターネットが発達し、どこにいても情報が得られるから問題はないなど移住に際してのご意見も理解はできますが、実生活を考えると情報だけ高速化すればよいものではありません。地方では日常的な買い物にかかる時間と品質、いざというときの救急医療、通勤時間や選べる仕事数など利便性の欠如からくる弊害はたくさんあるのです。

車を運転でき自由に行動できる人は大した問題ではないのかもしれませんが、心身の問題により車を運転できない方、行動範囲の狭くなった高齢者、仕事や家庭の状態により時間のゆとりがない方などにとってはとても大きな問題です。

過去から現在、どの時代を見てもより便利な生活ができるところに人は集まり移り住み新しいまちをつくってきました。それは高度情報化社会といわれる現代でも同じなのです。山梨県の中でも便利に買い物ができるイオンやラザウオークなど、商業施設のまわりには必ず新興住宅地が広がり、新しいまちを形成させています。各時代の地域管理者は自分たちの地域を活性化させるために道を整備し、物品の流通を発達させ商店関係者を集め金銭の流れを加速させ人口を増やし発展させてきました。

今までは交通手段も限定され、近くの商店街で買い物をして生活をしてきたので商店街を活性化させることが町を発展させる得策でした。しかし現在は交通手段も発達し、物ではなく人が流出し、より便利で品物もある都市部で買い物する時代になってきています。

北杜市では一般日用品までも市外で購入する人も増えてきているのが現状で、このままではより利便性を求め買い物だけではなく住居までも流出していくと思われます。特に若い世代にはこの流出現象が顕著に表れ、甲府や韮崎に住み北杜市に通勤している方も少なくありません。このままでは過疎化地域が広がり、高齢化も急速に進み住みたい田舎ランキングも急落することでしょう。早急に対処しなければならぬ政策は過疎化対策などではなく現状、人口が密集している地域の利便性を向上させ、市外流出を防ぐことだと思います。

便利で安心して暮らせる地域と大自然が味わえる未開発の地域が隣接していることこそがこのニーズに合った住みたい田舎の理想像だと考えます。そのためにも民間企業任せではなく、行政側からより率先して交通や商業の発展を進めていかなければ、住みよいまちはつくれないと考えます。このことを踏まえ、交通面・商業面の利便性についてお伺いいたします。

はじめに交通面の利便性についてお伺いいたします。

市民交通の利便性を高めるため計画実行されています、ふれあい支援農道ですが一部の区間が使用できないため有効利用できていないのが現状です。現状の工事進捗状況および全面開通できる時期はいつごろでしょうか。

このふれあい支援農道は何カ所も主要道路と交差し、横断危険箇所や実際に接触事故など起きている箇所があります。特に長坂小中学校と甲陵高校近くの3カ所の交差点は通学路に指定されているところもあり、子どもが被害にあってからでは遅いのです。早期に信号機など安全対策を取るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

鉄道は車を所有していない方の主要交通手段だと思います。市内では小淵沢駅で駅舎新築工事が進められ、今まで以上に利便性が向上することは喜ばしいことです。しかし小淵沢駅が新しくなることに伴い長坂駅は無人駅となり、大きく利便性が低下することとなりました。今期の予算に長坂駅の改修工事が計上されていますが、その内容について具体的にお聞かせください。

続きまして、商業面の利便性についてお伺いいたします。

今の買い物客の動向を見ると集合店舗施設や大型複合商業施設などに行き、日用品などもまとめ買いする傾向にあります。近隣でも休日になると蕪崎のライフガーデンなどで買い物をする方が多く見受けられます。北杜市には類似する施設が乏しく、市外へ流出する市民を防ぐためには、行政が率先して大型複合商業施設などを誘致することも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

商店街が崩れていく大きな要因の1つに買い物人口の低下があります。大規模商業施設ができると小規模店舗は打撃を受けるとの意見もありますが、都市部を見ると大規模店舗ができたおかげで近隣の人口が増え、来店者が増えた小規模店舗があるのも事実です。長坂のきららシティなどは大型店舗と小規模店舗が融合したよい例だと思います。そのような施設を増やすことについては、いかがでしょうか。

大型施設を造るためには、人口密集地に大規模開発を進めなければいけません。しかし、北杜市では平坦な広い土地には田畑があり、多くの規制がかかり開発できないのが現状です。市民の利便性を向上させるため、そのような土地に対して規制緩和し、高度土地利用ができるように早期開発ができる特別区域のようなものは設定できるでしょうか。

北杜市の素晴らしい自然を守るためにも、現状居住地の高度活用が重要な課題だと思います。そのためにも主要道路に面している土地は、より多くの住居などを立てる方向に動くような政策を展開するのが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

集合店舗は好まれる傾向にある現状において、今までは違う商店街の創設する目論見として現在、使用していない旧学校の校舎やグラウンド、役場施設や利用頻度が少ない公共施設などの一部を一般商業者に区画して貸し出し、小規模な集合店舗スペースなどをつくることは可能でしょうか。

東京スカイツリーのソラマチのような観光と商業をタイアップさせた施設が多く見受けられ、パノラマ温泉とパノラマ市場の関係がその小規模な例だと思います。このような施設を形成、増設させるため行政側からの取り組みとしてどのような方法があるでしょうか。

以上2項目、9件を私の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

ここで本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

交通面の利便性について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ふれあい支援農道の工事進捗状況および全面開通時期についてであります。

県営ふれあい支援農道整備事業は、長坂町長坂上条地区と高根町箕輪地区を結ぶ全長6.6キロメートルの広域農道であります。

平成10年度に事業着手し、現在は長坂町夏秋地区の整備を行っております。本年度で主要工事を終え、平成29年度に舗装工事等を行い全線開通の見込みとなっております。

次に、長坂駅改修工事の具体的な計画内容についてであります。

長坂駅バリアフリー化整備事業については、昨年11月にJR東日本と長坂駅改札内バリアフリー設備整備事業の調査設計に関する覚え書を締結し、平成29年度に調査設計業務を行う予定であり、エレベーターを整備する計画となっております。その調査設計の成果をもとにJRと協議を行い具体的な工事内容、工事の実施時期などを検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

3番、秋山真一議員の商業面の利便性における未使用公共施設の一部貸し出しについてのご質問にお答えいたします。

現在、未使用となった公共施設については教育、文化、福祉、産業などの振興に資するよう民間事業者等へ幅広く公募した中で貸し付けを行っているところであります。

今後、集合店舗スペース確保等の要望があった場合については、地域住民の意見・意向等を踏まえた中で検討してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに交通面の利便性における、ふれあい支援農道の信号機などの安全対策についてであります。

平成29年度は全線開通となることから今後、山梨県公安委員会の現地調査もありますので県とともに安全対策が必要な箇所については、公安委員会に対し要望等を行ってまいります。

次に商業面での利便性について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、大型複合商業施設などを誘致する考えについてであります。

昭和町のイオンモールや甲斐市のラザウォーク、韮崎市のライフガーデン等に若者やファミリー層が多く訪れ週末を楽しんだり、日常的な買い物を通じた地域にも商圏が及び活性化が図られている状況があります。

本市にも長坂町のきららシティ、Jマートや須玉町のやまと、くろがねや等、小規模ではあ

りますが複合的な施設もあり、集客が図られているところであります。

また小淵沢町のハケ岳アウトレットモールは複合施設として市外からの誘客や市民の利用者も多く地域の活性化を牽引しており、平成30年度には30店舗の増床や環境型統合医療センターの整備も計画されております。

定住者や移住者の生活の利便性を考えると、大型複合商業施設の誘致は大変効果的であると考えておりますが、地元の商店等へ打撃があるのも事実であります。

また、広大なエリア内に住宅地が点在している状況や観光以外での市外からの流入人口が少ないこともあり、本市での大型複合商業施設等の出店については厳しい状況があるものと考えております。

次に、大型店舗と小規模店舗の共存についてであります。

大型店舗を誘致し誘客することにより周辺の地域にも商圈が広がり、地域の活性化が図られることは県内の大型複合施設の周辺でも見受けられ、本市としてもこのような誘致が可能であればとても効果的であると考えますが、一方でさらに周辺の小規模店等との共存についても配慮が必要であると考えております。

次に、主要道路に面している土地を高度活用させる施策についてであります。

主要道路に面し、居住地等となっている集落内の農用地は宅地や商用地として活用できることから、農振農用地からの除外が可能な場合もあるので商業施設の新規出店等への活用は可能なものと考えております。

次に観光と商業をタイアップさせた施設の形成、増設についてであります。

観光誘客と商業は密接に関係しており、大小はありますが観光スポット周辺には商業施設が設置されており、観光で誘客した消費者に対し商業施設で食事や土産等の提供を行い、消費喚起を行っております。

市の管理施設であります道の駅こぶちさわ、はくしゅう、南きよさと等が代表的な施設であります。これら複合施設等をさらに増設等するための市からの支援策であります。近年、施設整備等のハード事業への支援が難しい状況となっており、起業や経営に対する支援策は商工会等を通じて行っております。

またハケ岳観光圏事業で日本版DMSを構築し、各観光施設等が互いに連携し施設の魅力や商品等についてPRや販売等を行っていくことが可能なことから、これらを活用して支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

3番、秋山真一議員の商業面の利便性における人口密集地開発工事の規制緩和についてのご質問にお答えいたします。

本市では秩序ある土地利用を推進するため、平成22年に北杜市まちづくり計画を策定し平成23年に北杜市まちづくり条例を制定しました。その中で1千平方メートル以上の面積で建築物を有するものを開発行為として協議を行い、地域ごとに建築時における規模形態等を定めております。

地域の区分は森林と建物の調和を図る森林共生区域、農地と建物が調和した田園環境を形成する田園集落区域、各総合支所周辺などの地域拠点区域があり、森林共生区域と田園集落区域では建ぺい率を40%または50%以下、容積率を100%以下、建物の高さを13メートル以下としているところを地域拠点区域では建ぺい率を最大70%以下、容積率を最大400%以下、高さを20メートル以下などに緩和しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

○3番議員（秋山真一君）

交通面・商業面とも難問もある中、ご尽力されていることが分かりました。1つだけ確認を込めて再質問させていただきます。

交通の利便性についての3番の長坂駅のことについてですが、長坂駅が便利になることは利用者にとって素晴らしいことだと思います。しかし現在、窓口相談も指定の駅まで行かなければならずエレベーター設置などの車イス利用者への対応、特急利用者への特急指定席券も購入できる券販売機の設置など、いろいろなご意見を聞いております。このような要望を利用者の目線に合わせ今後も計画、協議を要請していただけるでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

秋山真一議員の再質問、長坂駅の利便性を図ることについてのご指摘についてお答えさせていただきます。

長坂駅が便利になることは、それはもちろん素晴らしいことであります。ただ一方で、今、JRのサービスとして行っている利用者目線に合わせた、特急指定券の販売などもやっているというような状況でもありまして、そうしたことも踏まえつつも毎年夏ごろに山梨県、長野県、それから中央線沿線の自治体で組織している中央東線高速化促進期成同盟会がございますので、そうしたところでもかかる要望をして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山君、いいですか。

○3番議員（秋山真一君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月17日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時00分

平成 2 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 7 日

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第17号 北杜市個人情報保護条例及び北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第18号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第19号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第20号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第21号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第22号 北杜市林業休養センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第23号 北杜市営子育て支援住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第24号 北杜市財産区管理会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第25号 峡北広域行政事務組合の共同処理する事務及び事務所の位置の変更に伴う峡北広域行政事務組合同規約の変更について
- 日程第12 議案第26号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算
- 日程第14 議案第28号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第29号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第30号 平成29年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第31号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第18 議案第32号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第33号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第34号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第35号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
- 日程第22 議案第36号 平成29年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第23 議案第37号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計予算

- 日程第24 議案第38号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第25 議案第39号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計予算
- 日程第26 議案第40号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第41号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第42号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第43号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第44号 平成29年度北杜市大泉財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第45号 平成29年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
- 日程第32 議案第46号 平成29年度北杜市白州財産区特別会計予算
- 日程第33 議案第47号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第48号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
- 日程第35 請願第4号 北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願
- 日程第36 請願第1号 中部横断自動車道(長坂~八千穂)の早期実現を求める請願書
- 日程第37 請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願
- 日程第38 議案第13号 北杜市小淵沢駅交流施設条例の制定について
- 日程第39 議案第14号 北杜市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第40 発議第1号 中部横断自動車道(長坂~八千穂)の早期実現を求める意見書の提出について
- 日程第41 発議第2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
- 日程第42 発議第3号 原発事故避難者の生活困窮者支援並びに住宅支援の検討・実施を求める意見書の提出について
- 追加日程第1 発議第4号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出について
- 日程第43 議員派遣の件
- 日程第44 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

市 長	渡 辺 英 子	副 市 長	菊 原 忍
総 務 部 長	坂 本 吉 彦	企 画 部 長	濱 井 和 博
市 民 部 長	平 井 光	福 祉 部 長	茅 野 臣 恵
生 活 環 境 部 長	名 取 文 昭	産 業 観 光 部 長	田 中 幸 男
建 設 部 長	赤 羽 久	教 育 長	堀 内 正 基
教 育 部 長	浅 川 一 彦	会 計 管 理 者	五 味 正
監 査 委 員 事 務 局 長	横 森 弘 一	明 野 総 合 支 所 長	篠 原 直 樹
須 玉 総 合 支 所 長	中 田 二 照	高 根 総 合 支 所 長	植 松 広
長 坂 総 合 支 所 長	武 井 武 文	大 泉 総 合 支 所 長	手 塚 清 作
小 淵 沢 総 合 支 所 長	岩 波 信 司	武 川 総 合 支 所 長	秋 山 広 志
白 州 総 合 支 所 長	神 宮 司 浩	総 務 部 次 長	石 井 悠 久
政 策 秘 書 課 長	丸 茂 和 彦	総 務 課 長	織 田 光 一
企 画 課 長	小 松 武 彦	財 政 課 長	植 村 武 彦
ま ち づ け 推 進 課 長	坂 本 孝 典		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議 会 事 務 局 長	高 橋 一 成
議 会 書 記	清 水 市 三
”	田 中 伸

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお執行部 小石農業委員会事務局長は体調不良により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてから日程第37 請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願までの37件を一括議題といたします。

本件につきましては各委員会に付託しておりますので、各委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第15号から議案第18号、議案第25号および議案第27号について報告を求めます。

総務常任委員長、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○総務常任委員長（齊藤功文君）

総務常任委員会委員長報告を行います。

平成29年3月17日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 齊藤功文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は2月28日の本会議において付託されました事件を3月6日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 北杜市個人情報保護条例及び北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について

議案第25号 峡北広域行政事務組合の共同処理する事務及び事務所の位置の変更に伴う峡北広域行政事務組合同規約の変更について

議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算（所管分）

以上6件であります。

審査の結果です。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「養子や里親といった実例は職員にあるのか。また、育児休業を取った男性職員はいるのか」との質疑に対し「養子等についての実態は今、把握していない。また育児休業を取得した男性職員はこれまでにない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第17号 北杜市個人情報保護条例及び北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「特定個人情報を国の情報提供ネットワークシステムを介して提供する場合、制限が除外されるが地方自治体においてどのように除外されるのか」との質疑に対し「特定個人情報の利用については、現行では法令に定めるものしか情報提供ネットワークシステムを介して情報提供ができなかったが、条例で定める独自利用事務については情報提供の制限から除外されることになる」との答弁がありました。また「重度心身障害者や子ども医療費の助成についても情報提供が可能となることにより、転出後も福祉サービスの提供を素早く受けることが可能となるのか」との質疑に対し「国の情報提供ネットワークシステムを介して情報提供が可能となることによって、住民サービスは向上することになる。また、その情報連携のやり取りを記録し保管しなければならないとされている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第18号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

「今回の条例改正により平成29年度の税への影響はどうか」との質疑に対し「軽自動車税については、平成28年度から反映されており、今回の補正において2,850万円増額している。平成29年度予算では軽自動車税を1億7千万円としている。住宅借入等特別税額控除については期間が延長されたものであり、税収に影響はない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「マイナンバーについて、個人情報保護の観点から今回事務処理について予算化されているが管理の方法はどのようにしているのか。また、公会計制度導入に向けどのように実施していく予定か。また、伝票処理はどのようになるのか」との質疑に対し「マイナンバーの管理については、会計課では業務後金庫に保管している。各課においては、カギの付いた書棚で管理しているが、カギのかかる書棚がない課については会計課において管理している。また、領収済み通知書の仕分けや消しこみ処理を委託する予定であるが、読み込みエラーが生じた場合については、会計課において手入力により処理する。公会計制度導入に向けては、備品および固定資産台帳との連携が新たに必要になるが、その他については現状と変わらない」との答弁がありました。

また「人件費について、定員適正化計画により適正に管理されているのか」との質疑に対し「定員適正化計画により、これまで約120人の人員を削減してきた。今後、第3次定員適正化計画に基づき、5年間で10名削減する予定であるが行政サービスへの影響、長時間勤務縮

減や商工食農課やほくとっこ元気課の創設、保育士不足に対応する必要も生じてきているため、平成29年度は1名ないし2名計画値を上回るが、計画期間の中で調整する予定である」との答弁がありました。

また「マイナンバーカードについて、平成29年度の予算にも計上されているが何枚発行する予定か」との質疑に対し「個人番号カードについては、平成29年2月末現在で4,169枚発行した。地方公共団体情報システム機構に出された申請件数は4,874件あった」との答弁がありました。

また「臨時職員の人数は。また、人事評価システムに関連する予算が計上されているが内容は、さらに人事評価をどのように活用するのか」との質疑に対し「病院を除く平成29年1月1日現在の臨時・嘱託職員の数は臨時職員が336人、嘱託職員が109人の合計445人である。来年度、臨時職員から嘱託職員に移行する者もいるが、おおむね同数に達すると考えている。人事評価は導入が義務化されたことから平成28年度から実施している。予算はシステムの保守料を計上しており、人事評価を導入することにより面談等を通して適正な人事評価を行い、行政効率を高め住民サービスの向上につなげていきたい」との答弁がありました。

また「平成29年度ポンプ車および小型ポンプ積載車が予算計上されていないが、今後の更新はどのように計画しているのか」との質疑に対し「消防ポンプ車および小型ポンプ積載車については平成28年度、自動車ポンプ車2台、小型ポンプ積載車については22台更新した。更新時期についてはポンプ車を20年、小型ポンプ積載車を25年と考えており、平成31年から計画的に更新をしていく」との答弁がありました。

質疑終結後、「新年度予算は小淵沢駅舎の新築工事や須玉小学校の大規模改修が終了したため、前年度予算規模より46億5千万円少ない279億2千万円規模となっている。7億2千万円の繰上償還や経常経費等の削減により予算総額を抑え、市債および基金合わせて合併時より467億円改善する見込みとしている。こうした状況にあって、第1の理由として生活困窮者、高齢者、児童や心身障害者等へ社会保障費である扶助費が総額の9.1%と他市と比べて低い状況にあり、市民の暮らしを守るため市民要望に応えるべきである。第2の理由としてマイナンバー運用経費が計上されているが、マイナンバーカードの交付が始まって1年経過したが希望者数は頭打ちであり、この仕組みは住民にとって不必要で不安が強いことが浮き彫りとなっている。それにもかかわらず国はマイナンバーの利用範囲を拡大して、国民を置き去りにして進めていることは重大な問題である。このことから反対する。一方、「一般会計の内訳を見ると市税は3億円増加しているが交付税は段階的に縮減され、このことに対応した予算組みの努力をしている。市債も平成17年度末に1,009億円であったが、平成29年度末にはピーク時から353億円の削減となるよう、当初予算において7億2千万円の繰上償還を行うこととしている。加えて、平成28年度においても臨時財政対策債の借り入れを回避している。財政健全化に努める一方で、支所費において地域の課題に早期に対応するため、総額1億円を予算化し市民ニーズに対応している。またマイナンバーの導入については、今回条例改正を行うことにより、転入転出後、早期に社会保障の継続的な実施に対応できるようにしている。これらの理由により賛成する。また「これまで12年間は白倉市長のもとで財政健全化を進め、住民のご理解とご協力や職員のたゆまぬ努力により、財政健全化を示す指標にその成果は表れている。将来に向かい、女性の視点から一歩進んだ北杜市を目指すことを目標として誕生した渡辺市政のスタートである平成29年度一般会計の予算は財政の健全化を継承し、交付税の縮減

に備えた緊縮型予算を組み、一方では渡辺市政の5つの分野にも対応し、平成29年度からの総合計画との整合性を図り、将来を見据えた積極的な予算である。市民の参加と協働により、未来を担う子どもたちのために暮らしやすい豊かな北杜市の実現を目指すのにふさわしい、積極的かつ健全な成熟度の高い予算である。このことから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第25号 峡北広域行政事務組合の共同処理する事務及び事務所の位置の変更に伴う峡北広域行政事務組合規約の変更についての2件は質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第19号および議案第20号、議案第27号から議案第31号、議案第36号から議案第38号までについて報告を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成29年3月17日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、2月28日の本会議において付託されました事件を3月7日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第19号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例について

議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第28号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計予算

議案第29号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 平成29年度北杜市介護保険特別会計予算

議案第31号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

議案第36号 平成29年度北杜市病院事業特別会計予算

議案第37号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計予算

議案第38号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計予算

以上10件であります。

審査結果を申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第19号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「今回の改正によりファミリーホーム入所者や里親も対象となるのか」との質疑に対し「対象者に変更はない。今回の改正は、児童福祉法等の改正に伴う条ずれによるものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

「条例を改正することにより保育料収入は減少することになるのか」との質疑に対し「今年度の利用者数は38名であり、保育料収入は7万7千円であった。これまでの利用者に減免対象となる世帯の方はいないため、減少することは見込んでいない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「自殺対策強化事業は、小中学生を対象とした事業を実施しないのか」との質疑に対し「自殺対策としては高校生を対象に「生命の授業」として赤ちゃん抱っこ体験を実施しているが、小中学生に対しては思春期と称して事業を実施しており、心も成長する中で赤ちゃん抱っこ体験を実施し、命の大切さを教えるよう事業を実施している」との答弁がありました。

また「生活困窮者に対する学習支援事業のうち公営アカデミーの事業費と対象者数は」との質疑に対し「学習支援事業のうち生活保護世帯や生活困窮者世帯に対する予算は35万6千円であり、夏休みおよび冬休みの長期休暇期間に学習の基礎や生活面を公営アカデミーに登録した元教員によりサポートしていく。生活保護世帯で10名、生活困窮世帯で7名程度を予定している。併せて日中の昼食支援も実施していきたいと考えている」との答弁がありました。

また「保育士処遇改善事業の具体的な内容は、また、放課後子ども教室の事業として英語を活用したプログラムの導入を予定しているが人材の確保策は」との質疑に対し「保育士の処遇改善については月給制とし毎月22日分の給与を保障し給与改善を実施する。また英語を活用したプログラムでは、教育委員会において公営アカデミーとして人材バンクを創設し、登録していただいた教員OBを各町にある放課後子ども教室に派遣するものである。併せて、北杜高校の協力を得ながら、英語遊びとして生徒に英語指導を行ってもらえることになっている」との答弁がありました。

また「小学校施設等中長期保全化事業を実施する7校はどこか」との質疑に対し「市内に小学校が11校あり、統合する高根北小学校と高根清里小学校は実施せず、須玉小学校と高根東小学校は大規模改修工事の中で実施するため、残りの小学校の普通教室に順次エアコン等を整備していく」との答弁がありました。

また「文化協会および体育協会の補助金が減少しているが、削減額はいくらか」との質疑に対し「文化協会については平成24年度から平成27年度までは428万1千円であったが、平成28年度から5%ずつ削減し今回386万3千円の予算となった。体育協会については平成22年から平成27年度まで2,600万円の補助であったが、平成28年度から5%ずつ削減し、今回2,346万5千円の予算となった」との答弁がありました。

また「アートマネジメント講座の具体的な内容は」との質疑に対し「アートマネジメント講座は国文祭として始めた事業であり、山梨大学と連携協定を結び市内にいる芸術・文化活動を行っている市民を対象に開催している」との答弁がありました。

質疑終結後、「市長は約7億円の繰上償還を行い、一層の財政健全化を進めるとしている。無駄をなくすことを旗印に、市民サービスや暮らしやすさを後回しにするものである。この予算は県内他市と比べると社会保障である扶助費に充てる割合が低く、総予算の9.1%である。前年度の剰余金や財政調整基金は溜め込むのではなく、市民の暮らしのために使うべきである。まず市民部の予算としては、国保税の引き下げのために一般会計からの国保への繰入金を活用すべきである。福祉部の予算としては、子ども医療費を高校3年生まで拡大すべきである。また、県が開始した保育園への看護職の配置制度にも対応すべきである。教育関係予算でも、地域で頑張っている文化協会や体育協会への補助金を還元すべきである。予算総額の一部をこれらの予算にまわすことは可能であることから反対する。一方、「保育士の処遇改善の予算が含まれており評価できる。また困った人に手を差し伸べることは重要であり、今回の予算では交通弱者や生活が困窮している子どもたちへの支援事業がいくつか盛り込まれていることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第28号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

「法定内繰入と法定外繰入それぞれの金額は」との質疑に対し「法定内繰入は5億1,787万3千円で、法定外繰入は乳幼児医療等対策事業費繰入金744万3千円である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第36号 平成29年度北杜市病院事業特別会計予算であります。

「訪問看護事業の利用者数が増加しているが要因は」との質疑に対し「訪問看護ステーションつくしんぼは1,244名多く見込んでおり訪問リハの利用者が増えたことが要因である。また、八ヶ岳訪問看護ステーションについても466名の増加を見込んでいる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成29年度北杜市介護保険特別会計予算、議案第31号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第37号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第38号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計予算の5件は質疑、討論ともなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第21号から議案第24号、議案第26号および議案第

27号、議案第32号から議案第35号、議案第39号から議案第48号までと請願第1号および請願第2号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、井出一司君。

井出一司君。

○経済環境常任委員長（井出一司君）

それでは経済環境常任委員会委員長報告をいたします。

平成29年3月17日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 井出一司

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、2月28日の本会議において付託されました事件を3月8日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第21号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例について

議案第22号 北杜市林業休養センター条例の一部を改正する条例について

議案第23号 北杜市営子育て支援住宅条例の一部を改正する条例について

議案第24号 北杜市財産区管理会条例の一部を改正する条例について

議案第26号 市道路線の認定について

議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第32号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

議案第33号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計予算

議案第34号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第35号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算

議案第39号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計予算

議案第40号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計予算

議案第41号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計予算

議案第42号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計予算

議案第43号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計予算

議案第44号 平成29年度北杜市大泉財産区特別会計予算

議案第45号 平成29年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算

議案第46号 平成29年度北杜市白州財産区特別会計予算

議案第47号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計予算

議案第48号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算

請願第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める請願書

請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願

以上22件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「ごみ収集日程表作成経費は予算計上されているが、ごみ・資源物分別マニュアルの更新予

定は」との質疑に対し「ごみ・資源物分別マニュアルを作成してから数年経過し市民、収集業者や対応している職員の意見を踏まえて作成し、来年度の早い時期に配布する予定である」との答弁がありました。

また「ソーラー街路灯設置工事の設置箇所は」との質疑に対して「ソーラー街路灯は、市内にある避難所36箇所に順次設置していく。平成28年度から実施しており、平成29年度は5箇所を予定している」との答弁がありました。

また「水の山北杜ブランド事業で推進のために映像を作成するとのことだが具体的な方法は」との質疑に対し「シナリオコンクールを実施し、一般の方からアイデアを募集し、北杜市の豊かな自然や美しい景観を生かした映像を作成しPRしていく」との答弁がありました。

また「鳥獣害対策として効果がみられなければ方法を変えることも必要では」との質疑に対し「鳥獣対策は県が策定する特定鳥獣捕獲管理計画に基づき実施していることもあり、個体数減少のため、管理捕獲頭数などは昨年と同様とし、野生鳥獣共同捕獲事業で実施している大型囲い罠の設置を平成27年度から実施しており、これまで2基設置した結果、効率よく捕獲できたため、平成29年度は2基設置し強化していく予定である」との答弁がありました。

また「市営住宅改修事業で武川団地を改修する予定であるが、具体的な計画は」との質疑に対し「武川団地については、耐震工事および下水道への接続工事を行う。11棟を順次改修していく予定である」との答弁がありました。

質疑終了後、「厳しいシーリングを設定して総額を抑制し、事業効果や施策の優先度を精査しているものの行政サービスを充実するよりも財政の健全化に協力する予算である。各事業の効果を最大限に引き上げること、その効果目標を明確に示すことがなければ市民の納得が得られない。また、必ずしもPDCAサイクルがまわっていない。これらのことから反対する。一方、「予算編成にあたっては交付税の段階的縮減に対応し、さらなる歳入歳出の見直しを行い、財政健全化の取り組みをより一層進め、基金を財源に約7億円の繰上償還を行う一方で、第2次北杜市総合計画を着実に推進するため、事業の集中と選択を図り、重点的かつ効率的な予算配分に努めた予算であることから賛成する」との討論があり、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第32号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計予算であります。

「徴収委託業務の業者選定の方法と選定理由は」との質疑に対し「プロポーザル方式により選定した。委託料だけでなく検針員等の継続雇用や地元雇用を行うこと。また、災害時にノウハウを活用した支援など地域活動への協力などが提案されたことから選定した」との答弁がありました。

また「峡北地域広域水道企業団からの受水費用はいくらになるのか」との質疑に対し「水道企業団からの受水費用は、責任水量制により塩川系が日量5,600立米、大門系が日量1万2,150立米に対し1立米98円および消費税を乗じた額となる。また、平成28年度の受水量は責任水量の70%強の状況である」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第35号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算であります。

「北杜サイトの管理運営費が年々増額となっている要因は」との質疑に対して「パネル自体の更新の必要はないが、平成19年度から稼動しており、計測機器の監視システムやパワーコンディショナーの修繕費がかかることが要因である。更新時期を迎える平成29年度は、予算

が増加する」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第1号 中部横断自動車道(長坂～八千穂)の早期実現を求める請願書であります。

「中部横断自動車道の請願者の願意は」との質疑に対し「中部横断自動車道については、昭和62年第4次総合計画の開発計画において閣議決定がされ、平成8年、中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会が設立されて以降、韮崎をはじめ北巨摩の町村長たちが国に対して要望してきた経緯がある。請願人の願意は、こうした多くの皆さまの要望をできる限り早期に実現するため環境影響評価の手続きを速やかに進め、事業の具体的な説明を国から求め早期に整備に着手することであり、道路整備計画に当っては、北杜市の恵まれた自然環境と景観に最大限配慮し、地域の活性化につながることである」との答弁がありました。また「中央道のように物流・観光をとおして北杜市に恩恵をもたらすこと、道路の建設が日本を発展させてきたことは分かるが、これまでのように費用対効果を期待できるかどうかは分からないし、ストロー現象のようなマイナス面も考えられるのでは」との質疑に対し「中央自動車道開通によって北杜市は大きな効果をもたらされた実績がある。今後、中部横断自動車道の費用対効果を上げるには地域に客を呼び、地域を活性化する策をわれわれがいかに講じるかが大切になる」との答弁がありました。また「中部横断自動車道については、不確実な面が多く意見が割れている。自然や景観にどれだけ配慮した計画となるのか具体的に例示されることで問題解決につながるのではないのか」との質疑に対し「環境影響評価の方法書へ手続きを早期に進めることにより自然景観を守る方法や具体的なルートを市民に提示してもらえ、次の段階として住民説明が行われることになる。環境アセスメントを速やかに進めることにより、市民の不安を払拭することができると思われる」との答弁がありました。

質疑終結後、「地元の期待や経緯は分かるが、今後の人口減少や車の保有台数が減少する中で道路整備は疑問を感じる。今必要なことは道路の維持管理費や高齢者の足として公共交通を考えることであり、国全体の道路行政の変換であり、国民一人ひとりも考えていかなければならないことから反対する」。一方、「長年にわたり要望し続けてきた経過があり、いろいろな論議はあるものの命をつなぐ道としてだけではなく、この地域の産業・経済の発展になくてはならない道である。一刻も早く開通してほしいことから賛成する」。また「将来を担う子どもたちのために造る必要があることから賛成である」。また「長野県、山梨県への救急病院へ搬送するために必要であり、野辺山や川上村から高原野菜を運ぶトラックが小淵沢中学校のそばを通り、中学生に危険が及ぶのではないかと危惧されている方がたくさんいることから賛成する」との討論があり採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

次に請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願であります。

「福島から北杜市へ避難している方は何名いるのか。区域外からの避難者は何名いるのか」との質疑に対し「区域外からの避難者が何人いるか不明であるが、福島県内から北杜市と韮崎市含めて公営住宅に11世帯24名、民間賃貸住宅は18世帯42名で、このうち高松団地に7世帯15名、県営住宅に2世帯と把握している」との答弁がありました。また「福島県宛ての請願とした理由は」との質疑に対して「住宅の無償支援は国から福島県に予算を割り当てたものであり、窓口が福島県となるためである。また、山梨県には自治体独自の支援をお願いするものである」との答弁がありました。また、「国の状況や自主避難者の住宅事情を含めた生活

環境はさまざまであり、実態をしっかりと把握した中で議論すべきと考えるがいかがか」との質疑に対し「いろいろな状況が世帯ごとにあり、経済的に自立している方や母子家庭の方もいる。一律に対応するのではなく柔軟な対応をしていくべきと考えている」との答弁がありました。また「生活困窮者には他の法律での手当があり、経済的に自立している方に対しても支援する必要があるか検討していく必要があるのではないのか」との質疑に対し「全国で250世帯の方々が住宅に困窮していることから今回の請願となった」との答弁がありました。

質疑終結後、「政府はこれまで努力してきており、願意も理解できるがこの請願についてはもう少し調べた上で結論を出したいことから継続審議とすべきと考え、今すぐ採択することに反対する」。一方、「被災地はまだ復興途上であり、今までの生活区域からいろいろな事情により離れて生活することは大変なことである。震災からまだ6年しか経過しておらず住宅の無償支援、空き家の募集など原発事故子ども・被災者支援法により住宅支援を国に求める必要があることから賛成する」。また「被災地は復旧の真っ最中であり、インフラの整備は整っていない状況にある。自主避難者の状況はさまざまであり、しっかりと状況把握をした上で生活困窮者には手を差し伸べるべきであることから賛成する」。一方、「自主避難者の現状をしっかりと把握した上で結論を出すべきである。支援の方法はさまざまあり、しっかりと内容を精査する必要がある、継続して検討していく必要があることから結論を出すことに反対する」との討論があり採決の結果、賛成反対同数であったことから委員長採決により不採択すべきものと決定しました。

議案第21号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例について、議案第22号 北杜市林業休養センター条例の一部を改正する条例について、議案第23号 北杜市営子育て支援住宅条例の一部を改正する条例について、議案第24号 北杜市財産区管理会条例の一部を改正する条例について、議案第26号 市道路線の認定について、議案第33号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計予算、議案第34号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算、議案第39号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計予算、議案第40号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計予算、議案第41号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計予算、議案第42号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計予算、議案第43号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計予算、議案第44号 平成29年度北杜市大泉財産区特別会計予算、議案第45号 平成29年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算、議案第46号 平成29年度北杜市白州財産区特別会計予算、議案第47号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計予算、議案第48号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算の17件については質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に議会運営委員会から継続審議となっております請願第4号について報告を求めます。

議会運営委員長、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○議会運営委員長（秋山俊和君）

議会運営委員会の委員長報告をいたします。朗読にて報告いたします。

平成29年3月17日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会議会運営委員会委員長 秋山俊和

議会運営委員会委員長報告書

議会運営委員会は、12月7日の本会議において付託されました事件の審査を2月9日、3月10日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

請願第4号 北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願以上1件であります。

審査結果

この審査過程における主なる質疑を申し上げます。

はじめに2月9日の委員会では、平成23年に採択された請願に対する執行側のこれまでの対応について担当課より説明を求めました。

担当課である政策秘書課からは「ケーブルテレビの加入率は68.1%で市民の視聴できる機会も多いことから、CATVの地デジ化移行に向けて平成23年度に機器等を整備し、5年間の継続委託により議会放送を実施していた。請願が採択されたことにより、インターネット中継で配信することを検討したが、新たな事業に取り組む場合にはスクラップ・アンド・ビルドの原則に従い既存の事業を見直すことが必要とされていたことから、CATVでの議会放送について検証を行い継続することを決定した。CATV未加入者に対しては、DVDにより視聴が可能となるよう対応してきた。平成27年度の議場システムの整備に伴いインターネットを活用できる環境にあり、平成29年度にアンケート調査を行い議会放送について今後検討する予定であるが、早期にインターネット中継を実施することは考えていない」との説明を受けました。

その後、委員から「録画配信であれば技術的には可能か。また、費用をかけてのライブ配信はCATVを実施しているからできないという認識でいいか」との質疑に対して「市としては不適切な配信方法は避け、映像もCATVで放送するために収録・編集したものを録画配信することは技術的に可能である。現在、CATVで放送しているためインターネットの配信は考えていない」と答弁がありました。また「リアルタイムでの配信の早期実施を考えていないという認識でいいか」との質疑に対して「事業効果が薄いこと、市が責任を持って配信しなければならないことなどからリアルタイムの中継を早期に実施することは考えていない」との答弁がありました。

質疑終了後、議員全員に関わることであり、全員協議会で報告を受け委員以外の議員の意見も伺ったのちに再度、議会運営委員会で審議したいとの意見が出され、執行から議員全員に説明を行ってもらうことにしました。

次に3月10日の委員会では「請願者の願意はリアルタイムも含むインターネット中継なのか」との質疑に対して「請願書にもあるとおりリアルタイムかつ24時間いつでも視聴できるようにインターネット中継の実現を求めている」との答弁がありました。また「財政的な視点

から事業の効果を検証しながらスクラップ・アンド・ビルドにより事業を選択することになるがCATVとインターネット中継のどちらを選択すべきであるか」との質疑に対して「白州・武川地区においてはCATVの加入率は半分であり、いろいろな手段を用いて市民に周知する必要がある」との答弁がありました。また「請願者は、ライブ中継まで実施するよりもインターネット中継することを優先しているのか」との質疑に対して「リアルタイムおよび24時間配信することの両方であると思う」との答弁がありました。

質疑終了後、委員より「今後、インターネットへシフトしていくことは間違いないが、一方で高齢化率が35%を超え、インターネット環境を持たない高齢者も多くいる。現在の財政状況から見て、CATVに加えてインターネット中継を早期に実施することは困難である。平成29年度より番組審議会でCATVについて議論されることも含めて、早期に実現は無理かもしれないが請願者の願意を最大限に尊重し、北杜市議会本会議のインターネット中継を検証・実施することについて趣旨採択すべきでは」との意見が出され、全員異議なく趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

これから、議会運営委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって議会運営委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第15号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第16号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第17号 北杜市個人情報保護条例及び北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第17号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第18号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第18号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第19号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第19号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第20号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第20号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第21号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第21号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第22号 北杜市林業休養センター条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第22号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第23号 北杜市営子育て支援住宅条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第23号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第24号 北杜市財産区管理会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第24号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第25号 峡北広域行政事務組合の共同処理する事務及び事務所の位置の変更に伴う峡北広域行政事務組合規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第25号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第26号 市道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第26号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算書に反対の立場から討論を行います。

新年度予算は小淵沢駅舎の新築工事と須玉小学校の大規模改修工事が終了するため、前年度予算規模より46億5千万円少ない279億2千万円の規模となります。新たに子どもへの学習支援など予算化されています。子どもの貧困をなくしていくことには賛成をいたします。しかし、以下の理由により予算案に反対をいたします。

市は予算編成の基本的な考え方で財政健全化を取り組み一層進めるとし、基金を活用して7億2千万円の繰上償還、早期の借金の返済を行っております。歳出では公共事業費は前年当初予算の範囲内、経常経費は前年の98%以内、その他行政経費は95%以内として総額を抑制しております。市の借金と貯金である基金の残高は、合併時より467億円改善する見込みを第一の予算としています。繰上償還7億2千万円の一部を以下の市民要求に応えるべきだと考えます。市民の暮らしは今、年金が下がっている、高い国保税の支払いが大変、非正規労働で一生懸命働いても年間200万円前後など格差と貧困が広がっています。こうした市民の暮らしを支えるためにも国保税の1世帯1万円の減額、市で2,200万円追加すれば高校3年生までの医療費の窓口無料化ができます。早期の実施、小学校・中学校の入学支援給付金を夏ではなく4月の実施、交通弱者へのデマンドタクシーの復活、文化協会・体育協会への補助金をもとに復活すること、こうした市の予算の約1%の金額でも市長の決断で実施できるものと考えます。

社会保障制度の一環として生活困窮者、高齢者、児童への子どもの医療費助成、心身障がい児に対して行っているさまざまな支援、こうした支援に要する経費である扶助費、この扶助費の新年度予算の比率を山日新聞の報道で示された県内各自治体と比較してみると甲府市では26.7%、県内で最高であります。一般会計が同規模である甲斐市では23.6%、南アルプス市では18.1%となっています。北杜市では9.1%であり、10%に届いていないのは県内市の中で北杜市だけあります。

第2の理由として、簡易水道事業特別会計へ水道管理費など繰出金を行っています。水道企業団より責任水量の買い取り制度になっているため、新年度においても使わない水にも支払いが求められています。全水量の約25%は使わない水のための支払いです。6億8,500万円のうち約1億7,100万円も無駄にしていることとなります。責任水量制をやめて水道企業団が不足する分はダムを設置した山梨県に負担を求めるべきだと考えます。

第3に少額ではありますが、自衛隊への協力の負担金が含まれております。自衛隊に高校3年生の氏名・住所など個人4情報を提供することは自治体の権限で拒否できるはずであります。

戦争法により危険な任務が加わり、青年の命を守るためにもやめるべきだと考えます。

第4に、いわゆるマイナンバー制度維持に関わる予算計上が行われていることにあります。カード希望者も政府の思惑どおりに広がっておりません。16年度末までに3千万枚の発行を見込みましたが、カードを取得した人は3分の1にも届かず国内人口の8%程度と留まって低迷しています。マイナンバーカードは身分証明のほかほとんど使い道がありません。それどころか他人に見せてはならない個人番号と顔写真が1つになったカードを持ち歩くことのほうが個人情報保護する点からすると、かえって危険であります。カード申請が頭打ちなのは国民が制度の利便性を感じず、むしろ不安が大きいことの反映であります。

第5に4款衛生費、1項保健衛生費、10目し尿処理費、22節の補償補填及び賠償金の中では北部ふるさと公苑、地域周辺地区への施設迷惑料として補償費427万5千円が含まれていますが、施設開設当初の不衛生な実態は現在なく改善をされております。迷惑料は必要ないと考えます。

第6には8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費に中部横断自動車道推進事業費が含まれております。道路建設は自然環境を破壊するだけでなく、国交省は利用する交通量などを調査することなく、この区間の採算性も示されておられません。建設に対し地元でも合意に達しておられません。建設を前提とした予算計上に反対をいたします。

以上の理由により、この予算案に反対をいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

議案第27号 平成29年度北杜市当初予算一般会計について賛成の立場で討論をいたします。

まずもって予算の規模は279億2,491万9千円で前年度比当初費46億5,848万6千円、14.3%減で国の交付税措置を鑑みた緊縮型予算であると思います。予算編成に当たっては交付税の段階的縮減に対応し、さらなる歳入歳出の見直しを行うとともに財政健全化の取り組みをより一層進めることとし、基金財源を活用して7億2千万円にのぼる市債の繰上償還を行う一方で、第2次北杜市総合計画を着実に推進するため事業の選択と集中を図り重点的かつ効率的な予算配分に努めた予算であるといえます。

その結果、平成29年度末の市債残高は全会計ベースで平成27年度末の674億円から656億円程度に減少する見込みであり、ピーク時の平成17年度末の1,009億円から353億円の削減となる。一方、平成29年度末の基金残高は164億円と見込まれ、合併時から114億円の増加、市債と合わせた全体の改善額は467億円となる見込みである。

こうした中、子育てと福祉、雇用、教育、スポーツ、女性の活躍の5つの分野の主要施策について重点的に推進するとともに引き続き少子化対策、定住促進に関する施策に全力を挙げて取り組むこととして、北杜市の総合戦略に基づく施策や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく施策を積極的に実施するほか就業促進住宅の整備、小学校中長期保全化計画に基づく小学校改修など本市の重要課題に的確に対応しているほか公営アカデミー学習応援事業、企業と求職者のマッチング機会創出事業、女性消防団員活動支援事業、上下水道の公金徴収事業等、新規

事業にも取り組んでいる。

このように平成29年度当初予算は国等の財源や有利な起債を最大限に活用し、市政全般にわたる重要課題に対応した予算となっていると思います。

このような理由から平成29年度当初予算に賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論ありませんか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

反対の立場から討論をさせていただきます。

議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算につきまして、反対の立場から討論をいたします。

渡辺新市長にとって初の予算編成ということもあり、ご期待し当定例会へと臨んだわけですが、多くの賛同できる事業がございました一方で、もろ手を挙げて賛成をできない点が多々ございました。厳しいシーリングを設定し総額を抑制された予算であり、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査したということで評価される箇所があるわけですが、市民の目線で考えますと行政サービスの充実を求めるのではなく市の財政へ協力いただいている内容であるともいえます。

そういった中では特に各事業の効果を最大限に引き上げること、またその効果目標を明確に示す必要がある。そうでなければ市民の納得は得られません。予算の妥当性はしっかりとした振り返りと事業改善の納得感が必須であると考えます。

所属する委員会に関連するところでは、獣害対策の効果検証と翌年度に向けた改善が弱いこと、観光分野の地域おこし協力隊の活用がうまくいっていないと見えざるを得ない状況での振り返りが不十分であること、観光分野では事業の効果検証が不明瞭で引き続き砂漠に水をまくようなと表現されるような効果の分からない事業が多いこと、就業促進住宅の事業費については土地代を含まずに1戸当たり費用が3千万円ほどになるということの理由説明が不明確、またこの大きな投資をどう回収していくのかの検討の経過・説明も不明確といったようなポイントがございました。これでは市民の皆さまの納得感を得るのは難しいと判断いたします。

市民の皆さまにご納得いただけないであろうと感じる以上は、当議案について賛成することは困難であり反対せざるを得ません。

今後は渡辺市長のリーダーシップのもと、しっかりとした目標設定、効果検証が実施されることを願い反対討論を終わります。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

賛成討論。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

まず最初に申し上げるべきことは先に開かれた3常任委員会、先ほど委員長の報告もありましたように3常任委員会ともその審査の結果は可決であります。まず委員会の結果を尊重すべきであると考えます。

さて北杜市は誕生してこの12年間は、白倉政司前市長のもとで財政の健全化を最重要課題として市政を推進してまいりました。その結果は実質公債費比率や将来負担比率等の北杜市の財政健全化を示す指標に改善された数値として明確に表れてきております。

一方、厳しい財政運営の中でありましたが国や県等の財源的に有利な事業等を積極的に導入し、そして北杜市の将来の発展のためにその基盤を築いてきております。このことは多くの皆さまが理解をし等しく評価しているところであると思います。

さてその北杜市の将来、そして未来へ向かってその発展の可能性を秘めた市政を継承し、一人ひとりが輝く“愛でつながる北杜市”をキャッチフレーズに、女性の視点から一歩進んだ北杜市を目指すことを目標に誕生した渡辺市政のスタートであります平成29年度北杜市一般会計予算は前市政からの財政健全化、非常に重要な課題であります、それらを継承するとともに合併特例によります地方交付税等の縮減等を踏まえ、前年度比14.3%を減額する279億2,491万9千円と緊縮型予算とする一方、渡辺市政の重点施策であります子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツ、それに女性の活躍の5つの分野について、29年度からスタートします北杜市第2次総合計画との整合性を図り予算に計上する等、将来を見据えた積極的な予算として組まれております。

白倉前市政12年間で築いた北杜市の基盤の上に新たに女性の視点を加え、市民の皆さまの参加と協働、そして男女の共同参画により北杜市の将来を、そして北杜市の未来を担うであろう次世代の子どもたちや孫たちのために暮らしやすい、豊かな北杜市の実現を目指すにはふさわしい内容の予算であります。

世界に羽ばたく北杜市、誇れる北杜市、その目標に向かって着実に、そして果敢に挑戦していこうとする積極的かつ健全な成熟度の高い予算であり、北杜市のさらなる飛躍を期待し、そしてそれを確信し議案第27号 平成29年度北杜市一般会計予算について賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第27号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決です。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第27号は各委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第28号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第28号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第29号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第29号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第30号 平成29年度北杜市介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第30号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第31号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第31号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第32号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第32号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第33号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第33号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第34号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第34号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第35号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第35号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第36号 平成29年度北杜市病院事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第36号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第37号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第37号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第38号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第38号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第39号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第39号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第40号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第40号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第41号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第42号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。  
次に議案第43号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第43号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。  
次に議案第44号 平成29年度北杜市大泉財産区特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第44号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。  
次に議案第45号 平成29年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第45号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。  
次に議案第46号 平成29年度北杜市白州財産区特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第46号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第47号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第47号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第48号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第48号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第4号 北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、請願第4号を採決いたします。

本案に対する議会運営委員長の報告は、趣旨採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に請願第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める請願書について討論を行います。

討論はありませんか。

最初に反対討論から。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

請願第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める請願書に反対の立場から討論を行います。

反対の理由の第1に今、急を要するのは今ある道路やトンネル、橋梁、特に耐用年数が経過し老朽化している施設の点検整備、補修を優先させて利用者が安心して通れるようにすることです。笹子トンネル事故と同じような悲劇を繰り返してはなりません。笹子トンネル裁判でも建造した事業者、設計者、管理補修の責任所在、その他責任を負うべき人々が黙ったまま、新たな、そしてしかも地元で強い新道路建設に反対をいたします。

第2に少子化が問題となっており、将来の人口減少も予測されております。将来も増え続ける老朽施設の管理補修と建設負債の返済は誰が責任を持つのでしょうか。過大な需要予測は国交省自身が認めております。この道路の採算性も市民には示されておられません。すでに若者の車離れも進み、日本経済は陰りが見えて国民負担となる消費税を引き上げることを政府は決定をしています。

第3に八ヶ岳南麓は農産物の生産が盛んに行われております。特に標高700メートルから800メートルには水田が広がり、大自然の恵みである八ヶ岳の名水が育んだ質の高いお米や野菜が生産されております。ここを通る高速道はこの水田地帯を横断し、道路整備により湧水の汚染や枯渇のため多くの水田や営農地が消滅する可能性があります。また工事が始まれば多くの雑木林が伐採され、そこに住む貴重な動植物等の自然環境が破壊されるだけでなく住みかや食物を失った動物たちによる農業被害も広がる恐れがあります。さらに長期にわたり近隣の道路を大型の工事車両が往来することにより排ガス汚染や騒音の問題も懸念されます。

第4には環境アセスメントの実施の発注者は工事を発注する国交省です。今までのアセスメントの報告は発注者に対し反対意見を述べるのではなく、このように注意して事業を行えば環境破壊を軽減できるので工事を実施すべきものといっております。市民にとって、とても公平なアセスメントとは言えません。さらに昨年11月にこの地帯、世界かんがい施設遺産に登録された全域を通過してまいります。

第5に命の道として必要と述べております。今、この北杜市を含めて地方の夜間の救急の医療体制はどうでしょうか。安心と言えるでしょうか。救急車はすぐに来てくれます。しかし患者さんを収容してもすぐに病院へ向かいません。医師の体制等が整っていない、救急を受け入

れられず1時間待ち、結果患者さんは急変し亡くなる、こうした事例も生まれています。今すぐ整備するには命を守るべき地方の医療体制の充実であります。

第6に災害時の代替道路として必要だと言います。阪神・淡路大震災、東日本大震災、昨年の熊本地震でも地震発生時には高速道は大きな被害を受け道路として機能をしていません。新しく建設される道路が代替道路となることは証明できておりません。緊急時はヘリの活用、一般道が有効であります。

そして第7に標高1千メートルを超す地域への高速道路は日本国内初であります。冬季の凍結した道路の安全性は保たれるのでしょうか。こうした大きな問題点が解決されていない新たな高速道路の建設には反対をいたします。そのため、この意見書の提出に反対をするものであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

請願第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める請願について賛成の立場で討論をいたします。

数年前に長野県の県会議員が私を訪ねてみえて川上村、八千穂などの南佐久周辺の道路事情では病院への緊急車両が最寄りの大病院への搬送が非常に難しく、助かる命も助からないケースが多いと。まさに命をつなく道は重要だということで私に話をしにまいりまして、そしてなんとか推進のほうを協力してくれという話がありました。

中部横断自動車がつながることにより山梨県立中央病院、山梨大学附属病院、佐久総合病院などの大きな医療機関への迅速な搬送が可能になるわけです。また現在は長野県の高原野菜の搬送は小淵沢中学校と近隣学校の通学路を大型トラックが走り、小淵沢インターから中央道を利用して首都圏、あるいは関西方面へ出荷しておる実情があるわけでございます。子どもたちの通学に危険な状況がありまして、非常に危惧されるところでございます。

そのような理由により請願第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める請願について賛成であります。

○議長（中嶋新君）

次に原案に反対者の発言を許しますが、討論はありますか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、請願第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この請願に対する経済環境常任委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、請願第1号は経済環境常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願について討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の発言を許します・・・。

委員長の報告に反対の発言を許します。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

委員長報告に反対を行い請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願、原案に賛成の立場から討論を行います。

国会議員で構成されている超党派の子ども・被災者支援議員連盟があります。参加している党と個人は自民、公明、民主、維新、共産、生活改革や川田龍平議員、糸数慶子議員などがあります。この連盟が2月28日、国会内で総会を開きました。総会では東京電力第一原発事故の被災者に対する住宅支援、甲状腺検査の実施や医療費免除、いじめ問題への対応を求める決意を行い、政府内閣総理大臣と関係閣僚に申し入れを行っています。決議は避難指示区域以外の避難者に対する住宅の無償提供が3月末に打ち切れ、多くの被災者が避難前の地域へ帰還を余儀なくされているため、各自治体が緊急対応を求められていると指摘。被災者に帰還を強制しないことや意向の調査、子ども・被災者支援法に基づく住宅確保の追加施策を求めています。

安倍政権はJRが自力で進めようとしていたりニア新幹線事業に3兆円の予算を投じています。一方、この福島原発事故での被災者に対し住宅支援の打ち切りは被災者の最後の命綱である無償提供を取り上げるものであります。被災者が引き続き安心して生活できるよう住宅支援を継続するべきであり、北杜市での意見書提出が重要だと考え原案に賛成をいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に原案に反対者、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

委員長報告に賛成して原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず最初に申し上げておきますが、私は福島での原発事故避難者への住宅支援の継続に反対するものではありません。生活困窮者支援の見地からも必要な措置であると思います。

しかしこの請願内容を見ますと避難指示区域指定の解除、区域外避難者の住宅支援が2017年3月打ち切りとあります。これは福島県の措置であり、政府の方針ではないということです。精神的賠償の2018年3月打ち切りもありません。

そして意見書の提出先が政府、山梨県および福島県とありますが救済支援は政府に求めるべきであり、地方自治体に求めるべきではないと認識しております。

委員会審議の中で紹介議員はいろいろな状況が世帯ごとにあり、経済的に自立している方、母子家庭の方もいる。一律対応するのではなく柔軟な対応をして行うべきであると考えていると答弁をされております。入居を求める方への一律無償は請願項目に反すると思います。

以上の点をしっかり精査して意見書を提出すべきであり、この請願2号はまだ十分に精査されていない状況であり、また所管であります経済環境常任委員会の結論は不採択であります。

委員会の審査結果を尊重し反対いたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者、委員長報告に反対の方。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願の採択に賛成の立場で討論いたします。

そもそもこの請願は2011年、つまり平成23年3月11日に東北地方太平洋沖で発生した地震動と津波の影響により、東京電力福島第一原子力発電所の電源喪失によって発生した一連の放射性物資の放出を伴った原子力事故に伴うものであります。

事故後、いわゆる福一と呼ばれる原発がある福島県双葉郡大熊町、双葉町をはじめ周辺の多数の市町村が避難指示区域、これは帰還困難区域とか居住制限区域とかいろいろあります。そういうものに設定され、住民たちは着の身着のまま同然の避難を余儀なくされ、ふるさとをあとにせざるを得ませんでした。しかし事故を起こした原発から離れた場所、つまり避難指示区域の指定から外れた場所であっても高い放射線量を記録する場所、例えばいわゆるホットスポットと呼ばれるような場所。そういう場所は東日本の広範囲で確認され、そうした区域での生活に危機感を持つ人々の中には生活の場を移す選択をしたケースが多数あります。中には東京都内に居住している人が八ヶ岳南麓に避難してきた例もあるわけです。こうした人たちが自主避難といわれる人々です。強制的に避難を強いられた人も、自らの判断で避難をした人も好き好んで故郷を離れ友人、知人、さらには家族とさえ離れ離れになることを選択したわけではありません。

しかし、福島県が自主避難者への住宅支援を本年3月末で打ち切るとの方針を決めたことで4月以降、現在の住まいから立ち退きを求められたり、新たに家賃負担が生じ経済的に困窮する家庭が増える可能性があります。自主避難をしている人の中には仕事を失い収入が激減した人もいます。そういうことを避けるために家族と離れ、福島に留まる人もいます。もちろん新天地を求め避難先を新たな生活の拠点とする人も少なくはないでしょう。しかしどのような避難の仕方であっても、それを好んで選択したのではないと思います。しかも最近の報道にあるように福島から避難したというだけで差別され、いじめられるという誠に理不尽な思いを味わう子どもも少なくありません。なんの落ち度もなく、東京など都市部の電力供給のために造られた原発が自然災害によって事故を起こし、その結果、起こり得るであろう被ばくの被害を恐れ、子を守るために自主避難をした人々がなぜこのような思いをしなくてはならないのでしょうか。

私と仲間たちは震災の3カ月後から年2回、あるいはそれ以上に被災地に通い、できる限りの支援を続けてきています。被災した方々から津波に襲われたときの恐怖、多くの知人や家族を亡くした体験、仮設住宅での生活や地域の暮らしがすっかり変わってしまった様子を語り聞かせていただき、そんな中であっても亡くなった人々に対する生き残った者の覚悟のような思いを聞かせていただき、過酷な震災にあった人でなければ言葉にできないようなお話も聞きました。

去年は、いまだに帰還困難区域の大熊町の人々に北杜市までおいいただき交流の機会をつ

くりました。そのメンバーの中には元保育園の先生がおられ、その方に一人の女性が南アルプスから訪ねてきてくださいました。彼女は大熊町で生まれ、その先生のいた保育園で育ち結婚後にお腹に子どもを宿したときに原発の事故が起き、南アルプスに自主避難してきた人でした。懐かしい先生が北杜市にいらっしゃるということを知って、わざわざ駆けつけてきてくださいました。まさに蜘蛛の糸のように細い絆という糸を手繰り寄せるように生きている、そういう人たちの姿を見て、話を聞いて6年前の大震災の経験や経験が続いている人々の交流を通じ、私は彼らの苦悩のほんのわずかな一端ではあっても感じ取れていると思いたいと考えています。

このように慣れない土地で必死に生きている人たちは自主避難であろうが、なかろうがまだまだおおぜいいらっしゃいます。ですから私はこうした人々を少しでも応援したいというこの請願の真意を否定する選択肢を微塵ほども持ち合わせておりません。

よって請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願の採択に賛成いたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に原案に反対者、委員長報告に賛成の発言を許します。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願について、委員長の報告のとおり反対の立場で討論をさせていただきます。

東日本大震災による、この原発事故は人災といっても過言ではない状況であります。6年経った今も収束の見通しはおろか新たな問題が発生する等、深刻な問題となっております。その被害にあわれ避難を余儀なくされた多くの避難者の皆さまは今の、また将来への不安を抱え不便な生活、困難な生活を送られていることを思うとなくさめの言葉もないほどであります。

私は平成26年、27年の2カ年間の夏にいずれも約1週間ありますが東京都羽村市のNPO法人の主催する福島の小中学生と保護者、約30名が参加するサマーキャンプ・イン清里にボランティアとして参加・協力をしてまいりました。

会ったときは、最初はなんと言葉をかけてよいのか適当な言葉が見つかりませんでした。しかし1日、2日と時間を共有する間に会話も弾んできました。突然の地震、原発事故により平穏な生活を奪われ、言葉に表せないほどの悲しみや困難を抱えながらも今、前向きに生き、そして将来へ向かって一步一步前へ踏み出そうとしている姿に原発事故のむごさを恨む一方、被災者の皆さまに国は最大限の支援をしてほしい、するべきだと強く感じました。そしてその気持ちは今も変わっておりません。

6年経った今、国は早期帰還支援と新生活支援の両面での支援、一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にする取り組みを充実してきております。

福島県は、避難指示が出ていない地域外からの自主避難者への住宅提供を今年度末で打ち切るということを決めたわけではありますが、このことは被災者にとってはまたまた困難を強いられることを避けることはできません。私としては、基本的にはこれらは継続するべきだとは考えておりますが、しかし今回、出された請願第2号は先般開かれた経済環境常任委員会での審議状況において紹介議員からの十分なる説明に至らない点もあり、また支援が住宅支援という狭い範囲の内容でありました。

非常に厳しい状況下にある避難者において、本請願は北杜市議会として地方自治法第99条に基づき意見書の公開や関係行政庁に確信を持って、自信を持って提出するには十分なる審議が行われた内容ではないことに鑑み、この請願第2号に反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

失礼しました。請願には反対なんですが、委員長の報告に、不採択に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

まず賛成者の発言を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

原案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

東日本大震災の発生から6年が経ちました。被災各県から県内にも県の発表によりますと673人が避難を続けているとのことでございます。このうち福島第一原発事故で自主避難した世帯の方々もおおぜいいます。国と福島県が続けてきた、みなし仮設住宅の家賃を全額補助する、この制度が今月で打ち切られることになっているわけであります。原発事故という特殊な災害に対し、この請願に沿った支援を継続すべきと考えます。原発事故による福島の災害が一刻も早く復興すること、また安心して暮らすことができるようお願いしつつ原案に賛成とします。以上です。

○議長（中嶋新君）

次に原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

請願第2号につきまして反対の立場、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

6年前の東日本大震災を振り返りますと想像を絶する被害が出たわけであります。そしてなおかつ今、話題になっている原発の事故に遭遇し多くの国民がその問題の大きさに驚愕し、また落胆し、しかしどうやって東北を、どうやって福島を復興するかということにこの6年間、多くの皆さまが全力を尽くしてきたと思います。

北杜市はそのときにどのように対応したかと言いますと、原発の被災者であります双葉町の皆さまをNPO清里観光振興協会が受け入れました。1泊3千円の補助で夏のハイシーズンということでございましたが、平日受け入れをしてくれました。多くの皆さまが、民宿も手を挙げてくれたり、ほかの民間の方たちも手を挙げてくれて被害者の皆さまをおもてなしをしたという記憶がございます。

そして福島へ、原発の除染作業や多くの皆さまが労働力を提供しながら一日も早い復興を願い作業をしている方たちがいっぱいいます。福島県もなんとか自分たちの地域をもとのふるさとにしようと思いつつ一生懸命この6年間、頑張ってきたんだと思っております。

もし北杜市がこういう状況になったならば、なんとか帰れる状況をつくって、帰られるようになったら帰ってきてもらいたいと願うのはふるさとの人々の思いだと思います。福島県の皆さま

がふるさとへ帰ってきたいという思いで一生懸命作業し、福島県がそれを帰ってきてもらいたいがためにまずこのことが発生したのではないかなというふうに思っております。

議長、傍聴人がうるさいです。

○議長（中嶋新君）

傍聴人に告げます。

私語は慎むように注意します。

続けてください。

○21番議員（内田俊彦君）

発言中でございます。よろしくお願いいたします。

そういう思いがある一方で、この6年間に原発の被災地から自主であれ、住めないということで日本全国に多くの方が避難してきたことと思います。その人たちの思いというのは本当だったら帰りたい、しかし帰れない状況もあるわけでありまして。この原発事故による被災者向けの公営住宅や民間賃借住宅などに引き続き入居を求める方々への無償住宅支援の延長を行うというこの第1項目でございますが、そういったしますと本当に入居は求めているけども、ここで自立していきたいという人もいますし、またもうすでに自立が終わって経済的困窮から脱している方もいるかもしれない。一律の人を救うのは政治の使命ではないと思っております。政治は困っている人の民衆救済にあたるべきであって、その予算配分はやはり困窮者に向けていくべきだと私は考えております。

ですから一律、原発事故の被災者、居たい人に居てもらおうというような考え方は、きちっと調査をして、本当にその方に支援を差し伸べるべきかということをきちっと判断してからすべきだと思います。

今日の本会議もそうでありました。予算の執行上の問題で成果が分からないという理由の方もいらっしゃる。そういったことはやはり避けるべきだなと思いき、たしかに。ですからこれはわれわれの税金や東京電力の補償金で賄われるようになっておると思っております。その使い道をしっかりとした中で、本当の意味で困っている人を私は助けていくべきだと思います。

よって、この請願事項の中には地方自治体に求めるべきでないことを求めていたり、救済しなくてもいい方を救済するというふうに請願の項目にあります。非常に願意は分かるんですが、それらの理由によって賛成をすることができないわけでありまして。

よって委員長報告に賛成、原案に反対の理由といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

原案に賛成者。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

請願第2号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書提出に関する請願の原案に賛成の立場から不採択とした委員長報告に反対の討論を行います。

約2万人の死者と行方不明者を出した東日本大震災から6年となりました。大地震と巨大津波、そして東電原発事故が重なった大規模災害は未曾有ともいえる甚大な被害を与え、今なお12万人以上の方々が避難生活を強いられています。復興の歩みも遅れ、避難の長期化の中で被災者の皆さんの抱える問題は複雑化して深刻の度を増していると思っております。福島県ではこの

4月から帰還困難区域を除く4町村、約3万2千人に対する避難指示が解除されますが、直近の調査でも浪江町では戻りたいとした人は2割にも達しない。そして全町避難が続いてきた富岡町も一部が解除になりますけども、戻る意思を示しているのはわずか10数%の住民しかいません。原発事故は終わっていないのです。

こうした中、安倍内閣が被災地や被災者への支援を縮小する動きに出ていることに被災者の不安といら立ちが募っているというのが実態ではないでしょうか。支えを必要とする人がいる限り、政治が支援の手を緩めることがあってはならないと私は思います。

北杜市議会の経済環境常任委員会が開かれて請願が審議されたのは3月8日でした。そして今日は17日、その間に3.11がありました。日本中がまさに東北の大震災と津波被害を忘れない。東京電力の原発事故を忘れない。心を一つに復興をと、そう改めて心に刻んだはずで。その真っ只中の市議会です。今まさに被災地や被災者に寄り添う市議会の決意、これを表明するためにも本請願は不採択ではなく採択すべきものだとして強く主張して討論とします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

これで討論を終結いたします。

これから、請願第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時20分といたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

傍聴人に申し上げます。

私語を注意いたします。これで2回目です。3回目となれば退場を申し付けますのでご了解をお願いいたします。

休憩中に1番議員 栗谷真吾君から北杜市議会規則第14条1項の規定により請願第2号に対する発議第4号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発議第4号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出についてを日程第42の次に追加し、追加日程第1とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって発議第4号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出についてを追加日程第1として、日程第42の次に追加することに決定いたしました。

ここで資料配布のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時23分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

日程第38 議案第13号 北杜市小淵沢駅交流施設条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長(赤羽久君)

議案第13号 北杜市小淵沢駅交流施設条例の制定についてご説明いたします。

概要書をご覧ください。

まず趣旨であります。地域住民、観光客等の交流の拠点施設として小淵沢駅に設置する交流施設につきまして、公の施設として広く供するため設置および管理について定める必要があることから北杜市小淵沢駅交流施設条例を制定するものであります。

制定の内容であります交流施設の名称及び位置、利用時間、休館日、利用の許可、使用料等、必要な事項を定めるものであります。

条例本文をご覧ください。

この条例は第1条から第17条、ならびに附則により構成されております。

第1条では設置を規定しております。

第2条では名称及び位置を規定しております。

第3条では管理規定を。

第4条および第5条では施設の利用時間および休館日を規定しております。

第6条、第7条では施設の利用許可および利用の制限等について規定しております。

第8条では施設の利用料を1時間200円とし、1時間未満の端数が生じた場合は1時間に切り上げる規定をしております。

第9条から第17条では使用料の免除、使用料の不還付、指定管理者による管理、指定管理者の業務の範囲、利用料金、利用料金の免除、損害賠償、原状回復の義務、委任などそれぞれ規定しております。

附則としまして、この条例は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

小淵沢駅に設置される交流施設について質問させていただきます。

これについてはどのような使われ方を想定しているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

この交流施設につきましては観光客、それから地域住民の皆さまがくつろげる場という形の中で、平常時につきましては開放をしまして、利用する場合についてはそれを貸し出すというような形態を取っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは普段はオープンスペースとして無料でどなたも入れる、この料金というのは何か占有するときに支払わなければいけないという理解でしょうか。またこの料金を払わなければいけないものとして、例えば販売とかそういうことも考えられているのかどうか、そういうことを伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

まず、この交流施設の条例の制定に対します基本的な考え方を申し上げさせていただきます。

地方自治法第244条第1項は公の施設について規定しており、普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとするとし、市民が利用することを想定し、かつ住民が福祉を増進する目的でしか使用することができないものと考えております。また当該条例は市民が当該、公の施設を利用することに当たっての基本的な条件として休館日、開館時間、利用の制限のほか地方自治法において条例で定めるべき事項である使用料の規定および指定管理に関する規定を盛り込んだつくりとなっております。

なお、当該条例には施行規則があるため具体的な管理規定については運用しながら施行規則で規定したいと考えております。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

それでは議案第13号 北杜市小淵沢駅交流施設条例の制定に反対の立場で討論をさせていただきます。

まずこれは造られて、交流の場ということで大変いい施設だと思いますし、まず設置をしなければいけないということも分かります。ただ、今回料金の徴収の項目がありまして料金の徴収によっては普段は一般に開放されるのに、何かあるときにはそれが使えなくなるという意味で、その使われ方とか、それから料金を取るものの対象とか今回この条例の、このままでは混乱をするのではないかなというご指摘を申し上げて、そのことをもってこの条例には反対したいと思います。

○議長(中嶋新君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

加藤紀雄君。

○11番議員(加藤紀雄君)

議案第13号 北杜市小淵沢駅交流施設条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

まず大きくは小淵沢駅、念願の駅の整備であります。小淵沢町はもとより北杜市、また八ヶ岳観光圏等の広い地域の玄関口としての整備でありこれは非常に期待し、また大いに利用されることを当然望んでおるわけであります。その中で今、議題になりました交流施設の関係ですが、これにつきましてはこれらの利用等を検討する中で地域の皆さんの強い要望があり、それに応える形でこれらを整備したと、こんなふう聞いております。それに加えて今、赤羽建設部長から地方自治法についてつぶさに説明がありましたように、公共施設というものは基本的には住民の福祉に期すると、こんな形で利用についてはもう制限がされているわけであります。そういう点を考えますと、これらの施設の利用については地域の住民の皆さま方の意見を聞きながら、そしてその許される範囲で利用していくと。非常にある面を考えれば、いい施設で地域のためにもなり、また訪れる観光客等の交流の施設にもなるということで、決してこれらについて初めて設置管理条例、公共施設の条例は制定するわけではありませんので、これらはあちらこちらに公共施設があり、それらが設置管理条例を設置し、それらで利用しているわけありますから混乱が生ずる可能性というものはまずないだろうと。それらについては当然、法律に基づき、地域の要望に基づきそれらを常識の範囲で利用していただくということを私は確信しておりますので議案第13号 北杜市小淵沢駅交流施設条例の制定については賛成をいたします。

○議長(中嶋新君)

ほかに討論はありませんか。

(なし)

これで討論を終結いたします。

これから、議案第13号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第39 議案第14号 北杜市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

それでは議案第14号 北杜市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明いたします。

まず概要書をお願いいたします。趣旨でございます。

行政組織の見直しに伴い、審議会の庶務を行う課の名称を変更することから所要の改正を行う必要があるため北杜市水資源の確保と保護に関する条例、北杜市下水道事業審議会条例、北杜市保育園適正規模等審議会条例及び北杜市子ども・子育て会議条例の一部を改正するもので施行予定日は平成29年4月1日からであります。

次に改正の内容でございますが、生活環境部の関係では第1条および第2条において審議会の庶務を行う課について上水道課、下水道課を上下水道総務課に改めるものであります。

続きまして、新旧対照表1ページをお開きください。

第1条関係、北杜市水資源の確保と保護に関する条例の一部改正については第7条第3項中の上水道課を生活環境部 上下水道総務課に改めるものであります。

次に新旧対照表2ページをお願いいたします。

第2条関係、北杜市下水道事業審議会条例の一部改正については第7条中の生活環境部 下水道課を生活環境部 上下水道総務課に改めるものであります。

生活環境部の関係は以上でございます。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

続きまして議案第14号 北杜市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の福祉部関係についてご説明申し上げます。

概要書の改正内容をご覧ください。

第3条関係、北杜市保育園適正規模等審議会条例の一部改正および第4条関係、北杜市子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、子育て世代包括支援センター開設による行政組織の見直しに伴い、審議会等の庶務を行う課の名称を変更するため所要の改正を行うものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条関係、北杜市保育園適正規模等審議会条例の一部改正であります。

第7条の庶務について、審議会の庶務を福祉部 子育て支援課から福祉部 子育て応援課へ改正するものであります。

次に4ページの新旧対照表をご覧ください。

第4条関係、北杜市子ども・子育て会議条例の一部改正であります。

第10条の庶務について、子育て会議の庶務を福祉部 子育て支援課から福祉部 子育て応援課へ改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上ご議決いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第14号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第40 発議第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります井出一司君から提案理由の説明を求めます。

経済環境常任委員長、井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは朗読をもって説明をさせていただきます。

発議第1号

平成29年3月15日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会経済常任委員会委員長 井出一司

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

中部横断自動車道は、災害発生時の鉄道、一般国道等が機能を発揮できかねない状況において、「命をつなぐ道」として緊急輸送路としての役割を担うことは、東日本大震災及び熊本地震の教訓であり、今後想定される東海地震や富士山噴火等大規模災害時には、住民の安全・安心の確保に大きな期待が寄せられております。

また、首都圏、中部圏、近畿圏とも身近となり、地域の産業・経済の発展にとって静岡県から長野県まで全線開通することによる効果は大きなものであります。

しかしながら、長坂～八千穂間については、平成27年4月に計画段階評価が終了し、環境影響評価の方法書手続きに進む段階とのことであり、今後、より一層の進捗により、一日も早い全線開通を待ち望むと同時に、北杜市の魅力でもある景観等の自然環境に最大限配慮した整備計画が重要であります。

つきましては、国及び関係機関におかれましては、中部横断自動車道長坂～八千穂間の早期実現に向け、必要な措置を講じてくださいますようお願いするものであります。

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書（案）

中部横断自動車道は、災害発生時の鉄道、一般国道等が機能を発揮できかねない状況下において、「命をつなぐ道」として緊急輸送路としての役割を担うことは、東日本大震災及び熊本地震の教訓であり、今後想定される東海地震や富士山噴火等大規模災害時には、住民の安全・安心の確保に大きな期待が寄せられております。

また、首都圏、中部圏、近畿圏とも身近となり、地域の産業・経済の発展にとって静岡県から長野県まで全線開通することによる効果は大きなものであります。

しかしながら、長坂～八千穂間については、平成27年4月に計画段階評価が終了し、環境影響評価の方法書手続きに進む段階とのことであり、今後、より一層の進捗により、一日も早い全線開通を待ち望むと同時に、北杜市の魅力でもある景観等の自然環境に最大限配慮した整備計画が重要であります。

去る平成29年1月28日に北杜市議会議員中部横断自動車道推進の会主催により、やまびこホールで開催された、意見交換会では、北杜市市長、川上村村長、南牧村村長、女性みちの会会長の皆様、地域の実情、広域的な連携、グローバル化等、その必要性と地方創生に欠かせない道であることをさらに認識するご意見を頂きました。参加された皆様は、高速道路建設に賛成、または反対ではないとのご意見であり、自然環境の保護並びに景観への配慮や、ストローク現象、高速道路の利活用、今後の進捗及び計画、ルートの再検討等でありました。

つきましては、国及び関係機関におかれましては、中部横断自動車道長坂～八千穂間の早期実現に向け、必要な措置を講じてくださいますようお願いするものであります。

- 1．中部横断自動車道（長坂～八千穂）間について、山梨県・長野県一体での環境影響評価の手続きを速やかに進め、事業の具体的な説明及び早期整備着手を図ること。
- 2．道路整備計画に当たっては、北杜市の恵まれた自然環境と景観に配慮し、地域の活性化に資するものであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月

北杜市議会議長 中嶋新

提出先

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

国土交通大臣 石井啓一殿

山梨県知事 後藤 齋殿

以上で説明を終わります。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず反対者の討論を許します。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

発議第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書の提出について、反対の討論をさせていただきます。

先ほどの請願第1号では1から7点にわたって反対理由を述べました。それと同様であります。第1には今、やるべきこと、それは今ある道路やトンネル、橋梁、そして耐用年数を経過した老朽化している施設の点検整備、補修を最優先させる、そうしたことが必要であり新しい道路建設は必要ない、その点で反対をいたします。先ほどの請願書と同じ立場であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に賛成者の討論を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

発議第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

長坂～八千穂間におきましては、その行程においてはおよそ34キロといわれております。すでに八千穂までは工事が着工されておまして完成を待ち望むところでございます。また南

部、静岡のほうの地域につきましても進捗が遅れたものの必ずや開通するという状況に今あるわけでございます。この34キロ区間だけが今、棚上げとなっている状況にあるわけでございます。

私たちの旧北巨摩地域は非常に貧しい寒村であったというふうに私は思っております。中央自動車道が開通いたしまして物流や人の動き、いろいろな経済が動き始めたわけでございます。北杜市にも多くの移住定住の皆さまが訪れますが、中央自動車道ができたあとに多くの皆さまが北杜市に定住して下さっていることと思います。大泉村におきましてはその昔、大泉の村税1億円でございました。合併の直前、約7億円、7倍の税収がありました。これは経済の右肩上がりもありますけども、この道路という、中央自動車道が大きく貢献したというふうに私は考えているというところでございます。

中部横断自動車道(長坂~八千穂間)の沿線は北杜市、南牧、川上、北相木、南相木、小海、そして佐久穂でございます。この地域の沿線の国道141号線におきましては非常に急傾斜、またカーブも多く災害があれば代替道路が今ないという状況でございます。

高速道路は日本の中で一番安全な道路と言われております。それは高規格道路という名があるゆえでございます。その積算、工事の状況につきましては一般国道とは比べ物にならないように設計がされているわけでございます。

よって、東日本大震災のときにいち早く東北へ駆けつけることができたのは、東北道が緊急輸送路として早く復興ができたという状況でございます。一般国道等はその当時、寸断され鉄道も残念なことにもいろいろな状況がございまして使えない状況にありました。そして思い起こすと3年前、2月14日、大雪がありました。この大雪のとき1メートル50センチ以上の雪が降ったことは、すでにここにいる皆さまはご承知かと思えます。このときにどうやって私たちの地域にはない雪かき、簡単に言うと吹き上げる雪かき機になりますけども、山梨県にはなかったわけでございます。当時、増富地域も孤立していました。多くの地域が孤立をしたり、非常に困っていたときに第1号機は北陸地方整備局からトレーラーに乗ってやってきました。行程は長野道からです。南側は雪が多くて来られませんでした。しかし長野道が、通行止めにはなっていたけども緊急輸送路としては一車線、空いていたということでございます。これがまさに命をつなぐ道の由来であるというふうに私は思っているところでございます。

そういった経緯の中で考えますと、防災や安全には間違いなく中部横断自動車道は開通すれば新たな命をつなぐ道がまた一本増えるということに私は思っているところでございます。

そしてわれわれの地域は人口減少が激しい地域です。なぜか。都会に流出してしまうんです。若者が都会に流出をしてしまう。それを食い止めるには雇用の問題であったり、産業の問題が大きく出てきます。この中部横断自動車道の沿線にその利便性が図られることは多くの企業や、また多くの皆さまが定住移住も図られたり、また流出も減っていくというふうに考えるところでございます。財政的な問題は、これは国が優先順位を付けて重要であるか否かを判断するものだというふうに思っております。しかし私たちの地域が私たちの地域の活性化のために国に今、意見書を提出しようということでございますから、それは当然至極、当たり前のことと思えます。

1月28日に、中部横断自動車道推進の会が主催となりまして意見交換会を行ったところでございます。多くのご意見をいただきました。アンケート等もいただきました。高速道路の必要性は一様に皆さま、認識をしていただいたところでございます。しかしルートの問題や環境

への影響につきましては危惧されるご意見、ストロー現象というものにも危惧されるご意見がありました。しかしそれは私たち自らが今、道路プランをつくり活性化委員会のワークショップで議論をし、インターチェンジの位置やそしていろいろなほかのアクセスや、また施設をつなくことによって、多くの利益がもたらされることは間違いないというふうに思っているところでございます。

私たちが今なすべきことは、将来や将来の孫や子どもたちに何を残せるのかだと思っております。私の子がぜひともこの地域で頑張ってもらいたい。私の父親もそうだったと思います。その思いは脈々と要望・陳情活動に表れておりまして、この昭和62年から地元の市町村長はずっと要望・陳情してまいりました。北杜市になってもずっとやってまいりました。われわれもやってまいりました。そういった長い歴史があるということは、どうしてもこれは必要不可欠な道路であるというふうに私は認識すべきものだと思っております。

一日も早い早期着工を願ひまして、本案に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

発議第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書の提出について反対の立場で討論させていただきます。

思い起こせば40年以上も前ですが、私が大学を卒業する前に将来の職場である小淵沢の農場を見に来るために東京、中央道に乗りました。当時まだ笹子トンネルができていなくて大月で下りて下道をひたすら走ったことを覚えています。その後、春になって小淵沢に移り住み横浜の実家に車へ帰るときは勝沼から高速に残ることができました。その間に韮崎～小淵沢間がたしかできていたように思います。早く全線開通すればいいのになと心から思った記憶があります。ですから今、中部横断自動車道の長坂～八千穂間の開通を待ち望む人々の気持ちはよく分かるつもりです。

ところで当初この計画が動き出したときに、本当かどうか分かりませんが清里高原道路の黄色い橋を使って道路計画を進めてほしいという県の声があるという噂がありました。もしそれが実現すると、どう考えても私の住む大泉の地区をどこか通る、別荘地のど真ん中を通っていく、これはたまらんということで私どもが住んでいる地区をあげて反対しようという運動が起きました。これは高速道路を造るなという反対ではありません。八ヶ岳の南麓をもちに横切るルートは勘弁してくれと、そういう趣旨でございます。皆さんもご存じだと思いますけども車のうしろに、あるいは横にシカのマークが書いてあるステッカーをご存じだと思いますが、あれは私どもが作りました。仲間と一緒に。地区のお金で作りました。一見、高速道路反対と思われる方も多いかもしれませんが、高速道路反対ということは一度も申したことはありません。南麓を横切ることは勘弁してくれ、つまりルートを考え直してくれという運動でした。

その後、運動を続けていくうちに、ステッカーは合計2千枚作ってそれがほとんどなくなったわけですが、国土交通省の関東小委員会、石田委員長とお目にかかる機会がありました。まさかと思っていたことですが、ルートの変更が実現しました。これは私どもにとっては目標達成です。ただそのルートが決まったのは、それからわずか1カ月ぐらいあとのことです。い

わゆるA案、B案というものです。今まであったルート案、あるいはルートの噂、それを変更しようということになって、わずか1カ月ぐらいで新しいルート案が出てくるなんていうわけがあるわけがない。つまり私たちは国土交通省のこの計画の進め方に非常に疑問を持っています。高速道路を造るなど言っているのではないということは再三申し上げています。しかしその不思議なルート変更によって、別の場所の住民が今度はこの道路問題に巻き込まれることになりました。私どもよりもある意味強烈な、あるいは強力な反対運動であると思っております。

その場所、ルートに当たるかもしれない場所に移住してきた人が引っ越しの荷物を解くまもなく、もしかしたら自分の新居がそのルート上に引っかかるかもしれないと嘆いた家族もいます。そういう人たちが今、沿線住民の会というものをつくってなんとかもう1回ルートの見直しをしてくれないか、考えて直してくれないかという交渉を続けているわけです。決してこのエリアの人々がもろ手を挙げて高速道路を歓迎しているわけではないということです。しかし先ほど申し上げたようにこの高速道路ができれば助かる、ありがたい、便利になる、そういう方々がいることも確かです。

したがって、よしとする者、否とする者、両方の意見をしっかりと聞いてできるだけそういう方々の重荷にならないようなルート選定をしっかりと検討する必要がまだあるのではないかなと思います。もちろん自然環境、景観、そういったものに配慮することは言うまでもない、当たり前のことです。しかし、これからまだ北杜市には人が移住してきてほしいと思うわけです。そうしたときに、この高速道路問題が足を引っ張るようなことのないように丁寧に議論を進めてもらいたい。そういう意味では、ここで一日も早く実現するために意見書をわざわざ提出して早くやってくれというのはいかにも拙速である、私はそういうふうに思います。

したがって、この意見書の提出には反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

発議第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論をいたします。

先ほどの請願第1号で請願書が採択されました。その請願には北杜市全域を網羅する各地域から55名と多くの皆さんの連署による請願の提出であります。このことは中部横断自動車道の早期着手・早期実現へ向けての住民の皆さま方の強い要望、また長い間、これは要望しながら、やっと先が見えてきた段階になってきたわけであり、この強い要望の表れであります。北杜市の山梨県の将来の発展へ向けて、そして次世代の子どもたちや孫たちが安全・安心でより豊かな生活ができるよう自信と確信を持って、この地域を継承していくことはわれわれの責任であり義務であるかと思っております。

このような視点から鑑みると中部横断自動車道の整備は、この地域にとっては地域の活性化のため、発展のため大きなチャンスであるかと思っております。このことはすでに中央自動車道の開通によりこの地域がどのように変遷してきたか、このことを見ればあえて具体的に述べるまでもないかと思っております。

ご承知のように北杜市は移住したい地域のトップに位置をしております。これは中央自動車

道の開通、これが大きな恩恵であり効果であるかと思えます。ともすると人はあるものは当たり前ということで認識が薄れがちではありますが、この地域に多くの方が首都圏から住み、別荘を持ち観光で訪れております。この人たちのほとんどは車で来る場合は、中央高速道路を使っているのではないのでしょうか。

しかし、この中央高速道路等も災害等で中央高速道が通行不能になった場合は山梨県、またこの北杜市は陸の孤島になってしまう、そのような厳しい現実もあります。これらを解消し住民の皆さまの安全・安心な生活を守る命の道として、また経済的な面、物流や観光等への影響、効果を想定すると中部横断自動車道の整備による期待は、この地域にとっては非常に大きいものがあると思えます。中央道に次ぐチャンスが訪れた、こんな感じがしております。

これらの道路を進める中で、国は特にこの事業の手続きの中で従前の環境影響評価の前に計画段階評価の手続きを新たに取り入れ、地元住民の皆さまの理解を深め、また地元の意見を広く聞くために地元説明会を数多く開催をしております。そして説明会等からの意見を計画に反映する等、地元へ配慮した進め方を実施しております。地元の皆さんが不安になり、疑問になり、また要望、環境等、そんな点もあるかもしれません。これらについては真摯にそれを受け止め、そしてそれを反映するように努力をまいってくるわけであります。

なぜ一日も早い早期着工・早期実現を求めると、これは長い間この地域の発展のために多くの皆さん方が、行政が、各種団体が、住民が努力をし、ずっとその思いを持ちこたえてきて今、10年というようなスパンで実現が可能になったわけであります。この思いは強いものがあります。特に先代からこの地域に住み、そしてそれを引き継ぎ今われわれが住んでいるわけがあります。そしてこの大切な地域を子どもや孫たちに引き継いでいかなければなりません。自然保護、環境、それもありますがそれらと開発、有効活用の調整を図り、そして豊かな地域をつくっていく、これが今、われわれに課せられた使命であり責務であるかと思えます。特に議員である以上は住民に託された、その強い力にこたえていかなければならないと思っております。

そして北杜市、山梨県も考えることは当然であります。それにつながっていく長野県南牧村、川上村、先般の意見交換会では本当に多くの皆さん方が集まり村長さん、町長さん、各議員さんも忙しい中にもかかわらず、北杜市に夜分にもかかわらず訪れていただきました。そして一丸となってこれを進めよう、こんな熱い思いがあるわけであります。特に道路は自分のところがいいではなくて、やはりその恩恵を受ける、広く皆さん方の意見を聞き、そしてその効果を期待しながら進めることが必要であるかと思えます。

そのような点から、中部横断自動車道の早期実現に向けて意見書を提出することは当を得た議会活動の一環であるかと思えます。その点を鑑み発議第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書の提出について賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、発議第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第41 発議第2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります池田恭務君から提案理由の説明を求めます。

2番議員、池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第2号

平成29年3月15日

北杜市議会議長 中嶋新様

提出者	北杜市議会議員	池田恭務
賛成者	北杜市議会議員	秋山真一
〃	〃	進藤正文
〃	〃	藤原 尚

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

全国市議会議長会より地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出の依頼を受けて、全員協議会の場にて賛否両面から様々な議論がなされた。

地方議員は意見書案にもあるとおり、地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、執行機関の監視や政策提言を行うことが求められている。

しかし、地方議会議員のなり手不足が問題となっており、その身分の不安定さが一因との声がある。誰もが政治に参加しやすい環境を整えることで、議会がより活発になることが市民のためになると考え、この案を提出するものである。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

提出先

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

内閣官房長官 菅 義偉殿

総務大臣 高市早苗殿

財務大臣 麻生太郎殿

厚生労働大臣 塩崎恭久殿

以上で説明を終わります。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

最初に反対者の討論を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出に反対討論をします。

反対の理由を2点挙げます。

第1は市議員が厚生年金に加入することになれば市がその費用、掛金の半分を負担することになります。暮らしや福祉の応援にもっとお金を使ってほしいという市民の声が多くある中で、市民の税金を議員の年金費用に充てることについては慎重な判断が求められると思います。

2つ目には、年金制度については議員だけでなく国民年金受給者全体の問題として考える必要があるという点です。満額でも月6万円程度、月2万円、3万円でやりくりしている方もたくさんあります。議員の経験者だけでなく農業者、あるいは自営業者も老後の安心、不安なく暮らせる制度へと国民年金制度そのものの改善こそ国に求めていくべきだと私は思います。

最後に付け加えれば、私たち議員は昨年11月の選挙で選出されたわけですが、その際にこの問題が大きな市議会議員選挙の争点になったわけではありません。そして厚生年金加入を公約に掲げた候補者も私は確認していません。

以上、市民の声をもっと聞いて慎重な判断をすべきだと強調して提出に対する反対討論とします。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

発議第2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、賛成の討論をさせていただきます。

現在、私たち地方議会議員は国民年金に加入しております。国民年金は基礎年金ともいわれ保険料は一律金額で基本的な保障は受けられます。一方、厚生年金は基礎年金プラス追加の年金で保険料は所得によって変動し、保障も多く受けられます。この2つの年金制度で厚生年金加入に賛成する理由の1つは、より多くの保険料が保障にまわる点です。厚生年金の保険料は所属団体と折半ですが、個人負担分だけ比べても確実に国民年金より高額な保険料を払わなければいけません。そのことにより、より多くのお金が保障にまわせることになります。

今は国民年金すら加入しない人も増えている中、行政に関わる仕事をしている私たちはより多く保険料を納め、安定した年金保障に貢献すべきだと考えます。

2つ目は私たち個人の保障が安定することです。一般の会社員など厚生年金加入者は大きな生命保険や医療保険に加入していなくても事故で障害を負ってしまったとき、万が一、死亡してしまったとき、老後に対する備えなど厚生年金で一通りの保証はしてもらえます。国民年金では家族に対する保障もままならない部分もあります。支えてもらっている家族に対し、しっかりとした保障が確保されてこそ全力で議員活動ができると思います。老後は不安、万が一のときも少ない保障では議員を目指す人もいなくなるでしょう。

以上の点により地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、発議第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は3時30分といたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時30分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

なお、堀内教育長は公務のため退席する旨の届け出があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第42 発議第3号 原発事故避難者の生活困窮者支援並びに住宅支援の検討・実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります井出一司君から提案理由の説明を求めます。

7番議員、井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第3号

平成29年3月15日

北杜市議会議長 中嶋新殿

提出者	北杜市議会議員	井出一司
賛成者	北杜市議会議員	秋山俊和
〃	〃	内田俊彦
〃	〃	加藤紀雄

原発事故避難者の生活困窮者支援並びに住宅支援の検討・実施を求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条1項の規定により提出する。

提案理由

東日本大震災は、震災から6年が経過し、一日でも早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にしていくため、現実に向き合いこれまで以上に対策を、加速、充実して行くことが、肝要であると鑑みます。

しかし原発事故避難者、特に自主避難者は、様々な理由により、ふるさとへ帰れない状況や、子供の教育環境を考えると現在の地域に住み続けたい願いがあることと思います。今後住宅支援の打ち切りによる生活困窮者も増加することが、懸念されます。

「人と人の絆」が改めて大切であることを認識させられました。まさに精神の復興が、今の日本社会すべてに必要であると痛感いたします。寄り添い、支えあいを大切にする社会の構築に寄与するため、この案を提出するものであります。

原発事故避難者の生活困窮者支援並びに住宅支援の検討・実施を求める意見書（案）

東日本大震災による県内への避難者数は673人と、山梨県は3月8日に発表いたしました。民間支援団体のアンケート調査によると、永住したい60パーセント、将来帰郷を考えている19パーセント、未定20パーセント、県内に相談できる知り合いがいる64パーセント、いない36パーセント、また35パーセントの方が住宅支援について必要であると回答しております。状況の詳細は、アンケートによるものとすべてが、一致するものとは思われません。個々の実態は、行政官庁による調査が必要であり、調査の結果を尊重し、検討、対応すべきものと鑑みます。

一方、北杜市内の公営住宅居住者は、15人、7世帯で同室に継続入所が3世帯、市内公営住宅転居が1世帯、市内転居が2世帯、市外転居が1世帯であり、住宅の確保はされた状況にあります。

これは、北杜市の公営住宅の保証人要件が、市内居住から、日本国内居住に拡大されたこと

が要因のひとつであると思われます。震災より6年が経過した今、一日でも早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にしていくため、現実に向き合いこれまで以上に対策を加速、充実して行くことが望まれ、被災による生活困窮者の救済が必要であると考えます。寄り添い、支えあう日本社会の構築の実現のため次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 原発事故避難者の生活困窮者の支援のため、調査検討及び支援を実施すること。
  2. 各自治体の公営住宅入居要件の緩和、及び優先的に入居できるよう配慮すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

提出先

衆議院議長 大島理森殿  
参議院議長 伊達忠一殿  
内閣総理大臣 安倍晋三殿  
財務大臣 麻生太郎殿  
文部科学大臣 松野博一殿  
厚生労働大臣 塩崎恭久殿  
国土交通大臣 石井啓一殿

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

提出者の井出議員に質問をしたいと思います。

まず、この発議第3号は私も今日初めて目にしたわけですが、突然出てきたという印象は否めません。これを出した経緯というものを伺いたいのがまず1点と、それとこれは国に対する意見書の提出ですけれども、実は北杜市として私どもは考えなければいけないことがあるんじゃないか。例えばここの文書を読みますと、北杜市の公営住宅の保証人要件が変わったことで安定的な供給ができたというような文言もあります。当然、私たちは市議会議員でこれは市議会の議員が出した発議ですから国にお願いするだけではなくて、北杜市として何をやるべきかを考えた上でなければいけないのではないかと。特に・・・。

○議長（中嶋新君）

野中真理子議員に申し上げます。

質疑ですので。

○16番議員（野中真理子君）

質疑です。

○議長（中嶋新君）

もちろん、そうですが・・・。

○16番議員（野中真理子君）

ですからその経緯と、それと提出者の井出一司議員は経済環境常任委員会の委員長であります。自分の所管の事務としていろいろな調査ができるにもかかわらず、そういうことを飛ばしてこの国に意見書をあげたということに対して、私自身は納得いかないのでそういうことを、なぜそういうことが行われたかということに対しての説明をしていただきたいということです。

○議長（中嶋新君）

では経緯ですね。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

野中議員の質問であります、経緯についてということでございます。

野中議員おっしゃるとおり、私は経済環境常任委員長でございます。先ほど経済環境常任委員長報告をいたした中での話がありましたように、十分なやはり論議をする中でもう少し時間がやはり私は必要だなとこのように感じたわけでありましたが、委員会の形の中で採択というような形になった状況の中で、本来ならば継続的な形の中でももう少し時間をいただいて調べた中で出すということがありました。生活困窮者に対する私の考え方、それはしっかりとやはり支援していくものは支援していくという根底があります。しかし、それをしっかりとやはり続けていくためには、それを調べた中で適宜の場所に提出をすると、これが一番よかろうと、このような考え方の中で今回、私の発議という形の中で出させていただいた経過がございます。

そしてもう1点でございますが、この中にある公営住宅の保証人の関係が日本全国にあると、こういうことであります。基本的には市内というところがたぶん私は多いんだろうと理解しております。こういうことをやることによって、やはりこういう貧困の方々、救済が可能になる、あっちこっち市内の中で見つけなければならないというような状況ではなくて、日本全国であれば知り合いもいるというような状況であろうと思いますので、あえてこれを入れて国のほうにそれを知ってもらって、それをしっかりと啓発してもらいたいと、こんなつもりの中で出したわけでございます。

以上。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

今の井出議員のご説明によると、経済環境常任委員会で審議された請願のことに触れられていましたけども、それについてはもっと長い審議をするべきだったというようなご発言だったと思うんですけど、ではこれは本当に今、ぱっと出てきたという印象があるんです。それに対してもっといろんな議論をするべき、それができる立場にいなから、できたはずがどうしても今のご発言では整合性が取れないんですけども、もう一度、前の請願は長い調査が必要だ、ではこれはどうなのかということに対してお答え願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

時間の関係等々のご質問があったわけでございます。

本来なら経済環境常任委員会の中で、私が委員長という立場でなければもう少し審議をしていただきたいと、こういうお願いをするところでしたが、いろいろな関係の中で、委員長という形の中であまり発言ができる立場ではなかったと、まずそれが第一でございます。結果として不採択という形になったわけですが、今、急に出てきたとこういうことですが、それは委員会を踏まえた中で私はどうすればいいのか、先ほど申し上げましたように生活困窮者、この方々をしっかりとやはり守っていかなければならないということの中で出させていただいたと。時間が短いと言われても、その間に私も考えたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず反対の方の討論を許します。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

発議第3号 原発事故避難者の生活困窮者支援並びに住宅支援の検討・実施を求める意見書案に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、発議された意見書案は決して悪いものではないと私も思っております。ただ現状のままですと3月末に住宅の無償支援が打ち切られてしまいます。そしていまだに次の入居先が決まっていない方がいるのも事実です。まさに今、この瞬間も来月以降の生活に不安を抱く方がいらっしやいます。本当に待たなしの状況だと思っております。そうした方々が継続して、無償で今の住まいに留まることを求める内容がこの意見書案には残念ながら含まれていません。

今回、私はこの意見書案と同様に避難者救済の請願に対しての紹介議員になっています。そういった意味で、より強い要望を含んだ住宅無償支援延長を求める意見書案を提出しているという点から、この意見書案に対しては反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

発議第3号 原発事故避難者の生活困窮者支援並びに住宅支援の検討・実施を求める意見書の提出について賛成の立場で討論いたします。

一日でも早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にしていくために現実に向き合い、これまで以上に対策を加速・充実していくことが政府に求めることでございます。

そして特に自主避難者はさまざまな理由により、ふるさとへ帰れない状況や子どもの教育環境を考え現在の地域に住み続けたい願いがあることも承知しております。この中にあって、今

回、井出議員は経済環境常任委員長という立場の中でこの意見書を出すにあたっては前回、会長に相談をしたと聞いております。そしてその各会派の方々とその意見書について相談してくださいということで、その内容も差し上げてあるということを知っています。それで今の、そういうようなことで、これは各会派のそれぞれの議員の皆さんにも内容は全部見ていただいております。

今まさに精神の復興が今の日本社会すべてに必要であると痛感をいたして寄り添い、支え合いを大切にすることが重要だという、この委員長の考え方に大きく私も同調いたします。

そういった理由で発議第3号 原発事故避難者の生活困窮者支援並びに住宅支援の検討・実施を求める意見書の提出について賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

発議第3号に反対の立場で討論をいたします。

先ほど請願第2号、この本会議で賛成多数で採択いたしました。請願というのは請願者と請願者を支える多く方の思いがあって、それを紹介議員が議会に伝え、それを議論し採択するという流れがあって国に意見書を提出するわけです。そういうものと今回のこの議員の発議というのは、やはり流れは違うものだと思います。また紹介議員である栗谷真吾議員も昨年の12月の定例会で自らの問題として原発避難者への住宅支援を市に求める、そういう自らの行動を起こした上で紹介議員になっております。

一方、この発議第3号は議員として、市議会として、また議員として、北杜市として何かできるかというものを議論しなければ、私はいけない。その上で国に求めるのであれば、このあれも分かりますけども、まず私たちがすべきことは市議会では何ができるか、市として何ができるかを考えるものだと思います。そういうことをやった上で、この意見書を国に提出するのは賛成ですけれども、それをやらずに、やらないままに提出することに対して反対いたします。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成の発言を許します。

討論はありませんか。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

発議第3号 原発事故避難者の生活困窮者支援並びに住宅支援の検討・実施を求める意見書提出について、賛成の立場で討論を行います。

あの震災から6年が経ちました。国は早期帰還支援と新生活支援の両面で支援し、一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にしていくための取り組みをしております。このことは一日も早く帰還できる人は帰還し、そして自らの生活を確立してほしい。これがやはり人生として人の歩む道。厳しいかもしれませんが、それが必要ではないかと思います。そういう面で、これからはすべてのものが一律での支援ではなくて、やはりその人その人によりまして生活があり、将来があり、内容が違うわけですからそれらに沿った形でのより厚い支援が求められる。支援を必要とするところへ、より厚く支援をし生活を確立する、こんな動きが必要かと思っております。

そこで今回の意見書の提案は1項目でありますように、原発事故避難者の生活困窮者の支援のため調査、検討および支援を実施すること。ただ単に一律でやることは初期段階においては必要であります、今は第2段階に入っているのではないかと思います。そういう点からまず調査をして、その人に合った支援をすべきであるということでもあります。

そういう点を考えましてこれは賛成するわけではありますが、なぜ今、またなんで国へという意見もあるようですが、やはりそういう節目にあるということ、あと市でできることは限られております。やはりこれは大きな問題であり、国が対応しなければ解決できない問題でありますし、今までは国が対応してきましたし国の責任もあるわけであります。そういう点から北杜市の議会として国にきちっとそのことを実施してほしいということは、これはなんら請願がなくても議会活動として、議員の意思として、地方自治法第99条に則っている発議でありますからなんら問題はないし、またそのことを今、求めるべきであると思います。

そういう点から発議第3号の原発事故避難者の生活困窮者支援並びに住宅支援の検討・実施を求める意見書の提出については賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

発議第3号 原発事故避難者の生活困窮者支援並びに住宅支援の検討・実施を求める意見書の提出、ならびに意見書の案に反対の討論をいたします。

先ほども意見があったように、つい先ほどの請願第2号で賛成多数で可決された請願、この趣旨を最大限生かす意見書を北杜市議会として出すべきだと強く思うわけです。この意見書の提出先は異例ではありますが、政府だけでなく山梨県と福島県にも提出してほしいという請願です。これが第1点。

2点目には具体的に家賃の補助、無償提供、無償支援ということを具体的に要求しているわけですが、この意見書にはそういうことが具体的には書かれていません。先ほどの提出先も山梨県、福島県というのが抜けて政府だけになっています。

3点目に採択された請願の一番の趣旨と私、思うのはこの原発事故子ども・被災者支援法で想定されていなかった長期にわたる放射性物質による汚染・被ばくという原子力災害の特性に対処するために原発事故子ども・被災者支援法に基づく抜本的な対策、そして災害救助法ではない新たな法制度が必要だと強く求めているわけですが、提案されているこの意見書にはそういう趣旨が取り入れられておりません。

以上3点の点から大きくまとめて言えば、請願者の趣旨を十分生かし切れていない意見書だと思いますので反対いたします。

○議長（中嶋新君）

発議ですので請願第2号との比較は・・・。

○8番議員（志村清君）

発議。すみません。訂正します。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

賛成者の発言を許します。

( な し )

これで討論を終結いたします。

これから、発議第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

追加日程第1 発議第4号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります栗谷真吾君から提案理由の説明を求めます。

1番議員、栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第4号

平成29年3月17日

北杜市議会議長 中嶋新殿

提出者	北杜市議会議員	栗谷真吾
賛成者	北杜市議会議員	相吉正一
〃	〃	岡野 淳
〃	〃	清水 進

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条1項の規定により提出する。

提案理由

福島第一原発の事故は、発生から6年が経過しました。しかし、現在も事故の収束の見通しも立たず、政府の原子力緊急事態宣言はいまだに解除されていません。

政府の原子力災害対策本部は、一昨年6月「復興の加速化」のもとに、避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りという、原発事故被災者に困難を強いる方針を出しました。

被災者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき保障されるべきことです。よって、原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書案を提出するものであります。

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書(案)

福島第一原発の事故は、発生から6年が経過しました。しかし、現在も事故の収束の見通しも立たず、政府の原子力緊急事態宣言はいまだに解除されていません。

政府の原子力災害対策本部は、一昨年6月「復興の加速化」のもとに、避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りという、原発事故被災者に困難を強いる方針を出しました。福島県が公表した「被災者に

対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、低い補償率で、わずか2年間で終えようとするものです。避難者にとって住宅はまさに「命綱」です。子どもが安心して毎日を送るためにも欠かせません。

多くの区域外避難者＝自主避難者、特に小さな子どもを持つ親たちは避難の継続を希望していますが、福島県による「住まいに関する意向調査」においても、打ち切り後の住宅がまだ決まっていない避難者も数多くいます。打ち切りの決定を受けて、避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体でも、住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めています。

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、原発事故子ども・被災者支援法）」では、原発事故による被災者が居住、避難、帰還のいずれを選択する場合においても、「自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」と定め、国の責務として、避難先の住宅の確保に関する措置を定めています。

被災者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき保障されるべきことです。長期にわたる放射性物質による汚染・被ばくという原子力災害の特性に対処するため、原発事故子ども・被災者支援法に基づく抜本的な対策や災害救助法ではない新たな法制度が必要です。

よって、北杜市議会は、政府および山梨県、福島県に対し、以下の項目の実現を求めます。

#### 記

- 1．原発事故による被災者向けの公営住宅や民間賃貸住宅などに引き続き入居を求める方々への無償住宅支援の延長を行うこと。
- 2．各自治体の公営住宅の空き家募集の際には優先的入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援すること。
- 3．原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのため国の責任を定めた、「原発事故子ども・被災者支援法」を遵守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年3月

北杜市議会議長 中嶋新

提出先

内閣総理大臣 安倍晋三殿

国土交通大臣 石井啓一殿

復興大臣 今村雅弘殿

山梨県知事 後藤 斎殿

福島県知事 内堀雅雄殿

以上で説明を終わります。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

発議第4号に対しまして、何点か質疑をさせていただきます。

まず提案理由についてでございますが、政府の原子力災害対策本部は一昨年6月、復興の加速のもとに避難指示区域指定の解除、区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りと提案理由ではありますが、まずこれは本当に政府が打ち切ったのか。そして2018年3月打ち切りと言っておりますけれども、その打ち切ったという根拠があるのか。

そして抜本的な対策というふうに請願の中に入っておりますけれども、抜本的な対策や新たな法制度と言いますが、抜本的・継続的な新たな法制度というのはどういうものなのかお答えをいただきたい。

またこの請願でございますが、この中に第1として無償住宅支援の延長を行うということでございます。無償住宅の支援を原発事故の被災者向けの公営住宅、民間住宅、すべてに無償住宅支援ということでございますが、先ほどの意見書の中の民間の調査だったのでしょうか、非常にこの無償を訴えている方は35%だったわけでございます。本当に35%かどうかということとは非常に今の段階で、ここで判断することは難しいと思っておりますが、あと65%の方は住宅について、そのことについては望んでいないというのがこれがアンケート調査の実態だと思っております。ということは収入もあつたり、資産もあつたり、生活に困らない方にも延々に無償住宅支援の延長を行うということが書いてありますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

内田議員の質問にお答えいたします。

4点、質問があつたかと思えます。

まず1点目に関してですが私の解釈では政府と福島、協議の上この打ち切りを決定したというふうに認識しております。

2つ目、打ち切りの件に関してですが災害支援法に則った現行の支援を打ち切り、来年度以降、段階的に支援の方向を減らしていくというように私のほうでは認識しております。

3番目、抜本的な法制度はどういったものかということですが、もともとあるこの原発事故子ども・被災者支援法という法律がありながら、そもそも国にそういった支援を求めるといふ法律でありながら、国のほうでそういった対応をしていないというところがありますので、そもそもそこを直していただきたいという意味合いでの抜本的という表現をしています。

4点目の質問に関してですが、とにかく調査とかは必要になってくるかと思うんですが、現状としてとにかくもう1カ月、あと2週間という期間の中で住宅が決まらずに追い出されてしまうかもしれないという方が数多くいらっしゃるという状況が現在ありますので、調査をするというのは大事かとは思いますが、直近にそういった方々がいることも現実ではありますので、そういった方々を救済するという意味合いの、この意見書の提出ということで理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

疑問点がたくさんございます。

まず精神的賠償、2018年3月の打ち切りということと、もう1個、政府と福島県が協議したということですが、まず住宅の打ち切りは福島の要望としてやったはずなんです。協議と言っているけれども福島が打ち切るという方針を出したわけです。ですから、この文書はその根拠からいうと間違っております。

そして精神的賠償の2018年3月打ち切りということがございますけれども、原子力損害賠償紛争審査会第41回、日時平成27年9月9日です。この会によりますと、この中の議事録の抜粋でございますが、この精神的損害に関する追加部分というのは事故から6年後までに政府として避難指示を解除して住民の方々の帰還を可能にしていくように環境整備を行っていく、これは復興を行っていくということだと思っております。そういう政策と合わせて必要な措置を行っていくというものであります。

指針では、避難指示期間に応じた賠償ということで位置付けられているわけですが、そこに政策的観点から追加的に賠償するということがございまして、事務局のほうといたしましては、例えばこれが賠償の打ち切りということではございません、指針の変更につながるものではないということと27年9月9日に会議が開かれているわけです。ですから打ち切りという表現、この文言は誤りです。誤りでないならば、ここに事実証明を出していただきたい。

そして憲法が保障する生存権に基づき保障されるべきとありますが、当然、憲法は生存権を認めておりますので、日本国民は日本のどこに住もうと自由でございますし、生存権のもとにそれが制度的に保護されている状況は、日本国内どこでも変わらないというふうに解釈するのが当然かと思っておりますが、その解釈についていかがお考えなのか。

抜本的なことについて、先ほど法に基づいてそれをするということができないから、それを求めると言っていますが、抜本的というのは具体的に何が抜本的なのか、私は示してくださいということを質疑しましたので、そこについてもお答えいただきたい。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

内田議員の質問にお答えいたします。

1点目の質問に関しては、申し訳ありません、おそらく見解の相違だと思います。あくまでもここに載っている内容をご精査いただきたいという思いでございます。

2点目、生存権に基づき保障されるというところですが、やはりハウジングファーストという考え方があるかと思うんですが、住まいあってはじめて人々は安心して生活ができるものだと思っておりますので、今回は原発という事故のもと、本来であればそこで暮らしていけるはずの人たちが放射能の影響によって出ざるを得ないという状況になってしまっているわけです。

から、やっぱりそういった方々への支援というのは、何度も言うように憲法が保障する生存権に基づき保障されるべきものであると思っております。

あと3点目の抜本的ということですが、あくまでもこれは国に対して求めるものであって、私とか請願人が具体的にどうこうというものではないというふうに思っていますので、その点をご理解いただければと思います。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

まったく理解ができません。まず私の言った、この政府の国会の文言でございますが、住宅支援の打ち切りはこれは福島であると私も考えておりますし、損害賠償についても先ほど私が審査会の内容を申しました。これが打ち切りということを証明できなければ、まずこの意見書は嘘の理由のもとに提案をしてきたということになります。われわれはこの嘘のもとに今からこの意見書案を審議しなければならないわけでございます。今、質疑ですから言っていますけども、これを証明できないようなものをなぜ出したのか、また分からないものをなぜ提出したのか。被災者の皆さんを本当に救済するとはどういうことなのか。法や決まりやいろんなあらゆるものを網羅して、アンケートでいう35%の皆さまをなんとか救わなければいけないのがわれわれの責務だと思います。それを提案していくのが。その提案が明確でないとか具体的なとか、だけどこの文書で分かってくれというのは納得いかないわけでございます。

最後になりますけども、それらについてどのようにお考えか、質疑3回目でございますから終わりますがお答えください。

○議長（中嶋新君）

質疑です。答弁を求めます。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

内田議員の質問にお答えいたします。

再々の返答で申し訳ありませんが、これに関しては見解の相違であって、私や請願者に関しては今回の措置が打ち切りだというふうに思っている、そういった思いでの記載になります。

以上です。

○21番議員（内田俊彦君）

議長、質疑に対する答弁を求めていますから、きちっとした答弁を休憩してでも私は求めたいと思います。

○議長（中嶋新君）

暫時休憩いたします。

再開は4時30分といたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時30分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

先ほど受けた内容でちょっといろいろ調べまして、原発事故被災者の救済を求める全国運動という団体が自治体に送った書類の中で、その用紙の中に政府は避難指示区域指定の解除、区域外避難者の住宅支援の2017年3月末打ち切り、損害賠償の2018年3月打ち切りという記載が調べたところ載っておりました。また2016年8月17日に日本経済新聞にもそのような報道があったということです。調べた限りではそういったことで載っていました。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

質疑ありますか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

今の栗谷議員の説明では、今おっしゃったことは政府見解ではないですね。どうですか。

○議長（中嶋新君）

確認ですね。栗谷真吾君、分かりますか。

答弁を求めます。

○1番議員（栗谷真吾君）

政府はということですので、政府の発表だと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

政府の見解だということと言い切るんでしたら、その根拠を出してください。お願いします。

○21番議員（内田俊彦君）

議長、暫時休憩を願います。

○議長（中嶋新君）

暫時休憩いたします。

再開は4時45分といたします。

○22番議員（秋山俊和君）

暫時休憩に賛成いたしまして、どうですか、5時開会で。延長して。どうでしょうか。

○議長（中嶋新君）

休憩の動議が出ております。

それでは暫時休憩。

時間を延長いたします。あらかじめ本日の会議の時間は延長いたします。

午後5時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 5時00分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

先ほどの質問に対してお答えをいたします。

確認のため福島県庁の生活拠点課、沖野さんという方に電話で確認をしました。その中で平成27年6月に2017年3月に支援を打ち切るということを国の同意の上で県が決定をしたということです。それが根拠になります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありませんね。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

そうしますと国に確認をしたということで、決定を国がしたわけでないから、この提案理由は間違いということによろしいですね。

○議長（中嶋新君）

（「議長。」の声）

今、質疑中です。

栗谷真吾君、答弁をお願いいたします。

○1番議員（栗谷真吾君）

国が同意の上と言っていることですので、国と県が決定したことだと認識しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

今、国が決定したことにはそれではないと思いますよ。だからそこをしっかりと確証を得るために私が聞いているわけですから、ぜひそのことを証拠づけるものが何かありましたらお願いします。今のは福島県庁の方がそういう話をしたということでしょう。国の見解で、国が決定したということで、これは提案理由を謳っているわけですから、ちょっとそれは難しいと思います。

○21番議員（内田俊彦君）

議長、注意しなければ。

○議長（中嶋新君）

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

どうも失礼しました。

○議長（中嶋新君）

失礼ではございませんよ。これはどういうことですか・・・。

1番議員、栗谷真吾君。答弁を求めます。

○1 番議員（栗谷真吾君）

首相官邸のホームページによると、平成27年6月12日に定例の閣議決定の中でそういった決定がなされたということで、その報告に併せ翌日の日本経済新聞にも18年3月で終了するというので記事のほうが載っています。

以上です。

○議長（中嶋新君）

いいですか。

○12 番議員（原堅志君）

議長、暫時休憩をお願いします。

（「暫時休憩をお願いします。」の声）

○議長（中嶋新君）

暫時休憩といたします。

時間は、

○12 番議員（原堅志君）

30分ぐらいお願いします。

○議長（中嶋新君）

暫時休憩。

再開は5時30分。

休憩 午後 5時04分

再開 午後 5時30分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

なお、手塚大泉総合支所長は一身上の都合により退席の申し出があり、これを許可したので報告します。

答弁を求めます。

栗谷真吾君。

○1 番議員（栗谷真吾君）

先ほどの質問に対してです。

首相官邸ホームページの平成25年12月26日、原子力損害に対する中間指針第4次追補という欄に住宅の打ち切りということの記載が載っております。それが根拠です。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君。

○22 番議員（秋山俊和君）

今の回答で政府だということの認識ができるんですか。回答が、どこにしっかりとした回答になっているのか、その政府だということの、私は認識できる回答を求めているんですが。

○議長（中嶋新君）

・・・秋山俊和君。

○22 番議員（秋山俊和君）

答弁が違うから答弁漏れだということでは言っているんですよ。違う答弁でしょう、今の答弁

は、ちゃんと私の聞いていることに答えてもらいたい。

○議長（中嶋新君）

質問を再度お願いいたします。

○22番議員（秋山俊和君）

だから政府がきちっとそのことを明示している、そのことの確固たる証拠をお示しくださいと、こういうことなんです。政府が言っているんだという。政府のきちとした。今のことは福島県の担当者に聞いた話を先ほどから言ったり、それから今、内容をなんか調べたようですが、そのことが政府の見解であるという認証ができないんですよね。政府の決定事項なのかどうか。それをお願いしたいんです。

○12番議員（原堅志君）

議長、暫時休憩をお願いします。

（「休憩をお願いします。」の声）

○議長（中嶋新君）

私のほうから。提案理由にある政府の原子力災害対策、次にある精神的賠償の2018年3月打ち切りというこの点についての質疑ですか。質疑ですね。栗谷真吾君、分かりますか……。

○22番議員（秋山俊和君）

議長、質疑中ですが、私の。質疑中でもあれですか。

○議長（中嶋新君）

この点の政府のという見解を。

○22番議員（秋山俊和君）

先ほどの、この区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切りについて、これが政府の見解かどうかを確認しているんですよ。政府の指示かどうか。

○議長（中嶋新君）

きちっと質問を。申し訳ない、秋山俊和君、再度きちっとお願いいたします。

○22番議員（秋山俊和君）

先ほど区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切りという、この提案理由が書いてあると、このことが政府の要するに指示である、要するに決定事項だということのその証拠たるものをお示しくださいと、こういうことなんです。そのあとに続くものも私はまだ聞きたいんですけども、今段階ではここを聞きたいんです。

○議長（中嶋新君）

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

再三申し上げていますが、首相官邸の平成27年6月22日の閣議決定において国がそういったことを言ったということです。それ以上のあれはありません。以上です。それが確固たる証拠だと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

今、栗谷議員が閣議決定とおっしゃいましたね。ではその文書がもうお手元にきっとあるん

でしょうね。閣議決定ということでしっかり認識しているわけですから。ですからそのへんの閣議決定の、政府の決定事項のそういったものが分かるものをお示してください。

○議長（中嶋新君）

暫時休憩いたします。

・・・栗谷真吾君、お手元にお持ちですか、資料は。ないですか。それで栗谷真吾君から時間を。今、質問をされているのは栗谷真吾君ですから。

○1番議員（栗谷真吾君）

6時15分でいかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

・・・では30分、6時5分といたします。再開を。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時35分

再開 午後 6時05分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

先ほどから質問を受けている件です。

この意見書に書いてある打ち切りというところですが、当初、私の調べでそれは打ち切りだということだったんですが、その後、内田議員、秋山議員から打ち切りではないんだよということでご指摘を受けました。

そういった関係で、ちょっと私がまだ議員になって間もないということもあり、そういう調べるところも不足していたということで、この部分に関して違う表現をしてしまったということに対して、まず訂正してお詫びのほうをさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（中嶋新君）

ちょっと今、確認ですけども訂正箇所、お詫びですね、訂正はできませんね。もう一度、正確にどの点が。

○1番議員（栗谷真吾君）

2017年3月の打ち切りというところが、われわれといいますか、私が調べた限りでは打ち切りということではあったのですが、その後、内田議員、秋山議員からご指摘があり、それは打ち切りではないんだよということでのご指摘がありましたので、その点の訂正をさせていただければと思います。あと誤りがあったことに対して申し訳ありませんということで謝罪のほうをさせていただければと思います。

○議長（中嶋新君）

では謝罪を受け入れます。

謝罪のみですね。発議ですので、内容の訂正はできません。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

大変申し訳ありませんけども、ただいまの件についてでございますが、まず政府が住宅の支援についての打ち切りという打ち出しではなくて、これは福島ということが正しい。そして精神的賠償の2018年3月打ち切りというのが、政府がしたかという、これはのちのちの、先ほど私が皆さまに紹介した会の中で打ち切りということではないということでございますから、まずは政府がこの住宅支援を打ち切ったわけではない。そして精神的賠償の、2018年3月の賠償というのもこれは打ち切りではない。これが正しい見解だと思いますので、間違っ  
てはいけないと思いますのでそのようにお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

よろしいですね、今の内容で。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、発議第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議あり。の声）

異議がありますので、この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第43 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたします。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第44 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査等につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

2月28日に開会されました本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

度重なる休憩で、執行当局におきましては大変時間を取らせ失礼いたしました。

以上をもちまして、平成29年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 6時12分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋 一成
議会書記	清水 市三